

平成 27 年

塩竈市議会会議録

(第154巻)

第4回定例会 12月8日 開会
12月18日 閉会

塩竈市議会事務局

平成 27 年 12 月 定例会 日程表

会期 11 日間（12 月 8 日～12 月 18 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
12. 8	火	本会議	会期の決定、諸般の報告、請願第 1 号、議案第 81 号ないし第 97 号、議員提出議案第 11 号、諮問第 2 号	1
9	水	休 会		2
10	木	”	総務教育常任委員会 10：00～	3
11	金	”	民生常任委員会 10：00～	4
12	土	”		5
13	日	”		6
14	月	”	産業建設常任委員会 10：00～	7
15	火	本会議	一般質問 13：00～ ①鎌田 礼二 議員 ②西村 勝男 議員 ③菅原 善幸 議員 ④志子田吉晃 議員	8
16	水	”	一般質問 13：00～ ⑤阿部かほる 議員 ⑥菊地 進 議員 ⑦浅野 敏江 議員 ⑧曾我 ミヨ 議員	9
17	木	休 会		10
18	金	本会議	委員長報告 13：00～	11

塩竈市議会平成27年12月定例会会議録 目次

(12月定例会)

第1日目 平成27年12月8日(火曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
特別委員会設置についての動議	4
趣旨説明	4
討 論	5
小 野 幸 男 君	5
菊 地 進 君	6
山 本 進 君	7
鎌 田 礼 二 君	9
採 決	10
諸般の報告	10
請願第1号	31
議案第81号ないし第97号	31
提案理由説明	31
総括質疑	49
浅 野 敏 江 君	49
伊 勢 由 典 君	51
小 高 洋 君	56
鎌 田 礼 二 君	61
今 野 恭 一 君	65
議員提出議案第11号	69
諮問第2号	69

散 会	70
-----	----

第2日目 平成27年12月15日（火曜日）

議事日程第2号	73
開 議	75
会議録署名議員の指名	75
一般質問	75
鎌 田 礼 二 君（一問一答方式）	
（1）来年度予算編成等について	75
①予算編成の重点は	
②定住人口増加に向けた取組について	
③浦戸架橋（寒風沢・宮戸間）について	
④国道4車線化と越の浦春日線について	
（2）市立病院について	76
①今期の見通しについて	
②今後の展開は	
（3）教育について	76
①全国学力テスト結果の対応について	
②いじめ対策と不登校への対応について	
（4）情報公開について	76
①情報公開の現状について	
②議会の見える化について	
西 村 勝 男 君（一問一答方式）	
（1）新魚市場について	92
①塩竈市魚市場完成までの取組について	
②完成後の魚市場運営経費と水揚目標（数量・金額）について	
（2）水産業振興策と課題	93
①水産加工業各種補助金の活用状況について	
②事業者が抱える経営課題と対応について	

③浦戸浅海漁業者への支援について	
(3) 今後の維持管理費について	93
①中央第2ポンプ場・越の浦雨水ポンプ場・藤倉雨水ポンプ場の維持管理費の予測される数値について	
(4) 新電力に対する市の取組について	93
①電力自由化に伴う新電力（特定規模電気事業者）の導入検討について	
(5) 地域コミュニティの再生について	93
①災害公営住宅完成後のコミュニティ形成支援について	
②高齢化に伴う町内会活動の支援について	
菅原善幸君（一問一答方式）	
(1) 生きる力を育む教育の充実	110
①インターネット依存対策について	
②いじめ防止の取り組みについて	
(2) 魅力ある都市空間の形成	111
①マリゲート周辺の観光拠点としての整備	
②本市北浜沢乙線及び付近の遊歩道整備について	
(3) 安全なまちづくり	111
①伊保石地区の雨水・排水計画について	
②バス路線以外の冬場の除融雪について	
(4) うるおいと魅力ある島づくり	112
①浦戸地域おこし協力隊の取り組みについて	
②ふるさとづくり推進について	
志子田吉晃君（一問一答方式）	
(1) 100円バスについて	126
①NEWしおナビ100円バスのルート拡大について	
②しおナビ100円バスの低床化について	
(2) 復興状況について	127
①全体的な復興状況の進捗について	
②災害公営住宅の建設状況について	
③仮設住宅の縮小化とその後の展開について	

(3) 浦戸架橋について	127
①取り組みの方向性について	
②アンケート調査の実施について	
(4) 教育について	128
①学力向上対策について	
②いじめ防止対策について	
③いじめ防止条例への考えについて	
(5) 市立病院事業について	128
①経営健全化対策について	
②産科の増設について	
③病院事業の将来展望について	
散 会	142

第3日目 平成27年12月16日（水曜日）

議事日程第3号	145
開 議	147
会議録署名議員の指名	147
一般質問	147
阿 部 かほる 君（一問一答方式）	
(1) エネルギー環境政策について	147
①市の再生可能エネルギー・省エネ施策の取組と効果	
②上水道システムにおける省CO ₂ 促進モデル事業について	
③低酸素型の融雪設備導入支援事業について（地中熱ロードヒーティング）	
(2) 観光・交流推進事業について	148
①みなと塩竈・ゆめ博について	
②広域観光の取組（松島との関わり）	
③離島地域活性化事業について	
(3) 放課後児童クラブについて	149
①市内、放課後児童クラブ運営の現況と課題	

②市内、放課後児童クラブの指針について	
③わらべ歌を通しての児童との心の交流実践の結果について	
菊 地 進 君 (一問一答方式)	
(1) 政治姿勢について	165
①財政について	
・行財政改革(収支不足)の考え方について	
・経常収支比率について	
②市立病院の運営について	
③魚市場の運営と卸売機関の一元化について	
④街の活性化	
・海岸通1・2番地区の開発について	
⑤100条委員会委員長報告について	
・ガレキ処理の金額数字の違いの修正について議会へどう説明するのか	
⑥地方創生の対応について	
・浦戸の活性化と高齢者対策	
⑦一億総活躍社会の実現について	
・未来を担う子供の教育について	
浅 野 敏 江 君 (一問一答方式)	
(1) 地域医療の充実	182
①塩竈市立病院が果たす地域医療とは	
②第2回塩竈市立病院事業調査審議会の内容について	
③地域包括ケアシステムとの連携について	
(2) 生活環境の充実	183
①住民トラブルの一因になっている野良猫等の市の対応について	
②殺処分0を目指す地域猫の活動について	
(3) 住まいと暮らしの再建	184
①被災者の住まいと暮らしの再建の現状	
②復興住宅での新たなコミュニケーション	
③ふれあいサポートセンターの役割と現状について	
(4) 安全な地域づくり	185

①地盤沈下地域の復旧の進捗について	
曾 我 ミ ヨ 君 (一問一答方式)	
(1) 産業振興に関わって	199
①汚染土壌処理施設建設計画について	
・その後の経過と塩竈市の対応について	
・塩釜港からの汚染土壌の搬出について、県との協議をどうされているのか	
②魚市場水揚げの取組について	
・新魚市場建設に伴う魚種選別機や電動フォークリフトなどの施設整備について (国・県の制度活用策について)	
・水産加工の原材料を取り巻く状況と確保策についての考え方	
(2) 公共交通運行拡充について	200
①市内100円バスの拡充についてその後の取組について	
②国・県の補助制度の活用について	
(3) 教育の充実について	200
①学校事務の共同実施の見直しを	
②学校図書の充実について	
・塩竈市の学校図書の現状と課題について	
・学校図書整備計画及び予算についての考え方	
・図書整備員の配置について	
(4) 保育行政について	201
①公立保育所の建て替えについて	
②保育料の算定方式の変更について	
・保育料基準がどうなるのか	
・保育料値上げにならない対策について	
③保育所の特別児童扶養手当を受けている障害児保育加算について	
散 会	216
第4日目 平成27年12月18日 (金曜日)	
議事日程第4号	219
開 議	221

会議録署名議員の指名	221
議案第81号ないし第97号、議員提出第11号（各常任委員会委員長議案審査報告）	221
討論	226
伊勢由典君	226
鎌田礼二君	228
採決	230
請願第1号（民生常任委員会委員長議案審査報告）	230
質疑	231
小高洋君	231
採決	232
議員提出議案第12号	232
議会運営委員会の委員の選任	234
議員提出議案第13号	234
議員派遣の件	236
閉会	236

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第84号	塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	原案可決	27. 12. 18
	議案第85号	塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	原案可決	27. 12. 18
	議案第86号	塩竈市個人番号カード利用条例	原案可決	27. 12. 18
	議案第87号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	原案可決	27. 12. 18
	議案第88号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	27. 12. 18
	議案第90号	平成27年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	27. 12. 18
	議案第93号	工事請負契約の締結について	原案可決	27. 12. 18
	議案第94号	工事請負契約の締結について	原案可決	27. 12. 18
	議案第95号	財産の取得について	原案可決	27. 12. 18
	議案第97号	塩竈市と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について	原案可決	27. 12. 18
民 生	議案第81号	塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	27. 12. 18
	議案第82号	塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決	27. 12. 18
	議案第89号	塩竈市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例	原案可決	27. 12. 18
	議案第90号	平成27年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	27. 12. 18
	議案第92号	平成27年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	27. 12. 18
産業建設	議案第83号	塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決	27. 12. 18
	議案第90号	平成27年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	27. 12. 18

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第91号	平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	27.12.18
	議案第96号	塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について	原案可決	27.12.18
産業建設	議員提出 議案第11号	塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興に関する条例	原案可決	27.12.18
	議員提出 議案第12号	塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決	27.12.18
	議員提出 議案第13号	環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意について慎重に取り扱うことを求める意見書	原案可決	27.12.18

塩竈市議会 1 2 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第1号	東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願	27.12.2	民 生	継続審査	27.12.18

平成27年12月8日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 1 号
受理年月日	平成27年12月2日
件 名	東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願
要 旨	<p>【請願の趣旨】</p> <p>生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度も継続するための財政措置を求め、国・県に対して意見書の提出を求めるものです。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>東日本大震災から4年7ヶ月が経過をしました。国が平成24年10月1日以降、既存の国の財政調整交付金の仕組みに変更するもとの、県と市町村は被災者の国保、介護保険、後期高齢者医療、障がい者福祉サービスの一部負担金の免除措置を被災者の対象を絞って継続してきました。被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しています。</p> <p>宮城県が平成27年4月に発表した、平成26年度の応急仮設住宅や民間借上住宅等入居者健康調査の結果でも示されている通り、後期高齢者の「病気がある人」の割合は85%を超え、「体調があまり良くない」と「とても悪い」は約30%に達し、「睡眠障害のある方」は80代女性が21%、病気のある方の2.6%が治療を中断しています。被災者は医療費等一部負担金の免除措置の継続を強く望んでおり、継続することを求めています。特に被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などによりいっそうの健康悪化が心配です。こうした状況を踏まえて、国及び宮城県は生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費等一部負担金の免除措置及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらずに継続するための財政措置を講ずることを求める意見書を提出することを請願いたします。</p>
提出者住所・氏名	<p>塩竈市錦町17番6号 塩釜地方労連気付 塩釜地域社会保障推進協議会</p> <p>代表幹事 内藤 孝 代表幹事 斉藤 規夫 代表幹事 虎川 太郎 代表幹事 太田 政興 代表幹事 福岡 眞哉</p>
紹介議員名	伊勢 由典 議員 曾我 ミヨ 議員

付託委員会	民生常任委員会
-------	---------

議員提出議案第11号

塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興に関する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成27年12月8日

提出者 塩竈市議会議員

伊 勢 由 典
小 野 幸 男
菊 地 進
阿 部 かほる
山 本 進
土 見 大 介

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄 殿

「別 紙」

塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の食習慣として生活に深く溶け込み発展を続けてきている、塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化（以下「塩竈の食」という。）の振興について、市民、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、本市の地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「塩竈の食」とは、地酒、海産物等の食材、菓子及び調味料で、本市において生産、加工等をされたもの並びにこれらを調理して提供される料理をいう。

(市民の理解と協力)

第3条 市民は、塩竈の食について理解と関心を深めるとともに、塩竈の食を食し、用いるなどその普及に協力するものとする。

(事業者の役割)

第4条 塩竈の食に関わる事業者（以下「関連事業者」という。）は、塩竈の食に関わる知識、技術、技能等の継承及び向上発展に主体的に取り組むとともに、その取組にあたっては、本市及び他の関連事業者と相互に協力するように努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、塩竈の食の普及に関わる事業、文化等の継承及び振興に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(塩竈の食の奨励)

第6条 関連事業者及び市は、会食を伴う会合等においては、塩竈の地酒による乾杯及びその他の塩竈の食の利用及び普及を奨励するものとする。

(情報発信)

第7条 関連事業者及び市は、塩竈の食に関する情報の発信に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第12号

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成27年12月18日

提出者 塩竈市議会議員

小野	幸男	菅原	善幸
浅野	敏江	西村	勝男
阿部	眞喜	阿部	かほる
山本	進	伊藤	博章
志賀	勝利	今野	恭一
菊地	進	鎌田	礼二
志子田	吉晃	土見	大介
伊勢	由典	小高	洋
曾我	ミヨ		

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩竈市議会委員会条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4人」を「6人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員に関する経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の塩竈市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）

の規定に基づき在職する議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の塩竈市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく議会運営委員会委員の残任期間とする。

（継続審査事件に関する経過措置）

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づく議会運営委員会に議会閉会中の継続審査事件として付託されている案件は、新条例の規定に基づく議会運営委員会に新たに付託されたものとみなす。

（提案理由）

議会運営のより一層の充実と円滑化を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

議員提出議案第13号

環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意について慎重に取り扱うこと
を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成27年12月18日

提出者 塩竈市議会議員

小野	幸男	菅原	善幸
浅野	敏江	西村	勝男
阿部	眞喜	阿部	かほる
山本	進	伊藤	博章
志賀	勝利	今野	恭一
菊地	進	鎌田	礼二
志子田	吉晃	土見	大介
伊勢	由典	小高	洋
曾我	ミヨ		

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の大筋合意について慎重に取り扱うこと
を求める意見書

政府は１０月２０日、日米を含む１２か国が交渉してきた環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の「大筋合意」を明かにしました。市場開放分野で全品目９０１８の９５％が最終的に関税撤廃されます。国会決議が交渉要件にしないと求めた農産物重要５項目（コメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖）５８６品目のうち１７４品目が関税を撤廃します。国会決議を遵守したものとは言えません。農業関係者から将来の農業を懸念する声が出されております。

水産業でもノリ、コンブ、ワカメ、ヒジキ、などは協定発効後即時１５％関税削減、メバチマグロ、ミナミマグロ、太平洋マグロも１１年後に関税撤廃、マス、ギンザケ、カツオも６年目に撤廃されます。関税撤廃後、海外から水産物が国内に入ります。地元浅海漁業やマグロやカツオの水揚げの多い塩竈の水産業にとっても将来、産業衰退が懸念されます。

日本では認められていない、食品添加物の承認を合意文書の中に入れており、遺伝子組み換え食品の表示義務も緩和されることになっています。したがって消費者にとって食の安全が脅かされます。また、将来的に日本の食料自給率が後退する事にもなります。

環太平洋連携協定「大筋合意」は最終ではなく、今後、協定文書作成、調印、批准の手続きを行わなければなりません。政府におかれましては、環太平洋連携協定の大筋合意を全文明らかにし、今後、協定文書作成、調印、批准の手続きを慎重に取り扱い、国会決議との整合性と国会での十分な議論・検証をすることをお願いし、下記の二点を要望します。

記

1. 環太平洋連携協定の大筋合意については、安易な批准を行わず、国会決議との整合性を十分に議論・検証するなど、国会において慎重に審議すること。
2. 担い手の意向を踏まえ、我が国の農林水産業の振興について万全の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年12月18日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて

(内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、経済産業大臣、財務大臣、
衆議院議長、参議院議長)

議 員 派 遣 の 件

平成 27 年 12 月 18 日

地方自治法第 100 条第 13 項及び塩竈市議会会議規則第 161 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 二市三町議長団連絡協議会 議員研修会

- (1) 派遣目的 研修会等出席
- (2) 派遣場所 松島町
- (3) 派遣期間 平成 28 年 1 月 29 日
- (4) 派遣議員 議員 17 名以内

平成27年12月定例会 12月8日 開会
12月18日 閉会

塩竈市議会会議録

平成27年12月8日（火曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

平成27年12月8日（火曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第1号
- 第 5 議案第81号ないし第97号
- 第 6 議員提出議案第11号
- 第 7 諮問第2号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

追加日程 特別委員会設置についての動議

出席議員（18名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小野幸男君 | 2番 | 菅原善幸君 |
| 3番 | 浅野敏江君 | 4番 | 西村勝男君 |
| 5番 | 阿部眞喜君 | 6番 | 阿部かほる君 |
| 7番 | 香取嗣雄君 | 8番 | 山本進君 |
| 9番 | 伊藤博章君 | 10番 | 志賀勝利君 |
| 11番 | 今野恭一君 | 12番 | 菊地進君 |
| 13番 | 鎌田礼二君 | 14番 | 志子田吉晃君 |
| 15番 | 土見大介君 | 16番 | 伊勢由典君 |
| 17番 | 小高洋君 | 18番 | 曾我ミヨ君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭 君 副市長 内形 繁夫 君

市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	水道部長	赤間忠良君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会委員長	柴田仁市郎君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会 教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	選挙管理委員会 職務代理者	平間邦子君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君
公平委員会委員	小倉和憲君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午後 1 時 開議

○議長（香取嗣雄君） 去る12月1日、告示招集になりました平成27年第4回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等をご持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番志子田吉晃君、15番土見大介君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は11日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

（「動議」の声あり）志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 特別委員会の設置を希望いたします。その動議を提案したいと思います。（「賛成」の声あり）

○議長（香取嗣雄君） ただいま10番志賀勝利君より特別委員会設置についての動議が出されました。この動議は1人以上の賛成がありましたので、志賀勝利君からの特別委員会設置についての動議の成立を認めます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の会議において特別委員会設置についての動議が提出され、1人以上の賛成者がありましたので、成立しております。

お諮りいたします。特別委員会設置についての動議を追加日程とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、特別委員会設置についての動議を追加日程とすることに決しました。



追加日程 特別委員会設置についての動議

○議長（香取嗣雄君） 特別委員会設置についての動議を議題といたします。

動議提出者の趣旨説明を求めます。志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀勝利でございます。

ただいま動議を出しました「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の設置」と「まちづくり特別委員会の設置」の2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の設置に関しまして趣旨説明を行います。

平成25年5月13日に東日本大震災復旧・復興調査特別委員会設置のための臨時議会を開催し、全会一致で設置が決まっております。この東日本大震災復旧・復興調査特別委員会においては、2つの要件がありました。

1つは東日本大震災に係る本市の復旧・復興について、2つに東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についての2点についてであります。

この件に関しましては、議員全員で構成する特別委員会で審査してまいりました。しかし、ことしの8月30日に市議会選挙が控えていたことから、1つの区切りとして8月3日に臨時議会を開催し、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の委員長報告を行い、この報告は全会一致で議決されております。この委員長報告には、調査事項に対する11項目の改善意見と重点分野雇用創出事業について、改選議員の方々に対する調査継続のお願いが盛り込まれており、全会一致で議決されております。

また、塩竈市は、東日本大震災から復興道半ばであり、あと5年程度は必要と思われま

復興を待ち望んでいる市民の皆さんから復興状況の問い合わせがあったとしても、議員として明確に回答できないのが現状です。議会として何ができるのか、特別委員会の中で随時状況を把握し、積極的に議論を重ねていく必要があると考えます。

以上、「前の東日本大震災復旧・復興調査特別委員会報告の調査事項に対する11項目の改善意見と重点分野雇用創出事業について」と「震災復興事業について」の2項目を審議する「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」の設置を提案したいと思います。

次に、まちづくり特別委員会の設置に関しまして趣旨説明を行います。

塩竈市の将来のビジョンとして長期総合計画がつくられておりますが、年々歳々塩竈市の活気は低下しているのが現状であります。活気あるまちづくりに必要な税収の根源となる水産振興策、商店街の活性化、港湾の振興策に関して、市当局から新たな解決策は提示されておりません。その結果が今日の水産業であり、水産加工業であり、商店街、港湾であります。

閉塞感が漂う我がまちを少しでも元気にするために、我々議員が一丸となり、議会として活気ある塩竈をつくるための市当局へさまざまな政策を提案することを目的とした「まちづくり特別委員会」の設置を提案いたします。

以上、塩竈の明るい未来に向けて2つの特別委員会の設置を提案いたします。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（香取嗣雄君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

特別委員会設置についての動議に反対者からの発言を許可いたします。1番小野幸男君。

○1番（小野幸男君）（登壇） 特別委員会設置の動議について、反対会派を代表し、反対討論を行います。

特別委員会設置については、平成27年10月15日付で市民クラブ鎌田礼二会長より議長へ申し入れがありました。この申し入れを受けて議長が11月19日及び11月25日に幹事長会議を開催し、各会派の意見を伺いながら慎重に協議をいたしました。

この2回の幹事長会議において、特別委員会の設置については、提案のあった調査案件について所管の常任委員会において対応を協議することが望ましいとの意見が大勢であり、所管の常任委員会での対応を検討することとなりました。こういった点から、この幹事長会議

の協議の経過を軽視するとともに、常任委員会の委員の権利を阻害しようとするものであり、このような動議に反対するものであります。

また、特別委員会の設置については、本来各会派が十分に検討できるような期間を考え、あらかじめ合意を求めていくべきものであり、その後議会運営委員会において十分に協議すべきものであります。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の設置についても、さきの議会では警察に告発しており、推移を見守るべきであります。

なお、議会は改選されており、改選前の事件は継続しないものであります。

よって、特別委員会設置の動議について反対するものであります。

○議長（香取嗣雄君） 次に、特別委員会設置についての動議に賛成者からの発言を許可いたします。12番菊地 進君。

○12番（菊地 進君）（登壇） 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会設置に賛成する会派を代表して賛成討論を行います。

ただいま反対者の方から、10月15日、我が会派から提案されたものを幹事長会議で協議をしていたと。しかしながら、幹事長会議というのは、各会派の意見の調整であり、結論を出すところではございません。それで、我々は、幹事長会議の報告を会派に持ち帰りました。しかしながら、我々は一議員、各議員の権利として、2名以上の提案で上程できるという議員本来の役割があります。それを我々は行使をして、何とか市民のためにまちづくりや復興を推進したいという思いで提案を、動議をしたわけでございます。

まず、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会は、まだ復興をなし得ていない被害者市民・住民のために議会として取り組むべき課題を調査・研究、復興へ確実な歩みと成長を見守り、事業を推進することにより、重要課題がありますので、市民のためにぜひ必要でないかなと思っております。

塩竈市全体の復興への確実な早期実現と復興により、さらなる塩竈市の発展をすることを推進目的としております。その結果、市民・住民に寄与すべき、市民・住民に信頼される議会の働きが重要と考えた次第でございます。

8月3日の東日本大震災復旧・復興調査特別委員会、100条委員会報告の臨時議会の委員長報告が全会一致で議決されており、議員一同心は一つ、委員長報告の可決を最大限尊重することと私は考えております。もちろん提起された問題、未解決の調査を解決して市民へ情

報を開示すべきであり、市民・住民の要望に応えるべきものと確信いたします。東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を設置すべきと強く強く要望したいと思っております。

先ほど前回の議会は継続はしなくていいんだと。それは大変、議会というのは行政もずっと流れています。議会も流れています。前議会で決めたことがなぜだめなのか、賛成したあなたがそれを否定するんだったら、あの当時反対すべきでないかなと私は反対者に強く問いただきたいと思います。私は、市民のために議会が活動することが本来の議員の役割でないかなと確信しております。それを前議会で決めたことが通用しないというんだったら、議会は何をすべきなのか、逆に伺いたい。再答弁をしていただきたいと私は思うくらいです。私は、市民の要望・意見をこの議会で反映して、住みよい塩竈を築くためにぜひとも東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の設置を願い、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

以上でございます。（拍手）

○議長（香取嗣雄君） 次に、特別委員会設置についての動議に反対者からの発言を許可いたします。8番山本 進君。

○8番（山本 進君）（登壇） ただいま提案者並びに賛成会派の方から種々ご意見いただきました。私は、今議論とされております特別委員会の設置につきましては、全て重要課題であることから、基本的には議会の総意でもって対応すべき重要課題であるというふうに認識はしてございます。地方自治法第109条4項におきましても、臨時・特定の事案についてはこの特別委員会の設置が認められております。過去、長期総合計画、あるいは市の経済対策、そういったような全市的な重要案件について当局とともにその施策を実現すべく議会として特別委員会を設置してきた経緯がございます。

ただ、そのまず前提として考えておかなければいけないことは、まず当市議会においては、委員会、常任委員会を設置し、それぞれ付託された案件について委員会活動が保障されております。これは議員の皆様にあえてご説明するまでもございません。

さきの9月定例会におきましても、各常任委員会につきまして、それぞれ閉会中の調査案件が上程され、議決されてございます。そこに現在上程されております東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の所管する内容、さらにはまちづくり特別委員会が所管する内容、全て産業建設常任委員会、あるいは総教、民生各常任委員会の権限でございます。

それでは、まずこの委員会の中で、この議論がされたのでしょうか。私は、それぞれの

個々の委員会、常任委員会の調査活動、委員会活動をまずは尊重するのが前提であるというふうに考えます。そして、調査研究を進める中で、これはどうしても一常任委員会の手には負えない、さらに広範なる議論をすべきだということから特別委員会、特別調査委員会を設置するというのが私は議会の常道ではないかなというふうに考えます。

それから、さきの議会の意志に新たな議会は拘束されると言いますが、私は基本的には議会の意志というのは、それぞれ議員の任期中のことであって、これは前回の議会の中でも、期間までの中で明確に打ち出してください。もしさきの議会において、どうしても新たな議会の中でこれを引き継ぐのであるならば、それは新たにやればいわけですから、決議したから後に構成された議会の議員もそれに従えという論法には私はならないというふうに考えております。

それから、議会というのは、私は基本的には議決機関であると。市の行政執行は、これは市の行政機関が全責任を持ってやるべきことであって、その行政が出されたものに対して可否を決する、これがまず基本であります。がしかし、議員には、法律で認められたそれぞれの自主的な調査権限がございます。それは大いに個々の議員としてなさって結構であります。それをまた議会の場で、この場で政策提言すればいいことであって、行政がしないから、じゃ議会がやろうと、それは私は筋違いだ。議会の本来の責務は、私は議決機関であり、そしてさらに政策をチェックし、そして正しい政策、そして政策実現のための加速をさせる、私はそれが議会の務めであるというふうに考えております。

確かに東日本大震災復興道半ばでございます。集中復興期間5年ということで、国もそろそろ手を引きかけております。がしかし、いまだに不自由な生活を強いられている方々はいらっしゃいます。もちろんそれは今提案者がおっしゃるとおり、議会としてこれらは最も大義、完遂させていかなきゃいけないという思いは全く同じであります。だとすれば、いわゆる所管の常任委員会が全力でもって取り組むことで実現できるのではないのでしょうか。

それから、先ほど議運の委員長が反対討論の中でも言いました。現在、さきの議会における100条調査の結果を踏まえて司直の手に委ねられております。これはその推移を見ながら議会としての態度を決めてもいいのではないのでしょうか。私はそう考えます。

それから、まちづくり特別委員会でございます。これはもちろん提案者をご指摘のとおり、今水産業を初めとして本市の産業が大変疲弊しております。今こそ業界と一丸となって未来にこの塩竈を引き継ぐための努力をしていかなければいけないというふうに考えております。

し、そのための特別委員会の設置も十分わかります。がしかし、前段申し上げましたように、まずは所管の常任委員会の中で、さらに個々の議員の有する調査権限でもっと調査活動、そして行動することで、その実現を図ってはいかがかと思えます。

それによりまして、私は現在今提案されております2つの特別委員会の設置については反対させていただきます。以上で反対討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、特別委員会設置についての動議に賛成者からの発言を許可いたします。13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 先ほど動議で提出されましたまちづくり特別委員会設置につきまして、これを中心に賛成する議員として代表いたしまして討論を申し上げます。

以前と比較し、現在の塩竈市は活気がないと思うのは私だけでしょうか。魚市場の水揚げ量の減少、かまぼこなどの練り製品生産量の減少、そして仲卸市場の店舗数も減少しております。定住人口も減少し、少子高齢化が進んでいます。浦戸については激減していると言ってもいいのではないのでしょうか。

また、本町や尾島町にはかつてのにぎわいは全くありません。現在進められている東日本大震災からの復旧・復興計画が完了したとしても、塩竈の活気やにぎわいが生じるとは思えません。

もちろん市当局は何ら策を講じていないわけではありません。しかし、選挙で選ばれた私たち議員は、このままでいいのでしょうか。私たちは塩竈に活気やにぎわいをもたらす政策をもっと積極的に提案していく必要があるのではないかと私は思います。特に、海岸通再開発に議員が積極的に参画すべきではないのでしょうか。私たち議員の意志を行政側に伝える手段として一般質問や3つの常任委員会があります。先ほど反対討論の中にこの常任委員会のことが出ました。確かに3つの常任委員会がありますが、それぞれの分野ごとであって、これについては、今回の案件につきましては、広範囲にわたるといふところがありますので、それには該当しないと私は考えます。

次に、議会は前と継続性がないというような話をされましたが、これは議会の継続性というのは保障されているものです。ですから、前で決まったやつが次の市長がかわれば違うとか、議会がかわれば違うというのはおかしい話であって、継続性というのがあります。議会の、行政の継続性。それをもともと行政マンだった山本議員が知らないはずはないと思わんですが、びっくりするばかりです。

そして、この二元代表制という、私たち地方議員は二元代表制なわけです。ですから、先ほどの中で、行政のチェックだということを言われましたが、なぜ二元代表という、二元、2つ同じ、これがついているのでしょうか。私たちであっても議案の提出もできますし、行政に参加することができる、保障されているのが二元代表制なんです。そんな意味で自分たちの議員の権限を放棄するような発言は私はおかしいというふうに思います。

そして、先ほどのお話の続きになりますが、私たち議員の意志を行政に伝える手段として一般質問や先ほど話した3つの常任委員会などがありますが、議案や政策に反映するまでには至っていないのが現状です。

本特別委員会は、塩竈の活気やにぎわいを取り戻す要素となる定住人口増加策、交流人口の増加策や水産業の活性化策、子育てや教育に関して住みたいまちづくりにつながる政策などを議員全員の意志として当局に提案する特別委員会としたいというふうに考えております。

どんな政策にしる、すぐに効果が出るとは思えません。少しでも早く検討に入り、少しでも早い対策が必要であると私は考えます。少しでも早く塩竈の活気やにぎわいを取り戻すよう、議員全員で取り組んでいきましょう。

以上、述べさせていただきましたように、塩竈の活気づくりのためのまちづくり特別委員会の設置について賛成することを表明し、多くの皆様のご賛同を賜り、塩竈がいつまでもこれよりもっともっと元気になることを願いつつ、私の賛成討論といたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。特別委員会設置についての動議についてお手元にご配付の資料のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立少数であります。

特別委員会設置についての動議は否決されました。



日程第3 諸般の報告

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第18号「車両接触事故による和解及び損害賠償の額の決定について」、専決第19号「車両損傷事故による和解及び損害賠償の額の決定について」、専決第20号「車両損傷事故による和解及び損害

賠償の額の決定について」、以上3件は地方自治法第180条第2項の規定により、12月1日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました例月出納検査の結果報告1件、並びに企業会計例月出納検査の結果報告1件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成27年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君） 専決18号、19号、20号、この3件について質問をさせていただきます。

まず、18号なのですが、学校での出来事になるわけですね、玉川小学校。ここは私も何度か訪れていて、かなり狭い場所です、事故もあり得るのは当然かなというふうにこれを見て、報告を見て思いました。このときに疑問に思ったのは、これはバックして来ているわけですが、これは1人で行ったものなのか、2人であれば本来であれば1人が誘導すべきようなそういった狭い場所なので、そういうことが必要ではないかというふうに思うわけですが、その辺、2人だったのか、1人だったのか、誘導は2人の場合しなかったのか、どうしてしなかったのか。

それから、ここ以前にも多分事故がありそうな場所なのですが、以前の事故の経過があれば、そういった過去にあったのであれば、わかるのであれば教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） それでは、私のほうから回答いたしたいと思います。

資料といたしましては、資料No.1の2専決報告の別紙つづり、その1ページに専決第18号玉川小学校関連の専決処分資料を載せておりますので、それをごらんいただきながらお聞き取りいただければと思います。

1ページのところに位置関係が載せておりますけれども、玉川小学校の校舎がございまして、正面玄関が中央に表示してございます。その前に駐車スペースになっている場所がありまして、その北側が市道というふうな位置関係にございます。

それでは、私から、まず事故を起こした経緯等につきまして述べさせていただきたいと思っております。

接触事故を起こしました車両でございますけれども、市民交流センター所管の車両でございます、図書館業務の一環として玉川小学校を訪れてございます。この業務の内容でござ

いますが、図書館業務の一つといたしまして団体への貸出業務というのがございます。これは学校であったり、保育所など、そういった団体が例えば学級文庫用の図書が必要ですよといったような場合に、その団体に対しまして市民図書館の図書を貸し出すというものでございます。それで、貸出冊数が多い場合であるとか、また定期的な利用をしている団体、この場合ですと玉川小学校でございますが、そういった場合には図書館側で選書をいたしまして配送を行っているというふうなそのような業務でございます。今回、この接触事故でございますが、この団体貸し出しの図書を届けるという目的のために訪れたものでございます。

当日事故を起こした状況ですが、8月28日10時過ぎに団体貸し出しの図書を積んだ車で職員2名で壱番館を出発し、玉川小学校に訪れております。それで、入り口が、この図面で申し上げますと左側の端から入りまして、正面玄関口まで進みまして、玄関前に公用車を駐車したということで、業務自体は積んでいた図書の荷おろしでございまして、その運搬用の箱がございまして、それを6箱につきまして荷おろしの作業をしたと。所要時間が大体5分ぐらいであったということでございます。

でありますので、先ほどのまず1つ目の質問でございまして、1人だったか2人だったかということにつきましては、2名で行ったところでございます。

それで、ご質問の中身の1人が後退の誘導をしていたかということでございまして、我々といいたしましても、安全対策のためにはまず配送業務2人で行くということと、それから後退する場合には1人が車からおりて、そして誘導するよというふうな取り決めといたしまして、そのようなルールづけはしていたところでございました。この際もそれに該当するわけでございますが、ちょうどその作業が終わりましたときにチャイムが鳴ったということで、担当していた者から言いますと、チャイムが鳴ったことによって授業が終わって学校の中からの動きも出てくるだろうということで、できるだけ早く敷地内から邪魔にならないところよというふうな気持ちが働いたということで、そのことよなことで誘導すべきところを誘導せず慌てたよな形で退出しようとしたという中で起きた事故でございまして、これにつきましては、以前からルール化しております、1人おりまして誘導するということを徹底していくということを再確認しているところでございます。十分な注意を払いながら業務に当たってまいりたいというふうに考えます。

それから、以前に同様なものはないかということなのですが、我々報告を受けているところでは同様なよな事故については把握していないところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君） ルール化されているけれども誘導はしていなかったということで、今後、そういったルール化を徹底していただきたいなというふうに思います。

そして、私はここで思うのは、先ほど冒頭で述べましたように、私も何度か行っているんですが、かなり狭い場所です。この場所に、この2列の、この図で表現されていますけれども、道路側、それから校舎側と両サイドに駐車場として設けていること自体が私はこれを見て間違いだなというふうに思うんですが、そういった考えはなかったのか。

それから、私は1列にして、どちらかにして、やっぱり職員やら何やらの駐車場はほかに確保すべきというふうに思うんですが、そういった考えはございませんか。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） まず学校の敷地の管理につきまして申し上げておきたいと思いますが、学校敷地の管理につきましては、関係法令の規定もございしますが、学校長が学校の敷地内の運用ということで、その中の一環として行っているところでございまして、玉川小学校につきましてもそのような運用がなされております。敷地内の有効活用ということで、学校の運営上、もっともいいように、また一方では安全を確保できるようにということで、玉川小学校の運営といたしましては、駐車スペースの区画割、そして学校業に携わる業者についての駐車スペースの確保、それからあらかじめ来校台数がわかっている場合には来校台数分のスペースを確保するというような対応策をとっておりまして、その中で現在運用しているということでございます。

今後につきましてでございますが、このような接触事故が起こらないように十分な留意をしていくということはもちろんでございますが、このような運用を十分に行って安全を確保していきたいというふうに考えてございます。これから玉川小学校の側とともに、教育委員会といたしましても、十分な安全対策を留意した運用がなされるように、まず留意して、注意して見ていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君） ちょっと私の聞き違いかもしれませんが、運用だけで済む話じゃなくて、私はやはり絶対的にこの駐車場の面積が狭いと。これを2列つけること自体が間違いだ

という、そういう考えのもとで話をしているんですけども、私も何か用事があって、来客する場所も、来客者がとめる場所もないという状況にあるわけなんです。そんなわけで、やはりこれはどちらか一方にすべきと思いますが、そういうことに考えは行きませんか。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 現時点におきましては、先ほどお答えしたようなところでございますけれども、なおこれから実際の駐車場の活用状況等も留意してまいりながら、なお注意をしてまいりたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君） なるべくそういった形でやるべきではないでしょうかね。来客がすつと入れるような、安全で、せつかくこういった学校に用事で行って狭くて置けなかったとか、置いたが帰りに冷や冷やするとかぶつけちゃったという話になると大変なことですから、私はそういう前向きの姿勢で考えていただきたいなと思います。

それから、専決19号、20号についてお伺いをしたいと思います。

両方とも、これは市の敷地内の、敷地といいますか管理下の落下、枝の落下やらそれから倒木になるんですかね、その辺の事故になるわけですが、この中で、これはまず一つはこれが枯れていたんではないかと思うんです。3ページ、別紙の専決19号になりますけれども、落下した桜の木の枝と書いてあるんですけども、これは葉っぱも何もついていないし、これは完全に枯れていたやつだと思うんです。これはまず枯れていたのかどうか。

それから、ここに市のほうに駐車場を置いているということですが、これで料金ももちろん取っているということですね、市のほうで。そういうふうには解釈されますが、その辺の実態はどうなのか。

それから、もう一つの、時間も余り私とっているとあれなので一気に言ってしまうと、やはり市の管理の仕方ですか、土地の管理の、これがどうなっているのか、まずいんではないのかなというふうには私は思うんですが、こういう市有地のこういった木やら何やのこの管理は、公園も含めてどういうふうになっているのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。一気をお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 19号、20号ということで、2つお尋ねいただきました。

基本的に19号のものにつきましては、市有財産として今財政課で管理しているものになり

ます。それから、20号につきましては、教育委員会所管の財産ということで管理をしているという案件になります。

まず19号でございます。これは、恐れ入ります、No.1の2の資料でいいますと2ページから3ページにかけてのところでございます。体育館横等の土地ということで、市の普通財産を東上の原町内会のほうへ駐車場用地としてこれは有償でお貸しをしている土地になります。それで、ここに桜の木があるということで、実はかなり老朽化をしているということで、町内会のほうからもちょっと伐採等についての要望がありまして、実は市のほうでもこの木を伐採すべく準備を進めておったところです。それが8月14日の大雨によりまして、駐車場に駐車していた自家用車に落ちて屋根を損傷したということでございました。ちょっと伐採のほうに間に合わなかったということもございましてこのような事故となったわけですが、その後、東上の原町内会のほうとも話をさせていただきまして、ここにあった桜の木、5本ほどになりますが、これについては伐採をさせていただいたという状況でございます。

市のほうで管理をしております普通財産、市内にかなり数も多うございますので、このような老朽化した木、老木化等が周りに影響を与えるという状況もございまして、私どもといたしましても、巡回をして、なるべくそのような危険性があるものについては事前に樹木の剪定、伐採などを行ってまいるといようなことをなお進めてまいりたいと考えているところでございます。

ちょっと教育委員会所管のことにつきましては教育部からお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） それでは、私から専決20号関連のことにつきましてお答えいたします。

玉川中学校の敷地内でありましたものでございますけれども、敷地内の管理ということでご報告をいたしますと、まず一つは木の伐採というふうなちょっと大きな作業になりますとなかなか日常的には難しいということで、通常は学校用務員が行っていたわけですが、年に4回程度市内の小中学校の用務員全員が集まりまして、共同でそのような樹木の伐採などの応急な作業を行っているというような状況がございます。

この事故が起こりました場所につきまして、本年度の共同作業ということで見回りはしたわけですが、環境整備ということで民有地周りの竹林の伐採をしたわけですが、樹木の点検、一本一本の点検と腐食状況の確認ということには行っておりませんで、そ

のようなことからこの樹木については共同作業の対象とはしておりませんでした。

今後につきまして、かなり広い敷地を持っている学校も多くございますので、敷地内の点検を専門的な目を持っている方に見ていただくような機会を定期的に持ちまして、安全確認に当たっていききたいというふうに考えております。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君） 19号の今宮の桜については、私は見て、いや伐採されちゃうのかなど気の毒に思っちゃうのですが、かなり立派な桜の木で、ちょっと伐採するのも寂しいなという思いがあります。枝を払うとか剪定をすとかでいけないのかなというふうにちょっと考えます。

それからあと、ほかもそうですが、昨年か一昨年の今宮町でやはり強風で枝が折れて高級車を損傷してかなり高い金額の事故もあったわけですが、そういう事故があったにもかかわらず、そう生かされていないのかなというふうに思うんです。ですから、今後、こういったことがないように、やはり樹木は成長するものですから、毎年、毎月といいますか、少なくとも半年か1年に1回は点検をしていただいて、ある程度剪定をすとかそういった対応で管理をお願いしたいというふうにご願いをして私の質問を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本 進君。

○8番（山本 進君） 私のほうからも、専決第18号ないし第20号について若干質問させていただきます。

ただいま鎌田議員が詳細にわたって質問されて当局の答弁を聞いておおむね理解したところでありますけれども、私としては、毎回公用車によるこのような事故がまた専決で報告されるのかというようなことで、非常に残念に思います。

そういう意味で、当局が当たり前のように報告されていることについて、何か公用車の事故が恒常化、常態化している、そういうふうに捉えております。ましてや教育委員会、玉川小学校の敷地内での事故は、当然児童がいるわけですから、そういったような不測の事態を招かないように、当然2人乗車ならば1名おりに安全確保するというような配慮は当然やるべきだったというふうに考えています。

これについては、私は教育委員会の答えは了としていますが、ただ関連して市長部局にお伺いしますが、これはいわゆる市有物件でもって賠償保険を掛けておるわけですが、昨年度の公用車の事故件数、それから賠償額、今年度の現在まで把握できる事

故件数、そして賠償額、わかっておりましたら教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 担当の財政課のほうから回答させていただきます。

まず今年度27年度ですが、現在まで、12月までということで、事故に関しましては一般会計、特別会計、あと病院、水道等も達しております。全体で公用車関係が12件でございます。昨年、26年度に関しましては9件ございました。

大きなところでの特徴としましては、やはり後方不注意、今回の事故と同様に何らかの誘因、要因はあるんでしょうけれども、後ろ側のほうをバックしてぶつけてしまうとか、そういった状況のほうやはりウェートの的には個々大きいというふうに分析しております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本 進君。

○8番（山本 進君） 賠償額は、総額。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 失礼いたしました。27年度は、現段階で1件ほどまだ継続協議中がございますが、それを除きますと87万2,368円、87万2,000円でございます。26年度に関しましては、82万7,169円、82万7,000円でございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） このように非常に最近公用車を起因とする事故が多くなってきているということで、私もさきの議会で申し述べましたように、やっぱり負の連鎖を断ち切らなければ、これは最悪の事態を招きますよというふうに私申し上げましたが、先週の金曜日、4日朝テレビを見ておりましたら、ニュースで、市内藤倉で交通事故があった。まさか市の関係じゃないだろうなと一瞬思いましたら、次のテロップには塩竈市の臨時職員が原因者だったと。被害に遭われた方に対して大変心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈りするだけでございますけれども、まさかが現実の事態を招いているということで、当局におかれましては、一遍の文書でなくて、やっぱりきちとした事故検証委員会なども立ち上げて徹底した事故原因の究明をすべきであると。決して原因者を責任を追及するのではなくて、なぜ起きたのかと。それは再発防止策を早急に立てて、それは全庁的に水平展開するというふうな姿勢が私は必要だろうというふうに思いますので、この点申し上げます。どうでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） ただいまは山本議員のほうから事故検証委員会を立ち上げて原因の究明、いわゆる負の連鎖を断ち切るべきだというようなご提案を賜りました。まず、この4日の非常勤職員の人身事故ということで、まずは議員の皆様方には本当にご心配をかけていることに対しまして心からおわびを申し上げます。

我々も、この4日の事故、夕方起きまして、真つすぐ次の朝一番、市長のほうからも指示がありまして、警察署のほうに私が参って、まずは陳謝をして、そして我々も新聞情報しかわからなかったものですので、まずは陳謝の上、事実の確認を行わせていただいたところがあります。被害者の方は、現在大学病院のほうで治療中で、容体は安定しているというようなことでありますし、こちらの事故を起こした非常勤の職員につきましては、4日の日に身柄拘束されまして、5日に解放されて、市のほうに報告に上がったというような状況であります。いずれこういった部分については、まだ我々については事実の確認を部分的にしきしていないような状況でありますので、改めましてご報告する機会がございましたら、議会のほうにご報告させていただきたいと思っております。

そして、今事故調査委員会を立ち上げたらどうだというようなご提案をいただきましたが、我々としてはまずはすぐにとった行動は、申しわけありませんが、正規の職員と非常勤の職員のいわゆる温度差が若干あります。我々は再三にわたって職員に対しまして綱紀の保持、安全運転の確保については、節目節目で出しておりましたけれども、なかなかそういった文書が非常勤職員の方々にしっかりと目に届くような状況にないような箇所もありましたので、今回は必ず非常勤の職員も判こを押して、こういったような通達、通知文書をきちっとまずは理解をするようにというようなことで、各課に5日に徹底したところであります。

なお、今後、事故究明調査委員会というよりは、我々は常々持っております労働安全衛生委員会、これは労使ともの委員で構成している職場の安全等々の委員会でございます。これは労働安全衛生法に基づく正規の委員会でございますので、こういったような委員会の中で事故の再発の防止、あるいは交通安全の普及、あるいは労働安全の普及につきまして確保してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。

若干気になるのは、1つは正規職員と非常勤職員の温度差と言いますけれども、これは市

民からすれば、すべからく地方公務員法に基づく職員でありますので、温度差があるからということでは理由にならないと思います。

それから、やっぱり交通事故を撲滅するために毎朝街頭で立たれているボランティアの方々がいるわけですから、そういう方々の啓発活動、啓蒙活動に対して冷や水を浴びせるような事故はなくすべきだというふうに考えます。

次に、専決19号、20号ですけれども、いずれもこれは市有地にある竹木の落下あるいは倒木ということで、いわゆる民法第717条第2項による無過失責任ですね。過失割合10割となっていますけれども、過失割合云々する前にこれは無過失責任だということになるわけです。特に、玉川中学校については、やっぱりこれも当然生徒もいるわけですから、生徒を巻き込まないでよかったなということで、先ほど鎌田議員がおっしゃられるように、やっぱり徹底したパトロールをして、そして枯れ木、あるいは倒木のおそれのあるものに対しては早急に撤去するというふうな手当てが必要だろうと。今回、そのための予算計上されておるようですけれども、それは市長部局についても同じことが言えるだろうというふうに思います。

さらに、これを契機にやはり今度は市の施設、市の有している施設等の老朽化、あるいは経年劣化を理由とする事故が発生した場合、これも当然無過失責任、賠償責任があるわけですので、定期的なパトロールはもとより、ただそういった施設の履歴、その更新記録、それから将来的な改修の計画、そういったようなものを立てる必要があるのではないかなど。

これは平成26年の4月に総務省で公共施設等総合管理計画の策定を義務づけておりますので、当然、現在策定中か、あるいは策定が終わったのかと思いますけれども、そうならば今度交付税の算定の基礎資料ともなりますので、今後、新たなものをつくるという時代から、今ある施設をいかに維持管理していくか、いわゆるメンテを中心としてやっていくか。そういう意味では非常に財政課長大変ご苦労するかと思いますけれども、財政上、非常に苦しい今後仕事が待っているわけですけれども、そういったただ市民を巻き込んだ不測の事態というものを回避していかなきゃいけない、そういう責任もありますので、これはぜひ定期的にやっていただきたいなというふうに思います。

以上で終わりますが、2月、先ほどの、先週の4日の件は別にして、それ以外、公用車に絡む専決報告がないことを祈って終わります。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君） 私のほうからは、諸般の報告の中で、監第30号とそれから第29号に関

連してお尋ねと、ある意味理解を深めながら質疑をさせていただきます。

そこで、まず第30号のところで、これわからないところがあるのでちょっと教えていただきたいというか確認の意味合いです。

1つは、監第30号の1ページのところをごらんになっていただくと、例えば公共用地先行取得事業会計で4億4,000万、北浜の土地区画整理事業の会計で9億5,000万、藤倉の同じような会計で5億3,000万で、いずれも収入済額はゼロになっております。つまり予算は現年度として立てたものの、まだ予算上は入っていないということがこの中での計算なのかなというふうに思います。

次に、それらも含めて、そうしますと、3ページのところで歳出の部というのがございます。監査のほうで出された資料の中では、公共用地先行取得事業、あるいは北浜の土地区画整理事業、藤倉の同様の区画整理事業がございまして、例えば7月、8月、9月と累計すると、例えば公共用地は3億4,000万なりの実際の支出済み、あるいは北浜のところという2億9,000万の支出済額、そして藤倉の土地区画整理事業の関係でいうと2億7,000万のこうした支出済額となっておって、素人目で考えると、予算があつて収入済額がないのになぜこういう金額が計上されているのか、ちょっと改めて会計の仕組み、あるいは財政運営の仕組みについてどのような形になっているのか、最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

まず、今のお話から出ました公共用地取得事業特別会計、あとは北浜地区及び藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計でございます。

まず、それぞれ予算現額のところには当初予算額とあと繰越予算の額の合算額がここは出ております。今の議員ご指摘のとおり、1ページの歳入のほうでは、その3つの会計、それぞれ今のところ歳入がゼロと。3ページの歳出のほうでは、3つの会計それぞれが支出が出ているというふうな状況でございます。

まず、公共用地先行取得事業特別会計でございますけれども、歳出の3億400万の内訳としましては、この会計は用地の公債費、地方債の残高を抱えております。その借りがえが生じております。当初予算でも説明させていただいたかと思うんですけれども、借換債としてはこの3億400万のうち2億6,470万円、それと通常の元利償還金として3,931万3,000円ということで、借りがえとあと公債費の元利償還金がここで歳出として発生しているというも

のでございます。

2つの区画整理事業に関しましては、言うまでもないことではございますけれども、事業の進捗等によりまして歳出が発生しているというものでございます。

一方で歳入のほうはなぜゼロかということではございますけれども、これは現金収支のほうの話になってくるんですが、通常の予算の場合ですと、例えば歳入歳出というのは常にプラス・マイナス・ゼロ、同額になっていると。この現金のほうに関しましては、あくまで実際に収入が発生した場合に当然数字として出てくるというものでございます。具体的に申しますと、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、先ほど申しましたけれども、借りかえですから、実際にあと借りるという行為が出てきます。あとは、一般会計からの繰入金ということで歳入が発生してくると。これは年度末に額が一定程度確定したらまず繰入金というのを歳入として受ける。あとは借換債の地方債に関しましては、1年間の時期の中でどこで借りたら一番得なのかというのを見据えながら財政課のほうで借り入れをしているというふうな経緯がございますので、歳出のほうは先行するけれども、歳入はそのタイミングで入ってくるということで数字がずれるということになります。

同じように、北浜地区と藤倉地区の区画整理事業に関しましても、これは事業実施の進捗によって、いわば額の確定によって最後に一般会計からの繰入金の歳入を受けるというふうな会計になっております。その繰入金に関しましては、一般会計からは繰出金になるんですけれども、その財源としまして、これ復興交付金事業ですので、塩竈市の復興交付金基金からの繰入金ですとか、あとは震災復興特別交付税、それが財源としてなっております。

つまり歳入と歳出はこういった形で時期がずれるというふうな中身になっております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君） 時期がずれたのは理解はしました。

そこで、そうした組み替えのいわば予算の執行というのは、どのような法規定なり、あるいは条例規定が運用されているのか、その辺を確認させてください。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

これは、1つの財布の中での数字のやりとりということで、地方自治法の第107条の第1項及び第2項第1号におけます会計管理者の権限でもって実施しているというものでござい

ます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そういう規定があるということですね。わかりました。

その次のページのところで、4ページですか、現金現在高調書というものがありますが、これは例えば前段述べたところで歳入のところでゼロだった。しかし歳出で、一方そのお金が入ってきたといいますか、借り入れをしてということなんだろうが、そういうことの関係で、この資料はどのように捉えればいいのか確認させていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 現金の現在高調書という形で一番最後のページに入っております。これらにつきましては、1つはいわゆる歳計、一般会計、特別会計含んだ形での現金での7、8、9月分の受け入れ高及び支払い高、あと残高という形になります。そのほかに歳入歳出以外の部分の現金、例えば職員の給料を払って税金分を預かると、歳計外の現金というものがああります。それも一応同じ財布の中で管理するという形になっておりますので、それらの現金の出入りの残高、あとは基金です。基金の残高の部分、そういったものの全てのトータルした現金の残高というものが、ここですと、9月末現在で一番右の下の442億というような数字になってくると。現在、市にある現金の総額全てという形、9月末現在の金額ということになります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） はい、わかりました。9月末現在で442億でしょうかね。現金としてある。わかりました。

1つの会計でのさまざまな出し入れというものは、事業執行の上では当然そういうことをやりながら事業の関係でおくらせないというのは理解はいたしましたので、その辺の関係について確認をさせていただきました。

次に、企業特別会計のちょっと資料を改めて見させていただきました。監第29号11月26日になっております。そこで、最初に病院会計のほうで素朴な疑問というか考え方なのでちょっと確認をさせていただきたいんですが、病院会計のほうで、1つは前年度の未収金収入の部でございます。4億3,000万ほどあって、9月執行で前年度の未収金で、これは6万円ですね。残金はそれほど変わりません。この4億3,000万の未収金というのは、改めてどういところの残金なのか、再確認をさせていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木市立病院業務課長。

○市立病院業務課長兼経営改革室長（鈴木康弘君） それでは、私のほうから前年度未収金についてお答えさせていただきます。

病院の医業収益のほうですが、基本的には2カ月おくれで診療報酬が入ってくるという仕組みになってございます。そういったことで、例えば2月診療分であれば4月ということで新年度になってから入ってくるというようなものになってございます。2月診療分、3月診療分を合わせまして27年度で入ってくるということで、前年度未収金が4億3,000万ほどの金額で入ってきたというような中身になってございます。

なお、前年度未収金の中につきましては、そういったおくれで入ってくる診療報酬のほか、まだ患者さんのほうからいただいていないというような未収金も入ってございますので、そういったところが9月のほうで6万円ほど入ってきたというような状況になってございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 診療報酬の2カ月おくれと。27年度には恐らくちゃんと入るのかなというふうに思います。

あと、一時借入金という項目がございます。前年末残高が1億5,000万円でしょうか、一時借入金収入の部でございます。あと、もう一つ、9月執行で2億4,000万。下段のほうにいろいろ説明は書かれているので、それぞれ水道でしょうかね、ないしは一般会計からの借り入れということ、一時借り入れですが、こうしないと病院事業の会計が回らないというのは理解はしますが、一時借り入れですから、期間は何年ぐらい、どのぐらいの条件なのか、ちょっと最初に確認させてください。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木市立病院業務課長。

○市立病院業務課長兼経営改革室長（鈴木康弘君） 一時借入金についてお答えいたします。

一時借入金につきましては、基本的には会計年度またがず1年以内の借り入れというふうになってございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。1年以内ね。そうすると、これは必ず1年後には返済すると、病院会計のほうから各会計、一般、あるいは水道会計のほうに戻すということの意味で捉えてよろしいわけですね。はい、わかりました。

引き続き支出の部で理解を深めていきたい上で、支出の部で一時借入金返済金額というのがございます。2億3,000万。これは上のほうで9月執行分で2億4,000万、下段のほうで支出の部で2億3,000万ですが、これはいつごろ借り入れたのか、あるいは一時借入金、いつごろの時期だったのか。あと性格ですね、会計の性格だけ確認させてください。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木市立病院業務課長。

○市立病院業務課長兼経営改革室長（鈴木康弘君） それでは、支出の部の一時借入金の2億3,000万についてのお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、杜の都信用金庫に平成27年3月30日から4月3日までの期間、この期間で借り入れをしたものになってございます。

なお、こちらにつきましては、4月3日の時点で償還をしているということで、こちらのほうに支出のほうの残高として記載されているというような中身になってございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。そうすると、病院会計のほうはさまざまなやりくりはしているものの、借入返済は滞りなくやっているというふうに捉えてよろしいわけですね。わかりました。

次に、水道会計のほうなんですけれども、水道のほうから大分借りているというのは、これまで決算なりでお聞きをしたわけですが、隣、次のページのところで、長期貸付回収ということで、9月執行分で1億5,000万でしょうか。これは水道の側からいいますと収入として入ってきたものというふうに捉えてよろしいかと思いますが、いつごろの時点のこの長期貸し付けだったのか。長期貸し付けのいわば条件はどの辺なのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 市立病院への長期貸し付けということで、これも平成19年3月から29年3月までの10カ年で2億円を金利年0.6%でお貸ししております、その償還金ということで、こちらにあります長期貸付金回収ということで、9月に1,500万円を収入として入れているものでございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 失礼しました。数字ちょっと間違えてしまいました。1,500万円ね。そうすると、返済としてはどのぐらい、長期貸し付けですので、さっきいつごろまでの期間

ですかというのは前段ちょっと漏らしたような感じがするので、どのぐらいの期間なのか、あるいはこれ今後病院のほうから大体単年度でどのぐらいの返済を計画しているのか、その辺だけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 先ほどちょっとお話ししたつもりでございましたが、平成19年3月から平成29年3月までの10カ年ということでお貸ししております。それで、これまで、平成27年12月現在でございますが、1億7,000万の返済をいただいております。それで、残り3,000万ございますが、これらの3,000万につきましては、平成28年3月に1,500万、あと平成29年3月に1,500万を返済していただく形の計画となっております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。そういう返済計画があつての会計のさまざまな監査を通つての支出行為だと、あるいは入ってきた行為だということですね。わかりました。病院経営もやはりどうも聞くところによると診療報酬の改定なども今政府筋で、あるいは社会保障制度審議会の中で議論されておまして、いずれの病院にとっても、なかなか厳しいのかなとは思いますが、双方、経営についてはひとつ万遺漏なく引き続き力を尽くしていただくことをお願いを申し上げまして、監査についての質疑を終わらせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 暫時休憩をいたします。再開は15時20分といたします。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） 私のほうからも、監査のほうの報告の第30号のことでちょっとお聞きしたいと思います。これは数字の中身じゃなくて検査の方法というところでちょっと質問させていただきたいと思います。

ここに検査の方法ということで書いてある、自治法第235条の4第1項ということなんですけれども、これは一時借入金のこととかですね。あと、その次の第235条の4第2項というのも、これも資金、現金と有価証券の管理方法とか、あと資金運用方法、それから第241条については現金出納で、これも基金の運用方法ということで、こういう主なものがやって

いるということで書いてあるんですが、これ以外の支出というのの検査方法というのはどういう形でやられているんでしょう。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 例月の出納検査のメインは、今お話ございましたように、検査の方法に書いてある項目を検査するという形になります。それとあわせて、会計のほうから検査の結果のところに書いてあります関係諸帳簿を出していただいて証書類の確認をするというような形での検査になります。

具体的に細い形でのご説明のほうがよろしいでしょうか。（「いや、まだいいです、今は」の声あり）先ほど言いましたように、諸帳簿、特に現金の残高とか、資金の流れ、公金の流れとか残高をメインにしてチェックすると。それにあわせて会計のほうで保管されている書類を提出していただいて、それを検査するというのが例月出納検査の中身ということになります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。市の場合は支出といっても、ほとんどが振り込みで一般的な領収書等発生することがないのかなと思いますが、また今までの特別委員会の中で言われていた委託業務、業務委託ですか。それと例えば、補助金の類い、いっぱい支出が、委託補助金、そういった業務の委託先が補助金をもらうためには、いろんな支出経費明細について証明するための領収書なりなんなりいろんな書類が補助金をもらうためには必要かと思うんですけれども、そういった委託先での書類のチェックとかというものについては、監査の場合は監査業務から外れているものなんでしょうか。それとも監査業務の中に入るものなんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） まず支出の関係ですけれども、ちょっと詳しくご説明させていただきたいと思います。予算がつきまして、市のほうとしていろんな事業をしたり、補助金出すのもそうですし、物を買ったりとか工事したりとかという形で、起工伺いとか購入伺いという形で、こういったような行為をするというまず意思決定をするという形になります。そして、それに基づいて入札をしたり、随契でやったり、いろんな形ですけれども、契約をして、そして金額を確定させて支出負担行為をとるという形になりますけれども、起こすという形になりますけれども、それで今回使う金額が確定されるという形に、まず前段そういうような契約になります。その後、工事が完成したり、納品されたりということで、完了届が出てきたりとか納

品書で納められると。その納まった後に、市のほうとしてそれを検査するという形になります。納品を確認するとか、竣工検査を行うとかという形での一定の確認がされると。そういった確認が終わった後に請求書を出していただくというのが、いわゆる執行部がやっている範囲がそこまでですということになります。その後は支払いのほうに移っていくという形になりますけれども、請求書と同時に執行部のほうで、市長部局といいますか執行部のほうで、今度は会計のほうに対して、この金額を払ってくださいという命令を起こすという形になります。請求書と支出命令という形で会計のほうに支払いを要求するといいますか、命令をするという形になります。ここで会計のほうでまずそれらの契約なり全ての書類というのですか、それをそろえてチェックするという会計での審査という大きな業務が会計のほうにはありまして、そこで審査をすると。書類を提出してもらって審査をすると。審査してオーケーになったものが支払いをするという形になります。それで、例月出納検査の中では、会計で審査した書類は担当課のほうに戻ると。会計に残っている書類は支出命令と請求書、あとは領収書も大体は振り込んだというあいつですけども、そういったものの書類を今度は監査のほうに上げてきてもらうということで、監査はその部分のチェックをするという形になります。ですから、監査が例月出納検査の中でチェックしている部分というのは、会計のほうで一定の審査がされて、それをクリアしたもの、そういったものの後の部分を例月出納検査では見て間違いはないかどうかというのをチェックしているのが監査の役割ということになります。

あとは、ちょっと補足という形になりますけれども、じゃその前段の書類は全然見ないのかという形になりますと、それは例月出納検査ではなくて定期監査の中で例月出納検査を見ながら、何かちょっと問題ありそうだとちょっと疑問があったという部分については、今度は定期監査の段階で書類を出していただいてチェックしていくという形のやり方をしているということになります。

先ほどちょっとありました領収書等について、こちらから市と契約をしている業者の方との直接のやりとりの領収書は当然市のほうにはあるという形になりますけれども、その先の部分については、必ず監査が見るという形にはなりません。ちょっとケース・バイ・ケースというのはあるかもしれませんが、第一義的には会計のほう、市の金を出して、それに対する領収は会計のほうにあると、そいつをチェックさせてもらうという形になっています。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、あと監査としては、例えば市の会計基準とか財務基準とかそういったものにとっって支払いが正しく行われたかどうかということのチェックまでは監査の業務に入るんでしょうか、入らないんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 会計規則とかそういった部分についての事務処理をちゃんとされているかどうかというところまでは見ております。入っています。見ています。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） じゃ、今見ているというお話だったわけですがけれども、具体的な話をさせていただきますと、例えば前回の9月の定例会で、重点雇用創出事業のところ、補助金もらっている会社の経費明細、経費について、担当課では領収書のチェックをすることなく補助金を支出していたというところは、これは業務違反に、規約違反になるのか、規約外なのか、その辺の見解をお聞かせいただきたい。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ちょっと具体的にそこの部分について今書類を見ているわけじゃないので、その領収書がこちら、市の公金の領収書なのか、そこから先の部分での領収書なのか、ちょっとそこ判断できかねますので、ちょっとお答えできないという形です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私の質問が悪かったかもしれませんが。一応補助金を出す場合、経費なんかの補助金を出す場合は、当然経費を、その支出を証明する領収書を見て確認して補助金がおけると私は思っているわけです。というのは4分の3の補助金を私の会社でもいただいたわけですがけれども、その際は結局そういう補助事業に関する経費なんかは全く別払いで、必ずその金額に合った領収書をそろえておかないと県の検査が通らなかつたんです。ところが、今回の雇用創出事業に関しては、どうもそういうことが一切なされていなくて、経費が、「担当課では先方の領収書のチェックはしていません」とこの前定例会で担当課長がお話していました。そうすると、そういう事業、県では一応完了検査というものが必要で、その際に領収書の突き合わせというのは必要なんですよという話をしている。ただ、塩竈市として財務規定なり会計規定なりでそういうのが必要ないんだとうたっていけば別ですが、という話があったわけですが、その点、監査としては会計規則とか財務規則にそういった外部に対しての補助金を出すに当たってそういうものが必要ないとしているのかどうか、ちょっ

とお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 補助金の話ということで、まず多分今回、今お話しになっているケースというのは、市の補助金の規則、もしくは補助金の交付要綱でなされている補助金ではなくて……（「県から」の声あり）県からの補助金の、県の規則の中でやられているということだと思います。それで、ちょっとその部分については、私自身、ちょっとまだ不案内なものですから、うちのほうでは具体的な要綱とか何かをチェックさせてもらわないとちょっとお答えできないというか、現段階ではちょっとそこまで資料持っておりませんので、ちょっとお答えできかねるという状態です。済みません。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 監査というのは、多分、簡単に言うと税金が正しく使われたか使われていないかというところのチェックをする機能だと思うんですよね。当局がちゃんとやっているかということだと思うんです。ということで、多分9月の定例会でも高橋監査委員はこの会議に出ていらしたと思いますし、そのときの私の質問の中でそういうお話をお聞きになっているかなと思うんです。「領収書を確認したのか」と言ったら、「確認しておりません」と。「人件費のほうは確認しております」というお話でした。だから、何回かそういうところのお話をさせていただいて、それで監査として、私はその後たまたま階段の前で高橋監査委員とお会いして、「この件について監査としてはどうされるんですか」というお話をお聞きしたら、「それは議会から言われたから、当局から言われたからやるもんじゃ、動くもんじゃない」というお話をいただきました。だけど一般的に考えて、そういった領収書もチェックしないで補助金を出したということになれば、これはやっぱり監査としたらそれなりの行動を起こすのがごく当たり前のことではないのかなというふうに私は考えるわけですが、それについては、いやそこまでは監査の範疇じゃないので監査としてはそこまでやりませんよというお考えなのか、そういうシステムなのか、ちょっとお伺いしたいと。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 監査は、基本的には監査のほうで判断させてもらって、やるかやらないかということは決めさせてもらうというのが原則だということは前にちょっとお答えしたといますか、とおります。それで、現段階で今志賀議員さんがおっしゃる中身について、いろいろお話としてはいろんな形でお伺いしていますけれども、ちょっと我々としてはまだ情報

不足なんだろうというふうには思っております。それで、今後情報をとりながら、議選の監査委員等含めながらご相談させていただいて、あと監査としてどうするかということは、あとちょっと情報が集まった時点ででもご相談させていただこうというふうには思っておるところです。今の段階では、ちょっとそれ以上のことはお答えしかねますので。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） どういう情報があれば行動に移せるのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） まず1つは、議会の中でいろいろな議論がされているということと、あとは実際定期監査間もなく参りますので、その書類を具体的に見させていただくということがあります。見てみたいと思っておりますので、そういった部分での見た後に、あと検討していくということになろうかと思えます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 既に前回の定例会から2カ月以上たちますね。そういう意味で、こういった問題というのはやっぱりクイックレスポンスが必要なものではないのかなと。大手電機メーカーでも、ああいった偽装決算というのですか、虚偽の決算をしてああいう社会的な問題が出たりするわけですし、監査法人が不正会計を見逃すという事例があり、そういったご時世でもありますので、そういったことをきっちりとやっぱりやっつけていかないと、なかなか正常な形に戻っていかないのかなというふうに私は感じるわけです。ですから、これからその定期監査があるからということで、そこまで待つのか待たないのか、それは判断はお任せします。ただ、現実的に先週の金曜日ですか、一応何か我々が要求した資料がやっと課長さん初め四、五人の方が来て見せていただきましたけれども、結局領収書は全部墨塗りで持ってくる。公共事業である以上、そして企業である以上、墨塗りの領収書を我々に持ってくるというその感性が私は非常に何考えているんだろうと思うんです。公共事業に携わった個人的な企業であると。個人情報の保護はないですし、これは明らかにしなきゃいけないということで弁護士さんの見解もいただいているわけですがけれども、そういった見解をこういった中で、ここの議場でお話ししているにもかかわらず、同じように墨塗りの領収書の束を我々に提示してくるということが今塩竈市の中で現実に行っているわけですよ。そうすると、もうちょっと監査の方に頑張ってもらえないと、そういうところの改善がなされないのかなと思いますので、今回この報告というところで監査の役目ということをちょっと質問

させていただきました。あとは、これで終わります。

○議長（香取嗣雄君） 次の方、ございますか。なければ、わかりました。じゃ、どうもありがとうございます。

これをもって質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第4 請願第1号

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、請願第1号を議題といたします。

今定例会において所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであります。

所管の常任委員会に付託をいたします。



日程第5 議案第81号ないし第97号

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、議案第81号ないし第97号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第81号から第97号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第81号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」ですが、現在、小学校6年生までが対象となっております、外来子ども医療費の助成対象を入院と同様に中学3年生まで拡大するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第82号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」ですが、平成29年4月1日より開始予定でありました、介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、1年前倒しをして平成28年4月1日より開始するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第83号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」ですが、浦戸桂島地区の災害公営住宅完成に伴い、附属する集会所を市営住宅条例に加えるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第84号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」であります。勤労青少年福祉法の一部改正により、同法第15条における勤労青少年ホーム設置の規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律「番号法」の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供等について必要な事項を定めるため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」であります。番号法の施行に伴い、個人番号カードの利用につきまして必要な事項を定めるとともに、住民基本台帳カード条例を廃止するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第87号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」であります。共済年金と厚生年金の一元化による地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、従前の補償内容と変更がないよう、引用法令等の整理を行うとともに表の構成の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第88号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部改正に伴い、猶予制度を条例で規定するとともに、文言の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。これは、国民健康保険税の医療保険分の課税額を引き下げするため、所得割額を100分の7.70から100分の7.20に、均等割額を2万8,000円から2万4,000円に、平等割を2万6,000円から2万4,000円に改めるなど、所要の改正を行おうとするものであります。1世帯当たりの平均改定率はマイナス6.05%となるものであります。

続きまして、議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」から議案第92号「平成27年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」であります。東日本大震災復興関連予算といたしましては、第13回塩竈市復興交付金事業計画の申請に基づきます東日本大震災復興交付金基金への積立金や浦戸地区災害公営住宅の集会所用備品を整備いたします「災害公営住宅集会所備品整備事業」などを計上いたしております。

また、通常事業といたしましては、子ども医療費助成制度の拡大に向けましたシステム改修費のほか、本市船籍の漁船に対し、簡易型の船舶自動識別装置及び自動体外式除細動器の設置費の一部を助成する「漁業乗組員救急救命推進事業」や市内道路の安全確保のための道路維持費などを計上しましたほか、平成27年度決算を見据えた決算整理を目的とした減額補正予算を含めまして、歳入歳出それぞれ16億229万7,000円を追加し、総額を512億3,685万円とするものであります。

主な歳出といたしましては、東日本大震災復興関連事業として、

1. 第13回東日本大震災復興交付金申請額の本市復興交付金基金への積立金として
19億3,778万4,000円

2. 同じく、浦戸地区災害公営住宅集会所の備品整備費として
270万円

また、通常事業といたしまして、

3. 子ども医療費助成の助成対象拡大に伴いますシステム改修費として
181万8,000円

4. 本市船籍の漁船に対しまして、AED及び簡易型AISを設置するための費用を助成する漁船乗組員救急救命推進事業として
83万円

5. 市道等の補修や清掃など市内道路の安全確保のための道路維持費として
500万円

6. 小中学校敷地内における倒木の危険性が高い樹木の伐採費として
286万円

また、決算整理に向けた減額としまして、

7. 平成27年度決算を見据え、国県補助金や契約額の確定などにより、事業予算の決算整理を目的とした東日本大震災復興関連事業、通常事業及び下水道事業特別会計繰出金の減額補正として
3億7,891万円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

第13回東日本大震災復興交付金申請額として
19億3,778万4,000円

漁船乗組員救急救命推進事業に係る市町村振興総合補助金として
41万5,000円

減額補正予算に係る財源であります震災復興特別交付税の減額補正として
3,195万9,000円

同じく、ふるさとしおがま復興基金からの基金繰入金金の減額補正として
1億6,474万6,000円

などを計上いたしたところであります。

債務負担行為につきましては、平成28年度以降の外部委託を目的としたマイクロバス管理業務委託及びしおがま子育て支援センター日曜開館業務委託、選挙人名簿登録制度見直しに伴う

選挙システム等改修業務委託の3件を追加するものであります。

また、地方債につきましては、決算整理に向けた減額補正といたしまして、災害援護資金貸付金の限度額を減額補正をいたすものであります。

次に、議案第91号「平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災復興交付金事業の越の浦地区下水道整備事業につきまして、決算整理に向けた減額補正といたしまして、財源であります一般会計繰入金の減額補正とあわせまして、歳入歳出それぞれ5,000万円を減額いたしまして、総額を100億881万5,000円とするものであります。

次に、議案第92号「平成27年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定につきまして、本市の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を前倒し実施をするに当たり、いきいきデイサービス事業及び老人福祉活動支援事業の業務委託に係る債務負担行為を新たに設定をいたすものであります。

続きまして、議案第93号及び議案第94号は、「工事請負契約の締結について」であります。

まず、議案第93号につきましては、「第9209号外6件寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事」であります。これは寒風沢漁港におけます物揚げ場、護岸、漁港道路、防潮堤、防波堤の災害復旧に係る工事請負契約であります。去る10月1日に一般競争入札の公告を行いましたところ、1社から参加の申し込みがあり、10月30日に入札を執行した結果、株式会社橋本店が18億7,704万円で落札し、11月11日に仮契約を締結をいたしたものであります。

次に、議案第94号につきましては、「藤倉二号雨水幹線築造その2工事」であります。これは、藤倉地区における雨水幹線整備のための工事請負契約でございます。去る10月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、4社から参加の申し込みがあり、11月20日に入札を執行した結果、ライト工業株式会社東北統括支店が4億6,332万円で落札をし、11月26日に仮契約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案を行うものであります。

続きまして、議案第95号「財産の取得について」であります。

これは桂島地区災害公営住宅第2期整備分の建物部分に係る財産取得でありまして、独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてきたもので、平成24年2月1日に基本協定を締結し、調査設計及び基本設計を行い、平成27年3月31日に譲渡予約契約を締結いたしました。

て、実施設計を進め、平成27年5月13日、建物工事に着手をしたところであります。

取得する財産といたしましては、木造平屋建ての長屋3戸及び集会所と戸建て2戸の合計5戸、延べ床面積381.72平米であります。

これまで都市再生機構と協議を進め、平成27年11月24日に取得金額が確定し、翌11月25日をもって取得金額1億9,854万1,800円で譲渡仮契約を締結したものであり、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき提案を行うものであります。

次に、議案第96号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について」であります。塩釜港旅客ターミナルの指定管理者について、選定委員会の審査を経て候補者となりました塩釜港開発株式会社を指定管理者に指定をしようとするものであります。

最後に、議案第97号「塩竈市と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について」であります。これは行政不服審査法の改正に伴い、裁決の妥当性を判断する独立した第三者機関の設置が必要となりましたが、その第三者機関事務を宮城県に委託するための協議を行うに当たり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長からそれぞれ説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） それでは、初めに、条例の制定、改廃の関係議案についてご説明を申し上げます。

お手元の資料No.2 定例会議案と同じく資料No.5 定例会議案資料をご用意をお願いいたします。まず資料No.2の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第81号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由でございますが、提案理由記載のとおり、外来に係る子ども医療費の助成対象を拡大するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正条例の施行期日でございますが、附則に記載のとおり、平成28年4月1日でございますが、経過措置に記載のとおり、この条例施行の日以後に受けた医療分から適用されることになります。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。

資料№.5の2ページをお開き願います。

子ども医療費の助成対象の拡大についてでございますが、まず1の概要でございます。2段落目に記載のとおり、現在、本市は宮城県の乳幼児医療費助成制度に加えて、本市独自の制度として外来は小学6年生まで、入院は中学3年生まで、医療費の窓口負担分を助成させていただいておりますが、今回、子育て支援のさらなる充実を図るため、平成28年4月から外来に係る助成対象を中学3年生まで拡大しようとするものでございます。

2の助成対象でございますが、外来については現行を12歳に達する日の属する年度の末日、すなわち小学6年生までを、拡大後は15歳に達する日の属する年度の末日、すなわち中学3年生まで拡大するものでございます。なお、入院については、現行どおり中学3年生までで、変更はございません。

3の受給者の数でございます。表の右側、平成28年4月の拡大後でございます。ゼロ歳から中学3年生までが4,944人でございます。このうち今回拡大しようとする中学1年生から3年生までは1,022人となる見込みでございます。

4の事業費でございますが、今回の一般会計補正予算では年齢拡大に伴う電算システムの改修費といたしまして181万8,000円を計上いたしております。

この議案をお認めいただきましたら、5の今後のスケジュール記載のとおり、来年4月に向けまして準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、この資料の1ページでございますが、新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご参照いただければというふうに思います。

議案81号については以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 私から議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」につきましてご説明をいたします。

恐れ入ります。資料番号2定例会議案の5ページをお開き願います。資料番号2の5ページでございます。

議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定に基づきまして来年1月から本市の各種事務手続において個人番号の利用等が行われ

ますことから、必要な措置を講じるため新たに条例を制定しようとするものでございます。

条文は6条から成っております、第1条で条例の趣旨を、第2条で用語の定義を、第3条で個人番号の利用等に関する市の責務を規定いたしております。さらに、第4条で個人番号の利用範囲を、第5条で特定個人情報の提供をできる場合についてを規定しております。

次に、ページを移りまして、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

第6条で規則への委任を定め、別表第1から第3において個人番号及び特定個人情報の利用、特定個人情報の提供ができる事務、その情報について規定するものでございます。

本条例の概要につきましては、恐れ入りますが、議案資料のほうでご説明をさせていただきます。資料番号5の定例会議案資料の8ページをお開きください。5の8ページでございます。

初めに1の本条例の制定の趣旨につきましては、前段にご説明をいたしましたとおり、法に基づきまして平成28年1月から本市の各種事務手続において個人番号の利用及び特定個人情報の提供が始まってまいりますことから、その取り扱いについて必要な措置を講ずるため新たに条例を制定するものでございます。

2. 条例の主な内容についてであります。

(1) 個人番号の利用の範囲についてであります、マイナンバー法は個人番号及び特定個人情報の不正利用等を防止するために目的外の利用を制限しております、利用できる範囲といたしましては、法で第9条第1項の別表第1というところで約100項目ほどの事務を列挙しております。これに加えて、さらに法の第9条第2項では、これに加えて地方公共団体が独自に条例で定める事務で利用することができることといたしておるものでございます。

今回市が条例で定めるものは、まず①個人番号の独自利用事務でございますように、アの塩竈市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務など3件の医療費助成事務の利用について規定をするものでございます。

次に、②同一機関内での特定個人情報の庁内連携でございますように、個人番号の利用により得られた特定個人情報を同一機関内で連携して利用する場合についても、やはり条例の定めが必要となりますので、アといたしまして前段①でご説明いたしました独自利用事務、イといたしまして法の別表第1及び別表第2に定められている事務についても規定をするものでございます。

次に、（２）の特定個人情報の提供についてであります。マイナンバー法では同一の地方公共団体の他の機関に提供する場合については、条例で定めることにより情報提供が可能となっておりますことから、法の別表第２に掲げております学校保健安全法による医療費用の援助の事務に必要な特定個人情報の提供については、市長部局から教育委員会へ提供できる旨を規定したものでございます。

３の施行日につきましては、平成28年１月１日といたしておるものでございます。

続きまして、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、また資料戻っていただきまして、資料番号２の定例会議案の８ページ、９ページをお開き願います。資料番号２の８ページ、９ページでございます。

議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」でございます。

マイナンバー法の施行に伴い、ご本人の申請によりまして平成28年１月から交付が始まります個人番号カードにつきまして、住民の利便性向上に資する独自利用、これを市が行う場合には法の規定により条例で定めることとなっております。

現在、市役所表玄関の横にございます証明書の自動交付機で個人番号カードを利用することができますよう、今回の条例を制定するものでございます。

条文は５条から成っております。第１条で前段申しました条例の趣旨を、第２条で利用事務といたしまして証明書自動交付機を利用した住民票の写し、印鑑登録証明書、その他の証明書の交付を受けるサービスを、第３条で利用手続といたしまして申請等の手続を、第４条でカード記録事項の安全管理を、第５条で規則への委任を定めております。

また、附則第１項で条例の施行日を来年１月１日、第２項で現行の住民基本台帳カード利用条例は廃止することになりますが、第３項の経過措置といたしまして既に交付されております住民基本台帳カードについては有効期間の満了まで利用できる旨規定をいたすものでございます。

議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」については、以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） それでは、続きまして議案第89号についてご説明をいたします。

お手元の資料No.2 定例会議案の26ページをお開き願います。資料No.2の26ページでございます。

議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」でございます。

この条例の改正理由でございますが、27ページの提案理由に記載してございますとおり、国民健康保険税の基礎課税額の引き下げ及び地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。

お手元の資料No.5 定例会議案資料の41ページをお開き願います。資料No.5の41ページでございます。

まず1の目的でございます。

国民健康保険被保険者の負担を軽減するため、国保税の医療保険分の基礎課税額の算定に係る税額を引き下げるものでございます。

あわせて地方税法等の一部改正に伴い、昨年の市議会6月定例会で議決をいただきました塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行日について所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)の国保税条例の一部改正でございますが、国保税の基礎課税額の税額改定といたしまして平均改定率マイナス6.05%、平均改定額が1世帯当たり年額で9,148円の引き下げを行おうとするものでございます。

引き下げの具体的な内容でございますが、税額の改定内容の表をごらん願います。

改正点といたしましては、区分の欄中、医療保険分の所得割を現行の7.7%から0.5ポイント引き下げまして7.2%とし、均等割は2万8,000円から4,000円引き下げまして2万4,000円、さらに平等割につきましては2万6,000円から2,000円引き下げまして2万4,000円に改正するものでございます。

下の表、医療分に係る軽減でございますが、区分の欄中、均等割の低所得者に対する7割、5割、2割の軽減適用時の軽減額を記載しております。下段の平等割につきましては、特定世帯及び特定継続世帯における税額もあわせて記載してございますので、ご参照をお願いします。

次に、(2)の塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、前段ご説明申し上げたとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

次、42ページをお開き願います。

3の施行日等でございますが、平成28年4月1日施行とし、平成28年度以後の年度分の国

保税につきまして適用を予定いたしております。

ただし、第2条の規定、地方税法等の一部改正に伴う改正部分につきましては、公布の日からの施行といたしております。

このページの下段には、参考といたしまして区分ごとの現行と改正後の比較表を記載しております。今回の改正は医療保険分のみであり、後期高齢者支援金分と介護納付金分の税額変更はございませんので、後ほどご参照お願いしたいと思います。

次に、43ページをお開き願います。

4の国保特別会計収支見通しでございます。税額改正後の平成30年度末までの国保特別会計の収支見通しを記載しております。表の上段に歳入、中段に歳出、下段には財政調整基金の残額を記載しております。

今回の税額改正では、次の3点を基本方針といたしております。

まず1点目でございますが、適用期間を平成28年度、29年度の2カ年とすること。2つ目でございますが、平成30年度に予定されております国保財政運営主体の都道府県移管に対応できるものであること。3つ目でございますが、都道府県移管後の平成30年度末における実質基金の残額を本市の財政規模から算出されます適正基金保有額であります約3億円を基準とすること。以上の3点を基本方針といたしておりますことから、平成30年度末の実質基金残額といたしましては、下段の表の最下段、右端に記載しております3億2,000万を確保するものとなっております。

次に、44ページをお開き願います。

5の税額改定後のモデルケースといたしまして、7つの課税モデルを記載いたしております。

この資料戻りまして37ページから40ページには新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご参照いただければというふうに思います。

議案第89号については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 続きまして議案第90号「一般会計補正予算」についてご説明をいたします。

同じ資料No.5の45ページをお開き願います。45ページでございます。

この表は、一般会計及び特別会計の12月補正後の予算額の総括表でございます。

今回補正いたします金額は、補正額の欄にございますように、一般会計では16億229万7,000円、下水道事業特別会計ではマイナス5,000万円、合計では一番下段にございますように15億5,229万7,000円となるものでございます。

これによりまして一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、その右側にありますように、773億4,195万8,000円となりまして、補正前に比べますと2%の増となります。

次に、一般会計の補正予算の概要につきまして歳出からご説明いたしますので、48ページ、49ページをお開き願います。48、49ページでございます。

ここでは歳出予算を目的別に分類しております。補正額の欄で費目2の総務費19億5,234万2,000円ですが、右ページ備考欄にございますように、国庫補助金等精算返還金は補助事業の実績報告に伴い補助金を精算・返還するための事業費を、東日本大震災復興交付金基金費は第13回塩竈市復興交付金事業計画に基づく復興交付金基金への積立金を、選挙管理委員会費は選挙年齢引き下げに伴うシステム改修のための事業費を計上いたしております。

このうち同様に各費目、主な内容を右側の備考欄でご説明をいたします。

費目3の民生費マイナス1億7,485万1,000円ですが、津波被災住宅再建支援事業、災害公営住宅等入居支援事業は決算見込みに合わせまして減額を行うものでございます。

1つ飛びまして、後期高齢者医療費は、平成26年4月から12月診療分までの後期高齢者医療一部負担金免除措置に係ります本市分の負担金を、子ども医療費助成事業は平成28年4月から外来に係る助成対象を拡大いたします必要なシステム改修のための事業費を、児童手当事業費は対象人数が当初見込みよりも増加したことに伴います事業費を計上いたしております。

費目6の農林水産業費マイナス8万2,000円ですが、広葉樹病虫害被害木伐倒事業は決算見込みに合わせまして減額をするもので、漁船乗組員救急救命推進事業費補助金は先ほども申しましたように、本市船籍の漁船に対しまして自動体外式除細動器や簡易型の自動船舶識別装置の設置を補助するための事業費を計上いたしております。

費目8の土木費マイナス1億2,880万円ですが、道路維持費は市道の補修等を緊急かつ適切に対応するため道路維持管理業務等の委託を増額し、下水道事業特別会計繰出金以下3事業につきましては、決算見込みに合わせました減額を行うもので、災害公営住宅集会所備品整備事業は復興交付金を活用いたしました浦戸地区各災害公営住宅の集会施設備品整備の事業費でございます。

費目10の教育費マイナス4,631万2,000円でございますが、小学校管理費、中学校管理費は小中学校敷地でございます倒木の危険性がある樹木の伐採に係る事業費を、埋蔵文化財（朴島）発掘調査事業は事業の見送りに伴いまして減額を行うものでございます。

次に、歳入の補正内容につきましてご説明をいたします。

前の46ページ、47ページをお開き願います。

費目10の地方交付税マイナス3,195万9,000円ですが、右ページ備考欄にありますように、復興交付金事業の減額補正に伴い、地方負担額に充当いたします震災復興特別交付税の減額でございます。

費目14の国庫支出金19億4,261万6,000円ですが、児童手当事業費に係ります国庫負担金の増、あるいは事業費の減に伴います児童扶養手当の減額補正、さらに第13回塩竈市復興交付金事業計画に基づきます東日本大震災復興交付金の増額などがございます。

費目15の県支出金マイナス5,008万6,000円ですが、漁船乗組員救急救命推進事業補助金の財源となります市町村振興総合補助金の計上のほか、事業費の減に伴います温暖化防止森林づくり推進事業補助金の減額補正などがございます。

費目18の繰入金マイナス2億8,736万7,000円ですが、今回の補正にて新規増額計上いたしました各事業に係る所要一般財源としての平成26年度決算の繰越金の計上でございます。

費目21の市債マイナス580万円ですが、災害援護資金貸付金の減額補正でございます。

この後の資料50、51ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載しております、また52ページには投資的経費の内訳書となりますので、後ほどご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） 続きまして、議案第90号「一般会計補正予算」のうち、復興交付金事業につきましてご説明申し上げます。

同じく資料No.5の53ページをお開きいただきたいと思います。53ページになります。

まず、第13回復興交付金事業計画に係ります申請内容につきましてご説明申し上げます。

1の採択見込み額の内容でございますが、交付金対象事業費は24億3,838万円でございます。事業費に対します復興交付金額、こちらは19億3,778万4,000円となっております、同額を東日本大震災復興交付金基金に積み立てる補正予算を計上してございます。

2の申請事業の内訳でございます。

No.1の海岸通地区震災復興市街地再開発事業の6億666万7,000円。こちらは平成28年度事業に係ります工事費並びに施工管理費に係ります復興交付金の対象費というふうになります。

No.2の清水沢地区災害公営住宅整備事業4億3,311万5,000円。こちらは計画戸数200戸から170戸にまず見直しをいたしました。建設費の高騰のほか、それから集会所並びに敷地内道路、緑地等の共同施設の拡充、こういったものを図りますために増額というふうになったものでございます。

No.3の錦町東地区災害公営住宅整備事業10億1,242万4,000円、こちらは計画戸数50戸から70戸に増戸の見直しを行ってございますほか、建設費の高騰に伴います増額というふうになったものでございます。

以上、合計20億5,220万6,000円、こちらの増額申請のほか、いずれも事業に効果促進の一括配分、こちらの20%分が認められますので、総額が24億3,838万円となるものでございます。これによります復興交付金事業の総額は、3の表の合計欄にありますように、582億3,006万2,000円というふうになるものでございます。

次に、54ページをお開きいただきたいと思っております。

本定例会に補正予算として計上いたします復興交付金事業の内訳でございますが、No.(1)の災害公営住宅集会所備品整備事業270万円は、今年度で完成いたします桂島、寒風沢、朴島、こちらの3地区の集会所用備品につきまして効果促進事業を活用して整備するものでございます。

No.(2)の新浜町杉の下線道路事業の5,000万円の減額、こちらは下水道事業のたび重なる不調によりまして今年度の着工が困難になったことに伴います減額ということでございます。

No.(3)の海岸通地区震災復興市街地再開発事業、こちらの3,500万円の減額は、再開発組合が2番地区に計画してございましたホテル棟の建設、こちらを見送りしたことに伴いまして、その実施設計費分に係ります補助金の減額を行うものでございます。

また、No.(4)の単独分につきましては、これはさきの6月定例会におきまして再開発組合からの要望を受けまして事務局長人件費相当額の運営費補助金を計上してございましたが、今般ようやく着任される見通しになったということに伴いまして、不用となった月数分を減額するというものでございます。

No.(5)の越の浦地区下水道整備事業の5,000万円の減額は、これは議案第91号「下水道事

業特別会計補正予算」ということとなりますが、各工事の発注が完了したことに伴いまして、入札差額等の精査によります減額補正というものでございます。

以上、本定例会におきまして、復興交付金事業進捗に伴いまして事業費の精査を行うというものでございます。

補正予算に係ります復興交付金事業計画の説明は以上となります。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 私からは、議案第93号「工事請負契約の締結について」、ご説明申し上げます。

資料番号2の28ページをお開き願います。28ページでございます。

工事名は23年災 第9209号外6件寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事でございます。

2の工事概要については記載のとおりです。後ほど別資料にてご説明をさせていただきます。

3の契約の方法は一般競争入札。

契約金額は18億7,704万円で、契約の相手方は株式会社橋本店でございます。平成27年10月30日に入札を執行し、11月11日付で仮契約を締結しておるところでございます。

次に、工事の内容についてご説明をいたしますので、資料番号5の62ページ、A3のとじ込みの資料でございます。62ページ、ここから66ページまでが関連する資料となりますので、ご用意方、お願い申し上げます。

まず62ページでございます。寒風沢漁港の配置図でございますが、図面上で赤く塗られている箇所が今回工事を実施する箇所になります。黒塗りの箇所は既に工事を施工した場所、青は今後発注する箇所、黄色は復興交付金事業として別に工事を行う箇所を示してございます。

63ページから65ページにつきましては、物揚げ場や護岸、防潮堤、漁港道路など施工箇所ごとの断面図などを記載しておる資料でございます。それぞれの図面に付記しました丸数字、この丸数字が62ページの平面図の丸数字と対応して、その箇所を示してございます。

恐れ入りますが、62ページをもう一度お開きいただきたいと思っております。

今回、防潮堤につきましては、延長で510.6メートルを整備することにしておりますけれども、南地区と北地区で堤防高が異なっております。この図面のちょうど中ほどに赤と黄色の線の下の方に引き出し線がございます。小さく⑩とあるところがございますけれども、ちょうど中ほどでございますけれども、こちらの⑩の左側のほうに引き込み線で矢印が向かって左側に向かってT.P. プラス4.3メートルと書いてある箇所がございます。ここから左側が4.3メー

トル、向かって右側のほうはT.P.3.3メートルというふうになりまして、その中央部分の18.4メートルの部分がすりつけ区間となっているところでございます。

これを平米、図面的にごらんいただきます場合には65ページのほうをごらんいただきたいと思っております。65ページの左下、⑩の図面でございます。65ページの左下、⑩でございます。この⑩には今申しあげましたすりつけ部分の詳細図ということで記載しております。ちょうどやはり向かって左側が4.3メートルで来まして、中ほどで右肩下がりで落ちまして、そこから右側がT.P.3.3メートルの高さということで整備されることとなります。

また、このページでございます⑨、⑩、⑫という図面につきましては、それぞれ箇所ごとの防潮堤の断面図ということになります。

また、66ページには工事契約台帳ということで添付しておりますので、後ほどご参照いただければと思っております。

議案第93号につきましては、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） 続きまして、議案第94号「工事請負契約の締結」につきましてご説明申し上げます。

資料No.2の29ページをお開きいただきたいと思います。

工事名は、27-復・交 藤倉二号雨水幹線築造その2工事でございます。

工事概要につきましては、後ほど議案資料のほうでご説明申し上げます。

契約方法につきましては、一般競争入札にて業者を選定してございます。契約金額4億6,332万円で、ライト工業株式会社東北統括支店が落札し、11月26日に仮契約を締結してございます。

契約期間は平成29年3月31日までとしてございます。

それでは、工事概要につきまして、資料No.5のほうで説明いたします。

資料No.5の67ページをお開きいただきたいと思います。

この図は、雨水幹線の平面図を示してございまして、まず図面の左上の工事概要をごらんいただきます。管路施工でございますが、455.7メートルを施工延長といたしまして、施工場所の地質、それから施工範囲及び経済性などを勘案いたしまして、今回は4つの工法、これを用いて整備するものでございます。

まず、①及び②の施工箇所、こちらは図面の右側のほうにございますように、区画整理区域内と一部藤倉一丁目地区の区間でございまして、軟弱地盤に対応するため合わせました延長が206.3メートル、これを推進工法によりまして整備いたします。③番の上流部になりますが、こちらのほうは地盤対策、あるいは地下水対策といたしまして、延長141.4メートルを、これは沈理工法により整備をいたします。

それから、④番、こちらのほうは上流部で地盤も安定してございますので、延長108メートル、こちらを土留開削工法によりまして整備いたします。

それから、組み立て式人孔としましては7カ所ということで設置いたすものであります。

なお、図面の白い部分がございますが、これは既に発注済み、あるいは完了している箇所ということになります。

左下のほうの横断図をごらん願います。こちらは藤倉一丁目地区の上流部でございまして、口径が1,350ミリ、こちらの管を深さ約2.4メートルに整備するものでございまして、右側の藤倉二丁目地区の下流部のほうでは口径が1,500ミリというふうに大きくなってまいりますので、そちらのほうの深さは約3メートルから4メートル、こちらのほうに整備するというものでございます。

今回の工事によりまして、藤倉区画整理地区並びに藤倉一丁目地区を含めました新浜町杉の下線の下水道工事の発注が完了いたしまして、工事完成後は道路整備工事の本格実施につながっていくということになります。

68ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうは入札経過等を記載しました工事契約台帳でございまして、こちらのほうはご参照いただければというふうに思います。

説明は以上というふうになりますが、本工事は藤倉地区のライフライン整備でございまして、ぜひご賛同賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第95号「財産の取得について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.2の30ページをお開きいただきたいと思います。資料No.2の30ページでございまして。

こちらは、桂島地区災害公営住宅の2期分の取得でございまして、被災者の生活再建を支援するための災害公営住宅を取得しようとするものでございます。

1の財産の種類、こちらは建物でございまして、下の表のとおり、3号棟から5号棟までの

戸数5戸、こちらの5戸の住宅と、それから集会所を取得しようとするものでございます。

2の取得金額は1億9,854万1,800円でございます、3の相手方は独立行政法人都市再生機構ということになります。

では、取得内容につきまして、資料No.5のほうでご説明申し上げます。恐れ入ります、資料No.5の69ページをお開きいただきたいと思えます。

まずこちらの図の左上の位置図のその下のほうに配置図がありますが、こちらをごらんいただきます。

位置につきましては、南側は本年2月に入居開始となりました桂島1期分の住宅、北側には浦戸ステイ・ステーションに、それに挟まれました旧浦戸第二小学校の校庭という場所になります。建物の内訳でございますが、住宅5戸及び集会所で、延べ床面積は381.72平方メートルというふうになります。

右側の平面図をごらんいただきたいと思えます。全棟木造平屋建てでございます、下段の3号棟、こちらは2DK3戸の長屋となります。また、長屋には、右側のほうに集会所、こちらを併設してございます。3号棟の図面に、ちょっと見づらいですが、縦の斜線がございます。実はこれがそれぞれの世帯を区分しますいわゆる界壁を示しております、集会所並びに3戸の住宅が縦に配列されているというふうな位置関係になります。

図面上の4号棟、それは3DK、それから5号棟の4DKは、これは戸建てタイプの住宅となります。

なお、右側のほうにございます自主再建用地でございますけれども、こちらは既に住宅が完成しまして、今月にはご引っ越しということで伺ってございます。

災害公営住宅の特徴といたしまして、これは高齢者への配慮といたしましては、まず玄関までこれは全戸スロープをしてございます。また、引き戸の採用でありますとか、浴室への段差の解消、それから島民の皆様のご要望を受けまして神棚なども設置してございます。

今後でございますが、取得の議決をいただきますれば、早速今月下旬から入居を開始してまいる予定でいたいというふうに考えてございます。

なお、各ご都合にも合わせながら、できるだけ早く入居の手続を完了させてまいりたいと考えてございます。

70ページにつきましては、取得金額の内訳というふうになってございます。こちらのほうはご参照いただければというふうに思えます。

説明は以上となります。今回は甚大な被害を受けました浦戸地区災害公営住宅の全てが完成いたすものでございます。長くお待たせしました災害公営住宅の取得でございます。ぜひご賛同賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 続きまして、議案第96号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について」、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号2の31ページをお開き願います。31ページでございます。

議案第96号塩釜港旅客ターミナルの指定管理者につきましては、現行の指定管理業務が平成28年3月31日までとなっておりますので、次期指定管理者の指定について提案させていただくものでございます。

1の施設の名称は、塩釜港旅客ターミナル（マリンゲート塩釜）でございます。

2の指定しようとする団体は、現在の指定管理者でもあります塩釜港開発株式会社でございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

次に、資料番号5の71ページをごらんいただきたいと思います。資料番号5の71ページでございます。

71ページには、塩釜港旅客ターミナルの指定管理者候補者の概要といたしまして、塩釜港開発株式会社の概要を記載させていただいております。

同じく右側の72ページのほうには、塩釜港旅客ターミナル指定管理者候補者の審査結果についてということで、選定の経過、あるいは審査方法などについて記載をさせていただいております。

1の経過にございますとおり、10月5日に行いました募集に関する説明会には2団体出席をいただいておりますが、翌23日、1団体からの申請を受理し、28日には1社からの応募ということで、プレゼンテーションと選定委員による審査を経て、今回提案させていただいております塩釜港開発株式会社を指定管理者の候補者として選定をいたしておるところでございます。

次の73ページのほうには選定基準項目と評価点数が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、74ページ以降は参考資料といたしまして、74ページは募集要項、78ページには管理仕

様書、さらに82ページにつきましては、現在の指定管理者によります指定管理業務の実施状況及び管理施設の利用状況について記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） これより議案第81号ないし第97号の総括質疑に入ります。3番浅野敏江君。

○3番（浅野敏江君）（登壇） 議案第81号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」並びに議案第90号「平成27年度一般会計補正予算」のうち、子ども医療助成事業費について総括質疑を行います。

子ども医療費の助成に関しましては、塩竈市において平成26年度から外来において小学校6年生まで医療費が助成されていますが、今回、中学3年生まで助成される議案が提出されました。

去る11月24日に市長に対しまして私たち公明党会派といたしましては、子ども医療費の助成拡大の要望書を提出させていただきました。早速の条例改正の議案の提出に心から感謝申し上げます。

そこで、3点お聞きいたします。

今回、子ども医療費を中学3年生まで拡大した場合の財源は、基金からの繰り入れと考えますが、どの基金からの繰り入れで、残高についての見通しは心配ないのか、まず伺います。

また、今回、中学3年生まで年齢を拡大することにより、助成対象の子供の数がふえることは先ほどご説明で伺いました。今後、この事業を継続するに当たり、子供の数がふえていくのか、またその点についてどのような見通しをお持ちなのか、お聞きいたします。

さらに、現在、宮城県は乳幼児医療費助成として3歳未満児までしか対象としておりません。私たち公明党会派といたしましても、さきの要望書にも挙げさせていただきましたが、市長におきまして宮城県に対し助成の拡大を行うよう強く申し入れをしていただきたいと思います。その点、市長のご決議をお伺いいたしまして1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴、特にありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまの浅野敏江議員からの子ども医療費助成に関する3点についてお答えさせていただきます。

まず、本市が独自に実施をいたしております子ども医療費助成の財源についてのご質問であ

りました。本市では、医療費助成拡充の財源としてふるさとしおがま復興基金を活用しておるところでございます。今後の医療費助成の財源についてであります、当面はふるさとしおがま復興基金を活用していくことといたしておりますが、ご質問のように限りのある財源であります。対象児童数や医療費助成費用の推移を見きわめながら事業運営を進めてまいりたいと考えておりますが、ご質問のとおり、国・県に対しましては、今後とも医療費の助成に対する支援の拡充を求めてまいりたいと思っております。できますれば、宮城県内の全ての児童生徒がどこにおりましても同じ助成が受けられるという形で本来はあるべきではないのかなというふうに考えておりますので、なお強く要望をいたしてまいりたいと考えております。

次に、医療費助成の受給対象となります子供さんの推移についてのご質問でありました。残念ながら、毎年本市におきましては、児童生徒数が緩やかな減少傾向をたどっています。平成28年4月時点では、来年のこの子ども医療費開始時期には、5,900人程度になるものと見込んでおります。そのうち平成28年度の子ども医療費助成の受給者見込み数であります、4,944名であります。その差の方々については所得制限がかかっているということでもあります。

なお、これから先のご質問でありました。今日までも100名前後程度の減少が続いてきているという状況であります、当面、今後とも減少傾向が続くのではないかとこのように考えているところであります。

次に、議案第90号であります。この子ども医療費助成に関するシステム改修費用についてのご質問でありました。181万8,000円ありますが、これらについては全て単独費という扱いになります。本来でありますれば、こういった質的な改善を図るものについては、できますれば国なり県から助成が受けられればと思っておりますが、残念ながらこういった部分については単独費で対応せざるを得ないという現況でありますことをご説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 大変ありがとうございます。子ども医療費となると、一般会計からと思っておりましたが、こういったのにふるさとしおがま復興基金を活用してということで、塩竈独自の財源の中からこのような繰り出しをしていただければということは大変ありがたいんですが、今市長がおっしゃったように、宮城県のどこに住んでいても子供たちが安心してできるということで、やはりさらなる知事への要望を市長のほうから言っていただきたいと思いますと思っております。

私のほうからの質問は以上でございます。大変ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表しまして議案に対する総括質疑を行います。

質問の第1点は、議案第82号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」についてお聞きをします。新年度から介護予防・日常生活支援総合事業が実施されます。そこで、次の2点についてお聞きをいたします。資料No.5によれば、訪問看護・福祉用具貸与、希望者への貸与は介護予防によるサービス、訪問・通所・その他生活支援サービスを事業で行うとしております。議案No.5にある内容は理解するものの、次の点について、その上に立って質問いたします。

1点目は、平成29年4月1日を1年前倒しの平成28年4月1日にした理由についてお聞きをいたします。

2つ目は、これまでのこの制度についての国・県の説明はどうだったのか、経過についてお聞きをいたします。

質問の2点目は、議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例等の一部改定」についてお聞きをいたします。今回の提案では、国民健康保険税平均改定率マイナス6.05%、平均改定引き下げ額が9,148円、1世帯ということで、年間ということで行うとしております。これは佐藤市長のさきの選挙公約でもあり、当市議団の公約にも掲げておりました。提案に対し、評価をするものでございます。その上に立って、そこで質問は次の2点であります。

1つ目ではありますが、引き下げの原資となる国民健康保険の基金を使つての減税であると考えますが、平成26年度決算の基金残額と平成28年以降、つまり新年度以降の基金の取り崩し額の収支見通しについてお聞きをいたします。

2つ目は、今回の国保税の引き下げによって塩竈市国民健康保険税の順位はおよそ県内の市町村の中でどのぐらいの位置になるのかお聞きをいたします。

質問の3番目は、議案第90号、塩竈市復興交付金事業計画、第13回復興交付金事業採択見込みとして19億3,778万4,000円が計上されました。全額を復興基金化するとしております。事業として海岸通震災復興市街地再開発事業3億6,399万9,000円、あるいは清水沢地区の災害公営住宅の3億7,897万5,000円、錦町東地区災害公営住宅整備の事業として8億8,587万1,000円、そして効果促進事業一括配分として3億893万9,000円と提案されております。その中で新浜町杉の下線5,000万円、海岸通地区震災復興市街地再開発事業3,500万円、そしてそれに関連する

市単独分の150万円が減額補正されております。そして、減額に伴い、1億3,380万円を基金に戻すということも提案されております。震災における減災や復興におくれを来さないのか懸念をしております。

そこで、関連して次の2点についてお聞きをいたします。

1点目でございますが、新浜町杉の下線の減額の理由と、先ほど入札不調というお話もございましたが、今後の対処方についてお聞きをいたします。

2つ目でございます。海岸通地区再開発事業の2つの減額理由と議会のほうに示されました資金計画50億4,500万円の関連についてお聞きをいたします。

また、一般会計の減額に伴い、海岸通再開発事業の正式承認のための総会は、どう進められているのかお聞きをいたします。

議案第93号、23年災第9209号外6件寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事18億7,704万円の契約案件が提案されました。

質問は3点でございます。

1つは、防潮堤の整備、これは議案の資料の中にも、第9210号、そして第9209号、510.6メートルのうち、第9204号のマイナス1メートルの物揚げ場の区間を除きT.P.4.3メートルとしておりますが、寒風沢の島民の皆様の合意が整った提案なのかお聞きをいたします。

次に、2点目は、第9203号の物揚げ場の引き下げは、かねてから島民の要望で引き下げがありました。今回の契約案件ではどのような形で契約案件が提案されたのかお聞きをいたします。

3番目であります。議案第93号の契約案件とともに添付されました工事請負契約台帳で示されました入札における予定価格18億7,704万円と落札価格が同額で落札されております。

そこで質問は、予定価格設定と入札におけるこうした一連の告示行為などのこれまでの経過、なぜ同額になったのか、この辺はお聞きしないとわかりませんので、それらについてお聞きをして1回目の総括質疑とさせていただきます。

よろしくお聞きいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員からの総括質疑にお答えをいたします。

初めに、議案第82号「介護保険条例の一部を改正する条例」及び議案第92号「介護保険事業特別会計補正予算」についてお答えをいたします。

本市が1年前倒して開始する理由についてのご質問でありました。この総合事業を早期に開始することが市民の皆様方の介護予防や支援の向上につながるという観点から、その実施に向けた検討を行ってまいりましたところ、一部の事業については来年度から段階的に開始するめどが立ちましたので、今回前倒しをして実施をしようとするものであります。

この事業を早期に行うメリットのうち主なものを申し上げます。

1点目でありますが、速やかなサービス開始につながることであります。具体的に申し上げますと、訪問型と通所型サービスのみを利用される方の場合には、現行の医師の意見書や介護認定審査会の認定を受けることが不要となり、基本チェックリストを用いた状態の確認によりましてサービスの利用が可能となります。

2点目でありますが、サービス利用1回当たりの利用料を決めることができることであります。利用者にとっては、利用回数に応じた負担となりますので、従前の月額定額制に比較し、負担低減につながることであります。

3点目でありますが、要介護・要支援認定の更新申請時の原則有効期間であります。現在の6カ月から12カ月に、あるいは12カ月のものが24カ月にそれぞれ拡大をされるため、調査の間隔が長くなり、認定者とそのご家族の負担の軽減になるものと考えております。

このほかに介護認定で非該当になった方々につきましては、これまで本市の介護予防事業への参加を呼びかけさせていただいておりましたが、今後は身体の状態によりましては、基本チェックリストにより総合事業のサービスが使用可能となり、現在より多くの方々にご活用いただけるものと考えているところであります。

次に、今年度になって国・県が市町村に対して行ってきた説明内容についてのご質問でありましたが、本年4月、宮城県主催による総合事業の早期移行推進セミナー、10月には同じく宮城県地域支え合い生活支援推進連絡会、そして11月には国による新しい総合事業の移行戦略と題したセミナー等が開催をされたところであります。

本市では、既に開始している全国の事例を参考とするとともに、本年4月から県内で開始しております3市町を直接訪問し、その内容を確認の上、業務を段階的に開始をさせていただくことといたしました。

次に、議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」についてお答えをいたします。

今回の税額改定における国民健康保険会計の収支と基金の見通しについてのご質問でありま

した。今回の税額改定は、平成28年、29年度の2カ年間の税額を定めさせていただいておりますが、平成30年度に予定をされております国保財政運営主体の都道府県一元化に対応できますよう、国保会計の収支を30年度まで検討した見通しとさせていただいているところであります。

具体的に申し上げます。現行税率で平成30年度末までの収支を見通しましたところ、平成30年度末における実質基金残額は5億9,000万円と見込まれました。ここから本市の規模から算定される必要基金保有額につきましては、過去3カ年間の保険給付費額の平均額の5%とさせていただいておりますが、3億2,000万円となりますので、この額を確保し、その差額となります約2億7,000万円、今回の税額の引き下げの財源として活用させていただくものであります。

なお、26年度決算時の基金額についてご質問いただきました。私の手元の資料で12億9,500万円ですが、数字が違っておりましたら担当から訂正をいたさせます。

次に、改正後の国民健康保険税の県内市町村における順位についてのご質問をいただきました。国民健康保険税の県内市町村の順位として、1人当たりの調定額が公開をされております。平成28年度までに県内市町村の被保険者数や所得等に変化があるため、この調定額をそのまま当てはめることはできないものと考えておりますが、現在公開されております平成26年度のお一人当たりの調定額順位からシミュレーションを行った場合、県内35市町村中、28番目、下から、低いほうから8番目程度になるものと見込んでいるところでございます。

次に、復興交付金事業について何点かご質問いただきました。

まず、議案第90号「平成27年度一般会計補正予算」のうち、新浜町杉の下線道路事業における減額理由についてのご質問でありました。藤倉地区におきましては、現在、新浜町杉の下線道路事業のほか、被災市街地復興土地区画整理事業及び関連するライフラインの整備、雨水排水対策に資する下水道整備を一体的に進めさせていただいているところであります。

このうち宅地の造成や道路整備に先行する下水道事業において、過去2度にわたる入札不調が発生をし、再度一般競争入札に付するため、現在工事内容等の見直しを行っているところであります。このため当該下水道事業終了後に着手を予定しております道路整備につきましては、本年度内の着工が困難と判断をいたし、道路整備予算を今回減額をさせていただくものであります。

次に、海岸通地区震災復興土地再開発事業に係る減額補正と事業承認の整合性についてご質問いただきました。

平成26年度時点の海岸通1・2番地区市街地再開発事業計画では、2番地区へのホテル棟建設が予定をされておりました。しかし、事業認可申請に向け、事業の採算性を高める上で事業費の縮小が必要という準備組合の判断のもとに、本年2月に開催をされた準備組合の臨時総会においてホテル棟の整備見送り等の事業費を圧縮した変更案等が承認をされたところであり、この決定を受け、3月に県に対して事業認可並びに本組合の設立認可申請を行ったところでもあります。

したがって、事業認可申請においては、既にホテル棟を除く計画となっておりますので、先ほどご質問いただきました事業の整合性は図られているものと考えているところであります。

次に、議案第93号「工事請負契約の締結について」のご質問でありました。

防潮堤の高さT.P. 4.3メートル及び3.3メートルについて、住民合意が得られているのかというご質問でありました。本年4月15日、寒風沢の漁民センターで説明会を開催をさせていただきました。南区でT.P. 4.3メートル、北区で3.3メートルで整備することで同意をいただいたところでもあります。

2点目であります。物揚げ場の引き下げ等の要望が反映されているかというご質問でありました。今回の内容では、その高さの引き下げまで盛り込んだものでございません。なぜこうしたかということですが、具体的にどの場所でどれぐらいの高さに引き下げればいいのかということを島民、利用者の方々に確認をしなければならないと思います。

したがって、入札後、直ちに防潮堤の整備高さを丁張り等をかけて確認をしていただいた上で、さらにそこからどれぐらいの高さを引き下げをしたらいいのかという確認行為を行ってまいりたいと思っております。

次に、予定価格と落札価格が同額の理由についてご質問をいただきました。当該工事契約につきましては、一般競争入札により透明性を確保しながら執行したものでございますので、結果的に本市の予定価格に落札者の見積もりが一致したものであるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） あらかじめ会議時間の延長をいたします。伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） およそわかりました。

そこで、入札の関係だけちょっと1点だけ、ちょっと私的に懸念するのは、例えば今回予定価格と。ですが、コスト高も今後考えられますので、その辺もちょっと私は懸念するので、同

額だと、その辺だけちょっとお話しして終了させていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 次に、17番小高 洋君。

○17番（小高 洋君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案に対しての総括質疑を行ってまいります。日本共産党の小高 洋でございます。円滑な議事進行に留意をしながら質疑をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、1つ目でございますけれども、議案第81号、子ども医療費助成の拡充に関する部分でお伺いをしたいと思います。

前段、日本共産党市議団は中学校3年生までというところの拡充につきまして、昨年の12月の定例会、さらにはことしの6月の定例会においても、継続して拡充を求めてまいりました。8月の改選の選挙の際にも、当市議団として公約に掲げまして、改選後の初議会となった9月の議会におきましても、私自身、議員として初めての一般質問というところで不安定雇用の増大、あるいは賃金格差の広がる中、大変な子育てを強いられている子育て世帯に安心な子育てという点で未来への展望を示してほしいとそうように求めてきたわけでありまして。そういった中、今定例会におきまして通院の部分で小学校6年生までから中学校3年生まで助成の対象を拡充をすると、こういった議案が出されたことをまずは高く評価をするものでございます。

それで、1点目、お聞きをしようと思いましたが、9月議会での一般質問の際には財源更正の部分、特に先ほど浅野議員のほうからも質問ありましたふるさとしおがま復興基金をこれまでの拡充分の財源に充てているという中で、この基金は基本的には使い道が決まっている予算であるということで、通院の部分の引き上げに関して推移を見ながら検討するというご答弁をいただいたわけでありまして、今回の対象の拡充に際してどういった財源措置で構成をされるのかというところで、先ほどの答弁の中で当面ふるさとしおがま復興基金を活用しながらその拡充の財源に充てていくというところで理解をしたところであります。

そこで、2点目といたしまして、今回の対象年齢の拡充がなされることによって、塩竈市としては県内35市町村の取り組みに照らしたときにどのあたりの場所に位置をすることになるのかをお伺いをしたいと思います。

続きまして、議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」についてであります。

これまでも当市議団といたしまして、このマイナンバー法、情報流出等のリスク、そういった観点からも反対の立場をとってきたわけでありまして、このたび示された条例案の中で、個

人番号の利用範囲として、1つ個人番号の独自利用事務、2つ目に同一機関内での不特定個人情報との市内連携、そしてさらに市長部局から教育委員会への特定個人情報の提供とこういったところが条例で制定をされるものとなっておりますけれども、情報の受け渡し、こういったところが情報流出のリスクが高くなるのではないかと、そういった懸念もございます。事務手続の内容と申しますか、あるいは利用の際、特に市内の連携、教育委員会への情報提供の際に、そこのこういった手順を踏んでこの情報の受け渡しがなされるのかと。そこに関するそのセキュリティー、リスク対処の部分、実務の際のルールなど、そういった考え方についてお聞きをしたいと思います。

次は議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」についてであります。

個人番号カードを利用し、証明書自動交付機での利用ができるようになるわけでありましてけれども、やはりここでも懸念をされるのは情報流出、そして悪用されるといった点であります。クレジットカード、あるいはキャッシュカード等利用において、これまでも例えばスキミング被害、こういったものが問題となってきたわけでありましてけれども、無人である交付機という点においてセキュリティー対策、こういった方向性でお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

そして、最後に議案第94号、藤倉二号雨水幹線築造工事その2についてであります。

この間、藤倉二丁目区画整理事業、あるいは雨水幹線の築造工事、こういった部分で、藤倉一、二丁目のいわゆる総合的な治水対策としてさまざまな事業が取り組まれている中で、9月議会の中でも住民の皆さんとの対話、信頼関係、こういったものをしっかりと築きながら進めていただきたいと思いますようお願いをいたしました。

先日、とある住民の方とお話した際には、やはりちょっと工事の内容がわかりにくいというお声もやはり頂戴をしたわけでありまして。そういった中で、今回の議案に係る工事、これは全体の中でこういった位置づけにあるのかと。全体的な治水対策の中でどのように資する工事であるのか、以上をお伺いをしたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小高議員からご質問いただきました内容についてご答弁申し上げます。

初めに、議案第81号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」につ

いてであります。

財源については、先ほど浅野議員にもご説明させていただいたとおりであります。ふるさとしおがま復興基金を活用させていただいたということでございます。

次に、今回年齢拡大した分の財源ということでご質問いただきました。外来分を中学3年生まで拡大した場合に必要な費用であります。年間約1,300万円を見込んでおります。したがって、ふるさとしおがま復興基金からこの部分をプラスして子ども医療費の助成に充てさせていただくということでございます。

また、この拡大によって県内での位置づけというご質問であったかと思えます。外来につきましては、21市町村が本市を含めて中学校3年生まで拡大をいたすこととなります。また、入院につきましては、県内全市町村が中学校3年生まで対象となるというふうに今のところお伺いをいたしております。また、一部の町村であります。高校3年生まで対象拡大というような動きが既に出ていることは事実であります。以上でございます。

次に、議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」についてご質問いただきました。

初めのどういった事務手続ということについては、議員のほうからも一定程度触れていただきました。条例の第4条に利用範囲を明確に規定をさせていただいているところであります。具体的には、番号法では別表として個人番号が利用できる事務の範囲を別表第1に、また個人番号を含む特定個人情報の連携ができる事務を別表第2に規定をさせていただいているところであります。例えば生活保護や児童手当、児童扶養手当、障害福祉サービス、地方税の賦課徴収に関する事務など31の事務で個人番号を利用させていただくこととなっております。

あわせて、本市の独自利用事務として母子・父子家庭医療費等の3つの医療費助成事務について規定をし、合計で34事務を番号法に基づく利用事務とさせていただいております。

次に、庁内における情報の受け渡しの際のセキュリティーについてのご心配をいただきました。まず、庁内での情報連携等での情報の受け渡しについてでございますが、番号制度導入後は住民基本情報や税情報等につきましては個人番号が含まれることとなります。したがって、従来どおり独立したシステム機器を用いてインターネット回線とは別の遮断された専用回線を使用し、それぞれの事務が保有する情報が個人番号で結びつけられることにより、受け渡しが行われる仕組みとなっております。

次に、情報セキュリティー対策といたしましては、各システムの接続についてはインターネ

ットには接続していない独自の回線を使用し、外部と遮断をされており、またシステムを利用する場合、ICカードとパスワードの二重の入力が必要となる設定として操作できる職員を担当職員に限定するなどの対策を講じております。

さらに、運用面におきましても、本市では行政情報のセキュリティに関する方針を定めますとともに、情報セキュリティ管理に係る組織体制を構築し、管理者や責任者を配置しながら本市の情報セキュリティの確保に努めており、個人番号の利用等に当たりましても、より一層運用面の徹底を図ってまいります。

次に、例えば証明書用の自動交付機等を使った場合にスキミング等の被害が発生をしないかというご質問でありました。証明書用自動交付機のセキュリティ対策についてであります。自動交付機で使用する回線は情報の外部流出防止のため独立回線を使用いたしております。

さらに、人為的な事故防止や無人機対策といたしまして、暗証番号を例えば3回続けて誤入力した場合の自動ロック機能、さらにカードや書類のとり忘れの際には90秒が経過いたしますとカードや書類が自動的に機械に収納される等の機能を備えているところであります。

このように現行のセキュリティ対策については万全の対策が講じられており、これまでもICチップ搭載の住民基本台帳カードが使用されているところでありますが、現在までシステム事故や不正使用等による事故が発生をしていないところであります。

ご質問のスキミングとは、カードの磁気部分等に記録されている情報を盗み取る犯罪であります。個人番号カードのICチップには、券面に記載されている基本情報のみが記録をされており、偽造防止のための技術が施されております。

また、磁気部分には自動交付機の利用に必要な情報を呼び出すための番号のみが記載をされておりしております。

さらに、カードの利用に当たっては、暗証番号の入力も必要となりますことから、自動交付機の使用においてカードそのものから情報が流出しないよう、このようにさまざまな対策が講じられているものと認識をいたしているところでありますが、なお1月以降の利用に当たっては、なお一層の万全を期してまいりたいと考えているところであります。

次に、議案第94号「工事請負契約の締結について」であります。

藤倉二号雨水幹線築造その2工事についてであります。地域の皆様方からまだ十二分に工事の内容が理解をできていないというお話があったそうであります。なお、今後とも、地域住民の皆様方の理解の向上に努めてまいりたいと考えております。藤倉地区では、震災以前におき

ましても、大雨被害をたびたび受けておりましたことから、抜本的な雨水対策として、藤倉ポンプ場の整備とあわせて東塩釜吉津線との交差点から東塩釜駅北側を經由して同ポンプ場に流入する区間を口径2,800ミリから3,600ミリの管でつなぐ藤倉1号雨水幹線の整備を実施完了いたしております。

本件は、震災による津波浸水被害の状況を踏まえ、同地区における内水排除策を万全を期すため、前述の1号雨水幹線から上流側といいますか、それからさらに上側になる藤倉一丁目までの区間を結ぶ藤倉2号雨水幹線の整備を行おうとするものであります。総延長693.5メートルのうち、既に工事完了ないし現在施工中の237.8メートルを除く延長455.7メートルの区間について工事請負契約を締結するものであり、これをもって2号雨水幹線全線において工事が完了することとなり、今現在今回の全員協議会でごらんをいただきました増強中の藤倉雨水ポンプ場の効果が全域で発揮をされることとなります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） 議案第81号、子ども医療費の助成対象の部分で、ぜひ市長のご決断といえますかお気持ちをお聞きをしたかったんですが、先ほどのご答弁の中で、「全ての子供たちが今後受けられるようなそういった部分が望ましい」といったようなご答弁あったかと思えますけれども、やはり今回の引き上げに関して、この分野はこれで終わりではないということだと思います。今後さらに発展をさせていくと。例えば18歳、こういったところに向けての一步前進という位置づけで、例えば所得制限という部分に関して、今後緩和・撤廃という方向性に向かって方向性が一致しているというところのお気持ちだけひとつ伺いをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど私が申し上げましたのは、全ての児童生徒、要するに義務教育の子どもさんたちが宮城県内のほかの場所で大きな負担をするという意味ではなくて、まずは義務教育の中学校3年生までは全て同じ条件でこの子ども医療費の助成が受けられるようであればありがたいというのは、一つの思いでありました。そういう意味であえて児童生徒という表現を使わせていただいたかと思えます。

2つ目になりますが、所得制限撤廃。もちろん望ましいということは重々承知をいたしております。ただ、今回の拡大でも、例えば所得制限を廃止としたときに3,000万円を超える

事業費が必要となってまいります。前段、なかなか心苦しくて申し上げられなかったんですが、一般会計から本来こういった予算を充てるべきと思いながら、大変厳しい環境であります。したがって、基金を活用させていただいたということを申し上げたところであります。今後、でき得る限り大勢の方々にこの制度をご活用いただける努力はさせていただきたいと思っておりますが、現状ではこういった形でまずはご理解をお願いを申し上げるところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 暫時休憩をいたします。再開は17時40分といたします。

午後5時25分 休憩

午後5時40分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」について、そして3つ目として議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」について総括質疑をいたします。

まず、議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」についてですが、ことし9月定例議会を経て通知カードの市民への交付が始まりました。この通知カードの郵送で、間違えて手渡したとか、直接手渡しではなく郵便受けへ投げ入れたとか、返送の多さなどがマスコミで報じられていました。塩竈市では、通知カードの送付に関して問題はなかったのか、実際はどうだったのかをお聞きいたします。

この議案が通過後は、来年1月より個人カードの交付とその運用が始まるわけですが、今運用に先立ち考えられる問題点や心配はないのか、これをお聞きいたします。

次に、議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、道路維持管理費と小中学校管理費についてお聞きいたします。

まず、道路維持管理費についてですが、当初予算が2,200万円で、9月定例議会で500万円の補正を行い、2,700万円となりました。今回、また500万円の補正で、変更後予算額が3,200万

円となります。ほぼ2カ月前の9月定例議会で500万の補正を行い、また今回500万円の補正とは、どういった見通し計算になっているのか疑問です。

この補正後の金額が今回で3,200万円になりますが、この額は余りにも少な過ぎる予算ではないかと私は思っております。市内を見渡すところで道路の傷みが散見されますが、塩竈市として道路維持管理の基本的な考え方はどうなっているのかをお聞かせください。

次に、小中学校の管理費についてお聞きいたします。

この事業は、職員による伐採が困難であり、かつ倒木の危険性がある小中学校の敷地内の樹木について、専門業者に伐採を委託するものとなっておりますが、市内の学校敷地内の樹木などの管理はどうなっているのかをお聞かせください。これについては、先ほどの専決20号での質問にも重複をしております。そんなわけで、簡単で結構ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 鎌田議員からのご質問にお答えいたします。

まず、議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について2点ご質問をいただきました。

初めに、本市において個人番号の通知等に関してマスコミで相次いで報道されている状況はないのかというご質問でありました。全ての国民に付番された個人番号を通知するため、10月から簡易書留で全国の世帯ごとに通知カードが配達をされておりますが、本市におきましては先月の23日に郵便局による配達を終了いたしております。現在は、郵便局から本市に返送された通知カードについて、市民安全課の窓口において通常の窓口業務の時間に加え、一部休日の窓口開設や時間延長等を行いながら本人にお渡しをさせていただいております。現在、全国的に報道されている誤配や窓口でお渡しした際の人違い等の問題は、本市では発生をしておらないという状況にあります。

次に、個人番号の利用が始まるに当たっての問題点というご質問でありました。セキュリティー面の対応についてということであるかと思いますが、番号法の規定に基づきまして本市におきまして個人番号を利用する特定個人情報利用または提供できる事務等を規定し、法に基づく適正な取り扱いを確保しようということで、先ほどご答弁申し上げましたように、条例等でその利用範囲を明確とさせていただいているところであります。

また、情報セキュリティー対策といたしましては、各システムの接続についてはインターネット等には接続していない独自の回線を使用し、外部と遮断されておりますほか、システムを利用する場合、ICカードとパスワードの二重の入力が必要になる等々の取り組みをさせていただいているところであります。

また、運用面につきましては、行政情報のセキュリティーに関する方針を定めますとともに、情報セキュリティー管理に係る組織体制を構築し、情報セキュリティーの確保に今後とも努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、道路維持費についてお答えをいたします。

一般的に今日まで、当初予算値であります。道路維持修繕費については2,200万円という形で計上させていただいてまいりました。額については、全体の予算の中から道路維持に充てる費用としてはこの額を想定して取り組んでまいったところであります。

今回、9月議会で道路補修等の増額予算を計上し、26年度のほぼ1.2倍に当たる2,700万円の予算を計上させていただいたところであります。この補正予算を活用し、要望箇所の補修・修繕になお努めてまいる所存であります。

この2,700万円については、11月末の執行見込み額であります。2,430万円ということで、ほぼ90%程度を使い切っているということでありました。9月議会でもさらなる道路の維持修繕に努められたいというお声を数多くいただきましたので、今回5,000万円をさらに追加計上させていただいたと……（「500万」の声あり）500万。失礼いたしました。500万であります。500万を補正をさせていただいたところでございます。訂正させていただきます。

次に、小学校及び中学校の敷地内の管理についてご質問いただきました。

学校用地の管理をどのように行っていたのかというご質問でありました。

学校敷地内の樹木につきましては、日ごろ校長を初めとする職員により、児童生徒の活動する範囲を主として目視による点検を行ってきたというのが実態であり、そのときに支障となった枝を取り払う等の対応を行ってきたところであります。

また、木の伐採など規模の大きな作業は各校の学校用務員1人ではとても対応できないため、年に4回程度市内各小中学校の用務員全員が集まり、共同で樹木の伐採などを行ってきたところであります。

今後の樹木の管理につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりであります。学校内の全ての樹木をまず目視によりまして学校関係者が点検をしたと。その後、専門業者に委

託をいたしまして、全学校の敷地内樹木の点検を行ったところであります。この結果、第二小学校で9本、第二中学校8本、玉川中学校で21本の倒木のおそれがある樹木を伐採をさせていただくための予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） まず、議案第85号、それから第86号については、9月に賛成討論をした都合もありますので、問題は大丈夫かなという。大丈夫だということですね。

それから、道路維持管理費について、これは9月にもいろいろ話をしましたが、今回この間、泉沢地区の6町内会長さんと、それからこういった協議会ですか、これ伊藤栄一さんが主体でやられたようですが、ちょっと招待を受けまして行ってきました。そうすると、やはりいろいろ悩みとありますが、こういったところが出るのがやはり道路関係、側溝関係なんですね。その中でも、何か清水沢二丁目の側溝が、後楽町寄りらしいんですけども、震災前は計画的にやってきたと。でも、震災でストップしているらしいんです。それなども引き続き急いでやっていただきたいというような要望もありました。そんなわけで、ここで私が言いたいのは、歩けない人、歩ける人とか、健常者もいるわけですけども、そういった方は歩けない人は車やら乗せられたり、あとはもう介護を受けているよといっても、例えばデイサービスに行くとか、ひとしく皆さんがこの道路は恩恵をこうむっているものだと思うんです。そんな意味で、やっぱり、9月の定例会でもちょっと話しましたけれども、選挙で応援してくれた富山の方がこんな道路なのすかと、塩竈ね、びっくりされちゃった。そういった道路では私はいけないと思うんです。先ほど言ったように、全員が恩恵をこうむるものですから、子供も大人も、そんな意味で、この予算、先ほど補正予算が5,000万と言ったけれども、いやこれは本来は5,000万も補正しなくてはいけない内容ではないかとそういうふうには思いましたが、最初から今の予算では私は低いと思うので、これを2倍、3倍に、もう最初から、予算どりの時期ですので、そういうふうをお願いしたいと思うんですが、それについてのご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご質問が道路維持費についてというご質問でありました。私ももう少し詳しくご答弁申し上げるべきだったと思いますが、例えば道路については道路整備予算というのを別にとっております。また、道路改良でありますとか、あるいは交差点改良、さま

ざまな事業費を、そして例えば交通安全施設整備事業といったようなものも駆使しながら、できる限り現状からさらに多くの方々に安全に安心してご活用いただけるような道路整備に努めさせていただいているところであります。できますれば、維持補修費だけじゃなくてそういったことに今どれだけの予算を割いているかということをご説明させていただきながら、あわせて道路維持費についても今後もなお努力をさせていただきたいと思っております。以上でございます。（「よろしく願います」の声あり）

○議長（香取嗣雄君） 11番今野恭一君。

○11番（今野恭一君）（登壇） 私は、4年ぶりに議会に戻ってまいりました市民クラブの今野恭一でございます。

ただいま提案されました議案について総括質疑をさせていただきます。

まず、議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」、16億229万7,000円の編成に当たっての基本的な考え方についてお伺いいたします。

次に、議案第96号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について」、指定管理者選定に当たっての基本的な考え方と将来の見通しについてお伺いいたします。

以上、2点について理解を深めたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま今野議員から2点についてご質問いただきました。

初めに、議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」の基本的な考え方についてのご質問でありました。

今回、お諮りをいたします12月補正予算につきましては、一般会計の補正予算が16億229万7,000円、補正後予算額が512億3,685万円、増減率が3.2%の増でございます。目的は大きく3つであると考えております。

まず、1点目でございますが、第13回復興交付金事業計画に基づく申請額19億3,778万4,000円の本市復興交付金基金への積立金の計上であります。

2点目でございますが、平成27年度予算・決算を意識した整理予算という考え方でありまして、既に事業費が確定したものや事業の進捗に伴いましておおむね決算の見通しが立った事業について、委員会付託のある12月定例会においてあらかじめ議員の皆様方にご審議を賜るため、全12事業3億7,891万円の減額補正を計上させていただいたところであります。

3点目でございますが、第5次長期総合計画の実現に向けた事業の計上でございます。例えば

来年度からの子ども医療費助成制度の拡大に向けましたシステム改修費や9月補正予算に引き続き市内道路の安全確保のための道路維持費の計上のほか、こころんの日曜日開館を平成28年度も継続実施するための債務負担行為の設定などを計上いたしております。

このことにより、塩竈市第5次長期総合計画及び東日本大震災からの復旧・復興を着実に実現するための補正予算として提案させていただいたところであります。

次に、塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定についてお答えをいたします。

初めに、指定管理者選定に当たっての基本的な考え方についてのご質問でありました。指定管理者制度は、公の施設のより効率的・効果的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的といたしております。

このため選定に当たっての基本的な考え方ではありますが、まず今回の指定期間であります3カ年間の安定した管理運営のために必要な経済的基盤であります。

2点目であります。観光客や市民等の利用者が使用しやすい施設運営体制が整っていること。

3点目ではありますが、さらにはにぎわい創出への積極的な取り組みができることといった観点を考えております。

募集から選定までの経過についてであります。広報9月号におきまして指定管理者の募集について周知をし、9月28日から本市ホームページにおきまして募集要項等を公開し、募集を開始をいたしております。10月5日開催の募集に関する説明会には2事業者にご参加をいただきましたが、結果としては今回提案させていただいております指定管理候補者1社からの応募となったところであります。

次に、将来的な活用等に関する本市の考え方についてのご質問をいただきました。

マリゲート塩釜であります。県内唯一の国土交通省が認定するみなとオアシス施設であり、本市ウォーターフロントのシンボルとしての役割を果たしております。震災で大きな被害を受けましたが、1年4カ月後には全館をリニューアルオープンし、平成26年度には「塩竈の醍醐味」を初めとした各種イベントの毎月開催等により、震災前の収支状況とほぼ同水準まで回復をいたしております。

今後は、津波避難デッキや防災拠点施設、防潮堤の改修工事等が進められ、環境整備等も進んでまいりますことから、例えばまちの駅と相互連携した物販イベントの実施や北浜地区に新たに整備をされます親水空間を有する緑地との回遊性を確保し、市民の方々が本当の海に親しめる場所として情報発信し、交流人口の拡大につなげてまいりたいと思っております。

また、来年には設立20周年を迎えますことから、本市でも指定管理者と一体となってにぎわいを支える一大拠点となりますよう、なお努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 今野議員。

○11番（今野恭一君） ただいまご説明をいただきましたが、まず市民の方々からは、「東日本大震災の復旧・復興が急がれている今、民生費で1億7,485万1,000円、土木費が1億2,880万円と、それぞれ減額されているのはどういうことなんだ」と、こういう問い合わせをいただいたりしているところであります。そこら辺のところについてわかりやすくご説明をいただきたいと思えます。

また、塩釜港旅客ターミナルの件であります。平成26年9月期単年度利益1,059万3,000円、直近3年間の平均利益671万3,000円でありまして、このまま推移すると仮定した場合、9億円という累積赤字を背負っているこの旅客ターミナルについて、この累積赤字を消滅させるには、ざっと単純な割り算でいきますと134年かかるという計算となり、気の遠くなる話であります。第三セクターとはいえ、大株主の塩竈市はどのようにお考えになっておましょうか、これでいいということはないと思えますので、そこら辺のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今議員のほうから民生費でのマイナス1億7,485万、あるいは土木費でのマイナス1億2,880万の減ということでのご質問をいただきました。補正予算の概要をご説明申し上げたときに私から述べさせていただいたことをお聞きいただければと思うんですが、もう一回繰り返させていただいてよろしいですか。

民生費の1億7,485万につきましては、例えば津波被災住宅再建支援事業、あるいは災害公営住宅入居等の支援事業、これが決算見込みのところでは予定した金額にまだ届かないということがありましたので、これは必要な額については落とさせていただくという内容のものでございました。こういう部分が減額になったということでございます。

あるいは、土木費のマイナス1億2,880万でございますが、例えば下水道事業特別会計繰出金等、いろいろ事業進捗がなかなか現実的に進まないということもございましたので、この部分については今回の補正の中で十分ご審議をいただくために今回は補正の予算の計上の中で計上して落とさせていただいた、減額をさせていただいたという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 塩釜港開発株式会社の経営の状況等々についてご質問を頂戴したところでございます。

塩釜港開発株式会社、現在の経営状況は、先ほどお話がございましたとおり、平成26年9月期、第21期決算において黒字収支にはなっておりますけれども、資本金11億8,000万円に対しまして、今現在純資産は3億弱、2億7,800万程度となっております。累積欠損金9億円ほどございます。

しかしながら、今現在、会社の運営に必要な現金・預金につきましては、現実には3億近く確保されておまして、この業務執行については支障がないと私どもは判断しております。しかしながら、この財務状況がいいのかということにつきましては、これは決していいということにはならないかと思えます。単純計算ということで134年という話がございましたが、全くその数字としてはそのとおりでございます。私どもとしては、塩竈市が6,720株、宮城県が6,680株ということで、県・市合わせてかなりの割合の株を持っておりますので、第三セクターでございますので、宮城県と塩竈市とでこの先どうしていくのかということについては、株主の視点で経営者と協議しながら、これは改善は進めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 今野議員。

○11番（今野恭一君） ただいまの説明については、概要の説明で言ったじゃないかというお話もありましたけれども、これはこうしてテレビカメラを通じて市民の方々に知っていただくかなければならないことですので、あえてこの場で質問させていただいた次第であります。

ご答弁につきましては、おおむね了といたしまして、ほかの細々としたことにつきましては、それぞれの所管の委員会に委ねたいと思えます。どうもありがとうございました。以上です。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◇

日程第6 議員提出議案第11号

○議長（香取嗣雄君） 日程第6、議員提出議案第11号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第11号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。6番阿部かほる君。

○6番（阿部かほる君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第11号について提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第11号「塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興に関する条例」につきましては、市民の食習慣として生活に深く溶け込み、発展を続けてきている塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興について、市民、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、本市の地域経済の発展に寄与することを目的とし、必要な事項を定めるものであります。

とりわけ関連事業者及び市は、会食を伴う会合等においては、塩竈の地酒による乾杯及びその他の塩竈の食の利用及び普及を奨励することを規定しており、議員各位のご協力のもと、この条例案が取りまとめられましたものであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） これより総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第11号につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◇

日程第7 諮問第2号

○議長（香取嗣雄君） 日程第7、諮問第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程をされました諮問第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この案件は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございます。

現委員7名中、2名の委員が平成28年3月31日をもって任期満了となるため、その後任の委員を法務大臣に推薦しようとするものでございます。後任には、塩竈市野田にお住まいの阿部邦彦氏、昭和17年11月28日生まれ、塩竈市石堂にお住まいの阿部奈加子氏、昭和25年3月15日生まれを引き続き推薦しようとするものでございます。

経歴につきましては、議案記載のとおりであり、人物、識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

諮問第2号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、諮問第2号については同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明9日から14日までを常任委員会開催のため休会とし、15日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明9日から14日までを休会とし、15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。 午後6時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月8日

塩竈市議会議員 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 土 見 大 介

平成27年12月15日（火曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

平成27年12月15日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	水道部長	赤間忠良君

市民総務部次長 兼 総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政 策 課 長	川村 淳君
市民総務部 財 政 課 長	末永量太君	市民総務部 税 務 課 長	小林正人君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤 仁君	健康福祉部 保 險 年 金 課 長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	市立病院事務部 業 務 課 長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
市民総務部 総務課長補佐 兼 総務係長	武田光由君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教 育 部 長	菅原靖彦君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	高橋義孝君	監 査 委 員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	安藤英治君	事務局 主 幹	佐藤志津子君
議事調査係 長	鈴木忠一君	議事調査係 主 事	片山太郎君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16番伊勢由典君、17番小高 洋君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

それでは、13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は質問の機会を与您にいただき、ありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

早いもので、ことしも残すところ2週間余りとなりました。この12月定例議会が終わり、年が明けますと平成28年度に向けての予算編成で忙しい時期になるかと思ひます。

大きな項目1の来年度の予算編成などについてですが、まず次の4点についてお聞かせください。

1つ目に、来年度の予算編成の目玉となるような重点的な事業がありましたらご紹介ください。

2つ目に、人口減少は塩竈としても大きな問題であり、定住人口の増加に向けた取り組みがかなり重要だと私は考えております。そこで、塩竈市としての現在の取り組みと今後の取り組みについて、特に来年度の取り組みで目ぼしいものがあればご紹介ください。

3つ目に、浦戸の寒風沢・宮戸間の架橋関係についてですが、ことし9月定例議会で浦戸地区定住促進環境可能性調査事業が可決されましたが、その後の進捗状況はどうなっているの

でしょうか。

4つ目に、国道4車線化と越ノ浦春日線についてですが、まず越ノ浦春日線について少しでも早い完成が望まれるわけですが、進みぐあいはどうなっているのか気にかかります。また、市内国道4車線化についても、市民の要望は強いと思いますが、現在のところ4車線化が実現しているのは北浜の区間のみです。塩竈市としては、この4車線化についてどう考えているのでしょうか。

次に、市立病院についてお聞きいたします。

私ごとではありますが、平成19年4月初当選以来8年7カ月になりますが、今回の一般質問で市長の施政方針も含めて22回目となります。その中で、市立病院関係と教育関係については欠かさず取り上げてきました。市立病院については、経営状況が気にかかりますので、今回も取り上げました。

昨年度決算は赤字決算であったかと思えます。今年度は赤字なのか黒字なのか気にかかるところです。半期も過ぎたことから、今期の見通しはどうか、そして今後の展開はどうなるのかをお聞きいたします。

次に、教育についてお伺いいたします。

教育については、市立病院と同様に毎回一般質問で取り上げてきました。この時期になりますと、全国学力テスト結果が気にかかります。まず、塩竈市の全国学力テストの結果はどうだったのか、そして教育委員会として今後どう対応するのかをお聞かせください。

また、ここ1年を振り返りますと、やはりいじめに関する記事がかなり新聞に掲載されました。特にここ宮城県では仙台市立中学校の生徒の自殺、そして山形県天童市の中学校の女子生徒の自殺関係の記事が多かったように思います。

そこで質問ですが、塩竈市のいじめと不登校の実態はどうか。また、どういう方法でいじめと不登校の実態の調査、把握を行っているのかをお聞かせください。

次に、塩竈市の情報公開についてお伺いいたします。

ことし春よりFMラジオベイウエーブの議会中継がなくなり、今も中継されているこのケーブルテレビマリネットの議会中継も、予算や決算委員会の特別委員会の中継がなくなり、本議会のみになりました。私は、FMラジオベイウエーブやケーブルテレビマリネットさんの議会中継が、塩竈市の情報公開にかなり貢献していたのではと思っています。

現在の塩竈市の情報公開について、取り組みをお聞きします。この情報公開については、行

政の公文書などの公開とは別に、市民レベルでの公開はどうなっているのかをお聞きいたします。そして、全国的に見て塩竈市の情報公開のレベルはどの程度なのか、わかればお聞かせください。

また、これに関する議会のIT化、市民が議会の様子がよくわかる、つまり「見える化」についてお聞きいたします。

ケーブルテレビマリネットの議会中継の縮小と、FMラジオバイウエーブの放送取りやめの状態では、塩竈市の情報公開度が上がらないのではと心配しておりますが、現状では影響はないのかをお聞きいたします。

そんな中、それを補うのが議会のインターネット中継ではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

以上4項目について、よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から4点についてご質問いただきました。

初めに、28年度当初予算編成に向けてということのご質問でありました。

来年度予算編成におきまして、特に重点を置いている取り組みについてお答えいたします。

平成28年度は、第5次長期総合計画の後期5カ年がスタートする年度でありますことから、重点戦略である「定住」「交流」「連携」に沿った重点戦略事業を中心とした事業実施のさらなる推進が求められているものと考えております。特に、重点戦略事業の中でも「定住」を重視し、平成25年度に策定いたしました「塩竈市定住人口戦略プラン」に基づき、定住促進につながる事業に重点化を図り、現在「塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定の中で検討いたしております地方創生の進化のため、新型交付金等を活用いたしまして、定住促進枠へ予算の重点配分を行ってまいります。

また、平成28年度は後期復興期間となる「復興創生期間」のスタートの年でもあります。本市の震災復興計画をさらに加速させ、国や県の財政支援を最大限に活用しながら、確実に実行していくことが最重要であります。定住促進の重点化とともに、震災復興計画の実施計画事業の中にふるさと塩竈復興基金を財源としたふるさと復興枠を設け、震災からの一日も早い復興に取り組んでまいります。

定住人口に向けた取り組みについてご質問いただきました。

初めに、27年度の取り組みについてお答えいたします。

本市では、定住促進を長期総合計画の重点戦略に位置づけ、推計値よりも人口減少を抑制することを目標に、平成32年度での5万5,000人を将来人口として定め、市民の方々にとって暮らしやすいまちづくりを進める総合的かつ重層的な施策を展開いたしております。

具体的な取り組みといたしましては、前段にお答えをいたしました予算編成の方針に基づき、「定住人口戦略プラン」を加速させるため、昨年度に引き続き平成27年度予算におきましても定住促進枠を設け、子ども医療費の拡充や待機児童ゼロ等の施策を総合的に展開いたしております。さらに、27年度におきましては、国の地方創生に係る交付金を活用し、子育て応援券の発行や、市内の保育所や幼稚園などの設備整備のための助成を行いますとともに、母子保健分野での少子化対策交付金事業や放課後児童クラブの拡充も行わせていただいたところであります。

来年度の取り組みについてご質問いただきました。

まず、次年度に向けましては、本定例会において既に子ども医療費の中学3年生までの拡充や、国民健康保険税のさらなる引き下げとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の1年前倒しでの実施を図るなど、市民の皆様に安心して塩竈に住み続けていただけることを目指しております。なお、現在平成28年度予算編成過程であり、実施事業計画の取りまとめを行っている段階でありますことから、具体の事業につきましては改めて2月定例会の予算案のご審議をいただきたいと考えているところであります。

次年度に向けました予算編成及び実施計画の方針につきましては、前段ご答弁申し上げましたとおり、長期総合計画に掲げた重点戦略「定住」を最重要課題と位置づけ、引き続き定住促進枠を設けて、重点配分を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、浦戸架橋についてご質問いただきました。

東日本大震災以降、被害の大きかった浦戸諸島におきましては、平成27年10月末現在の人口が387人、高齢化率も60%を超えるなど、人口減少と少子高齢化が加速いたしており、島の活性化や集落コミュニティーの再生、あるいは地場産業の振興などが急務となっております。こうした現状や、これまでの浦戸振興推進協議会、浦戸架橋推進協議会からの島内架橋の要望等を踏まえまして、島民の日常生活における利便性の向上と、定住環境の形成を図ることが求められております。その一つの方策である浦戸架橋の設置に関する可能性調査を年度内に行うことといたしております。

本調査の主たる目的であります。今後の浦戸諸島における架橋設置に関する検討・協議の

基礎的な資料とするものであり、9月定例会におきまして調査実施に必要な経費に係る関係補正予算をお認めいただいたところであります。これを受けまして、これまで調査内容、項目の精査及び業務委託に向けた指標固めを行いながら、去る12月10日に入札を行い、受託業者が決定いたしております。年内に契約の締結を行った上で、来年1月から調査実施及び年度内での完了を目指して進めてまいりたいと考えております。

次に、国道の4車線化と越ノ浦春日線の整備についてのご質問でありました。

基本的に、道路整備の効果の発現であります。これらの道路整備の効果が効率的に発揮されるためには、単に1本の道路を整備するという考え方ではなくて、それぞれの道路が相互にネットワーク化をして初めて効果が発現されるものと考えております。そういったことからいたしますと、やはり都市計画道路越ノ浦春日線の今後の整備につきましては、スピードアップを図っていかなければならないというふうに考えているところであります。

県では、既に第1期工事として庚塚パーキングから吉津集会所までの延長460メートルについて事業を開始いたしておりますが、残念ながら一部用地交渉が難航いたしております。しかし、最近になりまして交渉に一定のめどが立ちましたことから、今月中にも用地補償交渉を再開する見通しのようであります。今後の見通しは、平成28年度までに用地買収等を完了し、29年度中に施設の整備を完了するという方向で工事を進める計画となっております。

また、国道45号までの第2期工事の見通しについてのご質問でありました。

早期の事業化に向け、これまでもさまざまな機会を捉えまして復興交付金の活用を国、県に要望いたしてまいりました。昨年10月、谷復興副大臣が本市を視察された際も、復興交付金事業としてぜひ採択をお願いをいたしたいということを私から直訴させていただいたところでありました。しかし、復興庁からは「既に復興交付金枠を現在の第1期工事で活用されております。したがって、1期工事が一定の見通しが立った後に、改めて2期工事については検討させていただきたい」というご回答でありました。県も、この区間についてはJR東日本の東北本線、仙石線並びに国道45号線との立体交差など、膨大な事業費と相当の期間を要するという見通しのようでありまして、現在取り組んでいる区間の進捗状況や、事業の完成状況を見きわめた上でというようなスタンスのようではありますが、我々としていたしましては例えば避難道路としての有効性、あるいは塩竈市魚市場から高速交通体系へのアクセスとして極めて産業道路として果たす役割が大きいというふうな認識をいたしておりますので、引き続き早期整備を要望いたしてまいります。

また、あわせて、こういった道路が整備されることによりまして、議員のほうから次のご質問でいただきました国道の4車線化も加速されていくのではないかとというふうに考えているところであります。これまでも新浜町地区や新富町地区の4車線化につきましては、私からも再三再四、例えば国と県内8市町で構成される中央地域道路懇談会でありますとか、県内14市町村で構成される仙台都市圏広域行政推進協議会などでご要望させていただいてまいったところであります。

議員のほうからは、今北浜地区だけが4車線化というようなご質問であったかと思いますが、今現在海辺の賑わい地区から海岸通地区まで電線の地中化とあわせて4車線化の拡幅工事に取り組んでいただいております。この事業は間もなく完成するというふうにお伺いをいたしておりますので、市といたしましては引き続き国道45号線にこれらの予算を充てていただきたいというようなご要望をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、市立病院についてご質問いただきました。

いつもご心配いただきまして、感謝を申し上げますところではありますが、初めに今期の見通しについてのご質問でありました。

残念ながら、現状のまま推移いたしますと、現金収支においてはかなり不安材料があり、大変厳しい状況にあると認識をいたしております。

このような状況になった経過であります。一つは医業収益の伸び悩みとあわせ、さらに病院事業費用の増加が要因であると考えております。

医業収益についてであります。第一四半期におきましては医業収益の根幹をなす入院収益が前年度の医療制度改正による特定除外制度の廃止、後からご説明させていただきます。や常勤医師の退職の影響等を大きく受け、前年度入院外来患者数がともに減少し、収益が大きく下回ったところであります。このような状況を踏まえまして、第二四半期、第三四半期はもっとももっとしっかり頑張らなければならないということを病院関係者と申し合わせをさせていただいたところであります。

本年6月からは、このような一環として地域包括ケア病棟を近隣では唯一開設をさせていただきますとともに、8月からはショートステイ利用者の利便性向上のために、民間事業者業務委託を行いまして、送迎サービスを開始させていただくなど、経営改善に努めているところでございます。

このような取り組みの結果、7月以降は徐々に回復し、9月では病床利用率も90%を超え、

収益も前年度を大きく上回るなど、第二四半期に入ってようやく回復傾向にあり、10月、11月におきましても前年度と比較し収益が改善しているところがございます。このままで推移いたしますと、医業収益につきましては前年度並みに回復するものと見込んでいるところがあります。

一方、病院事業費用につきましては、不良債務を解消し、起債を発行することが可能となりましたことから、平成25年度、26年度に整備いたしました電気施設や医療情報システムの更新に係る減価償却費が大きく増加いたしましたことや、地方債の償還が新たに発生すること、さらに26年度の消費税率の引き上げによる経費の増加などにより、前年度を上回る病院事業費用がかかるという見通しであります。なお、3月までの残りの期間、入院・外来収益の増加に向けて、病院一丸となって取り組み、収支差の解消に努めてまいります。

今後の展開についてご質問いただきました。若干長くなりますが、ご説明をさせていただきます。

市立病院は、平成20年度に策定をいたしました現改革プランに基づいて、さまざまな経営努力に取り組み、平成23年度には経常収支で黒字を達成いたしますとともに、25年度には累積不良債務を全て解消させていただいたところであります。

26年度の決算につきましては、新たな経営改革に向けたさらなる第一歩として、実は一般会計からの繰出金を旧来の4億2,000万円から3億4,500万円に圧縮をさせていただきました。しかし、常勤医師の相次ぐ退職の影響があったことに加え、診療報酬の改定等により診療報酬が引き下げられると、結果として経年で二重の大きな影響を及ぼすことになりました。

加えまして、入院期間が90日を超える特定の病態にある患者について、看護基準の10対1の入院基本料で算定するための対象から除かれ、これが先ほど申し上げましたいわゆる「特定除外制度」というものが廃止されたことによりまして、現在の施設基準を維持するために段階的に退院せざるを得ない状況となっておりますことから、入院患者数が大幅に減少し、入院収益が縮小しているところであります。

さらに、医業費用におきましては、消費税率が引き上げられたことに伴い、医業収入に転換することができない約4,000万円もの費用が新たに発生するなど、非常に厳しい決算であったと認識いたしております。

一方で、二市三町における唯一の公立病院の役割といたしましては、地域の皆様方が住みなれた地域で安心して安全にお暮らしいただくためには、採算性に厳しい療養病棟における慢

性期医療の確保、あるいは在宅医療の充実が、引き続き取り組むべき課題と認識をいたしております。

現在、市立病院では161床のうち療養病床38床を有しておりますが、療養病床の入院に係る1人当たりの診療単価であります。急性期病棟の約4割であり、収益性がかなり低い状況にあります。また、在宅医療につきましては、これまでも訪問診療を行ったところではありますが、今後の地域医療においてさらに重要性を増すとの観点のもと、平成25年度に24時間往診が可能な体制を確保し、訪問看護ステーションとの連携により24時間訪問看護の提供が必要な体制を確保している病院のみが認定を受けられる在宅療養支援病院の認定を受け、体制の充実を図ったところでもあります。これらの不採算医療を担うことでの収支差は年間約1億円の損失が生じているところではありますが、高齢化が進行している中で、地域における重要性は今後さらに増していくものと判断いたしておりますので、公立病院として引き続き果たすべき役割をしっかりと果たさせていただきたいと考えております。

28年度の診療報酬改定も、マイナス改定になるとの情報も聞こえてくるほか、消費税率の10%への引き上げが予定されるなど、医療を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このような医療を取り巻く厳しい状況の中にも、公立病院の担うべき役割として急性期と地域包括ケア病床による回復期、そして救急医療をしっかりと行い、収支均衡を図りながら、安心して地域社会にお住まいいただけるよう、療養病棟における慢性期医療と、訪問診療や訪問介護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療を地域の皆様方に引き続き提供させていただきたいと考えております。

3点目の教育につきましては、全国学力・学習状況調査、あるいはいじめ問題、大変深刻な課題・問題であります。教育長からご答弁をいたさせます。

最後に、情報公開についてご質問いただきました。

初めに、情報公開の現状についてであります。

本市におきましては、平成10年に情報公開条例を制定し、情報公開制度の基本的な考え方を明らかにいたしました。情報公開は、市の保有する文書等を原則開示する制度でございますが、一方で情報提供は市民の方に市政についての理解を深めていただくために、必要な情報を広報媒体などを通じて積極的に提供していくものであると認識をいたしております。

情報提供の取り組みについてのご質問をいただきました。

市政の情報提供は、幅広い情報を市民の方々に理解しやすい形で提供することを基本とさせ

ていただきながら、本市におきましては現在毎月発行しております市の広報紙「しおがま」、さらには市のホームページ、そして今年度から新たに取り組みを始めましたフェイスブックによる情報の提供、ベイウエーブでの市政情報の提供、宮城ケーブルテレビでの議会本会議の中継、本庁舎を初め各施設での情報公開コーナーの設置、長期総合計画進捗報告会などに代表されます報告・説明の機会、あるいは出前講座など、さまざまな広報媒体や機会を設けながら、市民の皆様方によりわかりやすい情報の発信に努めてきたところであります。

そういった中で、本市の情報公開のランキングについてのご質問をいただきました。

公的な機関で実施した評価結果はありませんが、参考として民間団体、全国市民オンブズマン連絡会議が2012年に全国の都道府県、市を対象に実施した全国情報公開度調査、内容をご説明申し上げます。

この調査は、公債費の公開度、議会の情報公開度、情報公開条例の内容、会議の公開などの項目について、採点基準を独自に設けられまして、80点を満点として評価されたものであります。この結果といたしまして、宮城県も含めた宮城県内、県、市の14自治体の中で本市のランキングであります7番目となっております。本市のポイントは58点という状況であります。

次に、議会の「見える化」についてのご質問でありました。

中継のあり方について、議員のほうから今さまざまなご提案をいただきました。

議会は、本市の政策を実現するための条例や予算・決算等について審議をいただく議決機関として、市政運営の車の両輪であると認識をいたしており、議会の中継は大切な市政情報の公開・提供の場であります。

本市におきましては、本会議につきましては宮城ケーブルテレビを活用し、このような役割を果たさせていただいているところであります。

議員からは、インターネットの活用等についてのご質問でありました。

現在、県内各市におきましても議会の中継状況につきましてインターネットを活用して取り組まれている自治体もございます。そういった先進事例をしっかりと調査をさせていただき、今後の対応策を進めてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今年度の全国学力・学習状況調査の結果について、また、

その結果を受けてどう対応しているかということで、ご質問をいただきました。

今年度の全国学力・学習状況調査の結果についてであります。塩竈市の小学校全体では「知識に関する問題」において国語では4.5ポイント、算数では3.1ポイント、理科では6.4ポイント全国平均を下回っております。「活用に関する問題」では、国語で6.4ポイント、算数では4.0ポイント全国平均を下回っている状況であります。また、昨年度と比較して全国平均との差が2.0から3.9ポイント広がっております。大きな課題であると捉えております。

中学校全体では、「知識に関する問題」において国語では5.6ポイント、数学では8.4ポイント、理科では5.9ポイント全国平均を下回っております。「活用に関する問題」では、国語では3.1ポイント、数学では7.6ポイント全国平均を下回っております。昨年度と比較して、数学の「知識に関する問題」で1.2ポイント、「活用に関する問題」の国語で1.3ポイント、数学で1.2ポイント改善いたしておりますが、依然として全国より下回っておる状況でございます。

その結果を受けてどう対応しているかというところでございますが、まず、塩竈市の課題についてであります。市の教育委員会として、調査結果を分析したところ、授業内容の理解が不十分であること、また、昨年度よりは若干改善したものの、長時間テレビやビデオ、DVDを見る割合が全国平均と比べて高いこと、長時間テレビゲーム、携帯式ゲームなどをする割合が全国平均と比べて高いことなどが、塩竈市全体の課題であると捉えております。

また、各学校の調査結果の分析を持ち寄り、取り組みの検証を行ったところ、無回答率の高さや、調査問題を指導・改善に活用していくことの必要性などについて確認したところでございます。

このような市全体及び各校の取り組みの検証結果に基づき、各校独自の指導・改善に向けた調査問題の活用計画を策定してもらいました。現在は、各校においてこの活用計画に基づき、日々の指導・改善に積極的に取り組んでいただいております。

あわせて、宮城県教育委員会から示されました学力向上に向けて基本となる5つの提言を、全ての学校でさらに徹底するよう働きかけてまいります。特に算数・数学については、「算数・数学ステップアップ5」などの宮城県学力向上対策協議会が取りまとめた学力向上対策を確実に実践化・実行化できるよう支援しているところでございます。

なお、家庭における学習習慣づくりにつきましては、今後ともクリアファイルやリーフレッ

トを活用し、家庭での生活、学習習慣を身につけさせていくよう指導を継続していくとともに、学校と保護者が連携を図り、学ぶ風土づくりに努めてまいりたいと考えております。

来年度は、学力向上プランの最終年度でもあり、第5次長期総合計画の後半に差しかかる大事な時期を迎えますので、しっかりと総括した上で、全国レベルに到達させられるよう、学力向上施策を力強く進めてまいりたいと考えております。

次に、いじめ対策と不登校への対応についてであります。

いじめの実態の把握と対応についてでございますが、教育委員会は毎月市内の小中学校からいじめの認知件数、解消した件数、継続指導中の件数と、それらの状況の報告を受け、いじめの実態の把握に努めておるところでございます。

塩竈市内の小中学校におけるいじめの認知件数は、平成23年度が10件、平成24年度が53件、平成25年度が38件、平成26年度が55件、そして本年度は11月末まで49件という報告でございます。平成24年度以降、平成23年度と比較しておよそ5倍になっておりますが、これは大津市の事件が報道された平成24年8月以降、いじめ事案の増加というよりも、より丁寧な把握が行われたためと考えており、現時点では深刻ないじめがふえているという認識はございません。しかし、いじめは重篤な問題行動であり、今後とも慎重かつ真摯に対応し、いじめを根絶するよう努めてまいりたいと思っております。

次に、いじめへの対応でございますが、現在5つの方策をとっております。

1つ目は、月1回の学校生活アンケートによるいじめの早期発見と早期対応です。

2つ目は、各学校でいじめ事案に対する情報共有を行い、共通理解・共通行動ができる体制づくりを行っております。

3つ目は、全ての学校でいじめ対応研修会を実施し、「誰かが気づくはずだ」ではなく、まず教師一人一人がいじめに気づく中心だと考える強い当事者意識を持ち、早期発見の対応力向上に努めております。

4つ目は、子供が楽しく学校生活が送れるよう、「わかる授業」「魅力ある学校行事」「信頼し合える学級づくり」などに努めております。

5つ目は、小学校児童会、中学校生徒会の役員による組織「アルカス☆塩釜☆」で、いじめ撲滅スローガンを提言して、小・中学校間で交流して挨拶運動を行うなど、子供自身の力でいじめをなくそうという動きを創出しているところでございます。

今後もしじめのない学校の風土を醸成するよう、学校に働きかけてまいります。

次に、不登校の把握とその対応についてでございます。

教育委員会は、毎月先ほどと同じように不登校の児童生徒数、児童生徒おのこの状況の報告を受け、不登校の実態の把握に努めております。

塩竈市内の小中学校における不登校児童生徒の割合は、平成24年度で3.1%、人数にしますと小学生31名、中学生98名であります。平成25年度は2.8%で、小学生31名、中学生80名で、特に中学校で減少が見られました。昨年、平成26年度は小学校で減少が見られ、出現率は2.5%で、小学生20名、中学生80名であり、不登校児童生徒は若干ではありますが減少傾向にございます。

不登校への対応についてですが、現在学校では子供の居場所づくり、わかる授業、保護者との連携、積極的な家庭訪問など、教師が真摯に取り組んでおるところでございます。

あと、詳しくは後からのほうがよろしいですか。（「はい」の声あり）はい。では後で。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 丁寧な回答、ありがとうございます。かなり時間が経過したようですが、2回目の質問をやらさせていただきます。

まず、定住人口の増加策ですけれども、いろいろ挙げていただいて、やっているということですが、私が考えるには、やっぱり近隣の他市町村と比較して同じようなことでは何ら効果はないのではないかと思いますよ。やっぱり塩竈市独自の、この近隣ではやっていないような、そういう施策が必要だと私は考えるわけですね。この間新聞に載っていたのがちょっと頭に入っているんですが、千葉の浦安市でしたか、女性の卵子を凍結保存する、そういうサービスを始めたという、そういう市もありますし、いろいろほかでないようなものを、それをやれというわけではないわけですが、やっぱり塩竈独自の、ほかの近隣の市町村と差別化を図らないと、来てくれる人はいないんじゃないかというふうに思うんですね。

先ほど市長が重点的に言われたのは子ども医療費の拡充ということでしたけれども、今回中学生まで、義務教育までの間ということですが、できればここで例えば高校までというふうにぼんとやってしまえば、またまた塩竈のあれが光ってくると私は思うんですが、高校まで例えば拡充した場合、どのぐらいの金額の差といいますか、経費の差が出るものなんですかね。例えばですよ。そういった思い切った施策が必要だと私は思うんですが、そういう算定はされたことはないですか。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君）　ただいま鎌田議員から子ども医療費の無料化、助成について、高校卒業までということでご提案いただきました。今定例会にも、通院の分につきましては中学3年まで拡充するというので、今現在本市の考え方といたしましては少なくとも義務教育期間については支給をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。そのため、高校について具体的にまだ積算しておりませんので、後ほどご答弁申し上げたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君）　鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君）　なぜ高校までと、いわゆるほかと差別化を図るのが必要だと私は思うので、そういう話をしたわけですが、私も子供がいるので、育ててきているので、小さいころはかなり毎日医者通いでした。だんだんだんだん、中学校の後半になるともうほとんど医者に行かないと。高校に入ってからもう医者になんかほとんどかかったことがないと。ちょっとしたけがぐらいという、そういう状況になるので、もしかして高校までプラスしたとしてもほんの少額で済むのではないかというふうに思うんですね。ですから、そういう思い切った施策を私はやってほしいなというふうに思います。

定住促進については、武雄市にこの間私たち党派で視察に行ってきたんですが、かなり力を入れていまして、何かの調べですとベストランキング全国2位になっているということらしいんですね。子育てのしやすさやら、移住者を歓迎するいろいろな施策がありまして、空き家バンクがあるとか、あと実際来た人たちに対してある程度の人がついて、いろいろ細かな説明をしてあげる、アドバイスしてあげるとか、仮に住んでもらうというような、そういう制度もあるんですね。ですから、この辺ではそういう制度はないと思うんですが、こういった思い切った、何度も繰り返しになりますがこの近辺にないような施策を私はやるべきだというふうに思います。

3つ目の浦戸の架橋について話させていただきます。

この架橋については、私たち党派ですずっとやってきたわけですが、浦戸地区定住促進可能性の調査事業については進んだばかりと、これからということだと思うんですが、これもさることながら、これを待っているのではなくて、もう先にある程度並行して進んでいってもいいんじゃないかと。いろいろな考えられる要素を潰していったらどうかと私は考えているんですが、やはりこのアンケート結果が出てからでないといういろいろほかの部分、私は進められるものがあると思うんですが、進めないわけでしょうか。その辺伺いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 浦戸架橋調査についてご質問いただきました。このことについては、議会のほうでもいろいろ積極的な活動をいただいていることについては重々了知をいたしております。ただ、私どもこういう事業を始めるときに、逆に議員の皆様方からいつもご質問いただくんですが、「全体事業費が何ぼかかんのっしや」「そのうちここが何ぼになんだべや」、普通はそういう議論を重ねるのがまずは当たり前じゃないのかなと。

もう一つ申し上げれば、全体の事業費の額によりましては、事業評価委員会というのがあります。そういった事業を本当にやる必要があるのかどうかという事業評価も我々は受けなければならないということであります。

また、例えば先出しをしてというようなお話ではありましたが、例えば離島振興法の事業でやるにせよ、あるいは道路整備事業として取り組むにせよ、それがどういった位置づけになるかということについては当然のことながら我々説明責任があるわけでありまして。そういった全体像。

そして、もう一つであります、ここはご理解いただけると思うんですが、ご案内のとおり特別名勝松島であります。トイレ一つつくるについても、さまざまなご意見をいただいたということについては記憶に新たではないのかなと思っております。そういった特別名勝の中でどのような道路整備ができるのかということについても、例えば宮城県であれば文化財保護課、当然これだけの事業になれば文化庁も入るわけでありまして、そういったさまざまな議論を積み重ねていった上での初めての事業着手となるわけでありまして、その第一歩としてこういったことをやらさせていただくという決意であります。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） この間の日曜日、浦戸ステイ・ステーションの開所式、完成式ですか、出席させていただいて、住民の方の話をちょこちょことお聞きしました。やっぱり人口が減少して、もうかなり減って大変だという話ですね。そして先ほど出たように高齢化率も上がっていると。こんな中、先ほど言ったような手法で、市長が言われるように順を追ってというか、通常の事業と同じように考えて、もう時間切れといいますか、かなり時間ばかり来て、そのうちもう極端な話が住む人がいなくなってしまうんじゃないかなと、そういう思いもあるわけですね。ですから、先ほど言った名勝松島の観点があるのであれば、そういったこと

についても調べて交渉するぐらいであれば、お金もそう使うものではないなと私は思うんですが、そういった着手できるものからもうスタートしていったらどうですかという話を先ほどさせていただきました。やはり住民としては人口減少は大きな問題で、今回浦戸ステイ・ステーションができましたけれども、あれで人口が爆発的という表現は悪いんですけども目に見えてふえてくるというふうには私は思えないし、浦戸ステイ・ステーションの学校、あそこに民宿さんがあるんですが、まずはあそこから相談を受けて、何とか廃校を有効活用できないかということで、4年以上前ですね、ここで質問させてもらったことがありました。高齢者用の施設に変えたらどうかと、そうすればそこに入所する人、それから面倒を見るといいですか、そういった職員やらがふえますし、それに食べる関係が出ますので、食材関係も消費するようになるし、もういいことづくめではないかという話をさせてもらったんですが、やっぱり名勝松島の観点があるのでだめだということだったんですが、今回この浦戸ステイ・ステーションができましたよね。私はやる気の問題だと思うんですよ。最初からこんなのあるからだめだとかこうだという話じゃなくて、やはりやる気の問題で、一つ一つ潰していくべきだと私は考えるわけですね。こればかり話をすると次の質問ができなくなってしまうので、次に移らせていただきます。

国道の4車線化についてですが、これは市長も認識されているように、越ノ浦春日線が完成することによってあその4車線化、あそこは新浜から越ノ浦まで、これが実現しそうだ、可能性が出てくると、加速されるという話を先ほどされましたが、自覚していらっしゃるの、少しでも早く進めるという回答であったんですが、少しでもプッシュいただいて、少しでも早い完成を望みたいと思います。

それから、市立病院関係ですが、先ほど厳しい話がずっと出ました。かなり出ました。結果的に厳しいし大変だということだと私は思うんですよ。私は先ほど冒頭で話したように、1回目の一般質問からずっと市立病院は取り上げてきているわけですが、改革案をいろいろ出して、ずっとやってきました。ある程度の成果が上がりました。でも、もうこれで手詰まりではないのかなというふうに思うんですね。先ほど言いわけに近いようなことをちょっと言われていましたけれども、私はそうじゃないなというふうに思うんですが、私はもう今の市立病院では限界かなと思うんですね。そんな点で、大分前に八女市の民営化の話をさせていただきました。あそこを視察に行ったら、民営化されて、売り上げというんですかね、それが上がって、それぞれ働いている人の賃金も上がったという、それで皆さんが喜んでい

いう、そういう実態でした。それから、この間武雄市に行ってきましたが、その武雄市の実態は病院を民間に買っていただいた。条件として新たな病院をほかにつくるという、そういう条件で売ったわけですね。それで、新たな病院がこれがまた立派で、市民皆さんに感謝されてという、そういう状況にあるんですね。私は、繰り返しになりますけれども市立病院は努力はしていなかったとは言いません。してきて、これ以上もう手詰まりだと。今後の展開について考えるべき時期ではないかというふうに思うんですが、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） この病院問題については、鎌田議員とは1回目のご質問のときからいろいろ議論させていただいております。民営化というのも一つの方策であるということは重々認識をいたしております。ただ、先ほど私がるるご説明を申し上げましたのは、塩釜医療圏、今は現実には塩釜医療圏というのはありませんが、旧塩釜医療圏7病院の中で唯一の公立病院が塩竈市立病院であります。一方では、不採算部門を今市立病院がかなりの役割を果たさせていただいているということについては、先ほどご説明申し上げたとおりであります。例えば慢性期、残念ながら4割の医療費しかもらえない。でも、市立病院ですから、当然市民の方々がお困りの状況に我々は手を差し伸べるのが当たり前じゃないのかと。あるいは訪問診療のお話もさせていただきました。それはもうかる部分だけやって、あとはというようなのは市立病院としてできますかというようなことを申し上げさせていただいたつもりであります。逆に公立病院だからこそ果たすべき役割というのを、我々がしっかりと議論させていただきながら、そのために費用がどれぐらいかかるかということについても、これから今の審議委員会の中でしっかりと議論させていただきたいと思っているところでございますので、私としてはぜひ唯一の公立病院として引き続き頑張らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 売却の話になりますが、武雄市では新たにつくるという条件をきちんとつけて、それを守っていただいて、そういった条件で買っていただくと。いわゆる公立病院的な役割があるなら、その役割を明文化して、それも盛り込んだ形で契約するという形であれば、ある程度担保できるのではないかと私は思うんですが、そういった検討もしてみるべきだと私は思うわけです。

それから、教育についてですけれども、時間があと3分ですかね、そうすると結論だけ言いたいんですが、学力テストについては私はやっぱりまちぐるみでやるべきだと思うんですね、教育は。そんな点で、この間全員協議会で塩竈は学習塾が多いんだという話が誰か議員から出ました。確かに多いなと思うんですね。この学習塾を利用して、学力向上を図っている他市町村があります。あと、放課後児童クラブも学齢を上げましたし、これも利用しない手はないのではないかとこのように考えます。

それから、自殺関係ですね。これについては、もっと深くお聞きして、深く掘り下げていきかけたんですが、この間福岡県の大野城市に行ってきましたけれども、いじめ防止条例がありました。あの辺でも珍しいらしいんですが、私は塩竈市でもこういった防止条例をつかって、子供たちに断固いじめはよくないんだと、絶対やらせないんだという姿勢を市として進めるべきだと思っているんですよ。これについて簡単に、そうだねというところなのか、いや必要ないと言うのか、その2点どちらかでお答え願いたい。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今議員おっしゃるとおりでありまして、市としてもいじめは決して許される行為ではないという強い認識に基づいていじめを防止するという事で、基本理念を定め、そして市教育委員会、学校及び教職員、保護者並びに市民等の責務を明確にする、そういった形での条例化に向けて今検討しているところであります。今後、議会にお諮りしてまいりますので、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 繰り返しになりますけれども、やっぱりいじめはよくないんだと、断固塩竈市は認めないんだということをお子孫たちに知らしめるような、そういった防止条例をお願いしたいと思います。

それから、情報の公開についてです。この間武雄市に行ってきましたが、その中で議会はテレビ中継をやっているんですが、プレゼンテーションのソフト、モニターを使って、それでわかりやすく説明をして、それが市民もテレビを通じて見られるという、本当に見やすい議会を実践しているんですね。そういったあれは、議会で提案して議会でやるべきなのかもしれませんが、これはいいのかな、悪いのかなという、その辺の方向性的には市としてはいいとか、これは行政のアピールにもなるわけですね。いわゆる議案、これからこういったことをやろうかというやつを市民に直接知ってもらう、目で見てよくわかる、そういう議会を

私は目指すべきだと思うんですよ。ここでは、驚くことにこうして発言したやつが1分以内に文字化して、画面ですぐ見られるという状況になっていました。これはもうびっくりすることです。ですから、こういった方向性を目指せば、もっと情報公開のランクが上がるし、市の行政の仕事もわかってもらえるし、これはいいのではないかと私は思うので、こういう方向でどうかという、そういう考えについて、いい、悪いぐらいの回答をいただけると助かるんですが。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） ただいま鎌田議員より情報公開につきましてのご提案がございました。我々も今鎌田議員がおっしゃっている方向でともに進んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、鎌田礼二君の一般質問は終了いたしました。

4番西村勝男君。

○4番（西村勝男君）（登壇） オール塩竈の会の西村勝男でございます。きょうは質問の機会を与えていただきました。議員の皆様方に心より感謝申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

東日本大震災から4年10カ月が過ぎ、震災復興計画が進む中、ハード面での整備もここ一、二年で事業完成を迎えます。先日の市議会全員協議会での視察の中で、塩竈市新魚市場や災害復興公営住宅、藤倉・北浜土地地区画整理事業、防潮堤の建設など着々と復旧が進んでおります。

その復興集中期の5年が過ぎ、再生・発展に向けた新たな5年がスタートするに当たり、施設をどのように活用し、運用していくか、また維持管理などをどのようにしていくのか、その対応について、それを中心に質問させていただきます。

まず初めに、新魚市場についてお伺いいたします。

新魚市場の全面開設まであと2年の取り組みとなりました。荷受2社の統合を初め、漁船誘致など、今までどおりの当たり前のことを当たり前のようにならしていただきながら、それ以外に質問させていただきます。

既に新しい魚市場運営がされている石巻など、さまざまな情報が聞こえてまいります。市場は完成がおくれている分、よい事例、改善しなければならない点など、改めて見えてきてい

る点が多く出てきていることと思います。その点を踏まえ、これから2年間どのような取り組みをされていくのかお伺いいたします。

次に、完成後の魚市場運営経費と水揚げ目標についてお伺いいたします。

水揚げが極端にふえるという状況ではありません。宮城県の2014年度の水揚げ総数量が26万トン、震災前、2010年が81%の21万トンとなっております。これを踏まえ、どのように事業計画をお立てになるのかお示してください。

次に、水産業の振興と課題についてお伺いいたします。

東北経済産業局で、グループ補助金の活用調査が行われました。塩竈市で行った水産加工業共同利用施設整備事業を含め、現在水産事業者が抱える経営課題について、行政としてどこまで把握されて、支援・指導されているのか、お知らせください。

次に、浦戸浅海漁業者への支援についてお伺いします。

浦戸地区の漁業者が会社を組織された、法人格を持たれたという報道がありました。その内容についてお知らせください。また、今後市の対応として、法人格を持たれた会社に対し、持続的に浅海漁業の継承のため会議所を初め支援を行うための組織力の増強についてどうお考えなのかお示してください。

次に、今後の維持管理費についてお伺いします。

先日の全員協議会での視察で、市民の水害に対する安全面を担保するための中央第二ポンプ場、越の浦雨水ポンプ場、藤倉雨水ポンプ場の建設を見せていただきました。ポンプ場全体の維持管理費、運用コスト、予測される数値などわかりましたらお知らせください。

次に、新電力に対する市の取り組みについてお伺いします。

電力自由化に伴う新電力、特定規模電気事業者の導入検討についてお伺いいたします。

県内自治体でも導入が進んでおります。また、来年の4月、電力全面自由化に伴い、商社丸紅が楽天グループとの売電契約を結んだと聞いております。それを踏まえまして、新たな電力供給が進む中で、塩竈市としては新電力をどのように考えて対処されるのかお示してください。

次に、地域コミュニティーの再生についてお伺いします。

仮設住宅から公営住宅へ入居される方は、高齢化率60%以上と言われております。寄り添って暮らされていた仮設住宅と違い、マンションタイプの住宅は近隣の方々との交流、つき合いが少なくなると思われます。仮設住宅から災害公営住宅に入居されて終わりではなく、そ

ここで災害公営住宅完成後の入居者に対する組織、自治会活動など、活動の支援にどういう考えで臨むのかお示してください。また、高齢化に伴う既存町内会活動についての支援についてお伺いいたします。

大震災による住宅環境の変化により、町内会会員の減少や増加が多く見られております。変動の幅が大きくなり、町内会活動の負担が大きくなっております。災害公営住宅なども含め町内会の再編などが必要ではないかと思われまます。

そこで、お願いがあります。地域の防犯、交通安全、見守り、また健康推進など、さまざまな形で行政の一翼を担っていただいています町内会に対しまして、せめて防犯灯の電気代は全額市の負担でお願いできないかお伺いいたします。県内では、防犯灯電気代を全額負担している自治体もございます。市のお考えをお示しいただきます。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。誠意あるご回答をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 西村議員から5点にわたるご質問をいただきました。

初めに、新魚市場建設についてのご質問でありました。

どのような方向を目指していくのかというご質問でありましたが、やっぱり我々からすればこういった施設、下世話な言い方をすれば使っていただいて何ぼの施設であります。やっぱりより多く、大勢の方々に、そして全国各地から多くの漁船を寄せていただけるような、そういう魚市場にするというのが究極の目的だと思っております。しからばそのために何をやるかということでもあります。今、そういった方策について、新しい魚市場の完成を踏まえまして運営管理体制を今後どのように取り組んでいくかということにつきまして、利用者の方々とさまざまな打ち合わせをさせていただいているところであります。直近では、12月7日に魚市場の関係事業者で構成する衛生管理推進委員会を開催して、今後の衛生管理体制の構築について、さまざまな観点からお話を始めております。具体的に申し上げますれば、せっかく高度衛生管理型の魚市場ができて、それをご利用される方々がそういった概念が頭にないとすれば、何をか言わんやということになるのかと思っております。やっぱり全員が同じ方向を目指して取り組みをしていかなければならないということで、そのような取り組みをさせていただいております。

また、11月17日からは卸売機関や問屋、買受人の皆様に対しては、新魚市場の運営における

経費負担についてもご相談を申し上げております。どれぐらいの金額が新たな負担として発生するか、なぜそういったお願いをするかといったようなことについて、既に話し合いをさせていただいているところでもあります。単に行政というだけではなくて、利用者の方々にも十二分にご理解をいただきながら、新たな魚市場の運営管理に取り組んでいくというようなことが最大の課題ではないのかなと思っております。一日も早くこういった体制ができ上がりますよう、さらに連携を密にいたしてまいりたいと考えております。

次に、完成後の魚市場の目標であります。

残念ながら、今年度も若干100億円に届くか届かないかというような水揚げの状況であります。今は関係者はぎりぎりまで努力をして、何としても100億円を達成したいということで頑張らせていただいております。心から感謝を申し上げますし、また現在の主力魚種でありますマグロにかかわらず、例えば遠洋トロールの冷凍魚に加えまして、カツオ、あるいは加工源魚として大変有望なサバといったような魚種も取り扱いを拡大させていただいております。老朽化した魚市場の時代にはなかなか考えられなかった取り組みであります。今関係者も新しい魚市場の完成を目指してこのようなさまざまな取り組みを行っていただいております。

本市といたしましては、完成後、金額では120億円、数量としては2万4,000トン程度の水揚げを想定いたしまして、業界の皆様方と一丸となって早期に目標が達成できるよう努力をさせていただきたいと思っております。

今申し上げましたような理由であります。運営経費の問題であります。例えば水揚げ金額を目標値である120億円に設定して試算をいたしますと、この水揚げに伴う総務管理費の決算額が8,950万円に対しまして、平成30年度では完成後の水揚げが1億2,280万円あります。差し引き3,330万円程度の運営経費のプラスになるのではというようなことも今試算させていただいているところでもあります。ただ、当然下振れもございますので、例えば100億円程度の水揚げがあった場合はどのようになるか、あるいは平成26年度当時の水揚げとした場合にはどのような状況になるかといったような、今下振れ対策についても関係者の皆様方としっかり議論を重ねさせていただいているところであり、今ご説明をいたしました目標が早期に達成されますようしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

次に、水産振興と課題についてのご質問でありました。

まず、事業者が抱える経営課題と対応についてであります。

本市の水産加工業界であります、さまざまな制度を活用いたしまして、今事業拡大を図っていただいているところでありますが、一方では震災直後の製造停止や風評被害などにより、失った販路の回復や、さまざまな要因により上昇したコストなどの製品価格への転嫁が残念ながらできないという状況になっております。

東北経済産業局で、グループ補助金交付先のアンケート調査を平成24年2月に第1回が行われております。本年は第6回の調査も行われているところであります。10月15日に公表された結果によりますと、グループ補助金の交付を受けた水産食品加工業の約75%が震災前の売り上げに戻っていないという状況であります。その要因としては、既存顧客の喪失、従業員不足、原材料・資材等の不足や高騰が挙げられておりました。また、現在の経営課題としては、人材の確保・育成、あるいは販路の確保・開拓、そして原材料価格の高騰といったような順序になっているようであります。

本市でも、水産加工業界の状況を把握するため、本年3月、水産加工業者に対して独自にアンケート調査を実施させていただいたところであります。ここでも同様に、経常利益が減少したという回答が75%に達し、売り上げ悪化の原因としてはやはり同様に原材料の高騰や電気料や運送料等のコスト増加といったような意見が大勢を占め、従業員の確保ができないことから製造ラインを稼働させられないといったような意見も寄せられたところであります。こういった課題・問題解決のために、今後本市も一緒になりましてさまざまな課題解決に取り組んでまいりたいと思っております。

現在、本市独自の取り組みといたしましては、製造コストの増加を幾ばくかでも緩和できればということで、水産加工等の大口の水道契約者に対しまして従量料金を平成27年度、28年度の2カ年間、引き下げをさせていただくことになっております。この水道料金引き下げによる経費の削減効果であります、年間でおよそ5,000万円になるものと見込んでいるところであります。

また、「水産加工がんばる塩竈支援事業」を実施し、魅力ある商品による新たな販路の開拓や、本年6月定例会で補正予算をお認めいただきました「水産加工復興支援業務委託」では、市のアンケート調査をもとに事業所をご訪問し、震災後の販路の状況や雇用に関する状況の聞き取り調査を行わせていただいているところであります。

また、10月には商工会議所と塩釜市団地水産加工業協同組合との共催で、単独では従業員の採用が難しい水産加工業者が一体となって雇用の創出を図ることを目的とし、合同説明会な

ども開催されているところであります。

引き続きこのような取り組みをさらに深めてまいりたいと考えております。

浦戸浅海漁業者への支援についてのご質問でありました。

市内にある県漁協の3支所と市漁協で構成する塩釜市浅海漁業振興協議会を通じて、新たなブランド品開発や販路拡大のための継続的な支援をさせていただいております。本年度につきましては、ブランドカキであります「あたまっこ牡蠣」の量産化試験事業や「うらとホヤ」の無病種苗の生産及び養殖試験事業、さらにはアサリの漁場造成事業等に255万円の助成金を交付し、浅海漁業者の取り組みを支援させていただいております。

また、県事業として野々島と漆島の上に粉碎したカキ殻を散布して、震災によって失われたアサリの漁場を現在整備中であります。今後は稚貝をまいて、生産実験を行うこととなっております。

これらの生産等に係る支援とともに、今年度からの新たな取り組みであります。先ほど来話題となっております浦戸ステイ・ステーション、第1次産業、特に漁業の後継者の育成を図ってまいりたいというような取り組みをさせていただいているところであります。

次に、中央第二ポンプ場、越の浦雨水ポンプ場、藤倉雨水ポンプ場の建設に伴う今後の維持管理費の予測についてのご質問でありました。

中央第二ポンプ場、越の浦雨水ポンプ場、藤倉雨水ポンプ場の維持管理費の予測される数値についてであります。まずは平成26年度における現在の藤倉雨水ポンプ場の管理費用の実績についてご説明をさせていただきます。電気料金が373万円、修繕費用が138万円、汚泥清掃費用が170万円、さらに消防設備地下タンク、電気工作物の各種点検費用が75万円で、合計756万円でございます。これに藤倉雨水ポンプ場の増設工事の完了後につきましては、平成26年度の今申し上げました管理費用の実績を参考に算出いたしますと、614万円の増加となる1,370万円を見込んでおります。内訳であります。電気料金が約560万円、修繕費用が270万円、汚泥清掃費用が340万円、各種点検費用が150万円、燃料費が50万円という内訳であります。

また、新設される中央第二ポンプ場の維持管理費であります。同様に藤倉雨水ポンプ場の管理費を参考に算出いたしますと、全体額で595万円を見込んでおります。内訳は、電気料金が350万円、汚泥清掃費用が150万円、各種点検が75万円、燃料費が20万円であります。

さらに、越の浦雨水ポンプ場の維持管理につきましては、同様に算出をいたしましたところ

605万円となりました。内訳は、電気料金が340万円、汚泥清掃費170万円、各種点検75万円、燃料費20万円であります。

これらの3つのポンプ場が完成をいたしますと、維持管理費が合計で1,814万円増加いたすものと見込んでおります。

ポンプ場の運転につきましては、基本的には自動による運転でございます。日常の点検、降雨前後の清掃作業などは職員が行っているところでありますが、復旧・復興の事業の完了後におきましては下水道の管理施設の数がこれまでより増加いたしますことから、今後は業務委託もあわせて実施をし、適切な維持管理に取り組んでまいりたいと思っております。業務委託等についてはこの数値の中に入っておらないことをご報告させていただきます。

次に、電力の自由化に伴い、新電力会社が設立されるが、塩竈市で導入検討はというご質問でありました。

ご質問いただきましたから、私も新電力会社の内容をつぶさにいろいろ調べさせていただきました。ただ、残念ながら料金体系がどうなるのか、事故が発生した場合のセキュリティーでありますとか維持管理、あるいは供給体制といったようなことについての具体的な内容がまだ把握できていないということがわかったところであります。ただ、電力の自由化を目的とした電気事業制度改革により、平成28年4月1日から電力の小売り全面自由化が始まるということであります。議員からも、他の自治体で一部導入を検討している事例があることも了知をいたしております。ただ、これによりまして一般家庭を含めた全ての消費者が東北電力や東京電力などの既存の大手電力会社である一般電気事業者ではなく、特定規模電気事業者、いわゆる新電力会社との契約が可能となるわけでありますが、今申し上げましたような事業メニューがどうなるのかといったようなことについてしっかりと勉強しなければならないと思っております。

例えば、本市では現在本庁舎や壺番館庁舎につきましては、緊急時や災害時も含め常に安定した電力を今日まで提供していただきました東北電力株式会社から電力の供給を受けております。東日本大震災発生の際にも、本庁舎に電源車をわざわざ配備していただく、あるいは浦戸に野蒜から電源車を配置して電力を送っていただく等の重要な役割を担っていただいたことも事実であります。このような震災時あるいは被災時の対応がどうなるのかといったようなこともあわせて見きわめた上で、新電力会社の活用については検討させていただきたいと思っております。

次に、地域コミュニティー再生についてご質問いただきました。

災害公営住宅完成後のコミュニティー形成支援について、議員のほうから大分ご心配をいただきました。災害公営住宅の完成後、新たな住まいでの生活を始める入居者にとりましては、やはり入居者同士はもちろん地域住民との良好なコミュニティーをいかに構築していくのかということが大きな課題であるというふうに我々も認識をいたしております。このようなことから、本市といたしましては災害公営住宅への入居申し込みの際に、多様な世帯が一定の割合で混在した居住ができるように、募集の仕組みを検討し、グループ単位での申し込みを行えるなどの制度設計を図り、実施をさせていただいているところであります。また、町内会などの自治会組織がコミュニティーの基本であると考えておりますことから、災害公営住宅の入居者に対しましても、地元町内会へぜひ加入いただきたいというようなお願いをさせていただいているところであります。さらには、入居者による新たな自治会組織の設立などについてもご提案をさせていただいたところであります。こういったさまざまな取り組みをしながら、地域との良好な関係の構築を働きかけているところであります。これまでも、例えば伊保石地区や錦町地区災害公営住宅の入居後に、入居者同士や地域町内会との懇談会を開催させていただき、入居者のほとんどの方が結果としては地元の町内会に加入されたようであります。

入居後は、入居者と地元町内会の方々の交流の機会として、植樹祭の開催、桜を見る会などを開催させていただいております。また、災害公営住宅の整備にあわせて、集会所も整備をさせていただきましたが、集会所の管理を町内会へお願いすることによりまして、コミュニティーがより深まっているというような事例もあります。今後は清水沢、錦町東、北浜地区と順次災害公営住宅が完成し、入居していただく予定となっておりますので、行政といたしましても引き続き入居者同士、または地元町内会を初めとする地域との良好な関係が構築されますように、引き続き支援をさせていただきたいと思っております。

次に、高齢化に伴う町内会活動へのご支援についてのご質問でありました。

ライフスタイルの多様化等に伴い、ややもいたしますと地域コミュニティーの基本となる町内会への参加意識が希薄となってきつつあります。また、高齢化による役員の担い手不足でありますとか、会費の減少による活動の縮小等、町内会運営を取り巻く環境はますます厳しくなっていくのではと推察をいたしております。

このような状況を踏まえ、現在町内会や地区ごとに町内会で構成する地区町内会連絡協議会

様が中心となり、それぞれが抱える課題解決に向けて鋭意取り組んでいただいているところであります。一例をご紹介しますと、ある地区町内会連絡協議会では、町内会が抱える課題を解決するため、毎年行政懇談会を開催いただいております。私や担当部長も出席し、協議会からのご要望を単に伺うだけではなくて、我々のほうからも率直な意見を申し上げさせていただいており、地域再生に取り組む上で町内会と行政の相互の連携が改めて必要であると認識をいたしているところであります。

また、本年度は昨年度から活動を再開されました南部地区も含めた東西南北の4地区町内会連絡協議会の合同で、本市に対して要望書等を提出いただきました。各地区の代表からは、直接地域コミュニティーを初め防災、福祉分野などさまざまな課題における地域の実情を1時間ぐらいいわたくしにお伺いすることができました。私からも、要望に対しては誠心誠意取り組むことをお約束をさせていただき、直ちに関係部に解決に向けた検討策を指示をさせていただいたところであります。

特に各町内会が直面する大きな課題であります若い方々の町内会離れについては、ある町内会では若者世代の町内会活動への参画を促すために、地元の子供会や育成会との共催で、子供の目線に立った夏祭りの開催や、子供からお年寄りまで世代を超えた親睦を深められますよう、芋煮会や餅つき大会などのイベントを開催しながら、町内会の将来を見据えた環境づくりに取り組まれているお話もお伺いすることができました。

町内会は、地域コミュニティー形成の中心的な役割を担っていただいております。また、市民と行政のパイプ役として大変大切な組織であるというふうに考えているところであります。今後、町内会や地区連絡協議会が取り込まれる課題や助成制度につきましても、真摯に受けとめをさせていただきたいと考えております。

そういった中で、議員から防犯灯の電気代の助成額を全額本市負担でというご質問をいただきました。今、塩竈市におきましては防犯灯のLED化に取り組みをさせていただいております。単純試算でまいりますと、電気代が最大で52%、半分ぐらいになるようであります。金額にいたしますと、約550万円の節減が期待できるようであります。このような状況を踏まえながら、ご質問の趣旨につきましてもどういったことで対応できますか検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 丁寧なご説明、ありがとうございました。

まず初めに、新魚市場についてお伺いします。

一番私が懸念していたのは、高度衛生管理型の魚市場をつくられて、それを扱う人をどう教育されるのか。高度衛生管理型施設稼働のための衛生管理マニュアルはもうつくられて、もう指導されているということでしょうか。確認の意味で、お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 高度衛生管理のマニュアルというものを今作成中でございます。

もう既にB棟のほうは完成しております、当然ハード的にはB棟は高度衛生管理計画に基づく一定の基準を持っております。今現在、実際には帽子と白長靴の着用、あるいは車両の乗り入れの禁止、もちろんではありませんけれども飲食とか喫煙は禁止ということで、そういったことは今徹底してやらせていただいているところでございます。ただ、まだ今現在完成途上ということでございますので、現実的にはガソリンフォークリフトなどがB棟の中ではまだ走らざるを得ないというような状況がございますので、来年の9月にA棟の1期分が完成することに向けて、今どこまでそういった衛生管理のマニュアルを完成型に近づけていくかということについて、先ほど市長申し上げていましたような衛生管理委員会のほうで打ち合わせをさせていただいているというような状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） どうぞよろしくお願いします。形はできても、その扱う方々が旧態依然としてそのままでは困りますし、本当に各市場を見ますとヨーロッパ、EU対策で高度衛生管理型の魚市場をつくっている漁港も二、三あります。それは大分厳しい環境の中で魚市場を運営されていると聞いておりますので、その辺はどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、完成後の魚市場運営の経費と水揚げということでお聞きしましたのは、石巻魚市場で前の魚市場で電気代が1,500万円ぐらいかかったと。今度新しい魚市場では2倍から3倍になってしまうと。つまり3,500万円から4,000万円近くなるとすると、実際水揚げが100億円あっても1,000分の5、5,000万円だとすると、塩竈の場合は100億円でも間に合うんでしょうけれども、ただ今回市長は120億円と。あと水揚げ数量が2万4,000トンという数字を挙げられました。どうしてもこれから行政に携わっていく中で、数値目標を必ず上げる、KPI、重要業績評価指標という形で、必ず目標設定をされてこれから運営されていくことによって、5年後、その評価が決まります。まだどうしようもないとなっても困りますので、その辺は数

宇目標を挙げていただいて、これも含めてですけれども地方創生の総合戦略においても各項目についてはこうやって数字を挙げていただいて取り組まれることによって、その評価がしやすくなるのか、また前に向けるのかと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、女川魚市場では全て衛生管理型の魚市場をつくるというのが変更されまして、上屋のみと。つまり状況の変化によって対応されるということも聞いております。そういう設計変更まではないまでも、そういういろんな情報の中で変えられるおつもりはあるのかどうかお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいま西村議員より他の市場の状況ということで、石巻の魚市場、あるいは女川の魚市場ということでご紹介いただきました。私どもも並行して整備をしている中で、お互いにどういったものをつくれるのかということは大変気にしながら進めているところでございますけれども、私ども塩竈市の魚市場の特徴的な点といたしましては、やはり維持管理のコストというものは一定程度抑えなければならないということを当初から、設計の段階から考慮しておりまして、例えば閉鎖型の市場ではありますけれども、空調設備についてはいわゆるエアコンをつけるということではなくて自然換気システムを使うですとか、あるいは太陽光発電及び蓄電池をつける、あるいはLED照明をつける、あるいは採光が取りやすいような形の幕屋根を使うというようなこと等、いろいろ工夫しておりますので、塩竈市の場合におきましても今現在光熱水費ということで電気料、水、ガス等も含めまして大体2,000万円ぐらい使ってはおりますが、これが多分200万円とか300万円程度ふえるということは想定せざるを得ないのかなと思っておりますが、倍になるようなことはちょっとないのかなというふうに思っております。そういうことからして、ご質問ありました設計の中身を変えるということについては今現在はこのままの設計どおりつくっていききたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） わかりました。どうぞよろしくお願いします。やはり各市場では太陽光パネルを設置するのは当たり前のようになっております。また、夜間電力、安い電力を使って蓄電、蓄電器が高いということもあったんですが、ここに来て大分安くなっていますので、それを取り入れていただきまして、ぜひとも経費削減に向けて頑張っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

また、魚市場、大体99.9%国費で賄っております。国が負担する条件の中で、さまざまな可能性を見出していただきながらコストカットや人材育成、使い勝手のよい魚市場へ向けて試行錯誤されて、よろしく申し上げます。

それでは、一つだけ。魚市場の建設に向けて、例えば魚市場にネーミングライツでどこか企業に協賛をいただいて、その金額を人材育成に使うとか、新たな商品開発なり事業開発に使うとかという部分で考えられませんかでしょうか。それもお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 済みません、我々は逆に県外の漁船主の方々に、生産者の方々に数多くこちらに来ていただかなければならないので、やっぱり塩竈という名前を売り込むべきではないのかというふうに今まで考えてきたところであります。ぜひご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） わかりました。どうしても人材育成という部分は、経費が浮いて、ある程度の利益が出ないとそこまで手が回らないということもありますので、その辺も含めて人材育成については考えていただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、2番目の水産業の振興策と課題についてお伺いします。

グループ補助金とか整備事業の補助金をさまざまな形でお使いになって、活躍されている企業があります。ただ、残念ながら苦しい状況の方もいらっしゃると思います。その中できちんと、110社余りがあると聞いております、その業者の方々のいい点、悪い点、またいい点を伸ばしてグループ化をして商品開発に向かうとか、そういう手だても含めて考えられないものか。どうしても気仙沼、石巻、いろんな業者が集まりまして商品開発もされているようです。その辺も含めて、何かお考えがあれば。商品開発で、1件当たり100万円で10社ぐらいを公募しているとも聞いておりますが、それだけではなくて、例えば販路の拡大も含めて今取り組まれている事業がありましたらお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） せんだって県の水産業振興課長と地元の練り製品の方々との会合がありまして、その折も県の担当課長のほうから、ほかの産地ですとある程度震災復興をする上で何社かグループを組んで、積極的に商品づくり、あるいは商品の全国展開、さらには海外への輸出というようなことをやっているのに比べると、塩竈市さんはそういった取り

組みが少ないですねというような話をいただきました。やはり見渡してみると、塩竈市の取り組みというのは従来型の個々の企業さんがそれぞれ立ち直って進めているというような傾向が強いのかなと、私もそういうふうを感じているところでございます。

先ほど議員からご紹介ありましたように、「水産加工業がんばる塩竈支援事業」ということで、今年度予算をいただきまして、1回目の公募で8社、2回目で3社採択させていただきました。そういった補助金で背中を押していただきましたというような話なんかもいただきましたけれども、新しい商品なんかをつくっていただいているというような状況はございますが、これからはやはりとりわけ貿易とかについては個社の力では難しいということは確かにあるかと思いますので、そういったことはこういった形で取り組めるのかということについては私どもも勉強していきたいなというふうに思います。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） わかりました。どうぞよろしくお願いします。

そこで、先ほど市長から水産加工業の水道料金の軽減ということで、2年という年度を決めて今支援しているというお話でした。これから消費税が2%、また上がります。それに向けて、水産加工業の方はそれをすぐ商品に転嫁できない状況もあります。それも含めて水道料の軽減は今後の予定としては2年で終わりなのか、今後何か検討されているのか、それについてお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 一つ塩竈市としては大変厳しい環境にある加工業界の方々に何とかご支援させていただけないかということで、限りある基金ではありますが、まずは5,000万円ずつ2カ年で1億円というような予算を計上させていただいたところでありまして。今後もっとというお話ではありますが、消費税については国のほうで、要するにどういった商品を対象から除外するかということについて今いろいろ議論されているところでありましてよね。ですから、そういった行方も我々も関心を持ちながら、できますれば水産加工のまちとしては我々が保有する商材を対象から外していただければという思いでいるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） では、国の状況を踏まえながら、その辺の対応方よろしくお願申し上げます。

質問の中では、浅海漁業者への支援ということでお聞かせいただきましたけれども、全体的な水産業の支援ではなくて、法人格を持たれた浦戸の会社、合同会社がつくられたということがあります。今、農業の改革が進む中で企業の進出が進んでおります。漁業においても、桃浦のほうでカキ養殖業者と一体で法人格を持たれたとも聞いております。そういう中で、浦戸でも法人格を持たれたということも聞きましたので、その内容についてお知らせください。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 議員お尋ねの企業化された組織というのは、桂島のノリの関係かと思えます。東日本大震災後、復旧・復興の際にノリの生産施設をそれぞれ従来お持ちだった方々が、個々にそれを復旧するということの難しさがございましたのと、制度的に共同でやるということについて国の一定の補助金が出るということもございまして、ノリ生産者の方、当時10名だったかと思えますが、一緒に会社を立ち上げまして、そちらでノリの処理施設を整備されたというふうに伺っております。ただ、それを住人の方々がノリの生産をずっと続けていく中で、一定程度その施設使用料というものをお返しすると、それでもって補助で足りない自己負担の部分を返していくというようなことというふうに聞いておりますが、やはり高齢化であったり、あるいはちょっと体調を悪くされて、そういった方が1人抜け2人抜けというふうにされていくことによって、非常に大変な状況があるんだというようなことはちょっと伺ったことがございます。一方では、その息子さんなり、そういった方々が新しく入ってくるという循環が生まれてくればそういったことも継続することは容易だと思うんですけども、その辺のやめる方、あるいは入る方というのがなかなかバランスよくいくのは難しいんだというようなことも聞いております。そういったことで、私どもそれについてちょっと具体的にどういった手だてが必要かということについてはまだお話しはいただいておりますので、せつかく会社という組織でございますので、どういったことができるかはいろいろ具体的なお話を聞きながら、一緒に検討させていただきたいと思えます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 私も個人経営で仕事をやっていたけれども、会社組織にして次の時代を担う、後継者育成とかいろいろ考えることができることにもなります。農林業者の方々も高齢化の中で一代でもう終わり。浅海漁業が持っているスキル、技術や漁場の問題を含めてさまざまな形で次の時代に継承していく上で、会社組織という部分が一番ベストかと。

また、雇用も生まれると。つまり会社経営をする上で、若い方でなくてもいい、60歳、65歳のリタイヤされた方をお使いになって、雇用を創出する部分でもそういう法人格を持たれることによって支援しやすくなるだろうし、会議所でも法人格を持たれば新たな支援体制もできると思いますので、市としてもこれからの漁業のためにも、やはり支援体制を整えていただいて、継続的に、持続可能な限り浅海漁業が次に時代に伝わっていきますように、これからもご支援のほどよろしく申し上げます。

次に、今後の維持管理費についてということで聞かせていただきました。すばらしいポンプ場、中央第二、越の浦、藤倉、見せていただきました。要は本当にこれがこれから10年、20年、人口減少の中で経営負担がどのぐらいかかるのかということが心配だったもので、聞かせていただきました。やはり一番かかるのは電気代ということで、次の新電力に対する取り組みについてということで関連して質問をさせていただきます。

電力の自由化によって、調べた範囲では1町と1市です。それは新聞にも載っていましたが、お名前を言っても差しさわりのないんでしょうけれども、1つの市では来年度、今まで33施設をまとめて契約していたものに26施設プラスして59施設をまた新たな契約をするということで、来年度の市の事業計画にもう載せているということで、新たな取り組みをされております。

私がこの問題を取り上げたのは、ポンプ場も含めまして水産加工業にかかっている電気料、1社1,500万円から1,800万円、少ないところで500万円ぐらいの電気料がかかっております。それで、1割ぐらいでも安くなるような方法として、塩竈市、自治体が見本を見せることも必要ではないかなと。取り組みます、考えてみますだけではなくて、もうほかの自治体でやっているという事実もありますので、それも1年やられて、ことしはそれをふやしていこうという自治体まで出てきていますので、その辺、もう少し取り組みを積極的に考えることはできないものか、もう一度市長の考えをお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今議員からのご指摘がございましたように、いろいろ自治体でも取り組みをされているというような状況でございます。県内の状況でございますと、登米市が新電力に取り組まれているという状況でございます。そのほかの市についても、他の動向を見ながらいろいろ検討させていただきたいと言っている市もあるようでございます。先ほど市長の答弁でも申しましたように、安定供給の問題等いろいろございますので、私ども

も他市のほうで十分に勉強させていただきまして、まさにほかの先駆的な取り組みということで市が一定の役割を果たすことができるものであれば、そういうものも取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 今出ました登米市ということで、資料を取り寄せてみました。新電力業者からの電力供給の流れということで、新電力業者が発電した電気は、電力会社、ここですと東北電力ですね、送電線を通じて電力供給するために新たな設備設置や初期投資は不要であると。ですから全然お金はかからないと。あと、万が一のトラブル発生に備え、あらかじめ新電力業者と電力会社において電力のバックアップ契約をもう結んでいると。関東、関西、北海道も含めて全て結んでいるということでした。あと、災害時における設備等の復旧は、これまで同様地元の電力会社が行うことになっているそうです。一番最後に、新電力は国策として推進され、電力の安定供給は電気事業法でも保護されるということで、今進んでおります。ですから、自治体としても安心・安全な形で進むということを確認された自治体、ここでは美里町が36施設で850万円という数字が出ています。登米市では33施設で370万円、契約がちょっと違うので数字が違ってはいますが、その辺も取り組まれていただいて、行政が取り組むことによって水産業界の下支えにもなるのではないかと。聞きますと電気料が年間1,500万円かかっている業者もいらっしゃいますし、年間30万円、50万円、冷蔵庫を持っている方とかはかかっているような気がします。その1割減額されただけで、水産業界の下支えには大分なると思いますので、その辺は市長、積極的に取り組んでいただいて、これから経済が逼迫してまいります。水産業、1982年、水揚げが500億円ありました。1992年、水産業総収益が1,200億円あった時代からずっと下がりっ放しでございます。ですから、それも踏まえてどうコストを削減され、どう新しいいい商品を開発するか、その部分で確実に経費削減が問われている時代が来ていますので、その辺は市長もわかっていると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、地域コミュニティーの再生についてということで質問させていただきます。

仮設住宅から災害公営住宅に入居してもらってそれで終わりということではなく、やっぱり市長もお話しになったようにさまざまな手だてを講じながら、安全・安心なまちづくりのために地域のコミュニティーをつくっていただくということは急務だと思っております。先ほど防犯灯、LED化が進めば2,000万円から2,100万円の数字が1,500万円程度には下がるとい

うことで、もう計算されていると思いますが、全て市の負担になっても、今1,000万円ちょっとぐらいですかね、負担しているのが。それも含めて市のほうで全面的に補っていただければ、つまり住民自治、そういう部分で一番負担になっているのが、聞きますと防犯灯の電気代が一番負担が大きいと。藤倉は月70万円ちょっと電気代がかかって、半分でも35万円の出費があると。北浜でも同じですし、ある程度大きい数字が出ております。きょうここにいろいろ書いておいたんですよ。東西南北の連絡協議会の会長には、多賀城の区長制度のような区の立場で若干の支援ぐらいあってもいいんじゃないかとかいろんなこととお話ししようと思ったんですが、せめて電気代ぐらいは市で負担していただければ幸いだと思っておりますので、よろしくをお願いします。防犯灯と街路灯ということで、連絡協議会でもお話が出ました。街路灯は車の部分で安全面で、ただ防犯灯は、地域を守るのは地域で負担すべきだという考えみたいな形で説明があったということなんですけど、もう一度その辺説明をお願いできれば、お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今西村議員からは防犯灯について全額塩竈市でというようなお話をいただいておりますが、今定例会を通じましてもさまざまな要望がさまざまな形で寄せられてきております。ぜひご理解をいただきたいんですが、塩竈市の一般会計予算というのは震災復興事業を除けば210億円とか220億円、その中から投資的経費に使える割合というのは本当にごく一部分なわけです。したがって、その限りある財源をどう切り分けていくかということになるわけでありまして、例えばこの部分を無料にすれば、その部分どこかで我々は削らざるを得ないというような、予算のやりくりをせざるを得ないということをご理解いただきたい。ですから、今回の子ども医療費についても基金という、本当は緊急避難であって、私は大変申しわけなく思っておりますが、そういった財源に頼るしかないというような状況でありますので、ですから繰り返しになります、どれを優先してどれをとというようなその切り分けをしていかなければならないというのが実は財政運営でありますので、先ほど申し上げましたようなまずはLED化することによって500万円近い負担を軽減をさせていただきながら、残余の部分については今後の課題とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） わかりました。ただ、町内会の活動が財政面で負荷がかかって、忘年会、

新年会、総会、また今お話しになりましたようにお花見とかいろんな部分で活動しにくくなるのでは困るので、その辺も含めて住民自治の自治力がだんだん減少する、高齢化によって減少するのは仕方がないにしても、財政面の運営面で町内会の大変な部分が出てくるのもちょっと困るということもありますので、その辺はどこに主眼を置くかは市長の決断でございます。その辺は市長のお気持ちを察したいと思います。ただ、これから在宅の介護が進んでまいります。町内会のまとまりが、孤独死とか、見捨てられてそのまま亡くなるということがある可能性もありますので、町内会活動を重視されるためにどうぞ配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に一つだけ質問させていただきます。

今回選挙でいろいろ回らせていただいて、孤独死ということは何件かあったと聞いています。震災以降、こういう方は何件ぐらい、つまり誰にもみとられず、一人寂しく亡くなられた、町内会活動をされていてもわからなかったということもありますが、そういう把握されているものがありましたらお聞かせいただければ幸いです。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま西村議員から孤独死を市ではどの程度把握しているかというご質問を頂戴いたしました。私どもつかんでいる情報の中では、特に問題となるようなそのような事例というものは把握してございません。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 町内会活動をされていても、自治会活動をされていてもどうしても亡くなってしまうというのは仕方がない部分なんです、連絡を密にするために町内会があって、自治力がついて、まとまって地域の行政の下支えをするのが町内会だと思いますので、その辺は今後ともどうぞよろしく配慮のほどお願い申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、西村勝男君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分。よろしく申し上げます。

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番菅原善幸議員。

○2番（菅原善幸君）（登壇） 平成27年度12月定例会におきまして、公明党を代表して質問させていただきます菅原善幸でございます。市長並びに当局の皆様方の誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、生きる力を育む教育の充実について、2点質問させていただきます。

1点目に、子供を守るためのネット依存対策についてお伺いいたします。

LINEという無料通話アプリの急速な普及により、便利さが受ける一方で、友達との距離感に悩んだり、いじめや犯罪に悪用されたり、LINEから離れられない依存も問題になっています。ネットを利用している高校生は94.5%、スマートフォン所有率は55.9%です。LINEは世界で3億人が利用しています。フィルタリングの機能はあるものの、LINEでの交流を通じて知らぬ間に有害サイトにアクセスされ、犯罪に巻き込まれたり、他人への誹謗中傷がいじめにつながり、利用者に身体的・心理的悪影響を与えてしまいます。また、インターネットゲームは複数人でチームを組むことから、自分だけ途中で抜けることができず、エンドレスで続き、夜更かしになり、遅刻、日中の居眠り、成績の低下、不登校等、青少年の健全な育成に悪影響が出ています。

ネット依存は、早期発見・早期対応が大切であり、子供の変化を見逃さない、小さなサインを見落とさないことも親として大事な役目でもあります。そこで、本市の児童生徒の現状と、どのような子供のネット依存対策を行っているかお伺いいたします。

2点目に、いじめ防止の取り組みについてお伺いいたします。

国がいじめ対策を本格化されてから、初となるいじめ防止の法律、いじめ防止対策推進法が公明党の主導により平成25年6月26日に成立し、施行されました。いじめ防止対策推進法では、重大ないじめが発生した場合は学校が事実関係を調査し、その内容をいじめを受けた児童生徒とその保護者、地方自治体に報告することを義務づけています。また、重大な被害を及ぼすおそれがある場合は、ただちに警察に通報することも明記し、必要に応じて加害者側の子供に出席停止を命ずることも求めております。

いじめ防止対策推進法が制定され、本市でも一層取り組みを強めていると思います。いじめにおいて最も重要なことは、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決が肝要ではないかと

考えております。そこで、本市のいじめ問題対策の現状と、教育委員会、各学校でこれまでのような視点でいじめ問題解決に向けて取り組まれてこられたのか、お伺いいたします。

次に、魅力ある都市空間の形成について、2点お伺いいたします。

1点目は、マリゲート塩釜周辺の観光拠点としての整備についてお伺いいたします。

まちづくりについては、行政はもとより市民、企業、関連団体、そして議会が協働してつくり上げていかなければ、到底なし遂げられない事業であると思います。私は、市長と議会とは対等の立場で相互に意見を交わし、市民のために最もよい方向へ車の両輪のごとく市政運営をしていくことであると考えております。そのような健全な関係を堅持しながら、市長、議会がそれぞれの立場でよりよいまちづくりの方策を考え、十分な意見交換を行うことで、初めて民意に基づいて市民の目線のまちづくりが可能になると考えております。そこで、まず佐藤市長のマリゲート塩釜を生かした周辺のまちづくりについてお考えをお伺いいたします。

2点目に、北浜沢乙線及び周辺の遊歩道整備についてお伺いいたします。

今後、北浜地区には災害公営住宅が建設されることに伴い、震災に遭った方々が戻り、安心して暮らせる、そして車に頼ることなく快適に安心して歩ける塩竈にしていくための道路整備や歩道の整備を考えていただきたいと思います。そこでお尋ねいたしますが、北浜地区災害公営住宅の整備や、北浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業に伴い、周辺道路の整備と遊歩道の整備について、市長のご意見をお聞きいたしたいと思っております。

次に、安全まちづくりについて2点お伺いいたします。

1点目に、伊保石地区雨水排水計画についてお伺いいたします。

伊保石地区は、豪雨により市道から雨水が近隣の住宅へ流れ込む箇所が数カ所あり、豪雨のたびに住民は不安を抱えております。ゲリラ豪雨対策はどの自治体も苦慮しているようですが、本市一部伊保石地域でも住民から「側溝はつけられないのか」と要望が出されております。そこで、ぜひとも雨水対策をお願いしたいと考え、お伺いいたしたいと思っております。

伊保石地区の雨水対策として、側溝の改善策についてお聞きいたします。

また、伊保石地区を含めた雨水計画はどのような計画になっているのか、安心・安全が得られるのかお伺いいたします。

2点目に、バス路線以外の冬場の除融雪についてお伺いいたします。

冬場には路面が凍結して、坂道、カーブなどで大事故につながる危険性があります。高齢化、

女性ドライバーがふえる中、冬場の除融雪の取り組みについてお伺いいたします。

住民から、朝のラッシュ時に融雪剤をまく方がいないと改善を求められる地元の声があります。それに対して、有効な交通安全対策ができるのかお尋ねいたします。

また、本市の融雪剤設置件数は300カ所と聞いております。現在、本市の融雪剤の袋は25キロ詰めになっており、近年高齢化が進む中で25キロの袋をあけ、融雪剤を玄関前や坂道まで運び、まくことは困難ではないかと思えます。そこでお伺いいたしますが、本市において冬場の除融雪対策について地域の高齢化をどのように受けとめて計画されているのか、お伺いしたいと思います。

次に、潤いと魅力ある島づくりについて、2点お伺いいたします。

1点目は、浦戸地域おこし協力隊の取り組みについて質問させていただきます。

平成20年に総務省から自然との共生を基本としてきた我が国の歴史・文化に基づき、豊かな自然環境を守りながら、活力ある地域社会を形成する目的で地域力創生プランが出され、地域おこし協力隊が位置づけられました。

地域おこし協力隊は、地方自治体が住民を受け入れ、隊員として委嘱し、一定期間以上農林漁業の応援、水源保全、監視活動、住民の生活支援など、各種の地域協力活動に従事しながら、地区の定住・定着を図る意欲的・積極的な取り組みを行うものとなっております。全国では、約320自治体において既に活動していると聞いております。

そこでお伺いいたしますが、このたび本市で取り組みを開始することになっておりますので、具体的なその内容についてお聞かせください。また、本市において地域おこし協力隊員を導入するに至った経緯についてもお尋ねいたします。

2点目は、ふるさとづくり推進についてお伺いいたします。

政府は、ふるさとづくりを推進するため、国の支援策を網羅したガイドブックを作成いたしました。そして、昨年7月、ふるさとづくり推進のための有識者会議が取りまとめた中間報告をされております。ふるさとづくりに関する施策は、5つのかかわりについて発表され、「1. 環境のかかわり」「2. 文化的かかわり」「3. 教育的かかわり」「4. 経済のかかわり」「5. 人と人との関係のかかわり」に分類して、搭載しています。そこでお尋ねしますが、本市の地域活性化に資する取り組みとあわせ、ふるさとづくりについてお答えをお聞きいたします。

1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菅原議員から4点にわたるご質問をいただきました。

初めの生きる力を育む教育の充実について、具体的にはインターネット依存対策、いじめ防止対策であります。いずれも学校教育で今直面している問題・課題であります。この解決には、全ての市民の皆様方のご協力が必要ではないのかなというふうに考えているところではありますが、詳細の内容につきましては教育長からご答弁をいたさせますので、よろしく願い申し上げます。

次に、魅力ある都市空間の形成についてということで、具体的にはマリゲート周辺の観光拠点としての整備についてのご質問でありました。

初めに、本市で一番間近に海を感じていただけます都市空間が私はこのマリゲート周辺ではないのかなと思っておりますし、これこそが多く観光客の魅力を喚起するものになっているものと考えているところでもあります。

マリゲート塩釜は、港を核としたまちづくりを推進するための施設として、国土交通省東北地方整備局から宮城県内では唯一「みなとオアシス」の認定を受けております。また、港湾の開発や利用、あるいは港湾隣接地域の保全に関する方針となります仙台塩釜港港湾計画の空間利用構想におきましては、塩釜港区のマリゲート周辺は交流拠点ゾーンという位置づけがなされております。

また、本市では第5次長期総合計画のまちづくりの目標の一つに「海・港と歴史を活かすまち」を掲げ、海辺を生かした魅力ある交流空間づくりに取り組んでおりますが、東日本大震災以前から鹽竈神社とマリゲートを有機的に結びつけて、中心部のネットワーク強化を図る「社と海を結ぶまちづくり」を進めてまいりました。平成21年度には、まちづくりの中心軸を形成する門前町の風情を残した塩竈海道の整備にあわせ、マリゲート西側にみなと公園やシオーモの小径を整備し、海のまち塩竈ならではの個性を生かして、観光拠点機能の強化を図らせていただいたところでもあります。

その後の大震災を踏まえまして、平成24年3月に観光客が回遊する本町地区からマリゲート周辺の海岸通地区と港町地区の一部をエリアとして、税制特例措置を活用して産業の集積を図るべく、千賀の浦観光推進特区の認定を受けたところでございます。これは水産業、宿泊業、飲食店のほか、「塩釜市港奥部ウォーターフロント活用市民会議」からの提言のございました例えば水族館などを対象業種として、集客力のある観光関連産業の集積を図ろうと

したものでございます。

復興特区制度は、今年度が実は最終年度となっておりますが、5年間の延長に向けて今手続が進められており、引き続きこのような制度を活用して、観光関連産業の集積になお一層取り組みをいたしてまいりたいと考えております。

また、現在マリゲート周辺で施工されております復旧・復興工事が完了いたしますと、マリゲートへの動線が現在より大幅に改善されることとなります。加えて、北浜側の整備も完了すれば、マリゲート周辺から眺めますマリベースや造船所などの塩竈らしい港の風景も魅力の要素になり得るものと期待をいたしておるところでございます。

現在、宮城県と三市三町で取り組んでおります「松島“湾”ダーランド構想」では、各市町の魅力を結びつけ、連携を図りながら、誘客を図っていく計画を策定中ではありますが、塩竈はかつて松尾芭蕉が松島に船出をした地であり、松島への海の玄関口であるマリゲートの周辺は、「“湾”ダーランド」の観光拠点の大きな目玉になるものと考えております。

来年3月、北海道へ延伸する新幹線や、6月の仙台空港民営化なども我々は追い風とし、港町塩竈の代表的な観光拠点の一つとして、さらなる誘客に努めてまいります。

次に、本市北浜沢乙線及び周辺の遊歩道整備についてのご質問をいただきました。

現在、復興交付金事業を活用し、北浜地区の土地区画整理事業や隣接する北浜沢乙線の整備を一体的に進めさせていただいております。現在進めております北浜地区区画整理事業におきましては、JRの高架線に並行して、新たに4メートルの歩道を新設いたします。また、この先線では北浜沢乙線の高架下の歩道ともそれぞれ連携を図りながら、本塩釜駅方面へゆったりと安心して歩いていただける歩道環境を確保させていただきます。

なお、ご質問の遊歩道につきましては、区画整理事業区域の海側に面したところに、県が北浜地区緑地環境整備事業によりまして親水空間を造成していただくことになっております。この公園緑地の整備の中で、新たな散策道を県に整備をいただくことになっております。遊歩道として十二分にご活用できる空間になるものと確信をいたしているところであります。

次に、安全なまちづくりについてお答えをいたします。

議員のほうから、伊保石地区で豪雨の際、特にゲリラ豪雨のときかと思いますが、残念ながら道路側溝があふれて、水浸しになってしまうというようなお話を頂戴いたしました。

今私どもが進めております県道、市道、あるいは国道の道路側溝についてであります。国の基準がございまして、高強度、雨の強さが10年に1回ぐらいの雨のときの水を流せるよう

な規格で整備をするということになっておりますし、それが補助を受ける基準となっております。したがって、今市内にごございます道路側溝についてはほとんどその基準を準用いたしまして、10年に1回ぐらいの大雨ではあふれないようなという取り組みをさせていただいておりますが、残念ながら昨今、まさに議員のほうからお話しいただきましたようなゲリラ豪雨が結構多発をいたしております。つい先日も特別警報が発令されまして、私も市内を巡回いたしました。例えば佐浦町周辺の道路側溝からも水があふれている状況を目の当たりにいたしましたところでもあります。今後はこういった雨水安全度を高めていくということが一つと、そういった場合に備えて先ほど西村議員からもご質問いただきましたような雨水ポンプ場の整備といったようなものが必要になってくるものと考えているところであります。

伊保石地区の雨水排水であります。大きくは2系統で整備をされております。1つ目は宇伊保石地区と千賀の台地区の127ヘクタールを受け持つ石田水路ルートであります。もう一つであります。伊保石公園と一部利府町の86ヘクタールを受け持つ伊保石水路ルートのこの2つのルートで、この地域の雨水排水を受け持っております。2つのルートは、石田地区で合流し、須賀漁港を経て塩釜湾へ雨水が排水されるというような状況であります。宇伊保石地区の排水につきましては、市道伊保石1号線を経由し石田水路へ、千賀の台地区の排水につきましては、開発行為で整備をされました仮設住宅に隣接する防災調整池に一時的に貯留をして流出を抑制し、石田水路へ排水をされるという形で、今雨水排水が行われているところでございます。

次に、これから始まる降雪に備えて、冬場の除融雪についてのご質問でありました。

基本的には、除雪・融雪を両方やっているということについては今バス路線を中心に取り組みをさせていただいております。その他の地域で、坂道が多い本市の県道あるいは市道につきましては、融雪剤を散布するということで対応させていただいておりますのが現状であります。

ご質問の融雪剤を散布するについても、高齢化社会の中で、今ある25キロの袋であります。なかなかそういったものが運べないんだというような意味でのご質問であったかと思っております。今現在、市内には約300カ所に、1つは砂缶であります、もう一つは今申し上げましたような融雪剤をストックしております。それから、それを散布するためのスコップ等を配置し、町内会の皆様方にも大変なご支援をいただきながら、冬場の雪道確保に努力をいたしているところであります。

現在、地域に配置している融雪剤であります、25キログラムの袋を使用しております。実は、軽量化を図るため、震災時に一時10キロ袋を置いてみたことがございました。ちょっと問題点が2つぐらいありました。1つは、10キロ袋はキロ単価が非常に高くつくということでもあります。もう一つは、持ち去られてしまうケースが結構多い状況でありました。こういったことから、その後また25キロの袋に戻させていただいたという経過がございます。ただ、今年度から融雪剤を小分けにして取り扱いができますように、先ほど申し上げましたスコップのほかに、バケツを融雪剤を配置しております場所に置かせていただくことにさせていただきました。バケツにスコップで移していただいて、散布をいただくと。大変手間暇をかけて恐縮ではありますが、ぜひこういったことをご協力を賜れば幸いです。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、潤いと魅力ある島づくりについてというご質問をいただきました。

おかげを持ちまして、12月13日に浦戸ステイ・ステーションをオープンすることができました。議長、副議長を初め、議員の皆様方には多数ご列席をいただきまして、心から感謝を申し上げますところであります。

この浦戸ステイ・ステーションの運営管理に、実は地域おこし協力隊制度を活用させていただいておりますが、この制度は21年度に国において創設され、人口減少社会や高齢化社会の進行が著しい地域におきまして、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図るということで、地域力の維持・強化を図っていくことを目的といたしております。

平成26年度の実績であります、先ほど議員が申された数字と若干異なるかもしれませんが、全国444自治体でこの制度を活用し、1,511名の地域おこし協力隊員がそれぞれの自治体のニーズに応じた地域協力活動に従事をいただいているところであります。

本市が地域おこし協力隊の制度を導入するに至った経過についてのご質問であります。

浦戸地区のなりわいであります漁業や農業といったような分野に、島づくりの担い手を育成する施設としてこれまで整備を進めてまいりました浦戸ステイ・ステーションのオープンを契機に、浦戸で漁業、農業等のなりわいに従事し、島に定住したいという希望者を受け入れ、ぜひ将来の島の担い手としてまいりたいということがその目的であります。

募集に当たりましては、全国的に展開をいたしておりますこの地域おこし協力隊制度を有効に活用させていただくものであります。現在、市のホームページへの掲載を初め、移住や転

職に関する民間の専用サイトなども活用しながら、浦戸諸島における漁業、農業の新たな就業希望者として地域おこし協力隊員を募集させていただいているところであります。

地域おこし協力隊員の活動であります。最長で3年間です。浦戸ステイ・ステーションに居住いただきながら、漁業、農業に係る研修プログラムに従事していただきますが、期間終了後におきましてもぜひ地域への定住・定着を図り、継続的な地域の活性化と定住人口の増加に幾ばくかでもつなげてまいりたいというふうを考えているところであります。

また、このことについてふるさとづくり推進についてのご質問をいただきました。

国におけるふるさとづくり推進に向けた支援制度の活用につきましては、先ほどご答弁を申し上げました地域おこし協力隊制度を初め、被災地の復興支援や地域活動支援を行う復興支援員制度を新たに活用するなど、浦戸諸島における持続可能な地域のコミュニティーの再構築を図っております。5つのテーマがあるというご指導をいただきました。さまざまな制度を全て活用しながら、浦戸の活性化を図ってまいりたいと思っております。

また、国におきましては平成25年4月にふるさとづくり有識者会議を設置し、ふるさとづくりに関する基本理念でありますとか、施策のあり方について議論を重ねていただいております。さきの有識者会議におきましては、国が実施する施策・事業及びそれを活用した全国自治体の取り組み事例を掲載した事例集を取りまとめたようであります。当事例集を参考にしながら、本市におきましても浦戸諸島を初め市内におきましても持続可能な事業とその活用方法について調査をいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 先ほど今日的な教育課題について2点ご質問を頂戴いたしました。1つ目はインターネット依存対策について、2つ目はいじめ防止の取り組みについてということでございます。

まず、インターネットの依存対策についてでございます。

報道等によりますと、インターネットにはまって、使用をやめられないといったインターネット依存症が問題となっているということでございます。本市におきましては、スマホ等の携帯端末の校内への持ち込みは、学習への集中を欠き、人とのコミュニケーションを妨げるなどの理由から禁止をしているところでございます。しかしながら、平成26年に小学校児童会、中学校生徒会の役員による組織「アルカス☆塩釜☆」において、市内全児童生徒を対象

にしたSNS実態調査アンケートを実施しました。そうしたところ、携帯やスマホの所持については小学5年生を境に5割を超え、中学生ではおよそ7割が所持しているということがわかりました。そして、利用している子供たちからは「会話が終わらない」「友達からのメッセージなどが常に気になってしまう」「睡眠不足」「学習に集中できない」などが困りごととして挙げられているところでもあります。これらについては、家庭内における節度ある使用が大きな課題となっているところでございます。

各学校におきましては、インターネットの長時間利用による健康への支障や、情報モラルの不足によるネットいじめなどの事件・事故を未然に防ぐために、学級活動や教科情報における情報モラルに関する学習を行い、インターネットのかかわり方を学ばせておりますが、インターネットの利用管理に関しては各家庭での対応が負うところが多いことから、保護者への理解と協力体制強化を図るため、携帯電話会社等による携帯安全教室を学習参観日に行うなどの取り組みも行っているところでございます。

また、子供自身の力ということで、ことし8月には「アルカス☆塩釜☆」で先ほど申し上げましたスマホの利用に関する話し合いを行い、提言を行っております。その中で、スマホの利用時間を家庭内できちんと定めることや、ネットの上でのいじめ防止に向けた提言がなされており、後日「しおがまスマホ宣言」として発表し、学校及び家庭におけるルールづくりの指針として活用してもらうよう、現在準備中でございます。

今後、家庭における携帯端末やネット利用の管理、それらの使い方に関する意識啓発を行うよう、各学校にさらに働きかけてまいります。

次に、いじめ防止の取り組みについてでございますが、先ほど鎌田議員への答弁でいじめの現状、取り組みについては申し上げました。特に学校での具体的な取り組み状況ということでありましたので、その点についてのみお話し申し上げます。

全職員によるまず共通理解を図るという意味で、職員会議で話題に上げて、基本的なことについての確認をしております。

それから、学校によって若干違うんですが、毎週生徒指導連絡会議というのを開いて、いじめられているとか、不登校であるとか、非行の問題とか、そういった個々の子供について取り上げて話し合いを行っております。

それから、校内研修として重大事態発生時の対応の仕方について、そのあり方について研修を行っております。

それから、指導主事訪問時にはワークショップ方式で具体的な事案をもとに話し合いを行い、その解決策についてそれぞれの教員が考え方をお互いに述べるというような場面を持っており、ります。

それから、PTA総会時にはいじめのない学校づくりについての学校の決意を述べ、保護者の方々に協力の依頼をしているところであります。

次に、いじめ防止のための取り組みについてであります。

組織的な指導体制を構築するということがまず大事でありますので、先ほど鎌田議員への答弁でも申し上げました、誰かがではなくて自分が中心になって気づくという当事者意識を持ちながら、しかしながら全員で情報を共有するためには、なかなか先生方忙しいですので、学校によってはパソコンの中に情報交換をする欄を設定しまして、気がついたことをそこに打ち込むということで、情報の共有化を図るところもでございます。

それから、担当者を決定して、これは話し合いが必要だというような事案については、担当者の中心のチーフの方に話をし、すぐに会議を開いてもらうというような体制をとっているところであります。

それから、先ほど申し上げました学校生活アンケートを毎月行って、実態について把握してもらっている。

それから、児童の様子への目配り強化ということで、気がついた先生はチャンス相談といいまして、時間に関係なく生徒、児童を呼んで、話を聞くというようなことを行っております。

それから、学校行事や授業による自己優良感の醸成ということで、やはり特別活動の中で自分自身が生かされる、そういう場面をつくりながら、全体に対する思いやりを持たせるような指導をしているところであります。

そして、最後に情報モラル教育ということで、先ほど申しました携帯安全教室などを開くことによって、危険なことは何なのか、それから相手に対してどういうことが嫌なことなのか、自分もどういうことをしないでほしいのか、そういったことを共有しながら、いじめのない学校生活が送れるように努力をしているところでございます。

以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原善幸議員。

○2番（菅原善幸君） 丁寧なご答弁、本当にありがとうございました。

それでは、初めにインターネット依存について先ほど教育長のほうからのお話がありまし

た。今、インターネットに関しましては小学校5年生から、中学生では7割まで、依存とは言いませんけれどもそういったインターネットに対する何らかの支障が出ているということでございます。現在、携帯電話やスマートフォン、それからタブレット端末などの普及によって、インターネットはますます私たちの生活に身近になってきているということでございます。最近では、子供たちも自分の携帯電話を持ち、メールや、勉強の調べ物、またゲームなどを利用することも多くなってきているのは一般的だそうです。一方で、有害サイトなどにもアクセスして、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースもあると聞いております。そこで伺いたいんですが、本市において生徒に対するインターネットを使用する際のルールが今準備されているということございましたけれども、どの辺までのルールが準備されているのか。いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 先ほども申しました携帯教室等の中で、そういったルールについても学んでおりますし、それから情報教育においてはまずは有害サイト等への発信をしないとか、しないようなそういうものがございますので、そういったことを親御さんのほうをお願いをして、フィルタリングをかけていただくような依頼をしているところであります。

それから、あつてはいけないことですが、あることとしては悪口等を携帯電話で数人に流してしまうということがあって、大変な問題になることがございます。こういったことの未然防止ということで、各学校では指導に当たっているところでありますが、何年かに1回ぐらいずつやっぱりそういうことが起こって、大変な思いをして、これは流したほうも流されたほうも大変なことだということに後から気がつくようでありまして、その收拾にはかなり苦慮しているところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原善幸議員。

○2番（菅原善幸君） インターネットでございますけれども、昨今山形県の米沢のほうで若い夫婦が起こした本当に痛ましい事件がありました。ゲームがしたかった、泣き声がうるさかったというだけの痛ましい事故であったと思います。そういった意味で、インターネットに関してやはり小さいうちからルールづくりをしっかりとやっていかなければ、間違った方向の端末の扱いになってしまうんじゃないかなという部分がございますので、私のほうから提案させていただきました。

続きまして、いじめに関するお伺いをしたいと思います。

いじめは、いじめを受けた児童生徒が教育を受ける権利を著しく阻害されまして、心身の健康、健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであるということでございます。いじめ防止対策推進法が制定されました。児童生徒の尊厳を維持するために、学校、それから地域住民、家庭、その他の関係者と連携し、いじめ防止に向けて取り組むべきだと私は思います。

そこで、本市でいじめに関する問題は先ほど鎌田議員のほうでありましたけれども、件数を聞こうと思ったんですけれども、先ほど出ましたので、やめました。ついては、生徒へのいじめのアンケート調査が行われたということで教育長のほうからございましたけれども、そのアンケート調査の内容というのはどういったものなののでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今、手元に学校生活アンケート月別集計という、小中学校別に毎月行っているものがございますので、項目を読み上げたいと思います。まず1番目は「学校は楽しいですか」、「楽しい」「普通」「楽しくない」と出てくるわけです。「相談したいことがあるか」、「ある」「ない」、「いじめられているか」、「いる」「いない」「答えられない」、それから「解消したか」、「解消した」「継続中」、「いじめを見たことがあるか」、「ある」「ない」というようなことで調査をしております。ちなみに、小学校の11月の調査の結果であります、小学校の授業で「楽しくない」というのが1.9%、「相談したいか」で「相談したい」というのが1.4%、「いじめられているか」、「いる」0.2%、「解消したか」、「解消した」というのがほとんどでありまして、「継続中」というのはゼロになっております。「見たことがあるか」、「ある」というのが0.7%というようなことで、毎月調査をして、調査したときに誰が書いたかが先生はわかるようにしながら集めていって、その生徒を特定して、後から話を聞くようなことで、あと周りから聞いたりということで、いじめのない学校ということを進めているところであります。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原善幸議員。

○2番（菅原善幸君） 大変わかりました。

最後にいじめの問題で一つだけ確認したいんですけれども、いじめ防止の基本方針というのは塩竈ではつくられていますでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 先ほども申し述べましたが、基本方針についてはもう作成済みであります。それと同時に条例化を今検討しておりまして、いじめの未然防止を前面にした、そして全ての市民も含んだ形で全員の役割分担を考えた形の条例化に向けて今検討中であります。次の議会には上程したいと思っておりますので、よろしくご審議をいただければと思っております。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原善幸議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。平成25年度にはいじめ防止対策推進法ができておりますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

時間もございませんので、進めさせていただきます。

次は、魅力ある都市空間の形成についてお伺いいたします。

まず初めに、マリゲート周辺の整備についてお伺いしました。明年はマリゲートとショッピングセンターを結ぶ避難デッキが完成するということでございます。それに伴いまして、マリゲート塩釜の周辺が本当に新しく拠点として生まれ変わるということで、市長からの答弁もございました。地元住民からも本当に期待を寄せられている場所でございますので、そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、以前知人から聞いたことがございまして、先ほどもちょっと水族館というのがございましたけれども、塩竈市に水族館の構想があったと聞きましたけれども、そのときの仙台市の動向を見て判断するというので、現在も構想が生きているのかをお聞きしたいなと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 水族館についてのご質問でありました。かなり紆余曲折がありまして、塩竈の経済界の方々もぜひ塩竈に水族館をとという思いはお持ちのようでありまして、今もたしかマリゲート周辺に看板を出してあるかと思いますが、今既にご案内のとおり仙台港背後地のアウトレットショップに近接したところに大手資本による水族館がオープンいたしております。かなりの集客力があるようでありまして、恐らく同じような規模のものをとというのはなかなか難しいのかなと思っておりますが、先ほど来申し上げておりますとおり、我々の場所は海を間近に控えた場所でありまして、どんな形でその都市空間を活用しているかというようなことについては、引き続き真剣に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原善幸議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

先ほど答弁いただきましたけれども、仙台の水族館では最初の週末にはお客さんが7,500人
来場したということで聞いておりまして、私はあの辺に会社がありますので、毎日のように
バスがあそこにとまっているのを見るとうらやましくなるような感じがいたしますので、ち
よっとお聞きいたしました。

それで、マリゲートは平成7年5月に建てられたということで、当初の目的は先ほど来話
がありました再開発の先導施設としてつくられたと思うんですけれども、その付近には今現
在ショッピングセンター、それからマンション、銀行等ありますけれども、そのほかが見当
たらぬというのが今の現状でございますので、やはりこのマリゲートが先導施設という
ことであれば、交流人口をふやすために斬新的な取り組みも必要ではないかなと思いますけ
れども、その開発の構想がもしございましたらお聞きしたいなと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 菅原議員からは具体的な開発構想というお話でありましたが、今現在本
市でこういった新たな施設というものは残念ながら持ち合わせをしていないところでありま
す。ただ、先ほど来再三ご説明をさせていただいておりますとおり、観光特区の指定を受け
ております。これは民間の施設がかなり立地しやすい環境であるというふうに理解をいたし
ております。かつては道の駅を「みなとオアシス」に併設してはどうだろうかというような
ことを民間の事業者の方が検討された経過もあつたようであります。これからさまざまな形
であの周辺が観光拠点としての位置づけがなされますように、我々行政としてもしっかり取
り組みを行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原善幸議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。時間もございませんので、進めさせていただきます。
本当にご答弁ありがとうございました。

健全なまちづくりということで、伊保石地区の雨水排水について質問させていただきました。
私も雨の日に、伊保石のちょうど側溝がない場所にたまたま友人がいまして、そちらのほう
にお伺いしたところ、やはり雨が降るとどうしても庭先に入ってくる、そのために考えてい
るのが側溝のかわりにちょっと盛り上げて、入らないようにしてしまうという、そうすると
隣の住宅に行ってしまう、そしてまた隣の住宅へ、また違う隣の住宅へ行ってしまいう
悪循環が発生しているとお聞きしました。ですから、予算のこともございますけれども、本

当に年次計画を立てていただきまして、少しずつでも結構でございますので、やはり伊保石地区は本当に景観的にもいいし、それから一番高台にありますので、雨は上から下に流れていくのは自然の流れでございますので、ぜひとも伊保石地区の計画も立てていただければなと思います。

それと、先ほどバス路線の融雪剤ということでお伺いしました。一つは除雪車が出動するタイミングをお聞きしたかったんですけども、どういうことで出動していくのか。ちょうど千賀の台の中間あたりに除雪車が1台ありますけれども、それを動かすタイミングというのはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 雪のときの体制についてですけれども、塩竈市は除雪と融雪と2つの体制で今準備をしております。除雪というのは、バス路線を中心にグレーダーというような、ブルドーザーみたいなやつで雪をだっと押していくというものが塩竈市で言うところの除雪でございます。融雪は、凍結しそうだとか、凍結しているとか、そういうときに融雪剤をまく、液体であったり顆粒であったり、そういったものを状況に合わせてまいていくというのが私どもの融雪でございます、これはバス路線のほかにもうちょっと細い道路にも入っていくというところでございます。

まず、除雪ですけれども、20センチ以上の大雪、または20センチ以上降りそうだというふうな予報のときに体制に入ります。出動が20センチ以上ということです。積雪5センチになりますと融雪を開始いたしまして、またはそういった予報のときには待機をするというふうな体制を冬場にはとってきてございます。

ちなみに、除雪作業の1作業当たりの延長距離ですけれども、市内では38キロ、融雪作業については40キロの延長を実施するというところでございます。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原善幸議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。これからが本当のシーズンに入っていきます、坂の多い塩竈でございます。高齢者も多くなっておりまして、それから女性ドライバーも多くなっておりまして、本当に事故につながる、命にかかわる問題でございますので、除融雪に関しては取り組んでいただきたいなと思います。

続きまして、潤いと魅力ある島づくりということでお伺いします。

浦戸地区地域おこし協力隊の取り組みについてでございます。

我々産業建設常任委員会では、11月13日に三重県の志摩市において畔志賀漁師塾を視察させていただきました。畔志賀漁師塾は2010年にスタートしまして、その中で我々が学んだことを踏まえて、現在浦戸の桂島で計画されているいわゆる浦戸ステイ・ステーションの事業が当初の目的を達成し、漁業者としての技術を習得され、将来島で定住へとつながっていくことを期待して質問いたします。

事業が成功するかしないかは3つのポイントがあると我々の常任委員会で判断しまして、質問させていただきます。

1つはリーダーの存在でございます。リーダーは桂島にはいますでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 地域おこし協力隊の受け皿となるに当たって、リーダーというお話でございますけれども、今回浦戸の桂島ステイ・ステーションで漁業の研修生を受け入れるに当たりましては、桂島の島民の皆様一丸となって受け入れ体制を整えていただいているところでございます。また、研修の受け皿といたしましても、漁協のノリ部会の皆様が積極的に受け皿として研修生を引き受けるという中で、整った環境でございますので、島一丸となつての取り組み、私ども行政も一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 漁協の協力なくして事業はあり得ないと思います。リーダーという意味でございますけれども、漁業の技術者やこういう指導だけじゃなくて、島に来られた方々の生活面での全ての支援をしていくというリーダーだと私は思います。地域として全面的な支援を意味する地域住民の先頭に立って、全て彼らのために努力して支援していく覚悟が必要だということで、この点でいかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 浦戸の桂島で地域おこし協力隊を受け入れるに当たりましては、私ども現在宮城県の復興応援隊制度を活用しながら、地域に根差した団体に業務を委託いたしまして、研修生等の受け入れ体制、地域、島の皆さんとの交流事業であったり、あるいは漁協の皆さんとの交渉等を行っていただきながら、また生活支援全般を行っていただくような体制を整えているところでございますので、こういった部分を活用しながら、今

募集中でございますけれども、地域おこし協力隊員の受け入れを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 時間がございませんので、質問は1つだけでお話をさせていただきます。

2つ目のキーワードとしては、地元の受け入れ体制がやはり必要だと思えます。地元漁業はもとより、島に住まれている方々が受け入れるための協力体制が必要であるということでございます。

3つ目が安定した生活、地元の漁業との関係になります。漁業権の取得及び組合員の資格の取得要件などがどのようになっているかというのをお聞きしたかったんですけれども、時間がございませんので、志摩市に行ったときに3年間の漁業経験を経た後の準備期間ということで、本当に皆さんが真剣に取り組んでおりましたので、ぜひとも新しい取り組みでございまして、末永く定住できるようにお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、菅原善幸議員の一般質問は終了いたしました。

14番志子田吉晃議員。

○14番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。今回、12月定例会において一般質問の機会をお与えくださり、関係各位の皆様にご挨拶申し上げます。

さて、あの震災から4年9カ月がたちました。塩竈市内の復興も大分進んできたのではないかと思います。しかし、市民生活の上ではまだまだ復興を実感されていない方も大勢いらっしゃると思います。そこで、今回の質問は塩竈市の復興状況の全体像と、市民生活に直結する100円バス、教育、病院事業など5項目について当局の見解を承りますので、市民の皆様にお知らせくだされば幸いです。

それでは、早速質問です。

まず初めに、100円バスについて2点お尋ねします。

質問の1点目は、NEWしおナビ100円バスのルート拡大についてでございます。

現在、このバスは1日4便で運営され、土曜日、日曜日は休便となっております。市長の選挙公約である利便性の拡大はどのようにお考えなのかお聞かせください。曜日の拡大、便数の拡大、ルートの拡大は検討されているのか、北部地区人口の増加や復興住宅との関連、またタクシー業界とのすみわけ等の観点からお答え願えれば幸いです。

質問の2点目は、しおナビ100円バスの低床化についてでございます。

100円バス事業が開始されて以来、好評をいただいておりますが、塩竈市の高齢化の上昇に伴い、利用したくても利用できない市民がふえております。100円バスの低床化、ワンステップ化についてご検討なされているのか。高齢化率の関係や、低床化のための予算捻出の関係等について、当局の考えをお聞きします。また、あわせてこれまでの実績と現況についてもお知らせくだされば幸いです。

次に、質問の2項目め、復興状況について3点お尋ねします。

質問の1点目は、全体的な復興計画の進捗についてでございます。

塩竈市では、長い間住みなれた土地で安心した生活がいつまでも送れるようにという基本精神のもと、復興事業が進められています。復興の全体の進捗率は、現在どの程度なのかお聞きします。そして、第13回目の塩竈市復興交付金事業が交付対象事業費累計で590億円、復興交付金累計で472億円として予定されています。なお、集中復興期間5年が今年度で終了することから、当局の対応はこれからどのようになされるか、復興事業の地元負担率の関係や風評被害対策、産業の活性化についてお聞かせください。あわせて、仙台市では3月から復興事業局の廃止を決めたと報道されていますが、当局ではどのようにお考えなのかお聞かせください。

質問の2点目は、災害公営住宅の建設状況についてでございます。

現在、災害公営住宅整備事業として整備戸数419戸が予定されています。そこで、既に整備された伊保石、錦町、桂島、野々島、朴島、寒風沢の各公営住宅建設状況と、まだ未整備の北浜、錦町東、清水沢地区について、進捗状況をお知らせください。

質問の3点目は、仮設住宅の縮小化とその後の展開についてでございます。

復興住宅の建設に伴い、仮設住宅の空き室、空き家率が上がっています。そこで、伊保石仮設住宅の縮小に伴うソフト面からの対応と、仮設住宅の縮小に伴うハード面からの利用法について、現在行われている施策についてお聞かせください。

次に、質問の3項目め、浦戸架橋についてお尋ねします。先ほど同僚の鎌田議員からも質問がありました。

質問の1点目は、取り組みの方向性についてでございます。

浦戸の復興のため、さまざまな事業が計画されていますが、架橋の可能性についてお聞きします。また、それに関連して環境可能性調査事業以外の取り組み状況を文化財保護との関係

や東松島との調整状況などをお知らせくだされば幸いです。

質問の2点目は、アンケート調査の実施についてでございます。

浦戸地区定住促進環境可能性調査事業について、先ほど3月までに取りまとめると答弁がありました。具体的な中身、調査の方法やアンケート項目についてお知らせください。

次に、質問の4項目め、教育について3点お尋ねします。

もう既に私で3人目となりますが、質問の1点目は学力向上対策についてでございます。

ことしの学力テスト結果はどうであったかお聞きしますが、先ほど鎌田議員に答弁がありました。全国平均と比べて結果が出ていないということございました。そこで、学力向上対策に教育委員会としてどう対応するのか、それからまちぐるみで教育する体制をどのようにつくられるかをお聞きします。

また、国語、読み書き、読解力のほかに日本語、日本文化を理解させる教科書化を行っている自治体もありますが、いかがお考えか。

それと、中学校の歴史と公民の教科書選定が8月になされましたが、採択出版社名をお聞かせくだされば幸いです。

続いて、質問の2点目はいじめ防止対策についてでございます。いじめの実態と把握は先ほども質問がございましたが、お聞かせくださいませ。

それから、仙台市ではいじめ対応の専門職を学校以外にも相談窓口を設けるとの報道がありますが、どのようにお考えか。県の教育委員会からの指示と対応についてもお知らせください。

次に、質問の3点目はいじめ防止条例の考えについてでございます。

いじめ防止対策推進法の制定を受けて、福岡県大野城市ではいじめ防止条例が施行されている件は先ほど鎌田議員が紹介したとおりです。そして、先ほどいじめ防止条例の制定に向けて検討しているとの答弁をいただきました。市として、防止条例をどのようになされるのか、いま一度お知らせくだされば幸いです。

最後に5項目め、市立病院について3点お聞きします。

これも鎌田議員と重複いたしますが、質問の1点目は経営健全化対策についてでございます。今期の見通しについては答弁いただきました。対策について具体的事例がありましたらお知らせください。

次に、質問の2点目は、産科の増設についてであります。これは要望でございますが、塩竈

の人口維持対策としてこの件についてのお考えをご披露願います。

最後の質問の3点目、病院事業の将来展望についてでございます。

現在、新改革プラン策定に向けて、病院事業調査審議会が開かれています。単純に病院が一人で頑張っていくだけでは難しい時代と言われてはいますが、民営化や売却移転先も含め、市立病院の将来展望についてお聞かせください。

以上、5項目お尋ねいたしました。塩竈市の復興と塩竈市民の生活向上を祈念し、私の1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員から5項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、NEWしおナビ100円バスのルート拡大についてであります。

先ほども若干触れさせていただいたかと思いますが、ご案内のとおりNEWしおナビ100円バス、市内を循環するしおナビ100円バスの空白区域への交通機関を整備するため、22年2月から運行を開始しております。

現在の運行状況であります、27人乗りバス1台で東南部、北部、西部の3コースを1日4回運行を行っております。平成26年度におきましては、年間約5万人、1日当たり200人以上の皆様、また平成27年度においては10月末現在では1日当たり220人以上の皆様にご利用いただいているところであります。

NEWしおナビ100円バスの拡大についてのご要望でありました。

現在、復興事業において既に完成・入居をいただいております伊保石地区、錦町地区を初め、整備中の清水沢地区等の完成により新たな交通需要が生じるものと考えております。新年度に向けましては、今後整備が予定されております災害公営住宅を連結するような新たなNEWしおナビバスルートが構築できますかどうかを検討させていただきたいと思っております。

今後の手続といたしましては、市民の代表や交通事業者、そしてその他関係機関で構成されます地域公共交通会議の開催であります。このことによりまして、議員のほうからご質問いただきましたさまざまな課題・問題のまず第一歩となるものと考えております。あるいは東北運輸局に対する道路運送法に基づく許可申請等がその結果として必要になってくるものと認識をいたしております。これらのことを踏まえて、まずは地域公共交通会議におきまして公共と民間による交通体系について、共通理解が得られるかどうかをお諮りをいたしてまい

ります。

次に、しおナビ100円バスの低床化についてであります。

ご案内のとおり、しおナビ100円バスにつきましては、市内周辺部から中心部までを一体的に周回するルートを設定しており、日常の買い物や通院、JRの駅利用など、多くの市民の方々にご利用いただいております。

しおナビ100円バスの低床化であります。本市における高齢化率が既に30%を超え、必要性は十分理解をいたすものの、現在運行は主体でありますミヤコーバスさんのバスを借用して運営をしているという状況であります。ミヤコーバスさんも大分経営が厳しい状況だということは折に触れて伺いをいたしております。このようなご要望があったということについては、ミヤコーバスさんと打ち合わせをさせていただきます。

次に、復興の進捗状況について、まずは全体の進行状況についてのご質問でありました。

東日本大震災における本市の被災総額は1,216億円と推計をいたしておりますが、これを踏まえ、本市が震災からの復旧・復興をなし遂げるため計画いたしました事業費は、先日交付可能額通知がございました復興交付金第13回採択事業費24億3,800万円を加え、1,252億円に達しております。

また、今後についてのご質問でありましたが、今後後期の期間については一定の負担が発生をいたすこととなりますが、引き続き市民の方々の復旧・復興のため、また全力を傾けて取り組んでまいりたいと考えております。

今年度の現状までの執行状況についてのご質問でありました。

26年度末時点で約74%の執行率、また本年度終了時には約83%に達するものと推計をいたしておりますが、一方で完成割合については現在取りまとめを進めさせていただいておりますが、例えば港町地区復興道路整備事業では66.9%、津波復興拠点整備事業では津波避難デッキで62.3%、災害公営住宅事業で27.4%となっており、やはり完成したまちの姿を市民の皆様方にまだ実感いただくまでには至っていないというふうと考えているところであります。今後とも工事工程の進捗状況を厳密に取り組みながら、各事業の早期完成を目指してまいりたいと思っております。

なお、仙台市が復興局を廃止したということについての所感を求められました。百万都市仙台市であるからこそ、こういったことができるのかなというのが率直な感想でありますし、また仙台市からは実は本市に2名の職員を派遣いただいているところであります。仙台市に

対しましては、心から感謝を申し上げるところであります。

次に、災害公営住宅整備事業の進捗状況についてのご質問であります。

本市では、さきの産業建設常任委員協議会にご報告をさせていただきましたとおり、本土部で375戸、浦戸地区に44戸の合計419戸を計画し、整備促進中でございます。このうち、浦戸地区については本定例会に財産取得議案を提案いたしております桂島地区第2期5戸をもって全計画戸数の整備を完了することとなります。入居される皆様には、今まで大変長い間お待たせした上、慌ただしい年の瀬となってしまいましたことを心からおわびを申し上げます。

本土部であります、清水沢地区170戸が5月から、北浜地区第1期31戸が11月から、錦町東地区70戸が今月からそれぞれ住宅建設に着手をいたしておりますが、12月末現在時点において完成・入居に至ったのは6地区115戸、率にして27.4%にとどまっており、早期完成に向け今後さまざまな手段を講じて、促進を図ってまいります。

次に、応急仮設プレハブ住宅が縮小していく中での入居者支援についてのソフト対策についてのご質問でありましたが、平成23年11月から伊保石応急仮設プレハブ住宅内にふれあいサポートセンターの設置を行い、運営を塩釜市社会福祉協議会に委託をして、訪問、見守りのほか、健康相談や生活相談、並びに、例えば折り紙教室やカラオケ、運動教室等の入居者支援を実施いたしております。加えて、これまでさまざまな方々から支援を頂戴いたしたところでもあります。例えば、平間 至さんからは継続的に皆様方に憩いの時間を味わっていただくために、バーベキュー等の支援も賜ったところでもあります。大勢の皆様方、全国各地からこのようなご支援を賜りましたことに、改めて感謝を申し上げます。

この応急仮設プレハブ住宅の入居状況であります、平成23年9月に浦戸を含め5カ所に最大204世帯、492人が入居していたプレハブ仮設住宅であります、その後、自主再建や災害公営住宅などへの入居などにより、平成27年11月末現在で4カ所、85世帯、185人となっております、入居率も4割を割っている状況であります。今後、災害公営住宅等への入居が進むことで、より一層入居者が減少し、治安の維持や被災者の孤立などが懸念されるところであります。このような状況をふまえ、入居者支援につきましてはこれまで同様ふれあいサポートセンターによる見守りを基本とし、今後新たに再建に向けた相談体制を整えながら、入居者が全て自立、再建されるまで引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、浦戸架橋についてのご質問でありました。

先ほど鎌田議員からのご質問にもご説明申し上げましたところでありますが、9月定例会におきまして事業費の補正予算の議決をいただき、浦戸諸島における架橋設置に関する検討や協議を行うための基本的な資料となる浦戸架橋の設置に関する可能性調査を年度内に行ってまいります。去る12月11日に入札手続きを行い、受託業者が決まりましたことから、今後は年内の契約の締結後、来年1月から調査を開始し、年度内に調査結果を取りまとめをいたしてまいりたいと思っております。

可能性、文化財協議については、進めてもいいのではないのかというご質問でありましたが、具体的にどのような橋をどの場所にどのような構造でかけるのかということをお示しをしないでこのような協議を進めることは困難であるというふうに考えているところであります。

また、アンケート調査についてのご質問でありました。

今回調査をいたします内容は、今申し上げました今後さまざまな協議を進める上で必要な可能性調査の検討をさせていただきたいと思っております。また、あわせて島民を対象とした住民意向調査を実施させていただきます。今後、可能性調査の中でさまざまなものが浮かび上がってまいるとお思いますので、まずはそのような内容を島民の方がどのように受けとめるかと、また島民の方々として希望することがどのようなことになるのかといったようなことを複合的にアンケート調査をさせていただきたいと考えております。

次に、教育について4点ご質問いただきました。後ほど教育長からご答弁をいたさせます。

最後に、市立病院事業についてご質問いただきました。

初めに、経営健全化対策についてであります。

市立病院、ご案内のとおり平成19年度末で不良債務が21億円を超えたということでありましたので、公立病院改革ガイドラインに基づきまして、平成20年度に市立病院改革プランを策定をさせていただいたところであります。21年度から27年度までの7カ年を計画期間といたしております、今年度が最終年度となります。

取り組みの概要であります。21年度には病床数が199床でありました。それを161床にスケールダウンをいたしまして、経営の効率化を図りますとともに、22年度には地方公営企業法の全部適用を行い、病院の経営責任者として事業管理者を置き、経営責任の明確化や、予算と人事権を付与し、一層の健全経営に努めてまいったところであります。

収入確保に至る取り組みといたしましては、例えば救急患者の積極的な受け入れを行い、現プラン策定前の約2倍の救急患者等の受け入れも行っております。

また、経費削減の取り組みとして、医薬品の後発医薬品への積極的な切りかえを図る等々の取り組みをさせていただいたところでもあります。

さらには、市民の皆様に市立病院の取り組みを幅広くお知らせをし、地域に密着した病院づくりを目指し、公開セミナー等を年四、五回開催をさせていただいているところでもあります。

その後の状況につきましては、先ほど鎌田議員にご説明させていただいた内容と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

次に、産科の増設についてというご要望であります。

人口減少の歯どめの観点からも、安心して生み育てられる環境づくりにおいて、身近に産科があることの重要性について議員がお考えの上のご提案であると思います。しかしながら、産科の開設に当たりましては、例えば人的な配置や施設整備に対して非常に厳しい条件がございます。具体的に申し上げます、例えば医師の確保につきましては24時間対応できるよう、最低で3名体制で産科を進めるという内容になっております。また、施設につきましては分娩室や手術室、新生児室、あるいは産科専用の出入り口を有する病室等が必要となっておりますので、現在の施設では対応が難しい環境であります。

県内の公立病院では、市立病院と同程度の161床前後の病床では産科を開設しておらず、おおむねであります300床以上の病院で辛うじて開設ができるという状況のようであります。

定住人口の促進のためにという思いは我々も真摯に受けとめさせていただきますが、結果として不採算部門をまたふやすことになるのではといったような懸念を持っておりますことをご説明をさせていただければと思います。

病院事業の将来展望につきましても、先ほど内容については鎌田議員にご説明をさせていただいたところでもあります。議員からは、民間移行あるいは指定管理者といったような制度も検討すべきではないのかというご質問でございました。我々今27年度が最終年度でありますこの市立病院改革に全力を傾けて取り組みをさせていただき、その後、今設置をしております委員会の中で議論されます内容等につきまして、議員の皆様方に明らかにさせていただきながら、今後の対応について改めて検討させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 大きく2つご質問をいただきました。

1つ目は、学力向上対策ということでございます。学力テストの結果等については、先ほど

鎌田議員にご答弁を申し上げたところであります。

平均正答率については、先ほど数字も述べて、状況についてお話しいたしました。では全然成果がないのかというところがございますが、学力の一つであります「主体的な学習態度」というのがあるわけですが、その中で「国語、算数、数学の学習に興味を持ち、事業内容を理解しようとしている児童生徒の割合」というのも項目としてありますが、これは昨年度よりも上がっているというところで、そういう成果もあるというところを申し述べたいと思います。

それから、学力向上対策についてであります。

まずは、教育委員会としての取り組みについて最初にお話し申し上げます。

平成26年度から塩竈市学力向上プランに基づいて「授業づくり」「学ぶ意欲と姿勢づくり」「家庭における学習環境づくり」の3つの柱を掲げて、学校、家庭、地域の連携に重点を置いて取り組んでおるところでございます。

まず1つ目の「授業づくり」については、年度当初に本市の教育課題を共有して、一致協力して学力向上に当たるように、市内小中学校の全教員が一堂に会して参加する「教育実践発表会」を実施いたしました。また、市内の初任者層の教員が学校現場でのさまざまな課題を解決に導くために、そして教師としての指導力を高めるために、また若さによる力を現場の牽引とするようにということで、「しおがま至宝研修会」というのを7月に浦戸で1泊2日を実施したところでございます。

柱の2つ目であります。「学ぶ意欲と姿勢づくり」についてであります。自主的な学習の推進と家庭学習の手引を作成し、市内全ての児童生徒に家庭学習の進め方を印刷したクリアファイル、こういったものでございますが、これを全員に配って、活用を図っているところでございます。

また、学習規律であります「しおがま学びスタンダード」をさらに徹底させるために、市教育委員会の指導主事と教科等指導員による学校訪問により、指導に当たっているところでございます。

3つ目であります。「家庭における学習環境づくり」では、望ましい生活習慣を定着させるための取り組みを行っております。今年度は「しおがまふれあい運動」の一環として、家庭での学習、生活環境改善に向けた資料としてリーフレットを作成し、市内全児童生徒、保護者、教職員に配付しているところであります。

また、学習環境づくりは幼児時代からという考え方から、幼稚園、保育園を訪問して、同様をお願いをしているところがございます。

各校の具体的な取り組みの一例を紹介いたします。

高学年を中心に、書く力の向上ということを目指して、業前の時間帯を利用したNIE教育に取り組んでいる学校もございます。それから、授業や家庭学習で「全国学テ」の過去問題を活用している学校があると。それから、放課後の個別指導時間を毎日設定して、補充指導している学校もございます。金曜日をノーメディアデーとして、家庭学習に取り組むような声かけをしている。それから漢字検定、計算検定に参加をさせることで、学ぶ姿勢を高揚している学校もございます。それから、中学校ですが定期テスト前に生徒会が中心になって定期考査の予想問題を作成して、各学年で朝の時間に実施しているというようなところもございます。それから、毎週木曜日には学年統一の小テストを実施して、小テストの結果を受けて学習内容が十分定着していない生徒を対象に昼休み、放課後に補充指導を行っている学校もあるというところでもあります。それから、これはご存じかと思いますが、行き帰りの「船勉」というようなことで、取り組んでいるところがあるということでございます。

続きまして、いじめについてでございます。

仙台市では、いじめの専門家を外部に置いてというふうなお話でございました。塩竈ではということですが、塩竈では各学校にいじめ対策の組織を置いておりますので、まずはこの組織を動かして、組織としての力が発揮できるようにすることがまずは肝心だろうと思います。そのためには、組織としての会議を行うであるとか、その中で問題が起きたときにそういった対応がきちんとできるような窓口をつくるとか、それからそのことが解決に向かっているのかどうかの観察をするとか、そういった組織を動かすことからまず始めていかなければならないというように考えておるところであります。

いじめ防止条例への考えについてでございます。

いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されました。本市におきましては、本年1月の総務教育常任委員会におきまして、いじめ防止に向けた新たな取り組みとして、塩竈市いじめ防止基本方針を作成していくこと、また関連する条例を議会に提案する予定であることを報告したところでございます。

その後の取り組み内容についてであります。いじめ防止等に関する施策の柱となるいじめ防止基本方針については、これまで2回の策定委員会を開催するなど、策定作業を進めてま

いました。また、条例につきましては、再三お話し申し上げておりますがいじめを防止し、子供が安心して学び、成長できる環境を整えるための基本理念を定め、市教育委員会、学校及び教職員、保護者並びに市民等の責務なども規定するとともに、いじめの未然防止を目的とした方策を実施するなどを盛り込むことによって、塩竈市全体としていじめの防止に取り組む姿勢を明確にした条例をつくるべく、現在検討を進めているところであります。今後、議会にもお諮りしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、先ほどご質問のありました歴史、地理、公民の教科書でございますが、全て東京書籍でございます。それから、地図帳については帝国書院であります。

以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田吉晃議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。毎回質問のたびに詳しくご丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、時間のある限り、1番目から順番に再確認していきたいと思っております。

まず最初に100円バス。その中でもNEWしおナビ100円バスですが、地域公共交通会議のほうを開いていただいて、前向きに検討してもらおうということですので、土曜、日曜、昔々一番最初にしおナビ100円バス、10年以上前ですか、始めていただいたときには、そのときもたしか最初は土曜、日曜は休便だったはずですが、私そのときに質問して、そしたら土曜、日曜は家族の方がいるから、なくてもいいんじゃないですかということだったんですけれども、そうは言ってもやはり土曜、日曜もないと、毎日同じような時間で来るから利用率が上がるということがございます。そういう意味では、その辺の便数の拡大、よろしくお願いしたいと思っております。まずNEWしおナビ100円バスについてやっていただけるということですが、いつごろからやっていただけるのか、予定がありましたらお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど私ご答弁申し上げたのは、地域公共交通会議をできるだけ速やかに招集した上で、今置かれた本市の環境について詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。ただ、議員にぜひご理解いただきたいんですが、初めは3便で運行いたしました。4便目については、ある特定の業界の方々から非常に困るというようなお話があつて、4便目を取り組むということについてはなかなか難しい環境でありました。しかしながら、例えば伊保石往来タクシーでありますとか、そういったところの利用をご提供させていただきなが

ら、何とか1日4便までふやすことについてもこの地域公共交通会議の中でご理解をいただいたというところであります。行政側の都合だけを申し上げるのがこの地域公共交通会議ではなくて、我々はもちろん利用者の方々の利便性の向上というのは最大限に主張してまいりたいと思いますが、中でさまざまな視点、観点からご意見をいただくというのが地域公共交通会議でありますので、したがいまして今決まったというお話ではなくて、まずそこに一定程度の路線等を明示させていただきながら、お話を開始させていただくということをご説明を申し上げたということをご理解いただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） わかりました。そういうことで、当局としてはいろいろ進めていただきたいという要望をいたします。

それから、復興状況について、災害公営住宅のほうは確かにおくれています、順次行くということで、それからほかのところの事業も順調に進んでいると私は思っています。

それで、3番目の仮設住宅の縮小化に伴う展開について、仮設住宅に住む方もだんだんいなくなってくるので、引き続きご支援していただけるということですが、その仮設住宅そのものの終わった後の展開でございますが、以前に再利用できる方法ということで申し込みがあればということの説明を受けたと思っていたんですが、その辺のところは今現在どのように進んでいるか、ありましたらお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 郷古健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君） ただいま応急仮設プレハブ住宅の住宅本体の無償譲渡関係のご質問かと思えます。

これまで仮設住宅に入居されていて、退去された方を対象にしていた無償譲渡なんですけれども、ことしの4月からは備品に加えまして仮設住宅本体の譲渡や、入居者以外に対する住宅備品の無償譲渡も可能になったところがございます。この無償譲渡の内容についてでございますが、まず住宅本体の譲渡につきましては譲渡対象者は個人ということではなくて、市町村のほか公益性を有する団体、町内会などの自治体、そして非営利活動法人に対しまして、仮設住宅団地の供用が終了した時点において棟単位で譲渡が可能となりました。この件につきましては、県がホームページで公募することになってございます。

次に、入居者以外に対する住宅備品の譲渡につきましては、譲渡対象者は住宅本体と同様の団体ございまして、今後備品の使用が見込まれず、その後の住宅供用に支障がない場合譲

渡が可能ということになってございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） ありがとうございます。いろいろ仮設住宅が終わった後のこともございますので、そのように進めていってほしいと思います。

では、3点目の浦戸の架橋については、要望ということできずとやってきました。それで、アンケート調査の実施について、要するに環境可能性調査事業の中身でございます。これは1月から3月で完了するというところでございますが、複合的な質問というふうに1回目のご答弁をいただきました。具体的にどういうアンケートの質問項目があるのか、その質問の項目内容とか質問の仕方によってはアンケートの答えが偏る可能性がございますので、その項目でもし決まっているものがありましたらどういうものなのか、項目を読み上げていただきましたら、準備がありましたら助かるんですが、その辺のところは具体的に決まったんでしょうか。お願いします。

○副議長（伊藤博章君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） アンケート調査でございますが、この可能性調査の中で実施をしまいる予定でございます。具体的な項目内容でございますが、現段階ではまだ決定はしてございません。ただ、島民の皆様の意向が真に反映できるような内容、公明性の高い設問内容にしまりたいというふうに考えてございますので、今後検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） わかりました。よろしく願いいたします。偏らないようにやっていただきたいということでございます。でないと、アンケートの意味がなくなりますので。

では、4番目の教育のことについて、私で3人目でございます。

いろいろ教育長さんから塩竈市の教育委員会、先生方もいっぱい頑張っているということ、学力テストの結果を受けて、聞きました。そうは言っても、やはり学力テストをやった結果が出ていないんじゃないかなという気はするんですよね。こんなに一生懸命やられているのに、何で出ないのかなという思いがありますので、その辺のところ、その原因が何かあるのではないかなと私は思います。その辺のところ、今までこんなに一生懸命やっているけれども、一部の方だけが一生懸命やって全体が一生懸命やっていない可能性があるんじゃないか

など思ってお聞きしているところでございます。最終的にはこの学力調査の結果というのは一人一人の子供さんの学習度合いだけでなく、教える先生方の点数だと私は思います。指導力の結果がそのように塩竈市全体の点数になってあらわれていると思いますので、これは生徒さんの点数じゃないですよと、教えている先生方の点数ですと、そういうことで教師の指導力が向上するように望むところでございますが、その辺のところ、結果が出ていないは出ていないからだと言われればそれまでなんですけれども、何か対策、もう一つの精神的な対策がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 成果が出ないということで、非常に一番つらいところを突かれているわけですが、確かに平均正答率というところで伸びてこないというところが非常に問題でありまして、教育委員会としても、それから各校長先生方ともこの辺について話し合って、先ほども申しあげました本年度の中身として、特徴的なところは未回答率が高かったと。つまり最後まで行っていないと。これはやっぱり読み取る力が足りなかったり、それから「全国学テ」というのはかなり問題が良問と言われる、いい問題ではあるんですが理解するのがちょっと困難だという問題でありまして、そういった問題になれていないということも一つあると。したがって、試験をする前に先ほどから何回も出ています過去問に当たるということが大事だと。それから、アンケート調査を見ますと授業はよくわかるという回答が多いんですが、やらせてみるとできないと。つまり、定着していないんですね。これはやっぱり1回やったものを家庭でもう一回家庭学習をすとか、それから学校でも繰り返し同じような内容についてやっていくというようなことが足りないということがわかってまいりまして、そういったことから先ほど申しあげましたつまづきのあるものについては補充学習であるとか、それから小テストをすることで定着率を見て、そしてカバーしていくとかというような、少し小さいステップで見ていきたいと思いますということが各学校で挙げられてきたところであります。

あと、この試験自体は4月の末にやるわけですので、この3学期にどれだけ授業の中で過去問なども取り上げながら、そしてそういった良問に触れさせながら高めていくかということが問われるんだろうなということで、さらに指導主事の訪問などもふやしながら、私自身も一緒に見ながら指導に当たっていきたいというふうに思っているところであります。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。よろしくご指導お願いします。

先ほど教育長さんから答弁がありまして、各学校の対応の中ではノーメディアデーをつくっているところもあるということで、そういうのを推し進めてもらいたいと思います。

あと、そういう問題を解くための理解力の前提になる活字離れのことで、国語の理解力がないと問題も解けないということでございまして、そういう意味ではやっぱり本に親しむような習慣があつて、活字と仲良く、親和性があるといいんじゃないかなということが言われていますね。それがたとえ漫画であつても、漫画はだめだなんて言うかもしれませんが、漫画本を読んでいる人のほうが結構活字と親和性が高く、よかつたりするということが言われていたり、「おっ」と思うようなこともありますので、そのノーメディアデーを進めてもらって、何とか先生方の指導力を上げていただきたいと思います。

次は、いじめ防止対策について、仙台市のことを私言いました。いじめ対応の専門職ということですが、そこはまちが大きいからだ。塩竈では各学校で対策の組織を置いているからということですので、塩竈は塩竈なりにいじめがないように、少なくなるように、ゼロにはならないというふうには思いますけれども。

それで、私でなくて鎌田議員に言ってくれた塩竈のいじめ件数でございましてけれども、割合を聞きたいんですよね。宮城県ではたしか1,000人当たり69.9パーミルということで、いじめの認知件数ですけれども、塩竈は大体年間平均50件ぐらいだということになると、この認知件数の割合のパーミルというかパーセントは宮城県の平均よりも上なんですか、下なんですか。生徒の数で割ればいいと言われるかもしれませんが、どのような形でしょうか。同じぐらいなのか、低いのか高いのか、それだけお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 宮城県自体が全国の中では高いという状態にありまして、本市がその中で高いかどうかという資料については持ち合わせておりませんので、ただこれはあくまで認知件数ですので、前に他県でありましたね、いじめはゼロだということで、死亡事故が出たと。ですから、認知件数が多いということは、確認するそういうすべが確立しているという意味でもありますので、余り高い低いということについては、それよりも具体的な事案についてどう対応しているかということが問題だというふうに捉えているところがあります。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） 私もそう思います。いじめはあるということ为前提に対応してもらいたいと思いますが、数字が気になったから聞いたんですけれどもね。

それで、いじめ防止条例の制定に向けては教育委員会のほうで進められるということですので、塩竈市も一日も早くそのように制定できるような状態になっていただきたいと希望いたします。

最後の質問の市立病院事業についてです。

経営健全化のことでございますけれども、私もいろいろ資料を見させていただきました。協議会の資料にも出ているんですけれども、本当に23年度のときは大変な思いをして、もう皆さん一丸となって改善していただきました。その当時、改善方法の一番わかる数字は病床利用率ですよと聞いたと私思っているんですけれども、その病床利用率がどうも去年とか、ことしは9月で88%まで回復したんでしょうか、そういうことで少しはよくなったと言われますが、その辺のところ、やはりそこが90%をちょっと超えるくらい、100%では忙し過ぎて次のときにへばってしまうということもままあるかとは思いますが、病床利用率がちょっと低いような気がするんですが、私の勘違いでしょうかね。その辺、ご意見がありましたらお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 病床利用率のことでご質問いただきました。

改革プラン策定時、収支を計算する場合に単価を決めまして、どれぐらいの病床利用率なら行けるかということで計算してきたところであります。最近90%をちょっと割るぐらいで、先月ぐらいは90%近く、あるいはオーバーしてくるようになりましたけれども、やはり在院日数が非常に前より短縮化してまいりました。医療制度改革がありまして、特定除外というのが省かれまして、長い方が少なくなって、早い回転、在院日数が2日か3日ぐらい短くなってきているということがありまして、そういうこともありまして病床利用率が下がってきています。逆に単価に関しては上がってきているところもあります。そういうこともありまして、今現在包括ケア病棟というのをつくりまして、在院日数が60日くらいまで置ける、そういう急性期からの患者さんも受け入れまして、そういうところでまた病床利用率を上げていこうという、そういう取り組みもしております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） いろいろそういうふうには包括ケア病棟ですか、塩竈市立病院の場合は幅広く急性期から療養型から包括ケアからショートステイから在宅ケアからということで、本当に頑張っているのを私もわかります。ただ、頑張っているといってもやはり先ほどの教育の学力調査じゃないですけども、実績が上がらないと続けられませんので、あの当時の23年からの改革プランのときのような、そういう意気込みが少し少なくなっているのではないかとこのことを危惧しております。そういう意味で、もう時間がありませんので最後にその辺のところ、事業調査審議会でもいろいろ言われていますが、新しい改革プラン策定に向けて、やるぞという熱意をひとつお聞かせ願いたいと思います。それで質問を終わりたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 我々としましては、常にやる気、頑張っているつもりでございますが、なかなか医療制度、言いわけはしませんが、とにかくいろんな情勢が変わっていることはございます。まず先生方も23年度からどうしても不良債務を返すんだと頑張っただけでやってまいりまして、多少疲弊しているところもございますが、なお一層またみんなで力を合わせて頑張っただけでまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日定刻再開したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月15日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

塩竈市議会議員 小 高 洋

平成27年12月16日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）

議事日程 第3号

平成27年12月16日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	水道部長	赤間忠良君

市民総務部次長 兼 総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 市政策課長	川村 淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部長 長寿社会課長	遠藤 仁君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
市民総務部 総務課長補佐 兼 総務係長	武田光由君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君	監査委員	菊地 進君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局 局長	安藤英治君	事務局 主幹	佐藤志津子君
議事調査 係長	鈴木忠一君	議事調査 係主事	片山太郎君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番曾我ミヨ君、1番小野幸男君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

6番阿部かほる君。

○6番（阿部かほる君）（登壇） 平成27年12月定例会一般質問の2日目に当たります。

一般質問をさせていただきますオール塩竈の会阿部かほるでございます。

質問の機会を与您いただきました同僚の皆様から心から感謝を申し上げます。

なお、市長を初め当局におかれましては、市民の皆様にわかりやすいご答弁をよろしくお願い申し上げます。

去る10月31日、寒風沢、朴島で完成した災害公営住宅の入居式が行われました。入居予定の皆様方のご要望を十分に取り入れた漁具や農具のための共同洗い場、大型の物置、コミュニティーを促す中庭の空間、木のぬくもりのする介護施設を備えた集会所など、居住する方々の心に寄り添った住宅ができました。晴れやかな笑顔を拝見することができ、感無量の思いがございました。今後、全ての災害公営住宅の一日も早い完成が待たれるところであります。

それでは、質問をいたします。

まず、第1にエネルギー・環境政策について3点お尋ねいたします。

この1年を振り返りますと、世界的に地球温暖化の影響を受け、異常気象による集中豪雨や

大型台風による水害、竜巻など自然災害や気温上昇による熱中症患者の急増など、地球温暖化対策の早急な取り組みが必要であることを実感いたしました。今年11月30日からフランスのパリで開催されましたC O P 21において、世界全体で低炭素化社会への移行を目指すことが明記されております。

本市におきましては、これまでも太陽光発電システムの導入やL E D化への転換など、再エネ・省エネの施策の取り組みがなされておりますが、その現状と効果はいかかなものでございましょうか、お尋ねいたします。

第2点目といたしまして、上水道システムにおける省C O₂促進モデル事業についてお伺いいたします。

これは、環境省が所管するモデル事業の一つです。水道の取水、導水、配水及び排水、これは不要な水をほかに流すことをいいます。この上水道の流れを利用した発電システムを導入し、その電気のエネルギーを再活用しようとするものです。地形の高低差を利用できる坂の多い塩竈市には適した省エネの小水力発電システムではないかと思えます。

また、水道施設のポンプにインバーターを導入して、省エネ、C O₂排出を削減するインフラの低炭素化事業も含まれております。

本市における導入の可能性についてお伺いいたします。

3点目は、低炭素型の融雪設備導入支援事業についてであります。

12月1日発行の建設部ニュースにこの冬の主な除雪路線のお知らせが載っておりました。積雪による路面の凍結は、冬場の市民生活に大きな負担となっております。高齢化社会においては、道路の雪や凍結は命にもかかわることでもあります。十分な対策が求められます。

これも環境省の地域支援事業になりますが、融雪設備導入支援事業を行っております。この事業は、地中熱や下水排熱などを利用した融雪設備、ロードヒーティングの導入を支援する事業であります。

本市では、多くの方が出入りする市立病院への取りつけ道路は、勾配の急な坂道で、冬場の積雪による路面の凍結時は厳しい状況になります。この出入り口や駐車場等にモデルケースとして導入の可能性についてお伺いいたします。

2番目に観光交流推進事業について3点お尋ねいたします。

第1点目は、「みなと塩竈・ゆめ博」について。

去る10月、ゆめ博が開催されました。塩竈市の魅力を知ってもらうためにと5年目に入った

震災復興を確かなものにするための事業とっております。このゆめ博の事業は、商工会議所への委託事業として行われ、開催中の来訪者は10万人を超え、参加された市民、企業、多くの団体の皆さんの思いが一つになった、そんな感想を持っておりますが、市の総括と来年はどうか、市の対応をお尋ねいたします。

2点目は、広域観光の取り組みについてであります。

塩竈市の観光政策は、松島とのかかわりが大きなウエートを占めております。松島湾は、平成25年12月に日本で初めて世界で最も美しい湾クラブに加盟し、平成26年2月、松島湾エリア三市三町と宮城県による「再発見！松島“湾”ダーランド構想共同宣言」が発表されました。参加した県と三市三町が協力・連携して観光振興の将来像を掲げ、今後5年間で成果を上げることを目指しております。

塩竈市は、どのような構想を持っているのかお伺いいたします。

3点目、離島地域活性化事業について。

12月13日、浦戸桂島、寒風沢ステイ・ステーションがオープンいたしました。この施設の利活用として浦戸でのノリ養殖に従事する地域おこし協力隊の募集をしております。3年間の研修期間中、ステイ・ステーションに住み、島の暮らしや漁業体験をすることによって島への定住を促すことを目標としております。

また、第2弾として寒風沢島の農業従事者の募集も予定しているようですが、これらのほかに利活用の計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

3番目に放課後児童クラブについて、3点お伺いいたします。

1点目は、市内放課後児童クラブ運営の現況と課題について。

共働きやひとり親家庭の小学生を放課後に預かる学童保育の需要は年々ふえております。全国学童保育連絡協議会によると、共働き家庭の増加などにより小学1年生から6年生の児童は、今年度100万人を超えているそうであります。学童保育は、これまで1年から3年生までが対象で、4年生以降の預かり先が見つからない小4の壁が問題化となっておりました。政府は、今年4月から対象を6年生まで広げました。

塩竈市の放課後児童クラブの運営の現況とどのような課題があるのかお伺いいたします。

2点目、市内放課後児童クラブの運営指針についてお尋ねいたします。

市内6カ所に開設されている放課後児童クラブに統一した運営指針、あるいは指導要綱等あるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、わらべ歌を通しての児童との心の交流実践の成果について。

去る11月、塩竈市の保育活動専門員として放課後児童クラブで働いている先生が第59回全国保育研究大会において放課後児童クラブでの実践研究の発表の機会をいただき、その研究の成果を発表されたとお聞きしました。その内容は、学童保育現場にくつろぎと和み合える時間をつくりたいという目標を掲げ、次の2つの方法を実践した記録であります。

その1は、かけ合いで楽しめるわらべ歌の実践。その2は、すっきり体操。これは音楽療法リズムに素材を求めた内容で、快い緊張と開放、静かな空間を共有するというものです。その結果、子供たちは落ち着いた雰囲気で大人の言葉に耳を傾けることができるようになった。そして、情緒を安定させて過ごすことの大切さを確認しましたと結んでおります。

このような貴重な実践記録を生かすため、他の放課後児童クラブでも採用し、塩竈方式として定着させるようにしていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部かほる議員から3点にわたりご質問を頂戴いたしました。

初めに、エネルギー・環境政策についてということで、市の再生可能エネルギー、省エネ施策の取り組みと効果についてのご質問でありました。

まず、再生可能エネルギーからご説明させていただきます。

環境省の地域グリーンニューディール基金を活用いたしまして、地球温暖化対策の一環として平成22年度より公共施設に太陽光パネル及び蓄電池の設置を進めさせていただいております。とりわけ24年度からは、この基金を活用して例えば防災拠点や避難所等、災害時に重要な役割を果たす公共施設への配置を行ってきており、これまで体育館、市立病院、市役所本庁舎、公民館に10キロワットから20キロワットの太陽光パネルを順次設置をさせていただきました。

なお、この基金制度は27年度で終了となる見込みでございますが、今年度は温水プールに10キロワットの太陽光パネルと蓄電池を設置する予定でございます。

また、地域グリーンニューディール基金以外でも、施設整備の補助事業の中で太陽光パネルの設置を促進をいたしております。

これまでに地域医療再生臨時特例交付金事業で保健センターに既に設置済みであり、現在整

備中の魚市場にも水産流通基盤整備事業で設置をする予定であります。

また、復興交付金事業では、伊保石、錦町の災害公営住宅に設置を行っており、今後整備をされます他の災害公営住宅等にも設置を予定いたしているところでもあります。

さらに、寒風沢の海上で東大生産研究所が文部科学省プロジェクトとして、日本で初の潮流発電装置を設置し、海洋エネルギーによる電力供給の実証実験を行っていただいております。

続きまして、省エネ施策についてご説明させていただきます。

22年度、23年度は、先ほど申し上げました地域グリーンニューディール基金を活用し、体育館、市立病院に一部LED照明化に取り組んでおります。また、23年度から創設をされました宮城県みやぎ環境税の交付金事業を活用いたしまして、各小中学校、市立病院、市内各町内会の防犯灯のLED照明化を順次進め、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいるところでもあります。当初、みやぎ環境税は平成27年度までの5カ年間の予定でありましたが、市町村からの強い継続の要望を受けまして、平成32年度まで、さらに5カ年間の延長がなされたところでもあります。市内各所でこのような需要が非常に高まっておりますので、今後とも、みやぎ環境税の活用を積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、今年度は、総務省からの補助金をいただきまして、事業費4億3,200万円でスマートグリッド通信インタフェース導入事業といったようなものに取り組んだところでもあります。この事業は、東日本大震災で特に大きな津波被害を受けた浦戸諸島を中心として本庁舎を含む13の公共施設を対象に消費電力量を可視化できるシステムを設置し、効率的なエネルギー管理を行うとともに、LED照明化により消費電力量を削減しようとするものであります。

一部の施設においては、災害時における電源供給を可能とするため、太陽光パネルや蓄電池の設置も行っていました。事業効果といたしましては、これまで年間約720万円の電気代の節減につながるものと期待をいたしているところでもあります。

次に、上水道システムで平成28年から新たにスタートいたします上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業について、2点ご質問いただきました。

初めに、小水力発電施設の設置についてであります。この制度は、導水管、送水管、配水管等でありまして、かつ出力1,000キロワット以下の施設がこの小水力発電施設の補助対象要件となります。適用となる場所を早速検討し、ぜひ制度の活用に取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

設置箇所につきましては、水道管の口径、水圧、水量、電力の使用法などさまざまな条件整

備が必要でありますことから、実施に向けて具体的な詳細内容の調査検討をいたしてまいりたいと考えております。

2点目であります。本市のポンプ等へのインバーター導入についてのご質問でありました。

この補助制度でのポンプへのインバーター導入であります。水道水の圧送に必要な大容量ポンプを想定した補助制度であります。インバーター導入によりましてポンプの回転数を制御して消費電力の低減につなげるものがその内容であります。

ご案内のとおり、本市におきましては、原水や水道水の圧送にポンプを必要としない、高台から自然流下方式で水が流れるような取り組みをさせていただいております。したがって、給水に電力を使用しない環境負荷の少ない施設ということで、今、形としては実現できておりますが、なおせつかくできた補助制度でありますので、今後こういったところで活用できるかを検討させていただきたいと思っております。

なお、規模的には補助要件には該当しない状況ではあります。本市での導入事例を若干紹介させていただきたいと思っております。

梅の宮浄水場内の薬品注入設備の小型ポンプが現在インバーターつきとなっております。今後とも、設備の更新時には環境負荷の低減と消費電力やランニングコストの軽減にお一層努めてまいります。

同じく環境政策についてということで、雪道対策についてのご質問でありました。地中熱ロードヒーティングの導入についてのご質問でありました。

例えば具体的にはということで、私どものほうでも検討した経過をご説明させていただきたいと思っております。市立病院の出入り口は大変急な坂道であります。一方通行でありますので、上り下りというような状況になっておりますが、実は下り部分の舗装を補修した際に舗装材の中にゴム製のチップを埋め込むという雪道対策がございます。これはゴムが熱量を保存しやすいということから、そのような雪道対策で市立病院の出口のほうの坂道の雪道対策に当たったところであります。ただし、やはり大きな雪が降りましたときは、病院職員が除雪や融雪剤の散布を人力で行っているという事実がございますので、この地中熱ロードヒーティングについても、今後こういった場面で活用できるかということを検討させていただきたいと思っております。

ちなみに、私が先ほど申し上げました市立病院の出入り口でこのロードヒーティングを設置をしたとすると、概算の事業費であります。約2,000万円ぐらいかかるようであります。ま

た、維持管理費といたしましては、電気代が年間60万円程度発生するようであります。より効率的な雪道対策に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、「みなと塩竈・ゆめ博」についてご質問いただきました。

総括についてというご質問でありました。塩釜商工会議所を初め、市内のさまざまな団体、多くの事業者と連携いたしまして、海・食・物産・歴史文化をテーマとして、「みなと塩竈・ゆめ博」を10月、1カ月間、開催をさせていただきました。

開催期間中、最終的には10万6,500人の来場者でありまして、奥州一之宮鹽竈神社の門前町として培われてまいりました本市の歴史や文化、また東北有数の港湾、漁港として発展してきた港町の風情や本市の地域資源が持つ魅力を近隣市町に発信し、継続的に塩竈を訪れていただく機会とすることができたものと判断をいたしております。

特に、メイン事業の「しおがまさま神々の月灯り」は1万人、「どっと祭」が4万8,000人、「第二管区海上保安部巡視船公開」が3,000人と、単独で実施しておりました昨年度を大幅に上回る皆様方にご訪問いただきました。

また、これまでそれぞれの団体が実施してきた事業を集約いたしまして、約50の事業を1カ月の期間で開催したことにより、「みなと塩竈・ゆめ博」のPR効果がより高まりました。改めまして、ご協力を賜りました関係者の皆様方に心から感謝を申し上げるところであります。

来場者を対象として実施されましたアンケート結果を若干ご紹介させていただきます。仙台市や多賀城市、利府町などの近隣市町からの来場者が半数を超えるなど、塩竈の歴史や文化が仙台圏の方々から高く評価されていることを再認識でき、交流人口拡大への手がかりが得られたのではないかとというふうに考えているところであります。

課題はというご質問でありました。

このゆめ博の大きなテーマの一つに今日まで仙台との交流の中で、宮城野区あるいは青葉区からはかなり大勢の方々のご交流ができておりましたが、実は一番距離的に近い泉区の皆様方になかなか本市をご来訪いただく機会が少ないのではないかとということで、今回のゆめ博のテーマの一つに泉区から大勢の皆様方にご来訪いただくということを企画をさせていただきました。結果としては、残念ながらまだ道半ばではなかったのかと。課題として残したというふうに考えているところであります。

次年度以降の継続実施についてご質問いただきました。

あした、今月18日に第3回「みなと塩竈・ゆめ博」実行委員会が開催され、その中で今年度の成果や課題などを検証していくこととなっております。今回の事業実施によりまして、より強固となりました市内各団体との連携を深めつつ、人、情報、文化、産業など、本市の魅力ある地域資源を生かし、さらなる創意工夫のもと、仙台圏における普段使いのまちとして定着が図られますよう、今後とも関係機関と協議しながら、実施に向け検討させていただきたいと考えているところであります。

次に、同じく観光・交流の一環としての「松島“湾”ダーランド」についてご質問いただきました。

湾ダーランド構想に対する本市の考え方についてのご質問であります。議員からもお話しいただきました。日本で初めて「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟した松島湾の絶景、そして松島湾を囲む三市三町と宮城県の官民連携による魅力の再発見と観光素材の磨き上げにより、世界の誰もが一度は訪れてみたいと思われる観光地を目指す内容であります。

現在の取り組みであります。各市町にある魅力を三市三町の官民が一体となって有機的に結びつけていこうとするものであります。本市では、例えばであります。松島湾の四季を堪能できるフルコースメニューとして、松尾芭蕉のたどったルートを平成版にアレンジした周遊コース「食の細道」、あるいはふだん目にはすることができない浦戸のウラガワをのぞく体験や「ろ漕ぎ島めぐり」、浦戸と宮戸を総体的に結び、松島湾一周散策などの体験メニュー、そしてテーマ性やストーリー性のあるさまざまなアイデアを湾ダーランド検討部会で出し合い、実現できるよう取り組んでまいります。将来的には、観光地域づくりのかじ取り役として、またその実現へ向け官民連携による新しい組織の立ち上げにもつなげていきたいという思いであります。

「松島“湾”ダーランド」では、これまでもモニターツアーの実施やフォーラムの開催を行ってまいりました。ことしは、10月3日に本塩釜駅前で開催されました「ゆめ博絆広場」において、各市町にご出店をいただき、食の魅力と湾ダーランドのPRを行いながら、連携を深めさせていただいたところであります。

また、11月12日には、今年度取り組んでおります湾ダーランド構想の具体化へ向けた推進計画の第2回策定委員会が開催され、私も出席をし、各市町の方々と意見やアイデアを交換させていただいたところであります。

また、今月3日には、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会の臨時総会が開催され、平成

30年夏のデスティネーションキャンペーン指定要望を行うことが決定をされ、その中でも仙台・松島エリアの目標として「松島“湾”ダーランド推進計画」に基づく新たな展開が示されたところであります。今後、我々も一緒になってこのような観光推進に取り組んでまいります。

次に、離島地区の活性化についてのご質問でありました。

初めに、浦戸ステイ・ステーションの活用方法に関するご質問でありました。

ご案内のとおり、浦戸ステイ・ステーションにつきましては、去る12月13日に多くの島民の皆様方のご参加のもとで、寒風沢、桂島の同施設の完成式典を開催することができました。市議会からも議長、副議長を初め、所管の総務教育常任会委員の皆様にも多数ご臨席をいただきましたことを改めて感謝を申し上げるところであります。

ご質問にございました当ステイ・ステーションの活用方法についてであります。さまざまな場面で市民の皆様にご活用いただくことを基本といたしております。例えば宿泊室の利用形態といたしましては、島の体験学習やグリーンツーリズムの参加者、あるいは島内で活動する団体、大学等のボランティアの方々等にも幅広くご利用いただきたいと思います。

また、多目的室の利用につきましては、島民の皆様方の交流の場や健康づくりなどの福祉活動の場として、さらには学校団体や企業等の研修の場としてさまざまな面からご利用いただき、浦戸における交流人口の拡大を促進をいたしてまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブについてご質問いただきました。

1点目ではありますが、放課後児童クラブ運営の現状と課題についてであります。

初めに、現状を申し上げます。12月1日現在、市内6校、12クラブの在籍児童数であります。281人であり、4月の年度当初の児童数349人と比較をいたしますと68人減少いたしております。

また、児童の内訳ではありますが、1年生から3年生までの昨年の枠組みの低学年が266人、今回拡大いたしました4年生から6学年までの高学年は15人という状況であります。

児童数減の要因として考えられるものでありますが、夏休みを境にして習い事が忙しくなったという生徒や、または兄弟で留守番ができる児童がふえたことなどが挙げられるものと考えております。

課題でございます。2点挙げられます。

1点目ではありますが、在籍児童の中に発達障がいなど支援が必要な児童が増加していること

でございます。支援が必要な児童の中には、突発的、衝動的な行動をとる児童や突然教室を抜け出すなどの行動が見られる児童もおられるため、職員が1対1で対応しなければならないケースもふえてきております。こうした児童に対しては、発達に関する専門知識がなければなかなか対応が難しいケースも多々ございますので、臨床心理士による巡回指導や職員研修を実施しながら適切に対応できるよう努めているところであります。

2点目でございますが、支援員は補助員の確保が困難な状況であります。

現在、仲よしクラブの支援員等の職員は、子育て経験の豊かな家庭の主婦の方々がほとんどでございます。このため配偶者の扶養の範囲内での勤務を希望する方も多く、年間の勤務時間数には制約があるため、その分、結果として多くの職員数が必要となるところであります。支援員等の募集はこれまでも継続して行ってきましたが、なかなか残念ながら増加できない状況であります。この状況に対応するため、児童館職員が夏休みなどの開級時間が長い時期を中心に職員の支援に入り、働きやすい環境づくりに努めさせていただいているところであります。

2点目でございます。放課後児童クラブの指針についてのご質問でありました。

本市は、国が本年4月に定めた放課後児童クラブ運営指針を6つのクラブ共通の指針として位置づけております。この指針には、放課後児童クラブの役割や子供の発達・育成支援の内容などが規定をされているところであります。本市では、特にこの中から子供たちが安心して過ごせる生活の場としての環境を整え、発達段階に応じた主体的な遊びや生活を通じて健全な育成を図ることをクラブ運営の基本とさせていただいております。

3点目でございます。わらべ歌を通じた児童との心の交流の状況とその成果についてのご質問であります。

初めに、第一小学校仲よしクラブには、保育所長を経験した支援員を配置をいたしておりました。これまでの保育の経験をもとに、所長が中心となりまして、わらべ歌やすっきり体操を取り入れた活動を行っていただきました。その結果、クラブの雰囲気は極めて和やかになり、わらべ歌やすっきり体操を間に入れることでタイムスケジュールの切りかえがスムーズに運び、児童の情緒安定にも役立っているようであります。

そこで、昨年度からこの支援員が各クラブを巡回し、支援員、補助員に対して研修を行うことにより、市内各クラブに取り入れる活動を行っていただいております。

仲よしクラブが子供さんたちにとって互いに楽しく、そして安全に過ごすことができる生活

の場となりますよう、今後もさまざまな模索をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ご丁寧なご答弁、大変ありがとうございました。

それでは、2回目の質問とさせていただきます。

エネルギー・環境政策については、塩竈市のさまざまな取り組みを今市長のほうからご答弁いただきました。何年も前からコツコツと省エネ、あるいは再エネの事業を行ってきたということで、大変うれしく思います。

また、災害公営住宅におきましては、大変近代的なそういった省エネのことも取り入れまして、大変市としては心の非常に行き渡った建築をしていただいたということも見てまいりました。本当にありがとうございます。

それで、私たち党派といたしましては、11月10日に東京のほうに、ちょっとセミナーがありまして、その帰りに環境省のほうでちょっとレクチャーをしていただきまして、いろいろなエネルギー問題を勉強してまいりました。

その中で提供されました資料の中に、こういった水道事業について上がっておりまして、水道事業というのは、やっぱり私たち知らなかったんですがけれども、年間74億キロワットといますか、全国の電力の0.7%を消費しているという大変電力消費が大きい事業であるということで、私たちもいろいろと塩竈市はどうなのかなということで、上水道のシステムにおけるCO₂の促進モデル事業ということでちょっと利用できるのではないかとということで、この小水力発電ということで今回は質問させていただきました。

この小水力発電というのは、やはり塩竈のように水源があつて、そしてまた浄水場があつてということで、特に塩竈は山坂が多くて非常に配水、あるいは導水、そういったことに活用できる部分があるのではないかとということで今回取り上げました。ぜひ利用できる部分は利用させていただきたいというふうに思います。

エネルギー政策については、本当に私たちが身近なところで今話題に上っております。結局異常気象だということをごんたもおっしゃるわけです。そして、私たちも地球温暖化というのはもう容易ならざるところに来ているということ意識が、市民の皆さんの中にも大分出てきております。

それで、じゃ私たち一人一人がどんなことをしなきゃならないのかということもちょっと

気になってきております。特に、温暖化の影響でさまざまな熱中症やいろいろな心配事が出てまいりまして、これはやっぱり季節ごとに不安材料になっておりますので、やはりそういった対応も私たち一人一人が考えなきゃないと。特に、いろいろ取り沙汰されているのが、一番家庭でできること。LEDの結局交換といいますか、国のほうでも蛍光灯とか白熱灯とかはもう廃止だというふうな方向に向かっておりますので、私たちができる省エネ、あるいは再エネの方法というのを考えていきたいというふうに思っておりました。

太陽光発電におきましては、設置できる大きな屋根を貸してくださいという企業まで出てきております。本当にこれが一つの企業の仕事になってきているというぐらい、電気のこういった企業の方向づけというのは大きなものになってきているように思います。

特に、今市長からお伺いいたしましたインバーターのほうは、設置している部分というのは限られているかと思えますけれども、ぜひ上水道システム、こういったものは活用できる場所はぜひ導入していただいて、というのは、この中で先進的な先進事例、それを示すことで近隣事業者へのCO₂排出抑制対策の効果的普及、促進するといった大きな目的があります。ですから、塩竈として、もしそういったことができれば非常に近隣の市町村に対してもモデル事業として示すことができるのではないかとということで、私もこれは塩竈で導入できるかなということでお話をいたしました。

特に、低炭素型の融雪設備、これは今一応市立病院の例を挙げたのですが、実は私はこれは公道はだめだということをちょっと知らないで、いろいろとうれしいと思って、この事業ができればいいというふうに思ったんです。塩竈はもちろん坂道が多くて、これから冬場になると頭が痛いですね。高いところに行かなきゃいけないときは大変な思いをいたします。正直申しまして、宮町から上って行って体育館に上るところの信号などは冬道、あるいは凍っているときは信号が赤にならないでくださいと祈りながら上っていく状態もありますし、それから皆さんが清水沢におりるときは、スピードを出さないように、出さないようにという細心の注意を払うでしょうし、また神社の坂道も実は今年度の2月ごろでしたか、大変氷道、積雪があったんですが、やはり事故がございました。上からおりてくる車をとまることができなくて、ちょっと追突してしまったというようなこともありまして、通行どめになってしましまして、さあどこの坂道を登って通ろうかということで、大変な思いをいたしました。そういった経験を持ちますと、暮らしやすい、あるいは住んでみたい、長く住んでいきたいというまちにするには、そういう小さな市民の皆さんの日々の生活の中のそういった困ったこ

とや、あるいは道路事情というものを少しずつ改善していくことがやはり塩竈の「ああ、住んでいいわ」、ここに住むことができる幸せを感じられるのではないか。そのために、このロードヒーティングは一つモデル事業で実施していただきたいというのは、幾らぐらい事業費がかかるのかというのを一応私も資料はちょっといただいたのですが、それほど高い費用ではないんです。やっぱり国のほうでも補助金を出していただきますので、ですからもし塩竈市独自あの坂道にロードヒーティングをつけていただくといったときに、どのぐらいの費用がかかるのかということがこれでわかるのではないかということなのです。

私も、環境省のほうとちょっと電話でいろいろやりとりをいたしました。そうしましたら、両方の事業上げてくださいと言われたのですが、何か資料には公道はだめだということちょっと諦めたのですが、向こうではきちっと2つの事業、上水道システムの小水力発電をして、その電力を道路のヒーティングに使ったらどうかというようなこともちょっと考えまして、いろいろやりとりをしたのですが、両方事業として上げてくださいということは向こうからおっしゃっていただきました。

でも、可能性のあることとないことがありますので、その辺は整理させていただければというふうに思っています。これ電力のほうはどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

観光交流推進事業についてちょっとお尋ねをいたします。

「みなと塩竈・ゆめ博」について、これはイベント事業ですけれども、1つだけ大変大きな私、感じたことがございました。おもてなしを担当いたしました。皆さん、女性の方たち一生懸命やっていたんですが、時間差のあるイベントだったんですね、これは。ですから、朝から夕方までお客様がいらっしゃいました。そのときに今どこで何をしていますかと聞かれました。そうしますと、皆さんが案内される方たち、担当した方が時間差を皆見て、今は何々でどこどこで何々をしていますから次のバスに乗ってくださいというふうにご案内を申し上げたんです。今までは、1つの会場で大きな催しをやって終わりだったんですけれども、「あ、なるほど」と。こういう時間差のあるイベントというのは、来る方が自分の時間で参加できるといいますか、大変そういった有効的な活用があるんだということを初めて私もわかりました。今市長のほうから総括されました。今後、商工会議所から11月に要望書の中にイベントの継続ということが出ておりますけれども、今回非常に大きな成果が上がったということは私たち市民も感じておりますし、それから一体化したと。塩竈のあらゆる方たちで力強くやることができたいという思いをいたしました。市長、ぜひ来年度以降の継続

ということについては、いかがでしょうか。どうぞ、お考えをお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど申し上げましたが、今月18日に第3回の「みなと塩竈・ゆめ博」が招集されております。したがって、そのときにまずは主催をされた商工会議所がどのような評価をしているのか、それから関係する団体の皆様方も同時に参集をされますので、そういった方々のご意見も聞かせていただきながら、当然のことではありますが、今後どうするかということも、まずはこの会議の中で意見として出されると思いますので、そういったものをまずは聞かせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願をいたしたいと思います。

それから、広域観光の取り組みについては、先ほどいろいろとご答弁をいただきました。まず大事なのがコースということだろうというふうに感じました。広域観光においては、どのようなコースでお客様に提供するのかということが大きな鍵になるのではないだろうか。湾ダーランド構想というのは、非常に観光地としては有効なものでございますので、それぞれのコース設定というのは大事だろうと思います。私たちも、先月ちょっと二市三町議連のほうで勉強会を開きまして、湾ダーランド構想というのを深く知ることができました。塩竈といたしましては、この構想をどのように取り入れるのかということで、今市長のほうから「食の細道」、芭蕉の、これ大変すばらしいなというふうに思いました。塩竈はやはり食プラスということで、それから浦戸のウラガワ一周というか船を出させていただいているとかということなんです、とてもよかったです。

1つだけ思います。塩竈に住んでいる方が今回のようないろんな催しがあったときに、聞かれたときに答えられない部分があるということも十分ありますので、まず市民の皆様ぜひこういったことを知らしめていただきたい。そのことが一番大事なんじゃないかということを感じます。

そして、もう一つは、周遊の利便性。今回バスを出していただいたことで、本当に思ったんですけれども、やはり足がないと、車でいらっしゃる方はいいんですが、なかなか難しい。それから、塩竈の道路事情、これは非常に一方通行やらありますので、その標識が非常にやっぱりその当日、あるいはイベントの会場へのいざないといいますか、そういったことが非

常に大事かと思うんですが、その辺のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいまの広域観光、とりわけ「松島“湾”ダーランド構想」に絡んで、まず市民の方々にもっともっと知っていただくべきじゃないかということ、ほか何点かご質問を頂戴いたしました。

確かに湾ダーランド構想につきましては、今市長先ほど答弁したように、基本的な計画をつくっているというような段階でございまして、いろいろな折々でマスコミ等々でお知らせをさせていただいているところですが、そういった計画のほうの策定に合わせて具体的な中身が固まってくるのに合わせるような形で、さらにいろいろ市民の方々に知っていただくような努力というのはこれはしていかなければならないなということで、議員おっしゃるとおりかというふうに考えておるところでございます。

また、周遊の利便性ということを2点目でご質問いただきました。こちら、今現在、三市三町で回るということになりますので、比較的JR、仙石線以外の交通手段というのは、なかなかそれ以外にはバスをチャーターするというような形になるかと思っておりますけれども、そういったことも今現在いろいろなテーマ性、ストーリー性に基づいた周遊ルートというものをつくっていく中で、そういったところも当然必要な手段でございまして、その辺もあわせて組み立てをしていくというようなことで、今モニターツアーとの組み立てをしているような状況でございます。

そして、案内標識等につきましては、これは湾ダーランドに限らず、こういったことは観光地では必要なことでございます。あと、その標識とか地図については、とりわけ外国人向けの対応ということも必要になってくるかと思っておりますので、無線LANの整備等についても、これから国・県の補助等々が今メニューとして出てきておりますようなので、そういったことを使っていきながらできないかということはこれから考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

見たいものを見る、テーマやストーリーを持って見る、目的性の高い見る、こういったものが今観光に求められるようになってきているという。多様な形態はあるにせよ、これまでのような観光とはもっと違った転換点が来ているというふうに言われておりますので、ぜひそ

の辺、皆さんのニーズに応えるような形というものも大切かと思います。ちょうど12月に入りまして、仙台のほうからちょっとバスで企画を入れていただきまして、塩竈の仲卸市場に寄っていただいたんですが、塩竈にできたお煎餅工場もということで、大変ありがたいことに寄っていただきました。そして、仲卸市場では焼き炉を使っていろいろおいしいものをいただいて、大変喜んでお帰りになられたと。そして松島へということでしたが、松島で昼食をとるんですけども、大分塩竈の仲卸市場でおいしいものを食べてしまったというようなこともございました。大変ありがたいことで、塩竈の、宮城の市場と言ってもいいぐらい、仲卸市場の状況、本当に知ってもらいますとリピーターの方がたくさん出ていらして、今度は家族で来ますとか、あるいは一緒に今度おじいちゃんおばあちゃんも連れてきますとかという言葉を聞きますと、大変うれしく思います。こうしたことで、もっともっと胸を張って塩竈のPRができたらというふうに思っております。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に、離島の地域活性化事業についてちょっとお尋ねしたいと思います。

浦戸のステイ・ステーション、立派にでき上がりました。驚きました。元学校というだけあって大変お部屋も広くて、そしてまた階段の踊り場のスペースが広くてゆったりとしたつくりになっておりまして、あれほどきれいになるのかとびっくりするぐらい、もちろん一番びっくりしていたのは島の方たちでございました。震災当時、長靴で出入りした学校がこんなにきれいになったということで、大変感動していらっしゃいました。本当にこれから漁業従事者の研修、あるいは農業従事者の研修といったことで活用されるということですけども、1つご提案しておきたいと思ったのは、私は島を渡って、そして特に桂島の景色は非常にすばらしい、海が見えて、本当に心豊かになる時間を過ごさせていただけるところだというふうに確信を持ってまいりました。大都会に住んでいらっしゃる方たちが夏にサマーバケーションとして、休暇の移住先としての島生活体験、そういったツアーも組んでいただいて、浦戸を知っていただく、毎年来ていただくようなそういったこともちょっと考えていただければと。もう地球温暖化で大都会はまさしくもう日中何十度なんですか。この辺は35度ぐらいですけども、普通40度ぐらいになっているかもしれませんが、そういったところでのサマーバケーション、休暇をとってぜひどうぞというようなそういったことの方角づけもあってはいいのではないかと。それから、建物を拝見しまして、大学の夏期講座といったそういった誘致もしてよろしいんじゃないのかなというふうなことも感じてまいりました。その辺のもしご意見があればお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 今浦戸ステイ・ステーションについて、夏場での都市圏に住んでいらっしゃる方のご利用というご提案頂戴いたしました。桂島については海水浴場等もございます。また、海という都会にない環境もございますので、そういったバケーションでの利用、あるいは多目的室では研修もできるというような環境も整ってございますので、大学等での研修の夏季休暇期間中の研修の利用、そういった視点も含めて多様な利用については検討させていただきたいと思えます。

また、ツアーというお話もございました。そういったツアーができるかどうかについても、検討を深めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。

それで、もう一つ、実は本当にいろんな施設が浦戸諸島にできております。本当に復興のために一生懸命頑張ってください、公営住宅なんかもできておりますけれども、ぜひ市民の方にご案内していただきたい。あの小学校のすばらしい建物、市民の皆さんもどうぞご利用くださいということで、私は、市民の皆さんも知らないんですね。わざわざ浦戸まで出向いてというのはなかなか個人ではできないことですので、ぜひそういったことも市民サービスとしてこれだけのことを塩竈市でやっていますよということをご市民の皆さんに知らせていただければ、見学会でもいいですし、それから浦戸めぐりでもいいですし、やはりそういったよく知ってもらいたいということが大切かと思えますので、一生懸命やっただいておりましたので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次に、放課後児童クラブについて、もう時間もなくなってまいりました。学童につきましても、全国でもそれぞれの多様な取り組みがなされております。放課後の大事な時間でもあります。第2の家庭と位置づけられるかもしれません。子供たちのちょうど2時から6時というような放課後の時間帯は、子供たちが犯罪に巻き込まれるリスクが非常に高い時間帯でございますので、安全に学童保育で先生方のご指導のもとに過ごすという場所があるということは大変うれしいことです。安心ができると思えます。

それで、今学童保育では、預かるというところからさらに学ぶという目標を掲げて全国的な動きになっております。これは、放課後を教育の延長として捉えて学びの場へと、学習効果

の高い活動も取り入れ、あるいは地域の活動も取り入れ、地域の皆さんのお力もいただきながら、学力向上の点からも、この家庭学習の時間が加味されると、より一層この時間が質の高いものになるのではないかというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今阿部議員から放課後児童クラブを単に時間を過ごすということではなくて、その時間帯を有効に活用して、例えば学力向上に、きのうも鎌田議員から同じ質問をいただきました。我々も、そういった意欲は持っております。ただ、現状の中で、なかなかそういった指導までできるようなということになってくると難しいかと思っております。今、実は教育長が中心となりまして、各学校の校長先生を放課後児童クラブの所長という形で辞令を発令していただけないかということをいろいろ模索していただいております。そういった中から、できますればやはりこれからの放課後児童クラブのあり方をもう一段ステップアップするような形の取り組みということについては、我々行政にとっても大きな課題ではないのかなと思っております。しっかりとそういった検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。

私、第一小学校に開設されている放課後児童クラブをお訪ねすることがありまして、様子を拝見することができました。優しい先生のかげ声に一齐に答えるようにわらべ歌でかけ合いをやっておりました。楽しいわらべ歌にすっかり心が温まる思いになりました。そしてまた、感心したのは、一足先に帰るお子さんが皆さん残るお子さんに向かってきちっとご挨拶をして、そして「お先します、さようなら」と言う。そしてまた、残る子供たちは「さようなら、気をつけて」というご挨拶をきちとなさっていたんですね。これは本当に感心いたしました。しっかりとしつけもされていらっしゃるということで、先生のご指導の様子とか、わらべ歌の資料提供もしていただきましたことを感謝申し上げます。本当に塩竈市でしっかりと取り組んでくださっているということ、なお一層よろしくお願いを申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、阿部かほる君の一般質問は終了いたしました。

12番菊地 進君。

○12番（菊地 進君）（登壇） このたび一般質問の機会を与えていただきました同僚議員、先

輩議員に感謝申し上げます。

また、私は市民クラブの菊地でございます。鎌田議員、志子田議員に続きまして質問をさせていただきます。

その前に、私は議選により選ばれた塩竈市監査委員であります。地方自治法第198条の3第2項に抵触しないよう質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問をしてみたいと存じます。

まず、政治姿勢についてお伺いしてみたいと存じます。

震災後、市長は、第5次長期総合計画と震災の復旧・復興は車の両輪のごとく推進していくと決意を述べられておりましたが、あの忌まわしい震災から4年10カ月が過ぎようとしております。復旧・復興は整備されつつあります。そして、市民生活も、おかげさまで落ち着いているように見えます。しかし、復興にしても、国の復興交付金で大きなお金でいろいろ事業が推進されております。多額の補助金制度が活用されて、本当に行政の皆さん、ご苦労さまと感謝申し上げるところでございます。

しかしながら、多額の補助金が使用されて、復興・復旧に向けて推進されておりますが、市民生活として充実感や達成感が見られない。まちの活気・元気がない。これも同僚の鎌田議員が話されておりましたが、本当に町なかは静かであります。この活気・元気ないのは、いや塩竈だけじゃありませんよと言うかもしれませんが、特に商店街関係のまちの歩行者等がほとんど見られないという現状があります。そんなことを私は心配する一人でございます。

それで、市長にそういった市民の声をどう感じているのか、まずお伺いしておきたいと存じます。先日も、ある市民の方から、「議員さん、どうなっているんですか」というふうな問いかけがありますが、「今一生懸命復旧・復興頑張っていますよ」と。「いや、それはわかるんだけど、この通り、市内、歩いていないんじゃないですか」と。あと、また、たまにタクシーに乗りますと、タクシーの運転手さんも、「全然お客さん乗ってくれないんだよね」というふうな話をされます。そんな意味で、我々議会としても、皆さんとともに行政と一丸となって、この塩竈に活気・元気を持っていくために市長の活気・元気にする政治的な姿勢をお伺いしてみたいと思います。

そのためには、まず財政について、財政がしっかりしていなければいろんな施策ができないんじゃないかなと私は考えております。それで、まず初めに行財政改革、収支不足の考え方についてお伺いします。平成26年11月に示された財政収支と平成27年の財政見通しの違いに

ついて説明を願いたいと存じます。

5年間で42億円の収支不足が何と27年度に発表された計画では12億円まで減少させております。財政運営の転換なのか、お伺いいたします。

次に、経常収支比率についてお伺いいたします。

経常収支比率の考え方として、財政運営がスムーズに行われるのであれば、予算の配分から英知と英断をもって予算組みをすれば、経常収支の数値も市民生活の財政運営もよくなるのではないかと思います。お伺いいたします。

次に、市立病院の運営についてお伺いいたします。

これも、我が会派の鎌田議員、志子田議員が質問されていますが、あえて我が会派は同じ質問を同じ項目をして、より理解を深めようということで質問のテーマに挙げさせていただきました。

平成19年ごろ、累積赤字が24億円もあり、市民の税金で解消した覚えがあります。市立病院では、改革プランに沿って取り組みをなされて、本当にご苦労なされてきたと思います。

第1点目、赤字を出さないという大きな大きな目標を立てて、これまで本当に伊藤事業管理者を初め、病院の職員さん方が努力をしてきたのも事実でございます。そんな意味で、今後病院の運営をどうなされていくのか、再度お伺いしたいと思っております。

次に、魚市場の運営と卸売機関の一元化についてお伺いしてまいります。

魚市場の整備が進んできておりますが、行政の責任として管理運営をどう進めるのか、お伺いいたします。

また、今回の施設整備に当たり、卸売機関の入所するスペースが1カ所とお伺いしておりますが、2つある卸売機関の一元化、そして行政のかかわり方としてどうなさるのか、ご説明を賜りたいと存じます。

2番目、まちの活性化、海岸通1・2番地区の開発についてお伺いいたします。

塩竈市内で唯一商店街の開発が進められている海岸通の進捗状況をお示してください。

3番目、100条委員会委員長報告についてお伺いしてまいります。

8月3日の臨時議会での特別委員会委員長報告が全会一致で議決され、早5カ月になります。また、9月定例会の決算委員会からも大分時間が経過しておりますが、その後、議会に対して説明がありませんが、県・国への報告・相談がなされていると説明がありましたが、どうなっているのかお伺いいたします。

瓦れき処理の金額、数字の違いの修正について、議会へどう説明するのかお答えをお願いいたします。

先日、議会に関心のある行政に携わっている方から「一体議会はどうなっているんですか。あの瓦れき処理の問題はどうなっているんですか。解決済みですか」というふうな問い合わせがありました。私は、即座に「あなたも行政関係に携わっているんだったら、直接お伺いして情報を共有しませんか」というふうな話をしていたくらい、市民の方からは「もう終わったんですか」というふうな問い合わせがありますので、あれから行政が進んできた道を説明願えれば幸いに存じます。

4番目、地方創生の対応についてお伺いいたします。

地方創生で、浦戸の活性化と高齢化対策となるものの地方創生の施策があるのかどうか、お伺いいたします。

最後に、5番目として、一億総活躍社会の実現についてお伺いいたします。

国が推進して未来を切り開き、一億総活躍社会の実現のために、では塩竈市の5万5,000人の活躍のできそうな施策はどういうものがあるのか、考えているのか、特に未来を担う子供の教育についてお考えがあればお示しいただきたいと存じます。

これで第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から私の政治姿勢について何点かご質問いただきました。

初めに、財政見直しについてご説明をさせていただきます。

財政見直しにつきましては、収支差をあらわす収支見直しと、それから収支差の解消策であります財源確保策を一体的なものとして表現するものでありまして、今後5カ年間の行財政改革の推進や各種歳入確保策を進めることで収支が安定しますことをご報告を申し上げる目的でございます。

これまでも、さまざまな視点・観点からそのような数字を申し上げてまいりました。昨年までは40億円台ではなかったのかと。それが今回12億円に縮まったことについてというご質問でありました。このことについては、市民の皆様方からもたびたびご質問いただいております。塩竈市は、四十数億の赤字になるんですかと。そういったような疑問であります。私からは、今申し上げましたようなことをご説明をさせていただきながら、収支差というのは解

消されますというようなご説明をさせていただいておりますが、市民の方々からはなかなかご理解をいただけないというのも事実であります。そのような視点・観点から、今年度の財政見直しにつきましては、私のほうから指示しまして、より市民の方々におわかりいただきやすいというところに留意をした結果としてこのような形になったものであります。

大きく3点の変更であります。

1点目であります。市税収入の収納率、これまで89.5%といたしておりましたが、現在の決算における水準であります93%であります。したがって、このような数値に改めさせていただいたものでございます。

2点目であります。ふるさとしおがま復興基金を復興・創生期間の5カ年間に全て取り崩すものといたしまして財政見直しに見込んだこととあります。ご案内のとおり、この基金については、復興期間のさまざまな施策に活用させていただくという内容とありますので、今後の5カ年間でそのような基金を活用させていただくことを組み入れさせていただきました。

また、3点目といたしましては、これまで財政見直しで計上しておりました市債管理基金への積立金とありますが、本市の公債費が減少傾向にありますことから、今回の財政見直しでは計上しないということにさせていただきました。

前段申し上げました変更点につきましては、財源確保策から財政見直しへの財源の移動があったことが主なる理由でございますことから、財政見直し目的・考え方につきましては、これまでと何ら変更されるものがないということをご理解をいただきたいと思っております。

次に、予算編成の段階で経常収支比率を勘案して予算編成を行えばいいのではないかとご質問でありました。

議員篤とご案内かと思っております。経常収支比率につきましては、決算時におきまして人件費や公債費などの縮減をすることが容易ではない経常的な経費に対しまして、市税や普通交付税などの経常的な一般財源収入がどの程度費やされているかということをおおよそ指標でございまして、本市の財政構造は、経常収支比率の改善など柔軟性の確保が課題となっていることは十分認識をいたしておりますが、決算の結果としてあくまで経常的な収入と支出の割合をおおよそものといたしておりますことをご理解いただければと思っております。

なお、基本的な予算編成の考え方についてもご質問いただきましたので、重ねてご説明をさ

せていただきたいと思ひます。財政見通しにつきましては、平成27年度予算をベースといたしまして、現状で推計される経費を踏まえながら算出をいたしているところでありまひす。一方、当初の予算編成につきましては、前年度までの実績や実施事業計画に基づいて各課からの要求内容を精査し、見込まれる財源などを勘案しながら編成をさせていただいているところでございます。当初予算編成時点では不確定な要素や制度の変更といった要因もございまひすが、通年での市民サービスに必要な額を見込んで編成をさせていただいておりますことから、収支が整わないという理由で単に削減できるものではなくて、財源確保によりしっかりと対応していくことこそが使命ではないかというふうに考へているところでありまひす。

次に、市立病院の運営についてご質問をいただきました。ご心配をいただきまして感謝申し上げますところでありまひす。内容は同じ説明になるかと思ひますが、今後の病院運営の考へ方についてご説明を申し上げます。昨日、鎌田議員、志子田議員にもご答弁を申し上げますが、市立病院では平成19年度末で不良債務21億円を超えましたため、平成20年度に市立病院改革プランを策定をし、21年度から27年度の7カ年を計画期間といたしまして、各種の目標数値を設定し、経営健全化に取り組んでまいったところでありまひす。

改革プランの主なる目的でありまひすが、市が開設者として累積不良債務を公立病院特例債と一般会計からの繰出金によって解消すること。2点目でありまひす。市立病院として病院経営に関する各種の数値目標を設定の上、経営健全化に取り組むことによって新たな不良債務を発生させないことを目標に掲げ、市と病院相互の役割を明確化した上で経営改革に取り組み、累積不良債務を25年度に全て解消させていただいたところでありまひす。

しかしながら、26年度の決算につきましては、新たな経営改革に向けたさらなる第一歩として一般会計からの繰出金を旧来の4億2,000万円から基準内の3億4,500万円、7,500万円に圧縮をいたしましたほか、常勤医の相次ぐ退職の影響等があったことに加え、診療報酬の改定により診療報酬が引き下げられると、結果として経営面で二重、三重の大きな影響を及ぼすことになりました。加えて特定入院基本料の算定対象や平均在院日数の計算における特定除外制度の廃止によりまして、結果として入院患者数が減少したことなどから、入院収益が大幅に減少いたしましたところでございます。

さらに、医業費用におきましては、消費税率が上げられましたことに伴い、医業収入に転嫁することができない約4,000万もの費用が新たに発生するなど、非常に厳しい決算であったと認識をいたしております。

このように、国の医療制度改革などの動向により、病院経営の収支が大きく左右される厳しい実態があるというふうに捉えているところであります。

一方では、二市三町における唯一の公立病院の役割といたしましては、地域の皆様がこの住みなれたふるさとで、地域あるいはご自宅で安心してお暮らしいただくためには、採算性が大変厳しい、例えば療養病床における慢性期医療の確保、在宅医療の充実が引き続き取り組むべき課題と認識をいたしております。

現在、市立病院では、161床のうち、療養病床38床を有しておりますが、療養病床の入院に係る1人当たりの診療単価であります。急性期病床の約4割であり、収益性が大変厳しい状況にあります。

また、在宅医療につきましては、これまでも訪問診療を行ってきたところでありますが、高齢化が急速に進む今後の地域医療におきましては、訪問診療がさらなる重要性を増すものと認識をいたしております。

このため平成25年度に24時間医師の往診が可能な体制と訪問看護の提供が必要な体制を確保している病院だけが認定を受けることができる在宅医療支援病院に認定をされ、訪問診療の充実を図ったところであります。

これらの不採算医療を担うことでの収支差は、年間約1億円の損失が生じているところであります。加えて平成28年度におきましては、診療報酬改定がさらにマイナス改定になるのではといったような情報も聞こえておりますほか、消費税の10%への引き上げが予定されるなど、医療を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。全国の各大学の大学病院につきましても、軒並み赤字を計上しているという大変厳しい環境がマスコミ等で報道されているところであります。

このような医療を取り巻く厳しい状況の中にも、公立病院の担うべき役割として、急性期と地域包括ケア病床による回復期救急医療をしっかりと行い、収支均衡を図ることに今後とも病院一丸となって取り組んでまいります。

次に、魚市場について2点ご質問いただきました。

初めに、魚市場の運営についてのご質問でありました。

本年9月定例会におきまして、決算特別委員会の委員長報告で、費用対効果を検証し、アウトソーシング等による経営のスリム化を図るといったご意見を頂戴いたしたところでございます。新魚市場の全施設が完成した後、費用対効果を検証しつつ、アウトソーシングも視野

に入れた運営管理等を検討させていただきたいと考えております。

次に、卸売機関の一元化に向けた取り組み状況についてであります。

新魚市場建設以前から継続して卸売機関と協議をいたしており、これまでもたびたび市議会議員の皆様からご質問をいただいております課題ではあります。いまだ両卸売機関の合意に至っていない状況でございます。かねて申し上げましたとおり、新魚市場には卸売機関の事務所は1つしか整備しないということとしており、両卸売機関にその旨をあらかじめ表明をさせていただいております。両機関で一元化協議の状況につきましては、本年6月と7月の2回、金融機関を交えた協議を行っており、また7月末には私から両卸売機関に声をかけて協議の場を持ち、その後はこのときの内容を受けた事務局協議を開催し、さまざまな議論を行っているところであります。

現在、新しい魚市場の手数料や衛生管理について業界の皆様と協議を重ねてはおりますが、このことと卸売機関の一元化はさまざまな面で関連いたしますことから、卸売機関の一元化が早急に合意形成が図られますよう、なお努力をいたしてまいります。

次に、海岸通地区市街地再開発事業についてお答えをいたします。

まず、進捗状況であります。5月の事業認可、組合設立認可以降、再開発組合におきまして権利変換計画を作成するため、土地確定測量や建築物実施設計等の7つの業務を発注いたしており、土地確定測量など調査業務につきましては本年度中に、また建物等の実施設計につきましては来年2月に取りまとまることとなっております。その中で、地権者との個別面談の経過を踏まえながら、いまだに続いております工事費高騰に対して、事業費軽減を図るため、エリアを縮小する事業計画変更案が12月8日の臨時総会で承認をされました。今後とも、宮城県とは緊密に連携を図りながら、事業計画変更の申請、権利変換計画認可申請の手続を速やかに進め、年度内の工事着手を目指してまいります。

次に、100条委員会委員長報告についてのご質問でありました。

瓦れき処理の金額数字の違いの修正についてのご質問でありましたが、本市は震災廃棄物の処理に当たり、塩竈市災害復旧連絡協議会と協定書を締結し、業務を委託しておりました。9月議会で志賀議員、伊勢議員からの一般質問の際にもご答弁を申し上げさせていただきましたが、支払いに関しては業務の履行を確認した上で行っており、当該年度の決算や国の会計検査等も終了いたしましたところであります。

しかしながら、市の書類上で数値・数量に誤りがございました。その内容につきましては、

県の循環型社会推進課及び環境省の担当者へ報告をいたしており、現在、環境省の廃棄物対策課において今後の取り扱いについての内部協議がなされているというような状況であります。

今後、国より対処の方向性が示されました時点で、報告、方法等について議会とご相談をさせていただきたいと考えております。

次に、地方創生の対応についてお答えいたします。

初めに、地方創生という視点に立った浦戸の活性化への対応についてであります。

震災以降、浦戸において顕著となっております人口減少や少子高齢化への対応を初め、島のなりわいや島づくりの担い手を育成し、地域産業の振興や集落コミュニティ再生に取り組んでいくことが最優先の課題でございます。こうした認識のもと、浦戸の活性化に資する定住促進の取り組みの一つといたしまして位置づけましたのが浦戸ステイ・ステーションの開設でございます。去る12月13日に寒風沢、桂島でオープンいたしましたこの浦戸ステイ・ステーションにおいて、国の地域おこし協力隊制度を活用して、Uターン、Iターン、Jターンによる新たな漁業従事者や島づくりの担い手等を育成してまいります。このような取り組みを着実に進めることで、何とか将来に向けた浦戸への定住促進と地域コミュニティの再生を目指してまいります。

さらに、浦戸の交流人口の拡大を図る取り組みも現在進めているところであります。具体的には、浦戸諸島での農業・漁業体験やグリーンツーリズム等の実施、地場産業を生かした6次産業化の推進、島の魅力を情報発信する本土側でのアンテナショップの開設等を通じて、交流人口の増加、定住促進を図る、まさに地方創生を実現するための取り組みと考えているところであります。

この取り組みは、今年度において復興庁が進めております東日本大震災の被災地における先導的な取り組みを支援する新しい東北先導モデル事業の採択を受けたものであります。現在、浦戸諸島で活動している市民団体が連携しながら、各団体が得意とする活動を補完し合い高めながら浦戸諸島での持続可能な活動の展開を目指しておりますので、本市といたしましても、これらの方々と一体となって取り組んでまいります。

浦戸の高齢化対策についてであります。浦戸地区の高齢化率、本年10月末現在で63%となっており、今後ますます高齢化が見込まれますことから、介護予防の取り組みと介護サービスの提供が重要な課題と考えております。この認識のもとで、本年4月から本市直営の浦戸地

区地域包括支援センターを浦戸ブルーセンター内に開設をいたしました。

まず、包括支援センターの保健師が4月・5月の2カ月間で4つの島の全ての家庭をご訪問し、支援センターのPRに努めながら、地域の現状把握を行わせていただきました。その中でさまざまな課題が浮き彫りになりましたが、最も大きな課題は、介護サービス事業者の進出が厳しい状況であります。こうした状況を踏まえ、本市は介護予防を目的に浦戸地区2カ所、野々島地区と寒風沢で毎月1回「浦戸いきいきふれあいステーション元気塾」を開催し、軽運動や参加者同士の交流を深めさせていただいているところであります。

さらに、現在、浦戸診療所におきまして、市立病院の医師による浦戸地区内の受診困難なご高齢者の方に訪問診療を行っておりますが、高齢化により少し体が不自由になり介護認定を受けると、多くの方は本土の子供さんの家や入所施設に移転し、島を離れる現実も見せつけられているところであります。

今後とも、浦戸の高齢者の皆様方がこの住みなれたふるさと浦戸で生きがいを持って元気に暮らしていただくことができますよう、島内への介護サービス事業者の招致でありますとか、介護予防日常生活支援総合事業により地域の中でそれぞれが支え合いができる体制づくりに取り組んでまいります。

最後に、一億総活躍社会の実現について、未来を担う子供たちの教育についてご質問いただきましたが、教育長からご答弁をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋陸麿君） それでは、一億総活躍社会の実現に向けた未来を担う子供の教育についてお答えを申し上げます。

平成27年11月26日に一億総活躍国民会議におきまして、一億総活躍社会の実現に向けた緊急に実施すべき対策が取りまとめられたところであります。

その中で、一億総活躍プランの策定に向けて検討すべき方向性の2本目の矢として、「夢をつむぐ子育て支援」について、教育費の負担軽減やひとり親家庭、多子世帯等への支援、子供の貧困対策、さまざまな原因で既存の学校になじめなかった子供たちのために複線的な教育の充実を進めることなどが示されておるところでございます。

現在のところ、国からは具体的な施策、予算等について、まだ示されていない状況でございます。

本市におきましては、第5次塩竈市長期総合計画及び塩竈市教育基本方針にのっとり、未来を担う子供を育てるために夢と誇りをキーワードとして本市の教育を進めており、生きる力を育てる学校教育の充実を重点に掲げ、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた子供の育成を図っております。夢と誇りを持つということは、理想に向かって突き進み、一人一人の子供が活躍する姿であると考えます。

なお、今年度、総合教育会議を開催し、多くの教育関係者や学識経験者等と意見交換を行いながら、塩竈市の教育大綱策定に向けて取り組んでおるところでございます。何よりも、塩竈市の未来を担う子供の活躍の姿を想定した大綱にできればと考えておるところであります。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） いろいろご丁寧な説明、ありがとうございました。

それで、ちょっとお伺いしてまいります。財政関係については確認をしていきたいと思えます。いろいろ示されて、市長さんね、確かに40億から12億の減額をしていって、こういふんだよというのはありがたいと思えます。それで、扶助費、大丈夫なんですか。今社会保障がばんばん右肩上がりしていくのに、なぜ扶助費がこんなに下がっていくのかなというのが心配なんです。市長はどう考えてこういうものにしたのか。率直なご意見を賜りたいと思えます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 財政見通しの中で扶助費についてご質問いただきました。

昨年度ご報告を申し上げました見通しでは、単年度で56億円台というような見通しでご説明をさせていただいたかと思えますが、今回の見通しでは39億円台というような状況にさせていただいておりますが、これは前年度決算額と今年度の執行見通しを踏まえ、精査の上で計上させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） 決算を参考にと。わかりました。社会保障関係が、そして先ほども浦戸関係が63%の高齢化率とかそういうものを聞きますと、そして塩竈の経済関係もなかなか活気・元気がないと先ほど前段で質問させていただきましたが、生活保護も今全国で百六十数万人おります。そんな中で、塩竈市もやっぱり生活が苦しいという声が聞こえておりますので、こういうふうな27年度の56億くらいの扶助費が39億で済むんだったら、それなりに塩竈

の福祉向上というのはなっているのかなと、数字を見ればね。でも、実態は違うんでないかなとこう思いますので、数字で言えばですよ。だって、17億も下がっていたらっしや、ああこの数字でやれば本当に塩竈の福祉というのはすごいんだなと。生活保護者も、そういった社会保障関係がそんなにも十何億も下がるくらいの計算だったんですか。もっと言えば、なぜ今まで何十年と議会に「四十数億、5年で足りないんですよ。年にすると8億以上、9億くらい足りないんですよ」と言い続けてきたんだか。そういうふうにしたら私はいいんではないかなと思うんだけど、その辺がこう理解できないと思います。いや、数字をこういうふうの実態に合わせてやったんだけどもというのだったら、なぜ26年以前にそういうことをしてこなかったのか。何でここで急にこういうふうに変換してきたのか。その意味がわからないんですよ。我々は、この議会で毎年この四十数億円不足しますよとうんと心配して、「ああ」と、大変だなと、職員さんの人件費も下げなくちゃだめなんだ、税金を上げなくちゃだめなんだと、皆さん、議員さん、それぞれそういうことを言われて考えてきたと思うんです。それが急にこういうふう「十何億で、1年に1億何千万か2億で大丈夫です」と言われて、本当に大丈夫なのかなと心配するんですよ。ですから、その辺、どうなのですか、市長さん、今までの。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今議員もまさに市民の方々の心配と同じことを言われているんですが、今まで議会にこういった数字を示してきたのは、まずは収支差をあらわす収支見通しと、それから収支差の解消であります財源確保策を一体として説明してきたはずですよ。ですから、5年間、こういう努力によって、逆に収支差をしっかりと埋めてまいりますというお話をさせていただいた。ただ、議会の中で、市長はそういう大きな数字を挙げて予算を抑制するのではないんですかという質問を数多くいただいたはずですよ。いや、ですから、我々はより実態をご理解いただきやすい数字に今回改めましょうよということを私が指示いたしました。それで、今申し上げましたような3つのところを改めた結果として、今回こういったものをお示しをさせていただいたということをお先ほどご説明いたしておりますよね。（「控えてないもの。何も」の声あり）もう一回読みましょうか。

財政見通しにつきましては、収支差をあらわす収支見通しと収支差の解消策であります財源確保策を一体的なものとして表現をいたしております、今後5カ年間の行財政改革の推進や各種歳入確保策を進めることで収支差が安定しますということをご報告を申し上げる目的

のものでございますということを申し上げたんです。（「はい」の声あり）いいですか。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） 安定させるのであれば、それはそれで十分な理解します。本当に安定して。ただ、数字を見れば、今まで示されていた数字を見ると、生活にかかわる、社会保障にかかわる扶助費が十何億も変わってきていると。だから、それを心配して言っているんですよ。この計算でいいんだったら、だからこれでいいんだったら、塩竈は豊かになっていていいですねと先ほど言ったと思うんです。だから、そういうふうな方向で行くんだったらしてください。

あと、つけ加えれば、経常収支比率のことを聞きますが、先ほど答弁では決算にならないとわからないと言うけれども、そういう計算軸があるのであれば、最初から計算をすれば支出はこのくらい、収入はこのくらいだからとやれば経常収支比率だってある程度出ますよ。それを言っているんです。それをちゃんと予算の中に組み込んで、そういうふうな考えで、ここまでするんだったら、そこまですれば塩竈の財政というのはよくなるんでないかなとそういう思いで質問しているんです。決算になったからと。決算する前に基準財政と収入と支出の計算で経常収支比率というのが出るんでしょう。だったら、それを予算の中からそういうものやっつけていけば、85%くらいにして、あと市長が公約で言ったことが政策の予算としていرونなお金を使えるんじゃないですかと、私はそう思っているんです。それが今の経常収支比率が100%に近いのであれば、市長が何したい、かにしたいと言っても、がんじがらめになって市民の要望・意見聞けないんじゃないですか。だから、私は予算でちゃんとしたほうが市長が行政運営するのにいいですよという、私はそういう質問をしているんですが、どうなんでしょうか。違うんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 市長。

○市長（佐藤 昭君） 毎年なぜこれだけの不用額が出るのかということで、議会でもいつもご質問いただきますよね。そういったものというのは、年度当初には当然予想がつかない数値でありますよね。（「いや、つくよ」の声あり）いや、つかない。例えば入札を行って不用額が出た。そういったものを積み上げて不用額という形にするわけでありまして、それが年度当初予算から計上できるというのは、これはできない話であります。ですよ。だって、どれぐらいで落札いただけるのかというのは、これは入札を執行しなければわからないものでありますよね。いや、ですから、そういった不確定要素がありますので、今申し上げまし

た経常収支比率ということについては、最終的に決算のときに塩竈市としてこれこれこういった数字になりますということをご報告を申し上げておるわけでありまして、決して我々全く計画的な財政運営を行っていないということではなくて、一定程度の財政運営を計画的に行わせていただいているつもりであります。ただ、今ご質問いただいた経常収支比率については、そういうものでありますことをご理解いただきたいということをご説明申し上げたところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） 現実、塩竈の財政という予算規模が200億から220億、それは変わらないと思うんだよね、一般会計の。その見方によって、リフレームという見方、そういうふうに最初から歳入歳出を計算して、皆さんがそうやって上げて、市民に対してこういうふうな事業をします、何します、それが予算でないかなど。それを職員の皆さんが一生懸命市民のために予算を得た事業をして、なれば一番いいわけなので、だからその予算の段階で支出はこういうふうにしますよとある程度決めていけば、なるんじゃないですかという単純明快な私は考えでないかなど考えています。よろしくそういった意味で、例えば普通建設費みたく災害関係でどうしようもないんだと。いっぱい今交付金いただいて、それをやって行って莫大なお金が使われている、それは事実です。だから、そういうものと、ただ扶助費というのが何かここで言うと、本当に十何億も下がってきているというのは、今まで何だったのかと。実態に合わせなかった。では実態に合わせない計画をしていたんですかと。そこが私は違うんでないかなという思いを述べさせていただきました。

あと、次に、この財政でもっともっとやっていきたいんですが、計数上で心配するのが、例えば地方交付税ですか、これが67億1,100万、ずっとこう横並びになっていくと。だから、こういうもの、例えば27年度に、こう26年度にされていたのが67億1,100万だよと、地方交付税は、塩竈市に入ってくるのはと。先ほど市長がやと税収の比率が九十何%になったから、上がってくるからこういうのは減らされるんだなと思うけれども、それにしても、余りにも差が大きいと、一体どの数字を我々議員が見て、そして出されてきた公文書で合わせて、なぜこんなに違うのかという疑問は私は持ちますよ。持たないで「はい、いいです」というふうにはならないから説明をお願いしているわけなんで、今後ともぜひともわかりやすく、そして説明を願えればなとこう思っております。

次に、質問をしていきます。

海岸通の1・2番地区のことなんです、先ほど一生懸命やって今年度中にいろいろ立ち上げていくんだと。それはそれでいいんですが、なかなかそこに携わっている理事の方とか、あとその商店街におられた方の声として、なかなかいろんな話が聞かされてきます。それは組合というものがある程度、5月でしたっけ、設立されて進んでいるから、その報告が行政に来ているかどうかわからないんですけども、市民の関心はやっぱり最初に言いましたように、活気・元気が塩竈ないねと、だからいち早く今回海岸通が開発をするんだと。だったら、いち早く完成してもらって、まちににぎわいと活気・元気を持ってほしいという、そういう住民が多いんですよ。それで、我々聞きに行っても、ああマンションは建つみたいですね、しかしながら、やっとなと公共施設、どこか公共施設的なものが入ってきますからと、そういうものがただ聞かされると、何がどう進んでいるんだかと。市民に対して、例えば2番地区だったら3階建てが1カ所出るみたいですよと。最初は、2階建てですよと。8棟だけというのがあったのが、やっとなと1カ所は3階建てやりますよとか。だから、何が何だかわからないんですよ、我々議員。だから、ちゃんとそういうものが大丈夫なのか、そういったものが説明されてやっとなみんなが望んでいる活気・元気のある商店街、できてくるからねと、こう言えるようにそういうのを説明をしていただきたい。それは何が足りないのか。何がだめなのか、そういうのをはっきりして、市民のために、私は説明責任あると思うので、その辺のことを思っても、やっぱり今の進捗状況、こうなってこうです。今回、150万の減額補正をしてきましたけれども、事務局員らしい方がようやく1月から来ると。予算200万認めたのが6月ですよ。だから、そういうふうに、そうすると6カ月もおくれていると。大丈夫なすかやと。心配するのは私1人でないと思いますよ。ここにおられる議員さんと、あと市民の方も、あと組合に携わっている方も、やっとな市の職員さん来てもらったけれどもっしょと。だから、その辺を真正面に住民に答えていただきたいと思うので質問しているので、その辺のことがどうなっていくのか、お知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） じゃ、ご説明申し上げます。

まず、そもそも再開発事業、あるいは土地地区画整理事業等のいわゆる都市計画事業というのは、非常に長い時間を要する事業であります。今回、復興事業ということで、その時間をかなり短縮して、いろいろな膨大な事務量を短期間の間にこなさなければいけないということに組合の皆様も、我々市のほうも力を注いできたということでもあります。

先ほど市長からのお話、ご答弁もございましたように、来年度、今年度中に工事着工といたしますか、着手に当たれるようなそういった見通しまでは立ってまいりました。ただ、工事のほうも、2カ年ぐらいかかります。それは1万3,000平米程度の大きな延べ床面積の建物をつくるわけですので、これも2カ年事業ということで29年度いっぱいまでお時間かかるのではないかなど。実はそこまでに至るさまざまな業務というのがございました。まずは、組合の皆様、昨年度までは準備組合ということで、基本設計をつくるためにこれまでいろんな議論を積み重ねていらっしゃってきました。どういう建物にするか、どういうふうな事業の規模にするか、それをお話し合いをずっと進めてこられまして、ようやく去年の11月に一旦金額的なものをまとめようとしたところでございました。

ところが、皆様ご承知のとおり、この工事費の高騰等がございましたので、事業規模を全体的に見直しするというので、昨年11月の臨時総会、さらにはその臨時総会でいわゆるホテルとかそういった事業規模を圧縮するための見直しのためのことしの2月の臨時総会、それを踏まえてようやく3月の認可申請、そして5月の認可というところに至ったということだったので、それから今は権利変換業務というふうなさまさまのものが同時に今行われている。あるいは、テナント募集、それから資金計画の金融機関とのお話し合いもこれまでずっとやってこられている。その経過を踏まえて、ようやく今年度中の着工の見通しになってきたんだということでございます。

それから、もう一つ、先ほどの事務局長のお話ございました。確かに組合の皆さんからご要望がございまして、6月定例会でたしか250万円の人件費相当分ということで、事務局長人件費相当分の補正をさせていただいたということでありました。このご時世になってまいりますと、たくさんの方が候補であったんですけども、なかなか人選ができなかった。我々のほうもいろいろ人選当たってきたんですが、ようやく組合さんの独自で今回人が見つかったということで、それが1月からということでありましたので、今回減額補正に至ったというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） 唯一再開発事業が進められている海岸通の早期完成とにぎわいを創設できるよう、今後ともなお一層、行政も最大限のご尽力を賜れば、我々市民も本当に待ち望んでいますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、質問、ちょっと時間がなくなってきたので申しわけないのですが、魚市場の関係で、

アウトソーシングで管理運営をすると。この中には、今ある卸売機関関係、2社も入るのか、入らないのか、その辺の考え、片方やって片方しないとかそうなるであれなので、別な十数年前も私、魚市場関係で質問して、ある大きな会社関係にどうですかというふうな提案もしたこともありますので、そういった考えなのか、まず基本的な考えをお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 新しい魚市場の管理運営についてでございます。

先ほど市長ご答弁申し上げましたとおり、魚市場の全施設、29年の9月に完成する予定でございますので、それが出まして全体の費用対効果等を検証しながらアウトソーシングをします。そういった中で指定管理者制度というのも一つの選択肢だと思います。その指定管理者の相手方については、基本的には指定管理者制度というのは本市の条例で公募によるものというふうになっておりまして、一部例外的に公募によらない場合というのがありますけれども、その辺についてはどういった形で指定管理なりをしていただくのがより効果的なのかということについては、十分に検証しながら検討していきたいというように思っています。今の時点でこうする、ああするということまでは詰めておりません。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） せっかく立派にできるであろう魚市場の管理関係をちゃんとしてもらうような、これから公募であろうが何であろうが、とにかくちゃんと、基幹産業のかなめですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一点、いろいろ浦戸の活性化関係で先ほども説明があつたんですが、確認なんですが、地域おこし隊と今回の浦戸ステイ・ステーションの漁業の従事する方は、人格というんですか、それは同一の方を指して、地域おこし隊の方と漁業従事者になろうと応募している方が同一なのか、その辺だけちょっとお答え願ひます。

○議長（香取嗣雄君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 今回地域おこし協力隊として募集しておりますものがいわゆる漁業研修、就業希望者の方を地域おこし協力隊として募集しておりますので、一体のもの、同一の仕組みの中で募集しているものでございます。制度として地域おこし協力隊制度を活用させていただいております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） ありがとうございます。いろいろ地域おこしと別な方が来てやるのか

など。あと、また漁業従事してこの地域でという方かなと私勘違いしましたので、同一人格だということであればわかりました。それで、今何人くらいのこの地域おこし隊の人数があるんですか。もう本当に、例えば抽せんに外れる方がいるくらい応募されているのかどうか、ちょっとお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 地域おこし協力隊の募集につきましては、今月の18日までを募集期間としてございます。その中で、現段階での状況でございますが、仮の応募という形では、7名の方からの応募がございます。また、本応募ということでは3名の方から今頂戴している状況でございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） ありがとうございます。いろいろ浦戸やら何やら頑張っていると思います。

最後に、財政の考え方で1つだけお伺いして終わりたいと思います。

この健全化計画でいうと28年度は1億4,700万の収支不足が予想されると。だったら、ぜひお願いしたいのは、1億4,000万くらいのお金だったら、予算関係に歳出のほうを頑張って削るか、歳入のほうをふやすかして、この1億4,000万円の28年度見込みというのをなくすような予算組みを全庁挙げてしていただければ。毎年2億、今まで8億くらい不足なのが1億4,000万くらいだったら、何も計画だからできるんでないかな。それが皆さんの事務作業が減るんですよ。そういうことをお願いして終わります。市長、答弁あるんだったらどうぞ。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 説明が舌足らずで申しわけございません。その収支差を埋めてしっかり必要な予算を確保いたしてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、菊地 進君の一般質問は終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君）（登壇） 平成27年第4回定例会におきまして、昨日の菅原議員に続き、公明党会派を代表いたしまして一般質問をさせていただきます浅野敏江です。

今回、私は、地域医療の充実を含め、大きく4点についてお尋ねいたします。

市長を初め、当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。

初めに、地域医療の充実について3点お尋ねいたします。

1点目は、塩竈市立病院が果たす地域医療についてです。

第1回塩竈市立病院事業調査審議会会議資料によりますと、昨年成立した医療介護総合確保推進法により、本年4月より都道府県は地域医療構想を平成30年までに策定しなければならないとあります。この地域医療構想は、各医療機能の将来の必要量を踏まえながら、医療機能のさらなる分化・連携を推進することが目的とされています。周辺自治体二市三町の中で、塩竈市の高齢化率は本年3月の時点で30.5%、松島町の34.2%に次いで2番目に高い数字です。周辺自治体二市三町の平均高齢化率は26.1%ですが、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる10年後の2025年には高齢化率は31.6%と推計され、医療や介護の連携がますます必要となります。

そこでお尋ねいたしますが、平成20年から仙台医療圏に編入された塩竈市の医療環境は、薬科大学に医学部が創設されるなど、今後ますます医療機関の環境が大きく変わろうとしております。このような急速な流れの中で、今後市立病院が果たす役割とは何か、新たな市立病院のあるべき姿をお示しく下さい。市長のご見解をお伺いいたします。

次に、第2回塩竈市立病院事業調査審議会についてお聞きいたします。

塩竈市立病院は、平成20年、国の公立病院ガイドラインを踏まえ、改革プランを策定し、平成25年には21億円あった累積赤字は解消されました。しかし、その後もさまざまな要因で今また厳しい状況になってきております。今回、第2回目の塩竈市立病院事業調査審議会を10月に立ち上げたとお聞きしております。

そこでお尋ねいたします。この審議会は、どのような内容で、いつごろまで答申を受けるのか、今後のスケジュールもあわせてお聞かせください。

次に、塩竈市立病院と地域包括ケアシステムとの連携についてお聞きいたします。

厚労省では、2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に住みなれた地

域で人生の最後まで自分らしく暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを構築しております。市立病院は、現在、療養病棟のほかに新たに地域包括ケア病棟、また訪問看護などを実施しております。これらの取り組みの現状と今後の対応についてお聞きいたします。

2点目の質問は、生活環境の充実です。

地域住民から市に寄せられる声の中で、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫などに対する市民の苦情が多いのではないのでしょうか。無責任な飼い方の飼い主による飼育放棄などが原因で野良猫化し、餌を与える人がいるために猫が集まり、ふん尿や鳴き声、果ては車のボンネットに足跡を残す等々、このような苦情に対して市はこれまでどのように対応されてきたのでしょうか、お聞きいたします。

次に、殺処分ゼロを目指す地域猫に取り組む活動についてお聞きいたします。

国内の猫の飼育数は、全国で約1,000万匹とも言われています。今や大事な家族の一員のような存在です。その一方で、無責任な飼い主による飼育放棄などが原因で野良猫化し、2013年度では犬猫合わせて約12万8,000匹が殺処分されたと環境省のデータにあります。動物愛護管理法の基本原則は、全ての人は動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみではなく、人間と動物がともに生きていける社会を目指し、動物の習性を知った上で適正に取り扱うよう定めるとあります。このような殺処分を減らそうと、今各地に広がっているのが地域猫活動です。

地域猫活動とは、地域の住民が野良猫の繁殖制限や世話をを行い、特定の飼い主がいなくても地域住民が協力して地域のトラブルを減らしている取り組みです。具体的に、猫がけがをしないように捕獲し、不妊手術を施します。そのとき不妊手術済みの目印として、猫の耳先を桜の花びらのような形にカットし、もといた地域に返します。このような猫を「さくらねこ」とも言うそうです。

ボランティアの人たちは、地域住民に理解を求めるとともに、餌やりには置き餌にせず、食べ終わるのを待って掃除をしているそうです。現在、全国の行政でも地域猫活動は確実に野良猫の個体数を減らす、殺処分ゼロを目指すとして、この運動を後押ししている自治体もふえております。

例えば、東京中野区では、飼い主のいない猫のためのガイドラインを作成、猫対策を行う町内会、自治会に対して助成制度を創設、普及啓発や不妊・去勢手術に要する費用を助成しています。

本市においても、今後動物愛護条例などを制定し、地域猫活動を支援し、人と猫が共生できるまちにはいかがでしょうか。市長のお考えを伺います。

次に、住まいと暮らしの再建について3点お聞きいたします。

東日本大震災から間もなく5年になります。今年も仮設住宅で年を越そうとしているご家族もいらっしゃるれば、既に新しい我が家で生活を始めているご家族もいらっしゃいます。

そこでお尋ねいたしますが、被災された仮設住宅、借り上げ住宅でご不自由な生活を強いられている皆様の現在の状況はどのようなものでしょうか。自主再建された方、災害公営住宅に移られた方など、現状をお聞かせください。

また、いまだ仮設住宅にお暮らしの方のお声はどのようなものがあるでしょうか。その対応についてもお聞かせください。

次に、災害公営住宅での新たなコミュニケーションについてお聞きいたします。

平成26年、伊保石地区の災害公営住宅で新しい生活を始められた皆様も、早2年になろうとしています。さらに、錦町地区、浦戸の各島々でも、災害公営住宅の完成により、新生活が既に始まっております。それぞれの家庭の生活再建とともに、これからの生活に深くかかわりを持っていくのが地域のコミュニティーです。既存の町内会との連携が大切ですが、それと同時に災害公営住宅内でのコミュニケーションが何より大切と思われまます。その点で、どのような交流が図られているのでしょうか。災害公営住宅周辺の町内会との交流と災害公営住宅内での住民同士のコミュニケーションの現状についてお聞かせください。

また、今後予定されている清水沢地区は170世帯の入居とお伺いしております。そのような大規模な災害公営住宅におけるコミュニケーションのあり方をどのようにお考えでしょうか。

次に、ふれあいサポートセンターの役割と現状についてお聞きいたします。

ふれあいサポートセンターの皆様には、この5年間、仮設住宅の皆様の心身ともにの見守りとさまざまなご相談に乗っていただき、被災者の皆様の心強い支えとなってこられたことでしょう。

そこでお尋ねいたしますが、サポートセンターの現在の活動内容と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

サポートセンターの限られた人数で、現在仮設住宅のみならず、災害公営住宅にお住まいの皆様のサポートもされていると思いますが、守備範囲がふえた分、どのような工夫をされているのでしょうか。

また、今後いつまで支援活動が可能なのかもお聞かせください。

最後に、安全な地域づくりについてお聞きいたします。

東日本大震災により市内各地ではひどい地盤沈下により、いまだに大雨が降ると冠水、ところによっては通行どめが余儀なくされています。

そこでお尋ねいたします。復旧・復興事業における盛り土高設定の基本的なお考えをお聞かせください。特に北浜沢乙線の北浜地区は、冠水被害が深刻となっておりますが、今後の対応についてお聞きいたしまして、私の第1回目の質問といたします。

ご清聴大変にありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から4点にわたるご質問をいただきました。

順次お答えをさせていただきます。

初めに、地域医療の充実についてのご質問の中で、まず市立病院が果たす地域医療における役割がどのようなものかというご質問でありました。

現在、国におきましては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる、高齢者人口が約3,500万人に達する2025年を見据え、どの地域におきましても、高齢者の皆様が状態に応じて適切な医療を適切な場所で受けられることを目指しております。

この内容は、医療機関の病床を地域の医療ニーズに応じて機能を分化し、切れ目のない医療介護を提供することを目指しているもので、これまでの病院だけで完結していた医療から地域全体で支える地域包括ケア型の医療への転換が重要な課題ではないのかと考えておるところであります。

現在、医療分野におきましては、地域包括ケアへの対応が求められており、今後、医療機関では高度急性期、急性期が大幅に削減され、回復期への転換や在宅医療などによる長期療養患者の受け皿の確保が必要となってきております。

このような状況を踏まえまして、市立病院では本年6月から急性期病棟であった3階病棟を急性期の治療が終了した患者さんに対して在宅復帰に向けた医療や、あるいは支援を行う地域包括ケア病棟に転換をいたしたところであります。

この地域包括ケア病棟は、二市三町では唯一の病棟であります。4階病棟では引き続き急性期病棟として急性期の患者を受け入れながら、5階は療養病床として慢性期の患者を受け入れという形で対応してまいりたいと思っております。

さらに、訪問診療や訪問介護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療も行いながら、公立病院として地域の皆様が住みなれた地域で安心してお暮らしをいただけますよう、地域ケアに対応できる医療体制をこれからも整えてまいりたいと思っております。

特に、議員からのご質問をいただきました。これから先、東北薬科大学病院がいよいよ医師の養成に入るわけでありまして、恐らく現状の薬科大病院も入院患者数を拡大されるというようなことになってくるかと思っております。大変厳しい環境が発生するという予測のもとで、なお一層地域の皆様方から愛される市立病院でありたいということで取り組みを深めてまいりたいと思っております。

次に、第2回病院事業調査審議会の内容についてのご質問をいただきました。

平成20年度に策定いたしました現在の市立病院改革プランであります。平成27年度で終了いたしますとともに、27年3月31日付で総務省から新公立病院改革ガイドラインが新たに示されております。この中で、引き続きガイドラインを踏まえて公立病院改革に取り組むこととされましたことを踏まえ、病院事業の安定的な運営・経営を行うため、現在、新たな改革プランを策定をしようとしておりますが、これがこの病院事業調査審議会の大きな役割となります。

プランの策定に当たりましては、今後、東北大学名誉教授を会長に鳥越塩釜医師会会長を副会長として、総勢9名の委員から成る塩竈市立病院事業調査審議会を設置をし、議論を重ね始めております。第1回目の審議会を10月29日に開催し、2025年における医療提供体制に向けた国や県の動向や周辺病院の状況、先ほど申し上げました状況であります。あるいは現改革プランの総括について議論をいただいたところであります。

2回目の審議会が11月25日に開催され、地域包括ケアシステムにおける当院の役割として、市立病院における各病棟の運用状況や在宅医療の実施状況を報告し、今後の市立病院の地域医療における役割や病院事業の方向性等について改めて議論させていただいたところであります。

その審議の中で、委員からは在宅医療と地域包括ケア病棟を運営していくのは、やはりこれからの公立病院としては必要な項目ではないかのご意見もいただいたところであります。

さらに、今月21日に第3回の審議会を開催する予定となっており、1月を目途に中間答申案を取りまとめていただき、その中で市立病院の今後の経営状況や病院運営のあり方について明らかにさせていただき、議員の皆様にはこの中間答申をまずご説明をさせていただきたい

と考えております。

最終的には、県が策定しております地域医療構想との整合性が当然求められることとなりますので、県の地域医療構想の完成時期であります来年度の夏ごろをめどに最終答申を取りまとめをいたしてまいりたいと考えております。

次に、地域包括ケアシステムとの連携についてのご質問でありました。

このシステムであります、団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会を迎える、いわゆる2025年問題を見据え、誰もが住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができますよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供されるシステムでございます。

その中では、特に医療と介護の連携強化が求められており、医療におきましては治療が終了した後にまだ自宅に戻ることに不安がある方に対し、在宅復帰に向けた医療や支援を行う地域包括ケア病棟が制度化をされ、市立病院におきましても、本年6月に開設をいたしたところでございます。

次に、生活環境の充実についてのご質問をいただきました。

住民トラブルの一因となっている野良猫等の本市の対応についてのご質問でありました。

古くからペットとして普及してまいりました猫や犬などについては、基本的には動物愛護及び管理する法律、いわゆる動物愛護法によりまして、その適正な取り扱いについて定められているところでございます。

それでも、本市には例えば、勝手な餌やりやふん尿の放置、捨て猫等に関する苦情が平成26年度には12件、平成27年度には現在まで既に11件寄せられております。ところが、猫であります、犬のように狂犬病予防法による登録が義務づけられておらず、苦情の対象の多くが飼い主のいない、あるいはわからない猫でありますことから、なかなか本市としてどういう対応ができるかといったようなことが大変難しい状況に置かれております。

本市といたしましては、毎年9月の動物愛護週間に合わせ、市の広報紙への掲載や苦情のあった地域へのチラシや掲示物の配布など、飼い主に対する適正な管理と無責任な餌やり行為の禁止などの啓発活動に取り組みますとともに、塩釜保健所と共同しての指導なども行わせていただいております。

新たな飼い主のいない、あるいはわからない猫を発生させない、ふやさないため、今後とも県や地域住民との協力のもと、情報を共有しながら地域の環境保全に努めてまいりたいと思っております。

次に、殺処分ゼロを目指す地域猫活動について議員のほうからご紹介を賜りました。

地域猫と地域住民との共生を目指し、新しい飼い主を探すことや地域猫の不妊・去勢手術により、将来的に飼い主のいない猫をなくすことを目的とする活動と認識をいたしております。この活動を推進することによりまして、最終的には殺処分される不幸な猫をできる限りゼロにしようという思いであります。

平成26年度に県内保健所で引き取られた1,907頭の猫のうち、病死も含め殺処分された猫は1,811頭に上っております。その多くが不妊・去勢されていない猫から生まれた子猫でありますことから、不妊・去勢手術はやはり飼い主のいない猫をふやさないための効果的な手段であり、結果的に動物愛護につながるものと考えているところであります。

議員からは、塩竈市で今後こういった取り組みをとというご質問をいただきました。我々も大変申しわけございません。不勉強で、こういった実態を今回のご質問で初めて了知したところであります。関係各部で、本市として今後どのような対応を進めていくべきか、一度協議をさせていただきたいと思っております。

次に、住まいと暮らしの再建について何点かご質問いただきました。

初めに、応急仮設住宅に入居している被災者の再建状況についてであります。

これまで応急仮設住宅に入居された世帯数であります。最も多い時点では945世帯でありました。震災から4年9カ月が経過し、本市におきましても、被災者の自立支援が着々と進んでおり、住宅の建設、購入、修繕、そして災害公営住宅入居や賃貸住宅への移転によって自立再建をされた方々であります。平成27年11月末現在で547世帯、約6割に上っております。

内訳を申し上げます。自立再建された547世帯のうち、持ち家建設・購入が258世帯、47.2%、最も多い状況であります。次に、災害公営住宅への入居が120世帯21.9%、賃貸住宅への入居が58世帯10.6%、そして持ち家の修繕が36世帯、6.6%となっております。

次に、主な再建先についてご説明いたします。

自立再建された547世帯のうち、本市で被災した方は342世帯で、このうち本市内で再建された方は268世帯、78.4%で、仙台市等他市町で再建された方が74世帯となっております。また、他市町で被災し、本市の仮設住宅に入居していた方々は547世帯のうち205世帯であり、このうちの多くの世帯は被災もとの市町で再建をされておりますが、39世帯の方が本市内に再建し、定住をいただくこととなりました。

次に、応急仮設住宅の入居者数についてのご質問でありました。

平成27年11月末における入居者数であります。全体で439世帯、958名となっております。内訳であります。応急仮設プレハブ住宅が85世帯で185人、市営住宅等の公営住宅が8世帯21人、みなし仮設住宅が346世帯752人となっております。

次に、災害公営住宅での新たなコミュニケーションについてのご質問をいただきました。

昨日の西村議員の一般質問でもご答弁を申し上げましたが、新たな住まいでの生活を始める入居者にとって、入居者同士はもちろんであります。地域住民との良好なコミュニケーションは大きな課題であると認識をいたしております。例えば、本市で最初に完成し、ご入居いただいております伊保石地区災害公営住宅につきましては、入居者同士や地元の伊保石清水沢一区町内会との懇談会を開催し、入居者のほとんどが地元町内会に加入されるなど、入居者と地域の新たなコミュニティーが形成されつつあります。

また、地元町内会に災害公営住宅内に建設をいたしました集会所の管理をお願いをしたところでもあります。この集会所は、地元町内会と新たに加入された入居者のコミュニティーを深める場としてご活用いただいております。今年の10月にも町内会による秋祭りが開催され、入居者と近隣住民の方々のご交流が図られたようであります。

また、錦町地区災害公営住宅につきましても、入居者の方々は地元の錦町南町内会に加入しており、伊保石地区同様、集会所の管理は町内会をお願いをし、入居者と近隣住民とのコミュニティー形成の場として活用いただいているところであります。

また、市内各所でさまざまなイベントを開催する際にも、既に災害公営住宅に入居している世帯の方々にも開催案内等のチラシを配布し、より多くの方々にイベントにお越しをいただくような取り組みもさせていただいております。

今後であります。議員からは、災害公営住宅内でのコミュニケーションも必要ではないのかというお話をいただきました。例えば清水沢災害公営住宅につきましては、170戸であります。錦町東についても70戸というような大きな災害公営住宅になります。既存の集会所に加入することとあわせて各災害公営住宅内に自治組織をやはりつくって、住民相互の理解を深めていくということも大変重要な課題ではないのかと考えておまして、今塩竈市のほうからそのような働きかけをさせていただいているところであります。

このような災害公営住宅、応急仮設住宅、あるいは仮設住宅等にお住まいの皆様方のサポート役として今現在ふれあいサポートセンターが活動いたしております。議員のほうからは大

分区域が拡大をいたしたので、ふれあいサポートセンターだけで果たしてカバーできるのかといったようなご質問であったかと思えます。

ふれあいサポートセンターであります、23年度から25年度まで伊保石及び塩釜ガス体育館の応急仮設プレハブ住宅やみなし仮設住宅、そして浦戸の応急仮設プレハブ住宅の訪問見守りのほか、健康相談、生活相談並びに折り紙教室や運動教室等々を開催させていただいてまいったところ です。

その後、伊保石地区や錦町地区及び桂島や野々島の災害公営住宅が完成し、その訪問見守りも実施することとなり、また浦戸地区におきましては、これまで応急プレハブ仮設住宅の集会所で実施してきておりましたサロンのような各種教室も勢い、災害公営住宅の中で開催をするというようなことになってまいりましたため大分お忙しい状況であります、一方では災害応急仮設プレハブ住宅が戸数が大分減ってきております。ほぼ最盛期の半分になってきておりますので、こちらのほうの訪問見守り時間が若干短縮ができていますようであります。当面は、そういった時間を活用して、その他の業務に当たらせていただいておりますとのご報告を受けております。

これらの大変大切な役割を果たしていただいておりますふれあいサポートセンター、いつまで存続するのかというご質問でありました。

このサポートセンターに関する費用については、災害救助法による国庫負担であります。全て国の負担で行っていただいております。現在、28年度末までの延長については、国、県からご承認をいただいております。ただし、本市におきましては、28年度内に全ての災害公営住宅が完成をいたしません。29年度にずれ込みますので、国・県には29年度以降も引き続きふれあいサポートセンターを活用させていただきたいというようなお願いをいたしてまいりたいと思っております。

最後に、震災による地盤沈下対策、特に盛り土高をどうやって決めているのかというご質問でありました。

議員のほうからは、特に北浜地区がこのような地盤沈下が大変厳しい状況ではないのかと。そういったところについてどのような盛り土高を決めているのかというお話でございました。

基本的に本市といたしましては、宅盤がT.P. プラス0.8メートル、これは今次津波というよりは、L1津波に対応した防潮堤の整備と一体となって宅盤をかき上げる地区については、宅盤の高さをT.P. プラス0.8ということで基本的な数字を出させていただいております。ただ

し、前面の道路高が例えば1メートルになります、1メートル50になりますという地域については、宅盤と道路の段差が出てまいりますので、そういった場所については道路高等に応じた宅盤の高さ等についても、私どもが用意しております補助制度を活用して取り組んでいただいている現状でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

市立病院に関しましては、今市長がおっしゃいましたように、これから急速な変化がございます。先ほど地域包括ケアとの絡みで、一つの病院で全てが完結するわけではなく、地域との兼ね合いをこれから目指すべきだという流れに、国とともにそのような流れになってくると思いますが、そこで改めて今塩竈市立病院にはたしか17の科があると思っておりますが、それはどのような稼働されているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） じゃ、私のほうから17の診療科目を標榜しているがということですが、それぞれの稼働ということでございます。

現在、常勤でいるのは、内科、外科、整形という、あと麻酔科、それから内科の中にありますけれども、緩和ケアという科が常勤でいらっしゃいます。あと、非常勤で大学からの応援が小児科が週4日、眼科が週4日、それからあと耳鼻科週2回、それから泌尿器科が週2回、それから婦人科、皮膚科が週1回等になっております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。今お聞きしまして、やはり常勤の科が4つ、そしてその後やはり小児科とか婦人科がどうしても市民の中でも本当に必要でおりますのは、やっぱり市内でもどんどんと小児科、産婦人科もなくなってきております。そういった意味では、市立病院の中でそういった科を多くの市民の方も求めているのではないかなと思いますので、ぜひその辺は大変でしょうけれども力を入れていただきたいと思っております。特に、産科がずっと休診になっていると思うんですけれども、婦人科は週1回やっているということで、実は婦人科において今子育ての中で多くの方々が悩んでいらっしゃるの、なかなか妊娠ができない、いわば不妊治療をしていただきたいという声も私の周りでも聞こえてきております。しかし、残念ながら、調べさせていただきましたら、宮城県では5カ所の病院で

しかこの不妊治療はできないと。何か特定、指定の病院だそうですねけれども、どこの病院でもいいというわけではないみたいなので、ただ、その中には当然大学病院も入っておりますところを見ますと、本当の希望ではありますけれども、もしできるならば不妊治療が塩竈市立病院でもできるのであれば、それこそさまざまな科があって、確かに病院だけで完結するわけではありませんけれども、これまでもさまざまな病院の先生たちがいらっしゃらなくなるたびに患者さんの数が遠のいてしまう、足が遠のいてしまうという事例もありましたので、ここはひとつこの地域の中で、塩竈市立病院の婦人科でこの不妊治療ができるようになれば、それこそ二市三町を初め、石巻方面の方たちのそういった希望のよりどころになるんじゃないかと、そういうふうな考えがありましたので、その辺についての、希望的観測でも結構でございますので、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 昨日志子田議員からも、ぜひ市立病院に産婦人科をと、地域の皆様方の切実な声をお届けいただきました。私のほうから大変厳しい環境なのだというお話をさせていただきましたが、恐らく浅野議員は私のマニフェストをごらんになって今質問されているのかと思います。産婦人科ということはなかなか難しいとしても、一方では本市は先ほど今定例会でも定住人口の促進ということと子育て応援ということを掲げさせていただいております。1回当たりの治療費が40万円を超える、四十四、五万円から50万円かかるという大変厳しい環境だということを我々も勉強させていただいております。今後、そういった患者様に対して塩竈市としてどういった支援ができるかを検討させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。産婦人科の、婦人科の中でそういった不妊治療ができればという思いもありますし、今市長がおっしゃったように、確かに市長のマニフェストの中には不妊治療、1回につき50万円でしたかね。そういった部分における助成が大変必要だという声も私自身も聞いております。国のほう、または県のほうとかというのも助成しているところもありますけれども、私も聞いたところによると、どちらかを選ばなきゃならないと。片方でいただいたら片方は諦めなきゃならないというような助成の仕方もあると聞いておりました。市長のご答弁の中にもありますけれども、本当にこれが市区町村でもプラスアルファしていただければ、本当にそういった意味ではチャレンジする方もまたふえ

てくるかと思しますので、ぜひその辺は市長にマニフェストどおりをお願いしたいと強くお願いしておきます。

次に、市立病院の包括ケアシステムの流れの中で、先ほどさまざまお話がありましたように、包括ケア病棟を今回6月からですか、3階のほうにつくっていただいたということで、大変そういった意味では国の構想と地域包括ケアシステムの構想と、また地域の医療構想の中に塩竈市立病院が先んじてその構想を先取りして今動いているというふうに私答弁で感じさせていただきました。そういった段階で、離島も抱えているわけでありますので、大変要する時間とか人員的な配備というのが厳しいのではないかなと。そういった意味では、今後この事業を力強く推し進めていくためにはどういった対応をお考えになっているのか、その辺、お聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 私のほうからお答えいたします。

浦戸のほうのことでよろしいでしょうか。これ、浦戸診療所は市の直営ということで現在運営しております。以前は常勤の先生がいらっしゃいましたけれども、震災後からはいなくなりまして病院で応援する形で続いております。訪問診療も月曜日に行く先生のとときに野々島と寒風沢のほうに訪問に行っております。それから、あと訪問リハビリ、これも今2島のほかに今度桂島のほうまで広げようかということになっております。訪問看護もできればいいのですが、なかなかちょっとスタッフの関係がありまして、こちらだけで回っている分だけではなかなか人が配置できないということがありますので、そこはちょっとまた人員の、あるいは充足されればまた考えられるところだと思いますが、当面訪問診療、リハとか続けながら病院のほうでも応援していきたいと思っております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

とにかくやはりこの病院の中のベッド数も161床、また療養型のほうが34床でしたか。それで、やはり多くの患者さんが在宅に戻れない、また施設に行くのを待っているという部分でこれまで療養型のほうにどんどん申し込みの声があったと思うんですが、こういうふうにならぬ在宅にいながら、自宅にいながら、自宅の家族と一緒にいて、そしてそのまま健康を取り戻す方もいらっしゃれば、または残念ながらお亡くなりになってしまう方も高齢化社会ですので今後も考えられるわけです。そういった意味で、がんに関する緩和ケアとかは病院の中でな

さっているようですが、みとりの部分については、市立病院はどのような対応をされているのか、その辺、ちょっとお聞きをしたいと思います

○副議長（伊藤博章君） 市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 在宅療養支援病院になっておりまして、みとりの要件もございます。今年度6名くらいのみとりをしております。先生方の当番を決めまして、そういう要請があったときには、あるいは患者さんがお亡くなりになったときにはすぐ行けるような体制にして運営しております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） 実は、私も大崎のほうにありますが在宅でみとりをやっている病院のほうに以前公明党として3人で行ってきたことがあります、そこで出しているこういった会報みたいな中に、やはり在宅の緩和ケアを通して家族とそれから亡くなられたおじいちゃん、おばあちゃんとの間に本当に人生最後に人間らしい尊厳を、温かいものを感じ取られたと。確かに救急車で運ばれて病院でさまざまな救命医療も大切だと思いますが、そういった意味ではこれからまた自分の人生の最後をどのような形で家族とともに過ごすかということも多分重大な要素になってくると思います。そういった意味では、市立病院がこれまでなさってきたこと、またこれからなさることに対して、地域住民の方にもご理解いただきながら、本当に先ほど市長がおっしゃられたように、この地域になくってはならない愛される病院として頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、地域猫の取り組みについてお尋ねいたします。

先ほど塩竈市でもかなりのというか、ことしになってもう既に11件の苦情があったり、それからさまざまなチラシとか配布物とか啓発しておるということですが、なかなか解決に至らない、またはそういった中で、先ほどご紹介させていただきましたように、この地域猫の活動をしている方が結構いらっしゃるというのも私今回お会いしてよくわかりました。中には、ペットショップでだんだん年をとって売れなくなってしまった犬を引き取って、老犬を引き取って、また病気の犬を引き取って、自宅で病院に通わせて、もちろん自分のお金を出して、そして最後までみとっているという方々もたくさんいらっしゃる、この市内にもいらっしゃるということは、先日ちょっと勉強させていただきました。

その中で、殺処分の部分での去勢または不妊手術の部分ですけれども、これ県のほうで今助成はしていますけれども、雌猫に対しては6,000円、雄は3,000円だったかと思っておりますけれど

も、ちょっと間違っていたら申しわけないんですが、でも1匹当たり約2万円の手術代がかかると。ですから、個人でそういったことをやっていらっしゃる、飼い猫は別として野良猫に対していわばみずから1万4,000円を出して手術をして地域に帰しているというような活動を繰り返している方がいらっしゃいます。

ぜひそういった部分では、各自治体でも、これ市長なかなか一般会計からというわけにはいきませんが、進んでいる自治体ではこの不妊手術の助成を動物愛護基金というふうに寄附を募っていらっしゃったり、またふるさと納税の基金をそこで使われていたりということで、例えば尼崎のところなんです、ここも殺処分ゼロを目指している取り組みをしていますけれども、ここのホームページを見ますと、平成24年には市内外から133件の寄附が募ったそうです。それで、総額644万円集まって、その後、毎年100件前後で寄附があつて、金額も200万だったり、1,300万だったりと加算をされているそうです。そのほか川崎市とか、福岡市とか、ホームページを開くと、次から次へといろんな自治体がこういった取り組みをされていて、団体に対しては猫をとらえるためのかごとかおりみたいなのですね、それとその不妊手術の費用代とかというふうにして70万だとかというふうなお金を助成していると。個人でもそういった手術をした後の領収書を持って行ってそれに対する助成を出しているところもありました。この殺処分ゼロという部分を目指して本当に熱心に取り組んでいるところもございますので、ぜひ今回の私の質問を機会にさせていただければ、このことに市内でも検討していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。市長のご決意をもう一度お聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁申し上げました。現状、初めてこのような形で理解をさせていただきました。これからこの塩竈の中でどのような活動が必要なのか、担当のほうとしっかり話をした上で、改めて方向性をまとめてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。ぜひこういった活動をなさっている方が市内にもたくさんいらっしゃいます。私も現状を聞いてさまざまなこともわかりました。また、議員の中に議員連盟をつくられている方もいらっしゃって、みんなで愛護センターのほうに行ったり、どういった状況で犬猫が、愛護センターと、名前は愛護センターですけども、

3日か4日、1週間ぐらいで殺処分されるのを待っている場所なんです。そういったところに議員連盟として見学に行つて認識を新たにしたいという方もいらっしゃいました。やっぱり私たち自身が、もちろん住民自治でありますので、住民のことをまず第一に考え、と同時に今そういった動物を自分の家族と、また猫や犬が亡くなった後、しばらくは心がロスというか、猫が亡くなったそういった痛みを感じながら生活をしているという方もたくさんいらっしゃいますので、そういったところに思いをはせていけたらなと思っております。

実は、先日、私の近くで伝書バトが嵐か何かで傷ついて落っこちていたんですけども、それを小学校の子供たちが見つけて我が家に教えてくれたんですが、そうしたことに敏感なお子さんが実はその方のお母さんも地域猫の活動をしていらっしゃる。だから、やっぱり今ちまたでは本当に動物を殺傷したり、またいじめがあったりという大変怖いことがたくさん起きていますが、そういった命を大切にするという部分においては、こういった地域猫活動をされているということ、またそういった活動を私たちが認識して、人間ももちろん動物も、命を大切にするというのは教育上も大変素晴らしいことかと思っておりますので、ぜひこのことは今後とも関心を持っていただければと思っております。よろしく願いいたします。

次に、住まいと暮らしの再建についてお聞きいたしました。

大分自主再建なさっている方が多くいらっしゃるというのを今回の数字でわからせていただきまして、震災から5年になりますので、安心いたしました。しかし、なかなかまだまだ災害公営住宅ができるのを首を長くして待っている仮設に住んでいらっしゃる方も、また5回目の今冬を迎えているわけでありまして、そういった方たちに対する対応、またそういった方たちからのお声はどのようなお声を聞いていらっしゃるのか、その辺わかりましたらお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 郷古健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君） 応急仮設住宅入居者からの要望等の声というようなお話でございます。

ふれあいサポートセンターにおきまして、応急仮設住宅や災害公営住宅を訪問しながら見守り活動を通して把握しました入居者からの声でございます。公営住宅やみなし仮設住宅入居者からの要望、これについては寄せられていないところですが、応急仮設プレハブ住宅の入居者からは、冬場に向かう中で風除室のたてつけを修繕してほしいとの要望がございまして、このことにつきましては本市が12月中に修繕を行っております。

また、県が県内一斉に実施している応急仮設プレハブ住宅の屋根や外壁、基礎、スロープ等の外観の点検なんですけれども、これにつきましては、本市分についてなんですけど、12月初旬で点検を全て完了いたしております。その結果なんですけど、塩釜ガス体育館、そちらについては異常は見られませんでしたけれども、伊保石ステーションのプレハブ住宅につきましては、基礎、土台には異常はなかったものの、玄関ステップ、スロープにきしみやたるみが見られましたので、この件につきましては早急に改善してまいりたいと考えてございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。やはり仮設住宅がもう大分傷んでいるというのは私もお聞きしておりました。また、やはり防犯的な意味合いでもお尋ねしますと、5世帯並んでいるところが通路が本当に誰もいなかったり、1軒が本当ぼつんというふうな明かりがついていたりということで、そういった意味では高齢者の方はまだ多く住んでいらっしゃる。精神面、肉体的なものもそうですけれども、そういった意味で防犯的なものの皆さんで見守りを、夜になっちゃうとサポートセンターの方も皆さんお帰りになるでしょうから、やはり夜半のそういった防犯に関する心配りといいますか心配りのほうもぜひ力を入れていただきたいと思っております。

あと、サポートセンターの皆様があと1年、平成28年末からまた今市長のほうのご答弁で延長をお願いしているというお話でした。仮設住宅におきましては、多賀城、それから七ヶ浜については、いつごろまでもうありませんよと、もうここで締め切りますよというような声がかかっているというふうに聞いていましたけれども、塩竈市のほうはどのようなお考えなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 郷古健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君） 先ほど市長がご答弁申し上げましたとおり、本市につきましては6年目の延長ということで、それまでは国・県のほうから認めていただいております、28年度末までの延長というものは認められております。ただ、災害公営住宅につきましては、29年度まで入ってしまいますことから、それについてのサポートセンターの要望というようなことは、そのプレハブ住宅がある間、それについては見守り支援というものがやれるような形で国・県のほうに要望していきたいというように考えているところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） 私の聞き方がちょっとまずかったんですね。サポートセンターはわかったんですけども、プレハブじゃなくて仮設住宅そのものを、また借り上げ住宅そのものにまだお住まいの方がいらっしゃる。そこの方たちは、じゃ平成29年度まで、災害公営住宅ができるまでそこにお住まいになれるのか、それともいつころまでにここは出て行っていただかなきゃならないということの線引きはされるのかどうか、その辺お聞きしたいと思いました。

○副議長（伊藤博章君） 郷古健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君） 失礼いたしました。

今仮設住宅に入られている方につきましては、災害公営住宅というようなそういった環境が整うまでというような形になってございます。それで、29年度にずれ込む分につきましては、これまで一律延長ということで全ての方がそのまま延長されてきたんですけども、29年度というところにつきましては、その部分が災害公営住宅ができない、できないところに入居される方というようなことで、その部分は特定延長という表現をするんですけども、その方についてのみ入居ができるというようなそういった形になります。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） わかりました。それでは、ぜひ皆様一人一人の心に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

あと、最後の部分におきましては、一日も早く道路の復旧、そして多くの皆様が通行どめに合わないように、そういった意味で鋭意努力していただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了しました。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして一般質問を行います曾我ミヨでございます。地方選挙後、初めての一般質問となります。質問に入る前に今議会に国保税の引き下げや子供の医療費外来中学校3年生までに拡大することなどの条例提案に対して、改めて心から感謝を申し上げるものであります。

さて、今回の一般質問は、この間、市民や諸団体から当市議団と天下みゆき県議に寄せられた要望を中心に、そして事前に県の各担当者との意見交換を行ってきたことも踏まえて質問をするものであります。

また、さきの質問者と重なる質問項目に対する市長の答弁を踏まえて質問いたしますので、ご回答は簡潔明瞭にお願いいたします。

第1は産業振興にかかわってでございます。

1つ、汚染土壌処理施設建設計画にかかわってお伺いします。

11月11日、町内会と水産業界の関係者への説明会が開かれました。当議員団も、またほかの議員さんも参加しておりました。参加者からは、「塩竈は昔から水産のまち、名勝松島の玄関口、観光のまちである。今産地市場として新しい市場建設に取り組んでいる。水産加工業は、災害の被害も受け、もとに戻れるように必死で頑張っている。しかし、販路縮小と原発事故による風評被害で売り上げが8割に戻った企業は3割程度、ほとんどはもとに戻っていない状況にある。しかも、今水産業は原発事故による直接的な被害がなくても、消費者は食べない、買わないという影響を受けている。これが人間の心理だとも言われました。今計画している汚染土壌処理施設は、新たな風評被害を招くことになる。直接食を扱う水産業として受け入れられない。断固反対である。しかも、指定場所がなぜ塩竈なのか疑問を持つ。町内会の問題では済まされない。水産のまち塩竈全体にかかわる問題であり、そういう点から説明会には市や県も入るべきである」という意見が出されました。

また最近、私、関係する町内会長さんにお会いしてお話聞きますと、「町内会としては判断できない。協定書は結べない。県や市が対応すべきである」というのがほとんどの会長さんのお話でありました。

こうした経過を踏まえて、水産関係者はあす17日、塩竈市長と議長団に申し入れをするということをお伺いしております。汚染土壌処理施設計画については、市ではその後どのように把握し、また今後どう対応するのかお伺いいたします。

また、塩釜港からの汚染土壌の搬出について、県とその後どういう協議をなさっているのかお伺いいたします。

2点目は、魚市場の水揚げの問題です。

新魚市場は、現在9月A棟の一部分の完成を目指して進められております。このA棟の建設に伴って、関係者から魚種選別機や電動フォークリフトなどの機材整備が課題になっているという意見が寄せられました。このことを県の担当者との意見交換を行ったわけですが、水産庁の補助制度があることがわかりました。

先ほどもございましたように、A棟の完成まで設置するためには、県への申請ができるよう、

関係者との協議を含めて急ぐ必要があると考えます。魚種選別機や電動フォークリフトなどの機材整備について、市としてはどのように検討されているのかお伺いいたします。

また、水産加工業の原材料を取り巻く状況と確保策についてであります。

昨日の答弁でもありましたが、新しい魚市場の目標が年間の水揚げ金額120億円、数量で2万5,000トンとしております。市は、水揚げを図る支援策として水道料金の軽減、輸入冷凍魚及びカツオ・マグロー本釣り船の魚市場の使用料の減免、遠洋底びき網誘致の補助などに取り組んでいることは市長からもお話がございました。

これはこれとして評価するものですが、今やはり関係者からは、特に魚を取り巻く状況が一段と厳しくなっている中で、とりわけこの新魚市場建設とともに、魚市場での水揚げ拡大はもちろんのこと、水産加工原料の拡大をどう図るかが問題だと口々に言われております。その具体的な目標を具体的にどう図るのかはございますが、関係者との議論が求められているとも思いますけれども、今後この水揚げ確保、原料の確保をどのように考えているのかお伺いします。

第2は、公共交通の拡充についてです。

当市議団もNEWしおナビ100円バスを初め、100円バスの拡充実現を望んでおります。特にさきの9月議会での仮設住宅の乗り合いタクシーの問題、被災地特例が平成27年度までになっていることなどから、県の担当者との意見交換を行ってまいりました。県の担当者は、国の補助制度と同時に県の単独事業も活用できるというお話も伺いました。

昨日の志子田議員の質問に対して、市長は拡大の方向で、市民を代表とする地域公共交通協議会を開催すると述べられました。路線も明示しながらとも述べたと思います。市として、協議会に提示する路線は、現行路線と新たに拡充を求められている地域も含めたものと受けとめていいかどうか、その点をまずお伺いします。

そして、国・県の補助事業の活用などについてどのような検討を行っているのかもお伺いしたいと思います。

第3は、教育の充実についてです。

宮城県教職員組合中央支部から当市議団に中央支部が10月に市内の各小中学校の教職員に対するアンケートを実施したことについて意見交換を行いました。この中で、1つは学校事務の共同化の見直し、2つ目には学校図書の実質、3つ目は図書整備員の配置についての3点での改善を求める意見が寄せられました。

そこで、今回質問に上げております、1つは学校事務の共同化の見直しについてです。

これまで学校に配置されている事務員を一中と玉中の2カ所に集中され、学校事務の共同化が行われております。この学校事務の共同化については、教職員にとって事務職員に聞かないとわからないことも多くある中で、常駐していた事務員がいなくなったことで不便になっている。もとのように学校ごとに事務職員を配置してほしいという声が寄せられています。

県教委の担当によれば、県内で事務の共同化は塩竈だけであると話しています。こういう中で、やはりもとのように学校ごとに事務職員を配置すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

2つ目は、学校図書の充実についてです。

学校図書については、図書室の本が少な過ぎると。図鑑も少なく、調べ教育ができない。冊数をそろえるために古い本をそのままとっておかざるを得ない状況だ。図書の増冊を要望しているということであります。

教職員は、実は他自治体の学校の経験も多く持っている教師・職員であります。他市に比べても、塩竈の学校の図書が少ないことを痛感しているのではないのでしょうか。計画的に新しい本を購入すべきと思いますが、お伺いします。

3つ目は、図書整備員の配置についてです。

図書整備員の配置では、昨年までは毎日放課後の本の貸し出しをやっていた整備員がことしから図書整備員が週1回から2回の配置では図書室がオープンできない、学級担任が図書業務を行うことは大変難しいと。子供たちの潤いの場となる図書の利用時間も減り、子供たちがかわいそうである。常駐の図書整備員を配置してほしいと要望されています。図書整備員の配置を求めるものです。お伺いします。

次に、第4は保育行政についてお伺いいたします。

1点は、保育所の建てかえについてです。

公立保育所は4カ所ありますが、新浜町保育所は昭和47年4月開所、東部保育所は昭和48年4月に開所、香津町保育所は昭和50年4月に開所されております。もう築43年から45年にもなるものであります。保育所がこのままの状態を続けるのかどうか。先ほども子育て支援などのことも言われておりますけれども、施設改修、未満児保育所の保育の拡充が求められているわけでありまして。公立保育所の建てかえを行うべきと考えますが、見解をお伺いします。

市長の公約の中には、中心市街地に保育所施設の再配置ということが掲げられております。

保育施設の再配備というのは具体的にどのようなことなのかお伺いします。

2点目は、保育料の算定方式であります。これは担当課のところへ行ってお話伺いましたので、理解いたしましたので、これは答弁は結構でございます。

3点目は、保育所の特別児童扶養手当を受けている障害児保育加算についてであります。

こういう表題で出しましたけれども、具体的には、現在塩竈が障害児保育を実施してきた保育園に対して、平成22年度から26年度までの過去5年間分の補助金返還を求めていることについてです。当市議団や天下県議とともに補助金返還を求められている民間保育園からの相談を受け、県の担当課からの説明を伺ってまいりました。

県の説明では、障害児保育については、平成15年度から保育士に対する補助制度が一般財源化に変わったことにより、特別児童扶養手当支給対象を受けている児童については、地方交付税措置となる一方、特別児童扶養手当の対象とならない障がい児については県の市町村振興総合補助金で支給されて取り組まれてきたこと。この変更に合わせて、各自治体は平成15年度から障害児保育を実施する際、障害児保育所入所の申請手続など要綱を定めて、それぞれの障がい保育児童に合わせた国の補助と県の補助と分けて受けているものであります。

今塩竈市が民間保育園に返還を求めている問題は、民間保育園の責任ではなく、塩竈市に責任がある問題であって、障害児保育を実施してきた保育園への返還を撤回すべきと思いますが、この点についてお伺いします。

以上で第1回目の質問は終わります。ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曾我ミヨ議員から、大きく4点にわたるご質問をいただきました。

簡潔にということですが、中身が大分奥の深い話でありますので、詳細をご答弁を申し上げます。

初めに、産業振興にかかわる問題で、汚染土壌処理施設建設計画について、その後の経過と本市の対応についてのご質問でありました。今、設置予定者が地元の方々にさまざまな形で説明会を開催されているようであります。県の指導要綱では、地域住民への説明会開催、3回という義務づけであります。今それらの回数を超えていろいろなご説明がなされているようであります。

本市におきましても、そういった説明会に担当者が同席をさせていただき、どのような議論

が重ねられているかということについては、つぶさにお伺いをいたしているところであります。説明会の中で地域住民の方々から多くの質疑や意見が出されているという内容等についても、十分把握をいたしているところでございますし、そのような内容を踏まえまして、県から今まで提出を求められました2回の意見書には、そのような中身を盛り込ませていただいたものと考えております。

まず、3月13日付の第1回の意見書であります。それに対しまして本市からは、今後処理施設に搬入される土壌の成分や危険性及び施設設置による影響等について、地域住民の皆様方が十二分にご理解できるような説明を行っていただきたいというようなお話を述べさせていただいております。

7月17日付の2回目の意見書であります。地域住民の皆様方とさらなる合意形成が図られますよう、しっかりと説明を尽くすことを重ねて求めるという内容の意見書を出させていただいたところであります。

今後も、市に対して県から意見を求められる機会がございますので、住民説明会の実施報告の内容や環境保全上の安全対策等を踏まえた施設計画等を十分見きわめてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、地域住民の方々及び関係者のご心配なされている点もあったかと思えます。例えば原発事故で発生しているような放射性の土壌の搬入は本当はないのかといったような問題も出されていたかと思えます。それらに対しては、事業者のほうから一定程度の報告がなされたものと考えているところであります。

前段申し上げましたとおり、今後とも、まずは計画者が真摯に説明を尽くし、地元の方々のご意見をどのような形で反映するのかということをしかりとお答えをすべきではないのかなというふうに考えているところであります。

次に、議員から塩釜港からの汚染土壌の搬出について県との協議はというご質問でありました。私も県の港湾課長とこのことについて意見を交換させていただいております。

塩釜港からの汚染土壌の搬出につきましては、港湾管理者である県の指導監督のもと、埠頭での積みかえ・保管施設から行われているところでありますが、本市では今現在、その取扱量等の把握というものができていない状況であります。これらのことについて、県のほうに改めましてそういった状況についても塩竈市のほうにも内容を通知していただきたいというようなお願いをしたところであります。

それに対して県からはこのようなお話をいただきました。積みかえ・保管施設である場合は、土壤汚染対策法に基づく立ち入り権限、また港湾法に基づく野積み場への使用許可という権限を行使し、情報の収集を行うこととされております。県におきましても、全ての情報を把握できる状況ではないと聞いておりますが、県に対しましては可能な限りの情報収集し、本市のほうにもそのような内容をしっかりと教えていただきたいというようなお話をさせていただいております。

次に、新魚市場建設に伴う魚体選別機や電動フォークリフトなどの施設整備についてのご質問でありました。

まず、魚体選別機であります。新魚市場での取扱魚種の拡大に資する取り組みの一環として、業界の皆様方から魚体選別機整備の要望が出されております。

現在、本市といたしましては、水産庁の強い水産業づくり交付金事業を活用した整備に向け、宮城県のお力添えをいただきながら、既に水産庁と協議を始めさせていただいております。ただ、水産庁では28年度の強い水産業づくり交付金には大分応募者が多いのでなかなかハードルが高いというようなお話をいただきました。

その後、ほかに活用できるような制度がないかということにつきまして、県の担当課と今話し合いをさせていただいており、さまざまな手法を活用してまいりたいというふうに考えているところであります。

2点目であります。電動フォークリフトの整備であります。

このことにつきましては、基本的には各事業者が取り組んでいただくことといたしておりますが、市といたしましては、新たな補助制度が活用できる方策がないかといったようなことにつきまして模索をさせていただき、でき得る限り利用者の方々の負担軽減に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、水産加工の原材料を取り巻く状況と確保策についての考え方についてご質問いただきました。

現在の水産加工業を取り巻く環境は大変厳しいと認識をいたしております。国の経済政策により円安が進行し、東日本大震災当時、1ドル当たり80円を切っていた為替レートが今や125円に達し、1.5倍という状況であります。一方、原材料となるすり身の取引のほとんどが現地通貨で価格を設定しておりますことから、例えば1キロ当たり5ドルとすれば、震災前なら400円だったものが625円、50%以上に値上がりしたのと等しい環境であります。円安の進行

に対して消費者物価指数の上昇は目標である2%に達していない状況から、事業者がこの材料高騰分の費用を製品に転嫁できないという二重、三重の苦しみを味わっていただいております。特に、本市の水産加工業者は中小企業でありますことから、取引先などとの関係から、このような状況が顕著にあらわれており、本市が独自に行ったアンケート調査におきましても、50%余りの事業者から残念ながら価格に転嫁できないという苦しい回答をいただいたところであります。

また、漁船漁業につきましても、世界的な気候変動により漁場が安定していないことや資源確保を目的とした漁獲量規制などにより、国内における加工原料となる魚の調達がますます厳しい状況となっております。近年では、公海上における中国や韓国、台湾などの大型漁船による大量漁獲で日本近海への魚の回遊がめっきり減少するなど、漁船漁業自体が非常に厳しい状況となっております。

さらに、ロシア海域におけるサケの流し網量の禁止は、年末にかけて贈答品として取引のピークを迎えるベニザケの需要に対応できない、売りたい商品がないという状況となっております。このため仲卸市場の方々からは、贈答品としての取り扱いがほかのものに変わってしまい、または販路を失うことになるのではないかとという危惧が寄せられているところであります。

これまで日本は世界各国から水産物を購入し、国際市場をリードしてきた存在ではありましたが、世界的な水産物の需要拡大や円安の影響から、現在では国際市場での取引で諸外国で買い負けてしまうような大変厳しい状況が引き続き続いている状況であります。

このように加工原料の確保につきましては、我が国全体の大きな課題となっている深刻な状況でありますことを思料いたしますと、本市といたしましては、産地魚市場の開設者として、できる限り加工原材料になり得る魚種の水揚げ確保に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

さらに、円安に起因する原料コストの増加や運輸規制に伴う輸送コストの増加など、引き続き市長会と、あるいは全国市長会と、あらゆる場面を通じて国に対し抜本的な対策を講じていただくよう要請をいたしてまいります。

公共交通充実についてご質問いただきました。

市内100円バスの拡充に対するその後の取り組みであります。

昨日志子田議員にもお答えさせていただきましたとおり、NEWしおナビ100円バスについ

ては、現在、復興事業におきまして既に完成入居いただいております伊保石地区、錦町地区を初め、現在整備中の清水沢地区、北浜地区、あるいはその他の地区の災害公営住宅を縦貫する新たな交通需要が生じていると認識をいたしております。新年度に向けましては、今後整備が予定されております、災害公営住宅等を連結するような新たなNEWしおナビ100円バスルートが構築できるかどうか検討させていただきたいと考えております。

今後の手続といたしましては、市民の代表や交通事業者、その他の関係機関等で構成される地域公共交通会議の開催や、東北運輸局に対する道路運送法に基づく許可申請が必要な項目となります。

これらのことを踏まえ、地域公共交通会議におきまして、まずは公共と民間による交通体系について共通認識を得た上で課題解決の努力をさせていただきます。

国・県の補助制度の活用についてであります。

今議員のほうから、県も応分の支援を行う制度があるのではないかというご質問でありました。そのことについてお答えをいたします。

現在、しおナビ100円バス及びNEWしおナビ100円バスにつきましては、国の特定被災地域公共交通調査事業により全額補助を受けて運行をいたしております。しかしながら、28年度までは国の特定被災地域公共交通調査事業による全額補助が認められるようではありますが、29年度以降の被災地域特例事業の継続についてはいまだ不透明な状況であります。例えば被災地特例が終了した場合、従来の県の補助制度であります宮城県バス運行維持対策費補助金を活用することとなりますが、補助率が3分の1に引き下がることとなります。したがって、3分の2は市が負担をしなければならないという財源の確保が必要となるところであります。運行拡大に伴う新たな財源確保も必要となりますことから、県の補助金等の活用を視野に入れながら、地域住民の皆様の利便性向上となる公共交通体系のあり方を検討してまいりたいと思っております。

議員から路線については決定しているのかというご質問でありましたが、市議団の皆様方からたしか災害公営住宅をめぐるような路線を考えるべきではないかというご提案であったかと思っております。我々もそういったものを基軸にしながら今検討させていただいているところでございます。

次に、教育の充実について2点ご質問いただきましたが、教育長からご答弁をいたさせます。

次に、保育行政についてであります。

まず、公立保育所の建てかえについてであります。

先ほど議員から4カ所という公立保育所の件数をお話しいただきましたが、5カ所の間違いでよろしいですかね。5カ所、今市立保育所として運営をさせていただいております。そのうち確かに藤倉保育所を除く4カ所については、昭和50年前後に建設をされ、築40年が経過をいたしております。未来を担っていただく子供さんたちに本当によりよい良好な保育環境でという思いは我々も当然持っております。

ただ、一方で、保育所を建てかえる場合には、例えば社会福祉法人や学校法人など民間事業者が設置主体の場合は国の保育所等整備交付金を活用できることになりまして、たしか4分の3ぐらいが国のほうから補助をいただけると。4分の1を設置者が負担するというような大変恵まれた補助制度が設けられておりますが、一方、市が設置する保育所を市が建てかえをする場合はこの交付金の対象にはならないという現実を我々突きつけられているところであります。

このため市が設置する保育所の建てかえにつきましては、一般財源でのみ対応することとなり、本市の財政状況から現時点ではなかなか4カ所の建てかえという見通しが立ちにくいという状況でございます。

このような状況を踏まえ、平成22年度から26年度までの本市次世代育成支援行動計画、いわゆる「のびのび塩竈っ子プラン」では、その時点での保育需要に対応し、子供さんたちによりよい環境の保育を提供するため、新浜町保育所の廃止と香津町保育所の民営化を提案をさせていただいたことがございます。

しかし、東日本大震災後の保育需要の増加から、新浜町保育所の廃止は当面見合わせとさせていただきますとともに、27年度から予定をいたしておりました香津町保育所の民営化につきましても、今見合わせているという状況でございます。

なお、今年度からスタートする「新のびのび塩竈っ子プラン」では、この2カ所を含めた保育所のあり方についての5カ年計画を提示をさせていただきたいと考えているところであります。

保育所の算定方式の変更については、議員のほうから結構でありますというお話がございましたが、どのような取り組みをしたかということだけは一言触れさせていただければと思います。

今回、国におきましては、新制度で保育料、旧来の年少扶養控除を認めない、市民税所得割

によって算定をするという方式に変更されております。本市におきましては、今入所されている子供さんたちは旧来の制度で保育をお願いさせていただくということで、負担緩和を図りました。結果として、今までの方々は旧来の料金で保育を受けられるという環境になっております。結果といたしまして、年間715万8,000円の単独費を計上しております。

さらにであります、国におきましては、この保育料算定については8階層でやるということで指示が出されておりますが、8階層になりますとかなり大きな負担を強いられる父兄が出てまいりますので、本市独自に今回も13段階に細分化をいたしております。できるだけ大きな負担をしなくても済むようにという取り組みをさせていただいております。結果として、6,213万9,000円の負担をさせていただいております。

合わせますと約7,000万円をこの保育支援のために単独費で負担をさせていただくということをご理解いただければと思います。

次に、保育所の特別児童扶養手当であります。

まず、国であります、平成14年度までは特別児童扶養手当の支給対象となる重度の障がい児を保育所で受け入れた場合は、障害児保育事業として補助金を交付をいたしておりました。その後、国は三位一体改革により、平成15年度にこの補助金を廃止し、地方交付税の算定対象として市町村への財政措置に切りかえられました。交付税措置と、先ほどおっしゃっていただいたとおりであります。

これを受け、本市は平成16年度に塩竈市認可保育所保育事業補助金交付要綱を制定し、私立の認可保育所が乳幼児保育事業、延長保育事業、障害児保育事業の各事業を行った場合に補助金を交付いたしております。

そのうち障害児保育事業に対する補助は、集団保育が可能で日々通所ができ、特別児童扶養手当の支給対象障がい児を受け入れている施設を対象とする旨規定をさせていただきました。その後、平成21年度に市の補助金の見直しを行い、これまでの乳児保育、延長保育、障害児保育の各事業に対する補助を保育所の入所児童数に応じて補助する方式に改めさせていただきました。

こうした経過から、補助金の算出方法は変わりましたが、障害児保育に対する補助は、乳児保育、延長保育と同様、現在も私立保育所に対し本市から行っているということをご理解いただきたいと思います。

議員のほうからご質問いただきました障害児保育事業における特別児童扶養手当の支給対象

についてのご質問であります。このことについては、重度の障がいを持つ児童の保育の受け入れについては、現在の塩竈市認可保育所保育事業補助金交付要綱により補助をさせていただいているということでもあります。

ただし、県は、軽度の障がいをお持ちの障がい児については、県の市町村振興補助総合補助金を活用して障害児保育事業により3分の1の補助をされております。それに対して塩竈市も3分の1補助をさせていただき、3分の1は保育所というような取り組みでありました。今回の場合は、重度障がい者に対しても、実はこの県の市町村振興補助金を使っておりまして、その部分は前段申し上げました一括の補助の中で見ておりますので、返還をしてくださいというお話を県からいただいたわけでありまして、したがって、県のほうからそのような指導があったことを踏まえまして、保育所のほうに、大変恐縮ではありますが、こういった制度の違いがありますことをということで返還を、大変恐縮ではありますが、お願いをさせていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋陸麿君） 教育の充実について2点ご質問いただきました。

まず、学校事務の共同実施の見直しについてであります。

まず、共同実施の経緯についてであります。平成10年に文部科学省から学校事務の共同実施が教育施策として取り上げられ、全国的に共同実施の動きが出てまいりました。

本県においては、当初平成26年から3年計画で共同実施導入の予定でありましたけれども、事務職員による金銭に関する不祥事が繰り返されたこともあり、平成27年度から全ての市町村で導入しているところでございます。

国や県では、これまで各学校1名配置だった学校事務職員は、経験や知識がまちまちであるがゆえに行政サービスにばらつきが出ることもあるため、3つの目的、1つ目は事務処理の適正化・効率化、2つ目は職員の資質向上、3つ目は教員の多忙化解消などを目的として進めております。

共同実施の実施形態には、各校に籍を置き、日常は各校で事務業務を行い、定期的に拠点校に集まり、共同実施を行う分散配置型と、拠点校で地域内の学校の事務業務を行う集中配置型があります。先ほどありました本市だけというのは、この集中配置型であります。

本市におきましては、平成25年度から宮城県教育委員会により助言・指導を受けながら、本

市事務職員等と協議の上、準備を進め、平成26年度は集中配置型を目指しながら、分散配置型で実施をまいりました。

この間、校長会、教頭会、用務員部会、または全職員へ文書等で毎月お知らせ等をする中で周知を図ってまいりました。また、事務職員部会でマニュアルを作成・配付するなどの段階を経た上で、本年度より集中配置型を実施しておるところであります。

集中配置型で進めることにより、正確で効率的な質の高い行政サービスの提供が可能となっております。また、相互理解向上や点検指導を容易にし、事務職員全体の質の向上につながっておるところであります。

特に大きな成果としては、学校集金の収入事務を事務職員が共同し、統一的手法で行うことにより、収納率が向上したとともに、今までの、特にこれは小学校なんですけれども、担任による袋集金を取りやめ、教員の負担軽減につながっておるところでございます。

事務職員が常駐しなくなった学校については、定期的に巡回し、事務処理等の事由が発生すれば、その都度訪問するとともに、電話相談も随時行っておるところであります。

なお、教職員に対し今後の共同実施運営に係るアンケートを実施して、成果や課題についても把握しており、それに基づいて今月中に課題解消に向けての会議を予定しておるところであります。

これまでにない先駆的な取り組みでありますので、軌道に乗せるために改善すべき点は改善し、本県教育委員会とより連携を図りながら、共同実施による学校運営への積極的な支援を通じ、本市学校教育のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

次に、塩竈市の学校図書の現状と課題についてでございます。

蔵書数を見ますと、平成27年3月31日現在におきまして、小学校では7万6,488冊、中学校では5万2,633冊となっております。整理目標として文部科学省で示している学校図書館図書標準を参考に、この標準の100%以上達成を目指して整備を進めてまいりましたが、本年度中に全ての小中学校で達成する見込みでございます。

一方で、蔵書の質の向上を課題として捉えており、全国学校図書協議会が示す学校図書館図書廃棄基準に基づいて、著しく汚れた図書、記述している内容、表記等が古くなり利用価値の失われた図書等の廃棄を行い、計画的に更新を進め、児童生徒のニーズを取り入れた親しみやすい学校図書の充実に努めておるところでございます。

学校図書整備計画及び予算についての考え方でございます。

各学校における図書の整備につきましては、図書担当教諭を中心に必要な図書、児童生徒に読んでほしい図書を選択し、整備をしておるところでございます。

また、予算についての考え方でございますが、教育費全体のバランスの中で優先順位、緊急性等を考慮しながら予算配分を行っておるところでございます。

次に、図書整備員の配置についてでございます。

今年度は、図書整備員として各中学校に1名配置しております。中学校を拠点校として、中学校へ週3回、小学校へ週2回出向き、児童生徒が本に親しめるよう、各学校の図書館の環境整備を行っておるところでございます。

以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 2回目の質問をしたいと思います。

1つは、汚染土壌の関係ですが、先ほど市長から状況はつかんでいるという話があったのですが、あす水産関係者は申し入れに出向くようでありますので、しっかりとそれを聞いていただいて、私はここで言いたいのは、もはや県の汚染土壌処理の要綱に基づくルールだけではなくて、もう塩竈の産業界にとっては死活問題だということまで来ております。だから、市長は淡々と丁寧な説明を進めるようにという立場かもしれませんが、もうそういう状態ではなくて、塩竈の水産のまち塩竈、おいしさと笑顔が集う塩竈のまさにそういう方向がどうなるかということに来ていると思いますので、ぜひこれは引き続きしっかりと受けとめていただきたいと思いますし、もちろん市の職員が説明会に来ていることは私も知っていますが、要は市民が求めているのは、塩竈を今後どうするかという責任のある方、市長や副市長、また産業環境部長などがきちんとそこに出てほしいということだと思いますので、しっかりと受けとめていただきたいというふうに要望しておきます。それは要望にしておきます。これからの問題であります、また。

2点目は、魚市場に関してですが、魚体選別機、これはわかりました。それから電動フォークリフトについても、これからいろいろ模索をしていくということですが、私これら業界の方々から話を聞いていまして、今度はブルーシートだとかと小出しに出されている感じがするんです。だから、本当は魚市場が今の高度衛生管理型荷さばき所ということを目指すのであれば、当然もうフォークリフトも魚体選別機もシートもそれらも含めた全体の構想があっ

て、それらがどこで負担をして設置するのか、あるいはそれを使った場合に誰がこれを負担するのかとか、いろいろなさまざまなことがあるんだろうと思います。そういう点での議論が私はちょっと少なかったのではないかというふうに、誰のせいというふうには言いませんけれども、やっぱりそういう議論をきちんと積み重ねて行って、そしてちゃんと制度に乗せる。1月に臨時国会と言われますけれども、先ほど市長が言われましたように、こういった予算に乗せることも非常に厳しい状況があるかと。でも、A棟の完成、1期の完成はもう決まっておりますから、そういう点では引き続きしっかりと業界との話し合いもしながら、きちんと補助制度に乗せていただくよう、これも要望しておきます。

それから、水産加工原料を取り巻く状況は本当に大変な状況だと。私は四、五人の方から聞いていたんですが、全部それを精査することはできませんでしたが、本当にまずは大変な状況なんだと。先ほど市長も言いましたけれども、新しい魚市場の管理者でもあるということも述べられました。私この4年間の統計を、市場の水揚げの取り組みの数量をちょっと平均してみましたら、数量で23年度から26年度の4年間では平均で2万800トンでした。それで、金額では104億となっています。だから、先ほど申しました数量で2万5,000トンの金額で120億というのは、遠い状況ではないのではないかと。そうすると、今魚を取り巻く環境が非常に厳しい中で、やっぱり青物だとかいろいろ言われておりますけれども、やっぱり加工業者も含めてどういったところに手をかけて水揚げを図るかということの議論もしっかりとすべきではないかと。ところが、最近聞きましても、どうも市場の管理、指定管理にしていくという方向だけは耳に入っているけれども、市場をどうやっていくかという議論はまだ深められていないというか、そういう認識がどうもない感じですね。どうするんだやと。塩竈市にどうするんだやという話もないと思いますけれども、でもどうするのかということがやっぱり議論がされていない。不十分だと言わざるを得ないんです。だから、本当は商取引ですから、当然関係業界が本気になって目の色変えて取り組むことだという面もあると同時に、やっぱりそれらを塩竈市がきちんと引き寄せて議論させていくということが、非常に、あと1年数カ月になるかなんでしょうけれども、それがどうしても必要になってくると思いますので、先に先に延ばすことなく、先ほど言われましたいろんな機材も含めて、当然利用者の負担にもなってくる問題でもありますし、きちんと大枠の話になってしまいましたが、一つ一つ議論を煮詰めていただきたいというふうに思いますが、この点ではどうなのかお伺いします。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） まず前段ご質問いただきました衛生管理に伴う備品の購入等について計画的に行われているのかということでございますけれども、もう既に決まっております電動フォークリフト等については、先ほど市長も申し上げたとおり、補助、何らかの形でできないかということで、そういった段取りをさせていただいておるところでございます。ただ、一方で、こういった形でマグロ等の荷物を扱うのか。地面に直接直置きできなくなりますので、シートを使うのか、すのこを使うのか、はたまた台車を使うのかといういろいろなやり方を各市場でやっておりますので、その辺については今衛生管理の扱い方ということと並行して進めながら、それで方向性が定まったならば、こういったものをこういった形で購入するかというふうに展開していきたいというふうに考えておるところでございます。

後段の水揚げについて、120億というのは非常に遠い目標ではないかということでございます。それは、やはり平均すると、議員おっしゃられたとおり、今百数億という状況でございます。これをいかに水揚げ高につなげるかということについては、さまざまなお話は出ておりますけれども、議員おっしゃったとおり、まさにこういった例えば加工なり、仲卸なり、消費市場のニーズがあるのか。そのニーズを捉えながら、どうやって調達してくるのか。それは漁船に限らず、いろいろな他の市場から引っ張ってくることもなんかも考えられると思います。あるいは消費市場との連携を強化するとか、塩竈市の市場として情報を発信していく、さらには共同配送のことを考えたら漁船誘致等でさまざまなことを考えなければならないということの認識はそれぞれお持ちだと思います。

私どもとしては、まず行政としてリードできるような部分ということで、まずハードの部分ですとか、あるいはその使い方の部分の根幹となります高度衛生の部分については進めておりますけれども、本来的に主要なプレーヤーである方々が率先して行っていただきたい部分はあるわけですが、そういったことも言っておられませんので、やはりそういったことについて他の産地、魚市場等ではプロジェクト等をつくって進めているような実態がありますので、そういったことについては皆さんと意見交換しながら、必要なプロジェクトなんかをつくって、来るべきオープン、あるいはグランドオープンに向けて進めていかなければならないかなというような考えを持っておるところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 市場の建設を含めて、震災から本当に大変な思いで職員の方は頑張ってきたというふうには思っております、それはそれで。同時に、やっぱり本当に業界という大変な、なかなか難しい、この保育所建てるのも難しいけれども、一層この水産関係の状況をやっぱりどう引き上げていくかというのもまた非常に大変な問題だとは思いますが、だからこそやっぱり先延ばししないで、本当に建設しているわけですから、目の前で、やっぱり本気でこれどうするかということを今やるべきだと。今こそ。やっているんだと思いますが、ぜひ強くそれは引き続きやっていただくようによろしくお願いします。何か聞いても、誰かがやってくれるんだろうというふうには思っていないんだろうけれども、何かそういうふうな何というのかな、どうも端々にそう思ったりしちゃうんですね。だから、そういう点では、やっぱり塩竈市のイニシアチブというんですか、それが非常に求められると思いますので、よろしくお願いします。

教育問題です。1つは、事務の見直しで10月16日に新聞に出ました。国がそういう事務の共同化をとすることはうたっているようなんですが、ただこれは新潟の市教委が述べているんですが、これも月に1回、2回を集中させて、先ほど教育長が言いましたように、例えば収納対策だとかいろんなことを共同してやろうと。そうすれば効率が上がるし、先生の負担もかけないで済むと。そういう配置で、常にはやっぱり学校にいらして、そしてこれはじゃ共同してやろうよということをきちんとやっている取り組みなんですよ。これだったら私は理解できるんですが、やっぱり一遍に集中してしまうということが、やっぱりいろんな先生たちの不安もいろんな新たな先生たちの忙しさにつながっているのかなとも思いますけれども、いずれにしてもこの事務の見直しというのはあくまで教員の負担を軽減することだということですから、そういった点で軽減するための取り組みとしては、先ほど教育長言いましたように、引き続きアンケートもとったやにも聞きましたが、やっぱりしっかりと教員の意見も聞いて取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

それから……、時間がないので。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋陸麿君） 1点だけお話をしておきたいと思います。

この事務の共同実施の目的というのは、事務処理の適正・効率化、そして職員の資質向上、これが主目的でありまして、ゆとりがあれば教員の多忙化解消ということでもありますので、もともとの目的が多忙化解消ではございませんので、職種が違いますので、以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） 新聞を読んでね、ああそうなんだと思ったんですが、これはもっと深めていきたいと思います。

それから、保育行政の点で、もう時間がないのですが、障害児保育の関係ですが、結局障がい児の程度が、この子供さんは特別扶養手当をもらっている子だと、このお子さんはもらっていないお子さんだということは、保育園ではそれは知り得ない情報なんですよ。知り得ないのに、こういう子供さんを預かってほしいと言われてますと受けるわけですけども、その申請補助の制度は、これは国の一般財源下でもらうものだ、これは県のほうの振興資金でもらうものだなんていうことは、全く、一切受けている保育所がわかっていることではないんですよ。だから、それを勘違いして、保育をしてきた保育園のところに請求を求めるのは問題ではないかというふうに私どもは県の話もいろいろ聞いてそう思っているわけですが、その辺を、今後ともまたいろいろとやっていかなきゃならない課題だと思います。どうせ27年のそれでやられているわけですから、そういう点でもし何かあれば回答を求めておきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま障害児保育について再答弁をということでございました。

その前に先ほど保育料の算定方法の切りかえに伴う経過措置の市長答弁の中で、「今保育所に入所されているお子さんが継続して入る場合に」という発言をされたと思いますが、それはことしの3月時点で入所されていたお子様が制度切りかえ時に4月に引き続き入所している場合に経過措置を適用したということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、障害児保育の関係でございます。

今特別児童扶養手当というお話ございましたが、それは判断基準の目安の一つということでございます。簡単に言えば、程度の重いお子さん、それから軽いお子さんがいらっしゃいます。重いお子さんについては、市長が答弁差し上げたとおり、これまで国の補助金、あるいは補助金が廃止された交付税措置、それに伴う市の補助要綱ということで、引き続き現在も補助をさせていただいているというのが状況でございます。

一方、程度の軽いお子さんにつきましては、補助がございませんでしたので、宮城県が平成

17年に新たにつくりました市町村振興総合補助金にその補助メニューを入れましてその部分もカバーしましょうということで補助制度ができたということです。

塩竈市は、その年その年、対象となるお子さんいらっしゃるかどうかというのは、逐一保育園側と確認をさせていただいて、県に対して補助申請をするという手続をとっておりましたが、先ほど議員さんおっしゃいました平成22年度、23年度、24年度については、本来軽度のお子さんを対象とする県の補助金のところに重度の方も入ってしまったという経過がございました。ですから、そういう連絡を26年度の補助の申請の段階で県のほうから指摘受けまして、県のほうと協議してきた経過ありますけれども、逐一、一件一件判断しながら、この方は対象になる、この方は対象にならないという判断をさせていただいたということでございます。ですから、特別児童扶養手当を受給されていたからということではありませんので、逐一そのお子さんに関して、例えば診断書の提出を求めたりということで、お互いにやりとりをしながら判断してきたという経過ありますので、県のほうから補助金の返還を求められたということをもまず当事者である関係する民間の保育園のほうには伝えなくちゃいけないねということでお伝えしたのが先ほど曾我議員さんのほうに質問という形であられたのかなというふうに思うところであります。（「県側がやらないんです」の声あり）

○副議長（伊藤博章君） 曾我議員、よろしいですね。

以上で、曾我ミヨ議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明17日を議会運営委員会開催のため休会とし、18日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明17日を議会運営委員会開催のため休会とし、18日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後5時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月16日

塩竈市議会議長 香取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊藤 博 章

塩竈市議会議員 曾我 ミヨ

塩竈市議会議員 小野 幸 男

平成27年12月18日（金曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

平成27年12月18日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案第81号ないし第97号、議員提出議案第11号(各常任委員会委員長議案審査報告)
 - 第3 請願第1号(民生常任委員会委員長請願審査報告)
 - 第4 議員提出議案第12号
 - 第5 議員提出議案第13号
 - 第6 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

追加日程第1 議会運営委員会の委員の選任

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 副市長 内形 繁夫君

市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	水道部長	赤間忠良君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会 教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番菅原善幸君、3番浅野敏江君を指名いたします。



日程第2 議案第81号ないし第97号、議員提出議案第11号（各常任委員会委員長
議案審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、議案第81号ないし第97号、議員提出議案第11号を議題といたします。

去る12月8日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。

14番志子田吉晃君。

○総務教育常任委員会委員長（志子田吉晃君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月10日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第84号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」については、勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称番号法）の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について必要な事項を定めるため、新たな条例の制定をしようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決す

べきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に当たっては、情報漏えいや不正利用等、さまざまなリスクが伴うことを認識され、情報管理の徹底とセキュリティ対策に万全を期されたい。

次に、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」については、番号法の施行に伴い、個人番号カードの利用について必要な事項を定めるため、新たな条例の制定をしようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、これまで地方税法に規定されていた猶予制度について、今回地域の実情等に応じて条例で定めることとなったものであることから、その改正内容について対象者のみならず、広く納税者への周知を図るとともに、納税が長期化・高額化し、納入が困難とならないよう、今後も納税指導に努められたい。

次に、議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において選挙管理委員会費や小学校管理費、中学校管理費等が計上され、また債務負担行為においてマイクロバス管理業務委託等が追加計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、学校施設における樹木の管理については、児童生徒を初め、市民の安全にかかわる問

題であることから、危険箇所の把握を徹底され、今後も適切な剪定や伐採に努められたい。

また、通学路についても、事故のないよう点検を行われ、その安全確保に万全を期されたい。

次に、議案第93号及び議案第94号は、工事請負契約の締結についての案件であり、いずれも議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであります。

まず、議案第93号については、23年災 第9209号外6件寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号については、27-復・交 藤倉2号雨水幹線築造その2工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号「財産の取得について」は、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、桂島地区災害公営住宅第2期整備分の建物を取得しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号「塩竈市と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託」については、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立ての裁決の妥当性を判断する独立した第三者機関の設置が必要となり、その機関の事務を宮城県に委託しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 志子田吉晃

○議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

3番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第81号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」については、外来に係る助成の対象を中学3年生までに拡大するため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げ

ます。

1. 今回の子ども医療費の助成対象の拡大については、子育て支援の充実を図るもので、評価できるものであり、助成の対象を高校生まで拡大し、また所得制限を撤廃している自治体もあることから、今後は対象の拡大を検討されるとともに、国に対する助成制度の創設と県に対する支援の拡充について引き続き要望を行われたい。

次に、議案第82号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」については、介護予防日常生活支援総合事業について平成28年4月1日から開始するため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」については、国民健康保険税のうち、基礎課税額（医療保険分）の引き下げ及び地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において後期高齢者医療費、子ども医療助成事業費及び児童手当事業費等が計上されました。また、債務負担行為においては、塩竈子育て支援センター日曜開館業務委託が追加され、さらに地方債においては災害援護資金貸付金に変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「平成27年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、債務負担行為において、いきいきデイサービス事業委託及び老人福祉活動支援事業委託が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会でも審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（香取嗣雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番志賀勝利君。

○産業建設常任委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第83号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」については、浦戸桂島地区の災害公営住宅完成に伴い、附属する集会所を市営住宅条例に加えるため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、東日本大震災復興交付金基金費、災害公営住宅集会所備品整備事業、漁船乗組員救急救命推進事業補助金及び道路維持費などが計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、海岸通地区震災復興市街地再開発事業については、津波及び地震により多くの店舗が被災した海岸通地区において、再開発組合により防災機能の強化やにぎわいと風格のある都市環境を整備し、本市中心市街地の復興を図るものであるが、当事業の成功には地権者の結束と周辺商店街、商店及び市民の理解を深めることが不可欠であることから、市民等に対する十分な情報発信に努められたい。

次に、議案第91号「平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」は越の浦地区下水道整備事業について、決算整理に向け、財源である一般会計繰入金の減額補正とあわせ、歳入歳出それぞれ5,000万円減額するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について」は、塩釜港旅客ターミナルの指定管理者について、選定委員会の審査を経て候補者となった塩釜港開発株式会社を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、塩釜港旅客ターミナルの運営に当たっては、独自イベントの開催や飲食店及び物販店の充実を図るなど、顧客満足度の向上に努められたい。

また、近年、会議室の利用が減少傾向にあることから、会議以外の催事・イベント等の利用促進に向け検討を行われたい。

なお、施設の管理に当たっては、指定管理者制度の趣旨・目的に沿って行われ、法的疑義の生ずることのないよう努められたい。

次に、議員提出議案第11号「塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興に関する条例」

は、市民の食習慣として生活に深く溶け込み、発展を続けてきている塩竈の地酒と地域資源を生かした食文化、いわゆる塩竈の食の振興について、市民、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、本市の地域経済の発展に寄与することを目的とし、必要な事項を定めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 志賀勝利

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第85号及び第86号について、討論の通告がありますので順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

16番伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」と議案第86号「塩竈市個人番号利用条例」について反対をいたします。

議案第85号は、個人番号の利用範囲として、母子父子家庭医療費、子供の医療費、身障者医療費の助成を利用できる、第86号はマイナンバーを証明書自動交付機で利用できるを制定する条例であります。

マイナンバーについて関連した議案第85号と第86号に対し、セキュリティーについての総括質疑で佐藤市長からの回答は、別の回線で情報の受け渡し、インターネット接続、IC、パスワード入力と担当職員を区切っていく、自動交付機も独立回線、暗証番号の設定、カードのとり忘れは90秒で自動交付機に収納など、塩竈のセキュリティーは万全との回答がありました。塩竈市の対策は万全だとは思いますが、個人番号カードが発送され、全国でもこうした発送についてのトラブルが生じております。

個人番号通知カードが市民の皆さん2万3,282世帯に郵送によって届けられておりますが、

付託された総務教育常任委員会で明らかになったのは、本人が不在ないしそこに住所があってもそこに本人がいないなど、さまざまな事情で塩竈市役所に戻ってきたのは1,861世帯、その後郵送で325世帯が郵送となっており、本人がとりに来ないと渡せない事態になっております。個人番号通知カードが渡せない事態が全国で生じております。政府が進めようとしているマイナンバー制度のほころびが最初から出ております。生じております。

個人番号は、会社・勤務先に番号を提示する、会社の経費をかけて個人番号を漏れないように管理する、そして来年1月から銀行で番号の提示が求められるなど、取り扱いとなっております。個人番号が渡されていないことで会社への提示や金融機関へのトラブルが生じることや日常生活で使っているキャッシュカードなどと違い、忘れたり落としたりしてしまったら、個人情報を知れ渡ることを懸念するものであります。

しかも、2017年1月から個人番号によって個人情報を照合する情報ネットワークが運用開始となっております。しかも、マイナンバー管理の個人情報は、93項目の行政事務、主には社会保障、税、災害を管理し、来年1月に申請するマイナンバーのICチップは空白領域に情報を入れ込むこととなっております。

安倍政権の成長戦略「日本再興戦略」は、2017年1月以降、健康保険証、印鑑登録、各種免許、キャッシュクレジット機能の一本化で民間事業者の活用の検討を示しております。さらなるマイナンバー利用拡大、官民一体の利用が進むことと、不正利用・情報漏えいが高まってまいります。

情報を民間・役所間でやり取りする中間サーバーは全国2カ所であり、ここにサイバー攻撃があれば情報が漏れることが懸念されます。

マイナンバーの政府の一番の狙いは、全国民の収入・財産をつかみ、税金と保険料の徴収強化と社会保障の削減を進めるためのツールにすぎません。マイナンバー導入を進めてきた向井治紀内閣官房社会保障改革担当審議官は、「税・社会保障を漏れなく徴収し、社会保障の基準となる所得を把握し、社会保障制度の対象を低所得者と認める人に限る」、これは2013年8月発行の本の中で語っております。

したがって、日本共産党のマイナンバーに対する立場は、1つ、国民一人一人の原則不変の12桁番号を付番し個人情報を照合できる、2つ、初期投資3,000億円、メリットと費用対効果も示されていない、3、税金・社会保障分野の徴税強化と社会保障削減に用いると指摘しました。

平成27年6月17日、参議院内閣委員会で山下よしき党参議院議員は、マイナンバーについての4つのリスクを指摘しました。1つは100%の情報漏えいを防ぐシステムの構築は不可能であること、2点目は意図的に情報を盗み取る人間がいること、3点目は一度漏れた情報は流通・売買されること、4点目は情報の集積で利用価値が高まることを明らかにしました。

したがって、マイナンバーに関連した議案第85号、第86号について、塩竈市のセキュリティは万全であることは理解するものの、政府の狙いなど、マイナンバーの政府の一番の狙いは全国民の収入・財産をつかみ、税金と保険料の徴収強化と社会保障削減を進めるツールにすぎません。

以上の点を申し上げまして、議案第85号、第86号に反対をする理由でございます。ご清聴のほど、大変ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」につきまして、賛成する議員を代表いたしまして討論を申し上げます。

今期定例会に上程されました議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、平成28年1月から本市において個人番号の利用及び特定個人情報の提供が行われるに当たり、市が保有する特定個人情報、これは個人番号を含む個人情報の取り扱いについて、必要な措置を講ずるため、新たな条例を制定しようとするものであります。

また、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」についても、マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月から希望者に交付する個人番号カードについて、証明書自動交付機での利用ができるように新たな条例を制定しようとするものであります。それに伴い、住民基本台帳カードの交付が終了となるため、住民基本台帳カード利用条例の廃止も盛り込まれております。

先ほど、反対討論の中でマイナンバーの通知の配付についてのトラブルの話がありましたが、この条例はいずれの条例もマイナンバー制度の導入によりカードの利用と個人情報の取り扱いに関するものであるが、反対会派の主張はマイナンバー制度導入そのものに反対であり、その中でも個人情報の漏えいを懸念されております。反対会派が主張する懸念される個人情報の管理につきましては、制度面ではマイナンバー法において特定個人情報等の提供は法律

の規定によるもののほか、自治体が条例において定める場合に限っており、今回の議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」で明確に定められることにより、市民の皆さんの個人情報の保護を適正に確保し、市民の皆さんの権利を保障するものであります。

私は、9月定例会で、マイナンバー制度絡みで議案での賛成討論をいたしました。その際説明しましたセキュリティー面について、再度述べさせていただきます。

技術面でのシステムのセキュリティー対策につきましては、1つは通信にはLGWANと呼ばれる専用回線を使用することにより独立したシステムとなっている。2つ目に、地方自治体などの各機関が特定個人情報のデータを連携する際には、マイナンバーとは別の各機関によって異なる符号によって行われ、送信されるデータも暗号化されること。3つ目に、マイナンバー法の規定に基づき情報連携を行う情報のみを各機関が個別に管理する中間サーバーと呼ばれる機器に保存した上で通信を行う仕組みとなっており、国による情報の一元管理はされないことなど、数多くのセキュリティー対策が措置されています。

また、9月定例会では、カードの紛失による不正利用を懸念されるようでありましたが、このカードにはICチップつきで、個人番号、氏名・生年月日・性別・住所そして顔写真も掲載され、またカードの利用に当たって、例えば自動交付機で諸証明書の発行をする場合には別途暗証番号の入力を行わなければならないなど、安全面では万全を期したカードとなっております。

このマイナンバー制度は、社会保障に関する給付の申請の際には必要な各種証明書などの書類の添付が不要となるなど、市民の利便性向上につながるものであります。

このマイナンバー制度が全国一律に導入される中で、塩竈市において導入が行われなかった場合、市民や過去に塩竈市民であった方、施設入居者などの各種社会保障等さまざまな手続面で市民の皆様に多大な影響が発生することとなりますので、安定した制度の構築のため、ぜひとも賛成すべき必要な議案であります。

以上を述べさせていただきましたように、議案第85号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例」に賛成することを表明し、多くの皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。市民クラブ、鎌田礼二。

○議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第81号ないし第84号、議案第87号ないし第97号について採決いたします。

議案第81号ないし第84号、議案第87号ないし第97号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第81号ないし第84号、議案第87号ないし第97号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第85号及び第86号について採決いたします。

議案第85号及び第86号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第85号及び第86号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議員提出議案第11号について採決いたします。

議員提出議案第11号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第11号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第1号（民生常任委員会委員長請願審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、請願第1号を議題といたします。

去る12月8日の会議において所管の常任委員会に付託されておりました請願審査の経過とその結果について、委員長の報告を求めます。

それでは、民生常任委員長の報告をお願いいたします。

3番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました請願第1号「東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願」については、12月11日に委員会を開催し、紹介議員

及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。復興の進捗状況や被災者の健康状態などについて理解を深めるとともに、国と関係機関の動向を見きわめながら、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（香取嗣雄君） 以上で常任委員長の報告は終了いたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。17番小高 洋君。

○17番（小高 洋君） 小高でございます。

12月11日に開かれました民生常任委員会において付託され、審議をされました請願第1号「東日本大震災被災者の医療費一部負担免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度も継続するための財政措置を求める請願」、この請願に関して審議の内容に触れずに委員長にお伺いをしてまいりたいと思います。

請願第1号の取り扱いについて、継続審査となりました。復興の進捗、被災者の健康状態等について理解を深め、また国等関係機関の動向を見きわめると、こういった部分に関しまして、例えばこういった資料をもって理解を深めるのか、あるいは例えば請願者、あるいは紹介議員の方々に対して、例えば資料が必要なのであればそういったものをどのような形で求めていくかと、こういったところに関して私自身、委員として審議に加わった中で、請願者の皆様、市民の皆様への責任を果たすために委員長にお伺いをしたいと思います。

理解を深め、今後審議を進めるに当たり、この審議の進め方、こういったお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野委員長。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君） ただいまの小高議員のご質問にお答えいたします。

この委員会におきましては、議事を整理いたしまして秩序を保つというのが私たちに与えられている権限でございます。そういった中で、民生常任委員会の委員長といたしましては、小高議員を含めた民生常任委員の皆様で構成している委員会を今後皆様にお諮りいたしまして、開催日を決定し、その委員会の中でこの継続案件である請願につきましては、皆様とまたさらなる審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどご協力お願いいたします。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。繰り返しとなりますけれども、市民から出されたこういった請願に対して、しっかりと審議を深め、そして結論をしっかりと出していくと、こういったことは、これはいわば委員会としての責任であります。私も委員の一人として、しっかりとこの責任を果たしてまいりたいと考えております。

ましてや今回の請願に関しては、来年度国や県、予算措置にかかわる部分で審議が急がれる、そういった内容であることも鑑みていただきまして、2月定例会の開会を待たずに委員会としてしっかりと資料をそろえる、審議を深めていく、こういったことに関して委員長のご配慮を心からお願いをいたしまして、私からの質問といたします。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） どうもありがとうございました。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、請願第1号については委員長報告のとおり決しました。



日程第4 議員提出議案第12号

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、議員提出議案第12号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第12号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

1番小野幸男君。

○1番（小野幸男君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第12号について、提出者を代表いたしまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

議員提出議案第12号「塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例」については、議会運営のより一層の充実と円滑化を図るため、議会運営委員会の委員の定数を現在の4名から6名としようとするものであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） どうもありがとうございました。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第12号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第12号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第12号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後1時47分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思ます

が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員運営委員会の委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



追加日程第1 議会運営委員会の委員の選任

○議長（香取嗣雄君） 追加日程第1、議会運営委員会の委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名をいたします。

新たな議会運営委員には、8番山本 進君、11番今野恭一君の2名を指名をいたします。

以上、2名を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を新たな議員運営委員に選任することに決しました。



日程第5 議員提出議案第13号

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、議員提出議案第13号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第13号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

16番伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第13号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意について慎重に取り扱うことを求める意見書

政府は10月20日、日米を含む12か国が交渉してきた環太平洋連携協定（TPP）の「大筋合意」を明らかにしました。市場開放分野で全品目9018の95%が最終的に関税撤廃されます。

国会決議が交渉要件にしないと求めた農産物重要5項目（コメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖）586品目のうち174品目が関税を撤廃します。国会決議を遵守したものとは言えません。

農業関係者から将来の農業を懸念する声が出されております。

水産業でもノリ、コンブ、ワカメ、ヒジキ、などは協定発効後即時15%関税削減、メバチマグロ、ミナミマグロ、太平洋マグロも11年後に関税撤廃、マス、ギンザケ、カツオも6年目に撤廃されます。関税撤廃後、海外から水産物が国内に入ってきます。地元浅海漁業やマグロやカツオの水揚げの多い塩竈の水産業にとっても将来、産業衰退が懸念されます。

日本では認められていない、食品添加物の承認を合意文書の中に入れており、遺伝子組み換え食品の表示義務も緩和されることになっています。したがって消費者にとって食の安全が脅かされます。また、将来的に日本の食料自給率が後退する事にもなります。

環太平洋連携協定「大筋合意」は最終ではなく、今後、協定文書作成、調印、批准の手続きを行わなければなりません。政府におかれましては、環太平洋連携協定の大筋合意を全文明らかにし、今後、協定文書作成、調印、批准の手続きを慎重に取り扱い、国会決議との整合性と国会での十分な議論・検証をすることをお願いし、下記の二点を要望します。

記

1. 環太平洋連携協定の大筋合意については、安易な批准を行わず、国会決議との整合性を十分に議論・検証するなど、国会において慎重に審議すること。
2. 担い手の意向を踏まえ、我が国の農林水産業の振興について万全の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） ご苦労さんでした。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第13号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第13号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第13号については原案のとおり可決されました。



日程第6 議員派遣の件

○議長（香取嗣雄君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり派遣することに決しました。

以上をもって、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月18日

塩竈市議会議長 香取 嗣 雄

塩竈市議会議員 菅 原 善 幸

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江